

第一部

自然環境と歴史的地域の形成

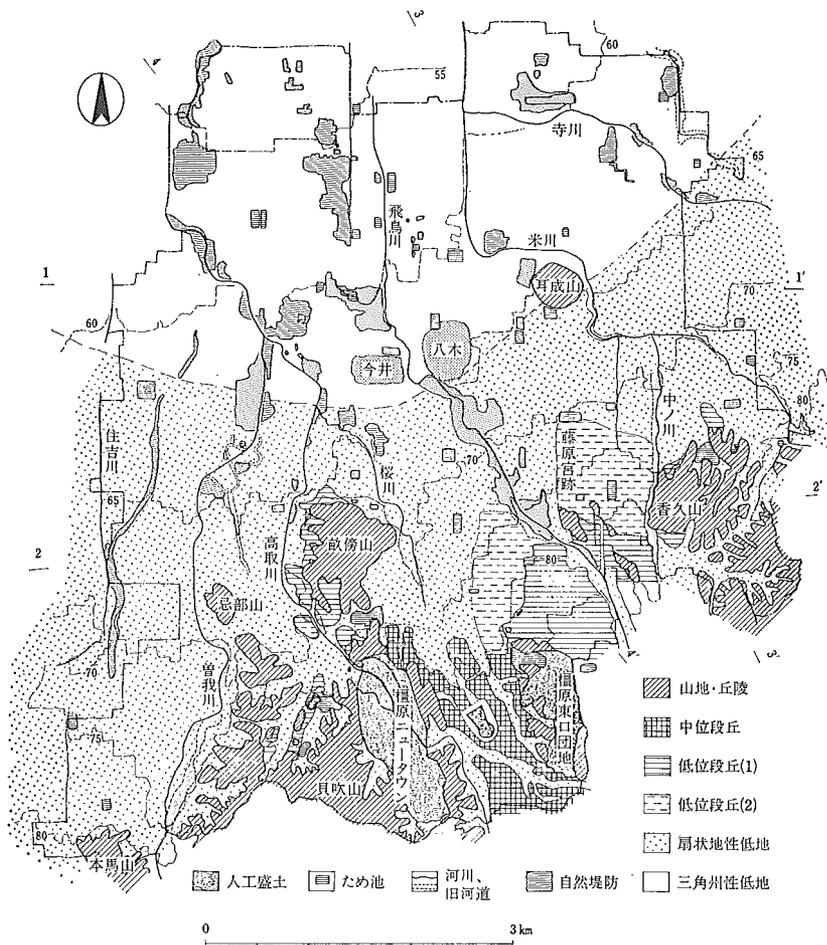
第一章 自然環境と考古空間

第一節 自然環境とその諸条件

一 地形とその特色

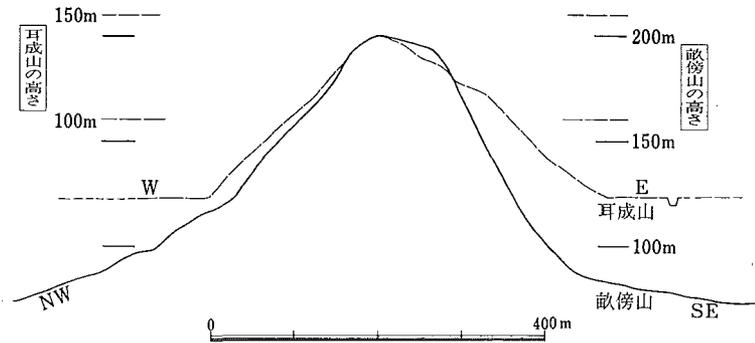
(一) 概 況

橿原市は奈良盆地の南端に位置するために、南側と東側で竜門山地の北縁をなす丘陵地形がみられる他は、大半が低く平らな沖積地でできている。盆地底を被う沖積面は極めて平坦であるが、全体的には南東から北西方向にゆるやかに傾斜しており、この傾斜に沿って、曾我川・高取川・飛鳥川・米川・寺川等の諸河川が、北ないし北西方向に流れている。また、この沖積面の中には、耳成山・畝傍山の二山が秀麗な姿をみせており、これに香久山を加えた三山は「大和三山」とよばれ、そのおりなす情景は万葉の息吹きを今に伝えている。



第1-1図 櫃原市の地形分類図

(一) 山地・丘陵地
 市内の東側と南側に広がる丘陵地帯は、風化の進んだ花崗岩類が侵食をうけて出来たものである。このため、開析谷の発達した樹枝状の地形を呈しているが、これは風化花崗岩という地質的要因以外に、耕地の拡大といった人工的な変化が加わって出来た地形といえる。しかし、谷の入り込んだ分を差し引いて考えると、全体としては



第1—2図 耳成山(点線)と畝傍山(太線)の山容比較図(横1:縦2.5)

南西から北東方向に軸をもつひとつらねの山系が復原でき、御所市国見山(二二九米)、本市の貝吹山(二二〇米)、香久山(一五二米)、桜井市の鳥見山(二四五米)等は、もとは一連の山塊として盆地底と接していたものが、後の盆地側の陥没と山地側の風化・侵食によって高度が下り、今日みるような個々の山塊と開析谷の入り込んだ丘陵地形に変貌したものと考えることができる。

このような観点でみると、貝吹山山地ではその南側に同様の山地がみられ、また、御所市との境界をなす観音寺町背後の本馬山なども、今は曾我川で分断されているものの、もとは東南側の丘陵と連なっていたものと考えられる。

貝吹山山地の北側には、新沢千塚古墳群の立地する低丘陵や忌部山とよばれる独立丘陵がみられるが、これらももとは貝吹山から派生した一連の丘陵とみることができる。

一方、桜井市側と接する香久山付近にも、開析谷の発達した丘陵地形がみられるが、香久山のみは閃緑岩・はんれい岩等の硬い岩石でできているために山塊として残り、大和三山の一角を占めることになった。

沖積面に突き出た耳成山・畝傍山は、ともに瀬戸内火山帯に属する死火山で、安山岩類でできている。形状が円錐形を呈するところから、かつてはト

ロイデ式火山と考えられてきたが、今日では侵食されて出来た二次的な形状の火山と理解されている。⁽¹⁾

耳成山は標高一三九・七米あり、円錐形を呈して山麓は直接沖積面に接している。これに対して、畝傍山は標高一九九・二米あって下半分に広い裾部を有している。

両山の山容を比較した第一―二図をみると、裾部のちがいがよくわかる。これは畝傍山に比べると耳成山が丘陵側から離れて位置しているためにその分だけ盆地底の陥没に引きづられた結果と考えることができる。

(三) 河川と自然堤防

市内を流れる河川には西から順に曾我川・高取川・桜川・飛鳥川・米川・寺川等があり、ほぼ等間隔に配列している。その流れの方向は、盆地縁部から中央部に向うのが一般的であるが、傾斜がゆるやかな所では条里制地割りの影響をうけて、北ないし西方向に直角に折れながら流れるものも多い。

これらの河川に伴う微地形として自然堤防と旧河道に注目してみよう。自然堤防は、洪水時に河道からあふれた土砂が周囲に堆積してできた高まりのことで、周囲よりも一段高いために、集落自身が洪水を避けて立地したり、用水の都合で畑地や果樹園、竹藪等に利用されることが多い。したがって、河川の流域でこうした自然堤防が認められることは、その河川のもつ働きが堆積作用を主とする状態であることを示しており、また、現在では河道がみられない所でこうした高まりが認められる場合には、その周辺にかつて河道が存在したことを示す証拠として重要である。以下、各河川について、その流路と周辺の微地形の状態をみることにする。

曾我川は御所市の東南、重阪峠に源を発し、巨勢谷を流れて本市の西南部に入る。観音寺町から一町にかけては北東に流れ、河床が低いために周囲は段丘状の地形を呈している。一町東側の水田地帯は、丘陵に近いにもかかわらず低地が連続してみられ、曾我川の旧流路がここを通過していた可能性が強い。川西町付近では川底に基盤岩が露出し



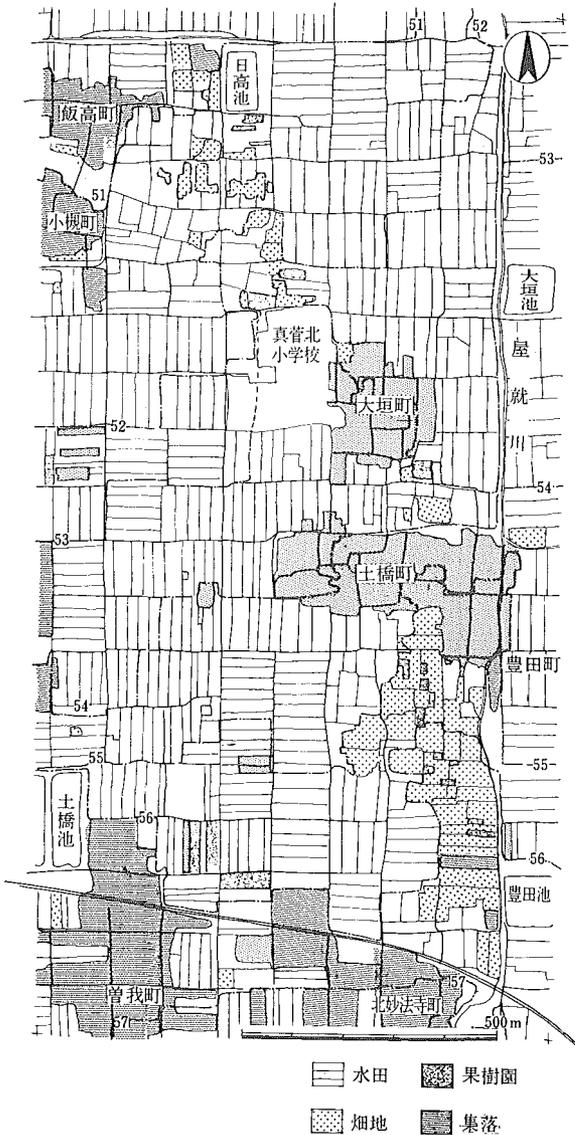
写真1 東坊城町字弓場・大北の東方にみられる
曾我川の旧河道

ており、付近の基盤の位置を知ることができる。北流した曾我川は忌部山の手前で西に折れ、さらに北流するが、かつての流路がそのまま北流していたことは、その延長部分に旧河道状の低地が認められる点からも推定できる(写真1)。

東坊城町川端に進んだ曾我川は、ここで大きく蛇行して(この部分は近年河道がつけ替えられて直流することとなった)北流するが、この付近から両岸に自然堤防状の高まりが認められる。曾我町付近で高取川と合流した後、西北・北流して広陵町に達する

が、この付近では河道の堤防は益々高くなり、付近の集落(曾我町・中曾司町等)も自然堤防上に立地するようになる。なお、中曾司町の北側にも自然堤防が带状に分布しているが、これはかつての葛城川がこの付近を流れていた際に形成されたものとみることができる。

飛鳥川は明日香村背後の山中に源をもち、飛鳥地域をうるおして本市に入る。甘樫丘・雷丘の近辺では河床も深く、両岸には段丘状の地形がみられる。この付近は地形の傾斜が大きいために西北方向に流れている。右岸の明日香村小山・奥山付近は左岸に比べると地形が低く、旧河道状の地形や小規模な丘陵が連続することから、かつての飛鳥



第1-3図 豊田・大垣町付近の自然堤防
 (自然堤防の部分は周囲より一段高いために)
 畑地や果樹園となる例が多い

川は雷丘の東側をそのまま北流していたとも考えられている。⁽²⁾
 飛騨町に入ると、兩岸には自然堤防状の地形が観察できるようになる。今井町に入ると河床はさらに高くなり天井川化が始まる。このうち、流路は北に折れてそのまま北流するが、小槻町の北側から豊田町・大垣町、さらには小槻

町にかけて大規模な自然堤防がみられるので、かつての飛鳥川は小綱町付近からそのまま北西方向に流れていた可能性が高い。⁽³⁾

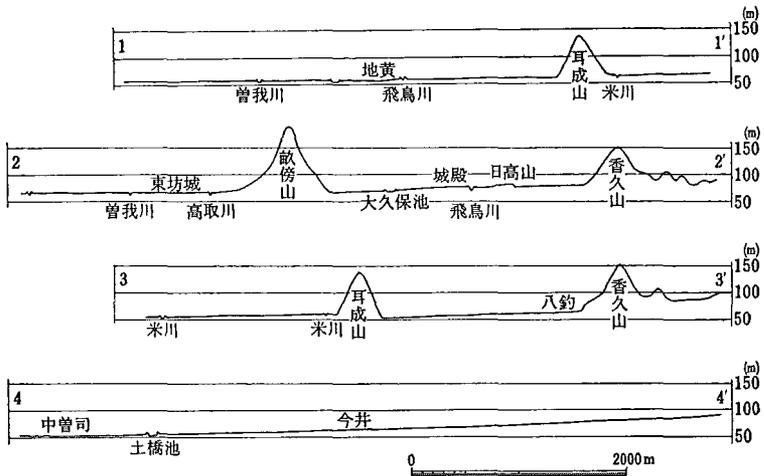
米川は桜井市の南部、多武峯山系に源をもつ寺川より分流して本市の東南部に入る。桜井市吉備と本市の膳夫町付近では段丘状の地形がみられる。面堂付近から横大路に沿って西流し、耳成山を迂回するかたちで北・西流した後、新賀町で直角に折れて、下ッ道に沿って北流する。この流域では、耳成山の付近から自然堤防状の高まりがみられ、木原町や新賀町等の集落も高まりに立地するようである。米川の流路は直角に折れることが多く極めて不自然なことから、もとの流路は新賀町で北に折れずにそのまま西北北流し、自然堤防の分布する大垣町・飯高町に及んでいた可能性が高い。



写真2 東竹田の東方にみられる寺川の旧河道

この川の両岸にも自然堤防上の高まりが各所で観察できる。これに対して、本市の北東隅、太田市町内を流れるかがり川は下刻作用が大きく、両岸には段丘状の地形が形づくられている。かがり川の上流は、東竹田付近で東に折れ、桜井市側に達するが、この付近には旧河道とみられる三カ月状の低地もみられ、これを結ぶと寺川の流路にあたるので、かつての寺川は今よりも北寄りのところを西北方向に流れていたものと想定できる。

なお、大和高田市との境界付近から曲川町にかけては、幅三〇〜五〇米の帯状の高まりが北々東方向にのびている。この高まりは、南へ行くと新庄町から御所市内を流れる葛城川に達す



第1—4図 沖積面の傾斜断面図

(横1 : 縦5 各断面図両端の番号は、第1—1図中の番号と一致する)

ることから、葛城川は今の河道に落ちつく以前、この帯状の付近を北々東に流れていたことが考えられる。

このように、市内の河川を概観すると、河道が現在の位置に固定されたのは後世の人為的な改造によるところが大きく、それ以前は地形の傾斜に従って盆地の中心部に向う流路をとっていたことが想定できる。⁽⁴⁾

四 沖積面と段丘面

市内の大半を占める沖積面は極めて平坦であるが、全体としては盆地の中央部に向けて低く傾斜している。沖積面の中で最も高い所は、明日香村豊浦との境界付近(標高九二米)で、最も低い所は西北端の飯高町(標高五〇米)である。この間の距離は約六・二軒、平均の傾斜度は一千分の七ということになる。

沖積面の傾斜を知る目的で作成した第一—四図をみると、この中のほぼ飛鳥川沿いの断面(四—四)に、盆地中央部に向けてゆるやかに下る地形の特徴がよく表われている。この傾斜面は飛鳥川によって形成された扇状地性の地形を呈しているが、八木町付近に傾斜変換点があり、ここ

が扇状地の先端（扇端）に位置することがわかる。

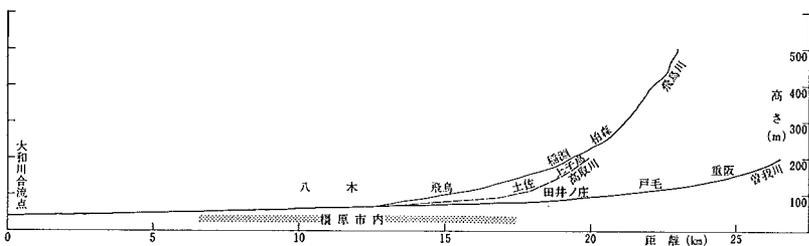
ところで、この扇状地性の傾斜面もよく見ると、小規模な段丘崖がみられ、扇状地が開析されてきた一種の段丘地形とみることができるといえる。飛鳥川左岸の明日香村豊浦から本市の田中町に広がる一帯は、この段丘面の最も明瞭な箇所である（低位段丘⁵）。しかし、飛鳥川の右岸地域は相対的に地形が低く、これに相当する面は左岸ほど明瞭でない。

なお、この段丘面の下位にも、同じような扇状地性の段丘面が認められる（低位段丘⁵）。この面は、先の段丘面を開析してできた新期の扇状地面と考えられ、現状では、左岸では城殿町、右岸では高殿町付近までの範囲に認めるところができるが、高殿町一帯に広がる平坦面は藤原宮跡の主要部分にあたっているため、歴史時代に入って人工的に改変された地形である可能性も考えられる。これより下位の地形は、扇状地性低地と三角州低地に分類できるが、両者の境界は極めて不明瞭である。ここでは地形の傾斜を参考に、一応八木町に境界を求めたが、地質学的な調査が望まれるところである。

その他、貝瀬丸山古墳の立地する一帯には、中位段丘⁷に分類できる段丘地形が広がっている。この段上面は開析をうけたためか広い平坦面が見られず、しかも丘陵と同方向に派生する点など、低丘陵の頂部が削平されて平坦面をもつことになった一種の丘陵地形ともみられるので、今後の検討が必要といえる。

最後に、本市の地形を形成する原動力となった飛鳥川と曾我川を比較し、その地形の特徴について述べておこう。

第一―四図の二―二をみると、曾我川流域の地形は飛鳥川流域に比べかなり低いことがわかる。飛鳥川流域の地形が高いのは扇状性の堆積物が流域を被うためであることは簡単に理解できる。また、以上のことは第一―五図に示した双方の河道勾配曲線をみればよく理解できるところである。飛鳥川は背後の山地から流れ出た水を集めて北流するた



第1-5図 河道の勾配曲線

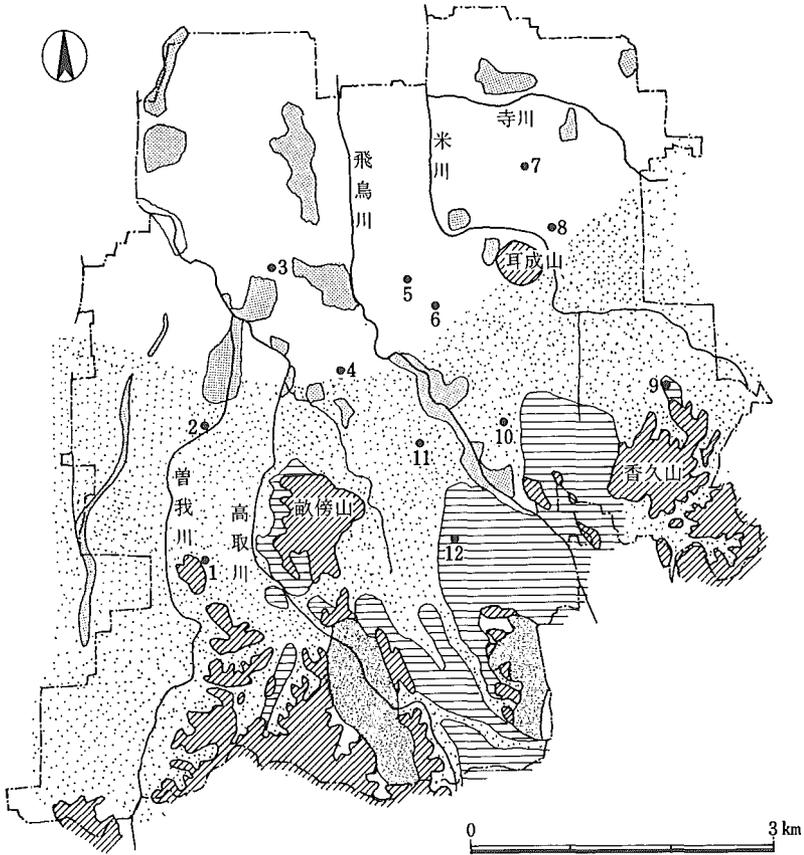
めに河道勾配が大きく、このため土砂の供給量も多量にあって、平野部に扇状地を形成することとなった。一方、曾我川は流域が長いわりに勾配がゆるやかで、このため土砂を運ぶ量が少なかったことが平野部に明瞭な扇状地をつくらなかった原因と考えられるのである。

曾我川の上流域は今でも周囲より低くなっているが、これは曾我川の下刻がこの付近では特に大きかったことを示している。しかし大局的にみると、御所市側と畝傍山―貝吹山の高まりにはさまれてできた谷地形に、この河川が位置することとも無関係でないように思われる。飛鳥川と曾我川の周辺地形のちがいは、このような河川のもつ特性とは別に、奈良盆地全体の構造からおこる問題点も考慮する必要がある。

二 表層地質とボーリング調査の成果

橿原市は奈良盆地の南縁に位置する関係で、その表層地質は「基盤花こう岩とそれを被う沖積層、および二個の火山岩体よりなる。」と定義付けられるように、丘陵・山地は風化の進んだ花崗岩類、耳成・畝傍の両山は火山岩である安山岩等が分布し、残りを沖積層が被う状態となっている。

表層地質として知られるこれらの状態は、主に崖面等、地層の露出した箇所を観察・記録して得られた成果にもとづくものであるだけに、圧倒的大部分が沖積層からなる本市のような地域では、平地を被う沖積層の研究はあまり進んでいないのが実状



第1—6図 ボーリング調査地点位置図

(地形分類は第1—1図による、図中の番号は第1—7・8図の柱状図の番号を表わす)

である。特に、奈良盆地は地溝性の盆地であって、基盤岩の上には洪積層・沖積層が厚く被うと説明されているだけに、その内容を知ることが奈良盆地の形成史を理解する上で極めて重要といえる。

幸いなことに本市では、公共施設の建設工事に伴って実施されたボーリング資料が揃えられており、これらを参考にするとある程度地中の状態を復原することが可能となる。建物の建設工事に伴って実施されるボーリ

ング調査は、地下にある堆積物の状態を明らかにすることによって建物の安定地盤を選定し、合せて建物自体の構造を決定する際の参考資料とする目的で実施されるものであるが、その一方では普段見ることのできない地下の堆積物の内容が明らかとなり、地質分野の研究にも大いに役立つている。

こうして得られた市内各地点のボーリング資料を配列したのが、第一一七・八図である。これらのボーリング調査は、一般に二〇〜三〇米の深さに達しており、堆積物の内容は柱状図のかたちで示されている。ここではその右側に、堆積物の堅さを示すN値を合せて示した。以下に簡単に説明しておく。

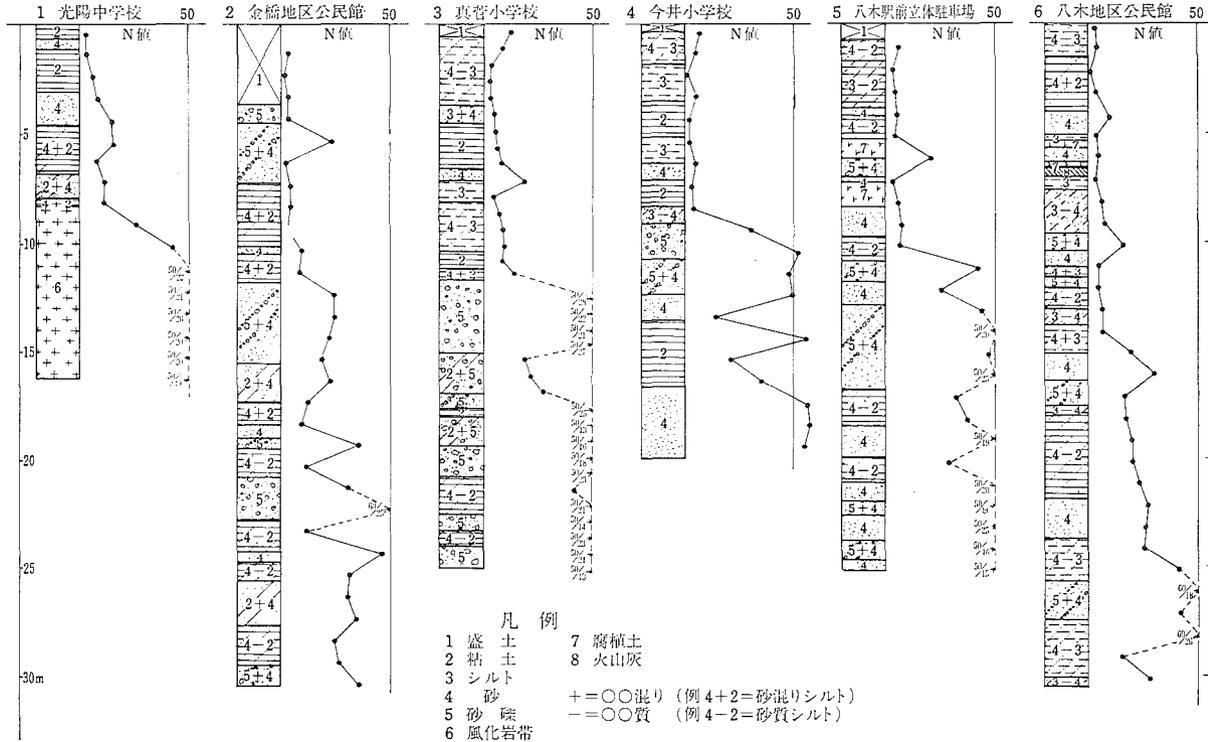
(一) 基盤岩の位置

標本(1)・(9)・(12)では、その下部に基盤岩である風化した花崗岩が検出されている。(1)・(9)はともに丘陵に近いが、(9)の場合は丘陵から少し離れた位置にあるので、この付近の基盤は比較的浅い位置にみられることを示している。

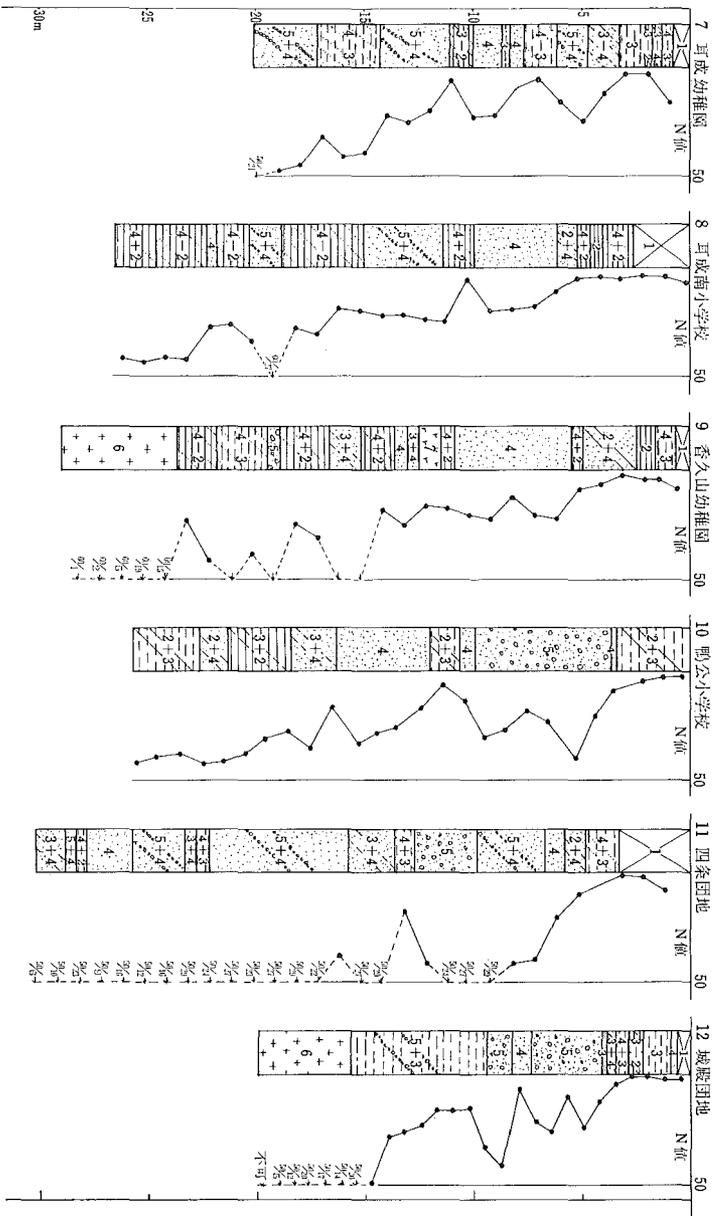
(二) 堆積物の検討

ボーリング柱状図に示された堆積物の内容は、粘土・シルト・砂・砂礫等に分類されている。しかし、これらは単純な層を示す場合よりも、〇〇まじりとか〇〇質と表記された混在した状態を示す場合が多い。これら堆積物の内容のちがいは、その生成条件の差に起因する。つまり粘土やシルトは静穏な環境下で沈殿堆積して出来たものであるのに対して、砂や砂礫は洪水等によって上流から押し流されて堆積したことを示しており、個々の柱状図に示された堆積物の内容は、その時々々の環境を示すものとして重要である。

市内のボーリング資料を一覧すると、上・下部ともに粘土・シルト・砂・砂礫などが混在して堆積する状態がみられ、各標本に共通の層序は明瞭に認められないようである。しかし、近接する標本同士では内容的に類似するものも認められる。



第1-7図 ボーリング柱状図 1



第1--8図 ポーリング柱状図 2

たとえば、標本(10)・(11)・(12)ではその上半部に厚い砂礫の堆積が共通してみられ、他の標本とは際立ったちがいをみせている。これら三つの標本はいずれも飛鳥川流域に位置するものであるだけに、これらの砂礫は飛鳥川によって運ばれたものであることが想定される。また砂礫の堆積は、(3)・(4)にも認められるが、これらの砂礫はその下半部で検出されていることからすると、(10)・(11)・(12)の先の砂礫より古い段階に堆積したものとみることができ、(3)・(4)も位置的には飛鳥川沿いにあり、特に(4)は地形分類でみた飛鳥川延長部の自然堤防帯付近に位置することは、飛鳥川の旧流路を考える上で重要である。

以上の標本以外のものは、おおむね砂を主体としながらも、粘土やシルトが互層状に堆積して地層を形づくっている。したがって、これらの堆積層からは、自然堤防(砂)と後背湿地(粘土・シルト)性の環境がくりかえされた氾濫原状の地形が永く続いたことが読み取れる。

(三) 沖積層と洪積層

ボーリング調査の報告では、地表下一〇〜一五米付近に沖積層と洪積層の境があると報告されている。確かに、この付近を境にN値が上昇する傾向は認められるが、堆積物の内容からはここに一線を引くことは不可能である。

沖積層は一般に、最後の氷期であるヴィルム氷期がすんで、気候が温暖化する時期に堆積した、砂・泥・礫等からなる軟弱な地層とされるものである。そこで市内の沖積層を考察する際に参考になるものとして、奈良教育大学のスタッフが行なったボーリング調査の成果がある⁽¹⁾。この調査は、奈良盆地の古環境を復原する目的で一九七七年から七九年にかけて実施されたもので、ハンドオーガーを用いて得られた標本の¹⁴C年代測定や花粉分析等が行なわれているが、ここでは地表下二〜三米の位置で泥炭層と火山灰層が検出されており、泥炭層の¹⁴C年代測定では二万四千年〜二万八千年の値が得られている。このことは、堆積量が最も多いはずの盆地中央部でさえも、たかだか二〜三米の位置

で洪積世末期の地層にあたることを示しており、奈良盆地を被う沖積層が極めて薄いことを物語る資料として注目される。

この例を参考に、本市のボーリング資料をみると、(5)・(6)・(9)には腐植土層がみられ、また、(5)ではこれに挟まれたかたちで火山灰が検出されている点で、先の調査例に類似した状態が指摘できる。したがって、これらの腐植土・火山灰層が先の例に対応するものであるなら、その測定結果に従ってこれらの上部の堆積層が本当の沖積層ということになるだろう。

ところで、大阪平野や関東平野、あるいは濃尾平野等の臨海沖積平野の沖積層は、厚さが三〇〜五〇米にも及び、しかもその層序が下から基底礫層・沖積下部砂層・沖積中部泥層・沖積上部砂層で共通することが知られている。⁽¹²⁾これに対して、本市の場合は先にみたように厚さがなく、共通の層序が認められない点で異なっているが、これは奈良盆地が内陸盆地であったために海面変動による影響をあまり受けなかったことが原因であったと考えられる。

四 N 値

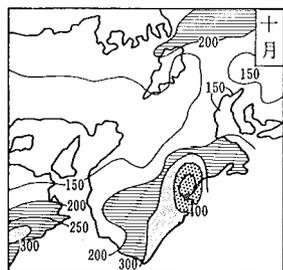
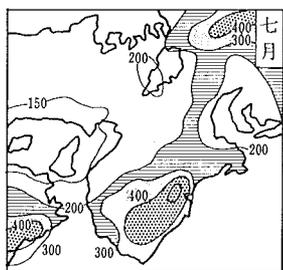
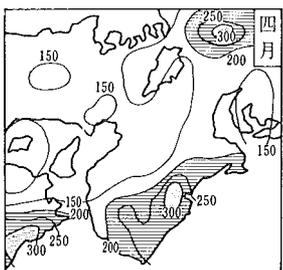
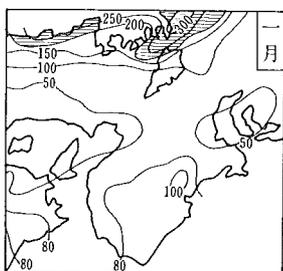
地層の締め具合を表すN値は、⁽¹³⁾深くなる程高くなる傾向をもつ。ところが、これらの標本では四〜七米付近で一度高い値をとり、その後低くなって一〇米を超えるあたりで再び上昇する例が多い。N値の最初のピークは、ここに砂や砂礫がみられることと対応する。このピークは市内のほぼ全域の標本で認められるので、比較的広い範囲に砂や砂礫が一時的に堆積する時期のあったことが想定できる。これが、単に一時的な氾濫によるものか、あるいは洪積層と沖積層の境界にあたる沖積層基底礫層のようなものに対応するのか、現状では速断できないが、もし後者に該当するならば、先に述べた腐植土・火山灰層の位置ともよく合致し、沖積層の始まりを知る上でも興味深い事例である。

三 気 候

(一) 気候の区分とその決定因子

近畿地方は四季のはっきりした、比較的温和な気候帯に属している。しかし、その中でも地域によって気候が異なることはよく知られており、たとえば冬の日本海側の地方では、北西の季節風に伴って多量の降雪があるのに対して、太平洋岸の地方は冬期でも晴れた日の多い穏やかな天候が続くこと等は、その代表的な例とされている。また、同じ沿岸地方についても、太平洋に突き出た紀伊半島は前面を洗う黒潮海流の影響によって穏やかな気候となっているが、洋上を進む前線の影響をうけるために山岳部では極めて雨量が多い。これに対して、神戸・大阪といった瀬戸内海に面した地方は、年間を通して晴れた日が多く、降水量の少ない気候となっている。

ところで奈良盆地の気候は、盆地が内陸部に位置する関係で、内陸性気候に属している。この内陸性気候は、一年を通じての温度差(年較差)や、日昼と夜間の温度差が大きいことを特徴としているが、これは熱しやすく醒めやすい



第1—9図
近畿地方の降水量分布図
単位：mm
(『日本地理大系』7・
近畿編より)

地面の影響を直接受けることがその主な原因といわれている。

このような地域ごとの気候のちがいは、どのようにして生じるのであろうか。一般にその地域を支配する気候の状態は、その土地の緯度と高度、及びそれを取り巻く地形の状態によって決まると考えられている。この場合、緯度は日照時間、高度は気圧を決定する因子となるもので、ともに数字で表示できる性質をもっている。これに対して、地形の状態とは沿岸部と内陸部、平野部と山岳部といった地形上の大区分とは別に、周囲に存在する湖沼や山系、河川といった細かな要素が複雑に組み合さって出来上るので地域によってその差が大きい。風の強さと方向、雲の発生、雨や雪の降り方といった気象現象は、実はこうした地形細部の状態で決まるので、これが小地域ごとに気候の状態を変える主要因となっている。

(二) 橿原市の気候

第一―一表は『理科年表』(一九八六年)をもとに、地方气象台の設置されている近畿地方各都市の気象を表にしたものである。橿原市では、明治三十年(一八九七)に八木測候所が置かれ、永らくここが県内の気象資料を取り扱うところとなってきたが、昭和二十八年(一九五三)に本部が奈良市に移転(今の奈良地方气象台)したために、それ以降のまとまった記録は残されていない。

この表で奈良市の値をみると、年平均気温一四・三度と彦根に次いで低く、また降水量も最少の値を示している。寒暖の差を示す年較差を求めると、奈良市(二三・一度)は、京都市(二三・九度)に次いで値が大きく、他の都市が二二度前後であるのに比べると、寒暖の差の大きい内陸性の気候をよく表わしている。

次に、第一―二表は県内各地の気温と降水量の累年平均値を抽出して表にしたものである。奈良市の数値が先程の第一―一表と異なるのは、統計年数の差によるものである。この表をもとに県内の気象の概略を図示したのが第一―

第1-1表 近畿地方各都市の気象表（1951～1980年までの平均値）

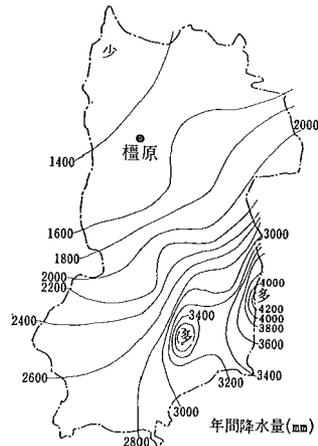
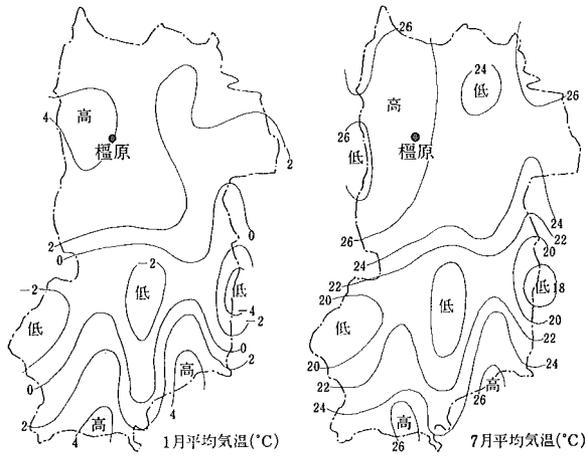
地点		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
彦根	気温度(月平均)℃	3.2	3.5	6.2	11.7	16.6	20.8	25.1	26.4	22.3	16.4	10.8	5.9	14.1
	湿度(月平均)%	77	76	74	74	75	79	80	77	78	76	76	77	77
	降水量(月平均)mm	110	106	119	154	149	224	235	150	206	117	85	86	1741
京都	気温度(月平均)℃	3.9	4.6	7.6	13.7	18.4	22.1	26.3	27.5	23.2	17.0	11.4	6.4	15.2
	湿度(月平均)%	71	70	66	65	66	72	74	71	73	72	72	72	70
	降水量(月平均)mm	57	67	108	163	156	247	250	176	206	118	75	45	1669
奈良	気温度(月平均)℃	3.4	3.9	6.7	13.0	17.5	21.3	25.5	26.3	22.2	15.9	10.5	5.8	14.3
	湿度(月平均)%	72	72	70	70	72	78	79	77	80	79	78	74	75
	降水量(月平均)mm	56	59	95	137	131	208	184	132	155	116	69	47	1390
大阪	気温度(月平均)℃	5.6	5.8	8.3	14.5	19.2	22.8	27.0	28.0	24.1	18.3	12.7	7.8	16.2
	湿度(月平均)%	64	64	63	64	66	72	73	70	71	69	68	66	67
	降水量(月平均)mm	51	60	100	145	141	213	192	103	165	114	73	42	1400
和歌山	気温度(月平均)℃	5.5	5.9	8.9	14.5	18.7	22.3	26.5	27.5	23.8	18.0	12.7	8.1	16.0
	湿度(月平均)%	65	65	64	66	70	76	78	75	75	72	70	67	70
	降水量(月平均)mm	56	59	93	138	137	216	174	123	204	123	80	51	1454
湖岬	気温度(月平均)℃	7.5	8.1	10.7	15.3	18.7	21.7	25.2	26.5	23.9	19.3	14.9	10.2	16.9
	湿度(月平均)%	58	59	62	72	76	84	87	84	80	72	66	60	72
	降水量(月平均)mm	111	115	166	269	288	390	287	285	306	252	191	109	2769
津	気温度(月平均)℃	4.5	4.9	7.5	13.1	17.7	21.6	25.5	26.7	22.8	17.1	11.8	6.9	15.0
	湿度(月平均)%	65	65	66	71	74	80	81	79	79	74	70	67	73
	降水量(月平均)mm	53	62	100	154	168	243	208	185	251	157	79	49	1708

(『理科年表』1986年による)

第1—2表 奈良県内各地の気温と降水量（累年平均値）

地点		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	統計年数 及び最終年
奈良	気温(°C)	3.6	4.3	7.3	13.4	18.0	21.7	26.1	27.3	23.0	16.7	11.2	6.4	14.9	20 1970
	降水量(mm)	52	59	98	125	121	207	180	122	182	120	75	55	1396	67 1970
橿原 (八木)	気温(°C)	4.2	4.9	7.7	14.1	18.5	22.6	27.0	27.8	23.4	17.1	11.5	6.9	15.5	14 1965
	降水量(mm)	51	62	96	117	114	193	177	129	204	132	79	60	1413	63 1960
御所	気温(°C)	3.9	4.2	7.3	13.0	17.7	22.3	26.2	27.2	23.2	16.7	11.2	6.3	15.0	47 1946
	降水量(mm)	54	66	101	123	112	208	173	139	217	145	84	84	1506	50 1946
榛原	気温(°C)	2.0	2.8	5.9	12.0	16.5	20.5	25.1	25.8	21.7	15.4	9.2	4.6	13.5	14 1964
	降水量(mm)	60	74	110	130	136	222	204	177	220	149	92	75	1649	45 1964
曾爾	気温(°C)	1.4	2.3	5.4	11.3	15.9	19.6	24.2	25.0	21.0	14.5	9.0	4.3	12.8	19 1970
	降水量(mm)	70	84	118	140	137	227	253	249	277	168	95	81	1899	42 1970
五條 (旧)	気温(°C)	4.1	4.8	8.0	13.4	18.0	22.2	26.6	27.6	23.2	17.4	11.9	6.7	15.3	10 1961
	降水量(mm)	62	70	102	133	130	225	202	154	219	147	88	69	1600	64 1962
洞川	気温(°C)	-1.4	-0.5	3.1	8.9	13.5	17.2	21.2	22.4	18.0	21.3	6.8	1.6	10.2	19 1970
	降水量(mm)	101	97	131	168	153	244	293	320	324	190	114	92	2227	60 1970
河合	気温(°C)	3.2	4.2	7.2	13.0	17.0	20.6	24.9	25.8	22.1	16.4	10.7	6.0	14.3	13 1964
	降水量(mm)	87	113	180	228	241	374	425	524	526	269	136	100	3203	68 1964
十津川	気温(°C)	4.0	4.8	8.0	14.2	18.7	21.8	26.3	27.1	23.6	17.3	11.8	6.7	15.4	10 1970
	降水量(mm)	79	83	185	237	277	450	493	410	363	201	127	82	2987	10 1970

〔『奈良県の気象』1972年より〕



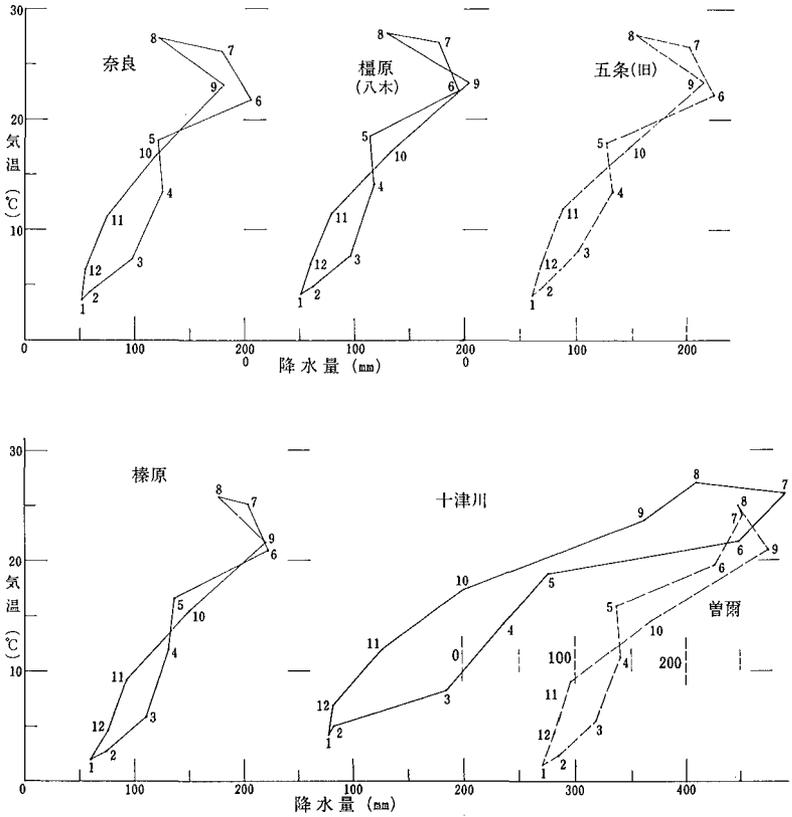
第1—10図 奈良県の気温と降水量の等高線図
(累年平均値『奈良県の気象』1972年による)

倍となっている。ここに降った雨や雪は吉野川・北山川に合流して各方面に流れ出ることになり、この豊富な水量を利用する目的で各所にダムが設置されている。

第一—一図はクライモ・グラフといって、縦軸に気温、横軸に降水量をとって作成したものである。気候の状態が図形で表現されるので、地域間の気候を比較する際によく用いられるものであるが、これを見るとその図形は、気

山村を中心とみる事ができる。夏の気温分布もこの傾向と変るところはない。大和高原の気温の低い箇所は、針(都祁村)であり、南側の山岳地帯のピークは、右から大台ヶ原山系・大峰山系・護摩壇山を含む山系に該当している。降水量分布図では、奈良盆地がやはり少なく、南東に行くに従って等高線が密に分布している。特に大台ヶ原山系では四二〇〇耗に達しており、これは檀原(一四〇〇耗代)の丁度三

一〇図である。冬の気温分布をみると、奈良盆地が四度前後と高いが、同じ値は南端の十津川村、両北



第1-11図 奈良県各地のクライモ・グラフ
 (『奈良県の気象』1972年より作成)

温と降水量が最小の一月を起点に、梅雨によって降水量が増加する六月まで右上方に向い、気温が高くなる七・八月を頭部に、九月に再び降水量が増加(台風・秋雨)したのち左下方に収束するといった形が一般的となっている。

橿原や奈良・五條の図形は今述べたものに近い状態にあるが、大和高原に位置する橿原や曾爾では鳥の頭部に見立てられる七・八月の形が大きく崩れており、さらに十津川に至っては図形はもとより大きさそのものまでまったく異なっている。

第1-3表 梶原市（八木）の気象表（累年平均値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	統計年
月平均気温	3.4	3.6	6.6	12.2	16.9	21.5	25.8	26.1	22.1	15.6	10.3	5.7	14.2	1897~1952
日最高気温の 月平均値	8.3	8.8	12.7	19.1	23.8	27.4	31.3	32.3	27.9	21.9	16.3	10.9	20.1	1897~1952
日最低気温の 月平均値	-0.5	-0.5	1.7	6.5	11.4	17.6	21.9	22.0	18.1	11.0	5.4	1.5	9.6	1897~1952
日最高気温の月 別累年最高値と その起日	19.7 1916 22	23.0 1954 27	25.0 1954 28	30.5 1964 22	33.4 1940 22	36.2 1944 30	38.8 1942 25	38.6 1942 5	36.1 1942 11	33.8 1961 6	27.3 1940 7	24.0 1936 17	38.8 1942 VII	1897~1965 25
日最低気温の月 別累年最低値と その起日	-11.1 1922 15	-7.1 1942 14	-7.1 1934 6	-3.8 1945 7	1.3 1929 6	6.6 1906 1	13.2 1913 11	13.0 1956 20	8.6 1916 30	1.1 1936 24	-2.3 1947 28	-5.5 1917 27	-11.1 1922 I	1897~1965 15
月平均湿度	76	75	75	76	76	78	79	80	83	83	81	77	78	1897~1952
月平均風速度	2.0	1.9	1.9	1.8	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.4	1.8	1.6	1897~1952
月間降水量	50.7	61.9	94.2	115.4	108.1	193.4	177.5	123.8	200.0	135.5	82.4	59.9	1402.7	1897~1952
日降水量の月別 累年最大値とそ の起日	38 1941 7	42 1950 9	53 1958 25	70 1944 7	79 1902 5	122 1911 15	243 1903 8	153 1959 13	188 1917 30	136 1899 6	69 1952 4	52 1901 25	243 1904 VII	1897~1960 8
月間日照時数	127	123	165	185	203	168	215	239	164	157	143	126	2016	1897~1952
月間日照率	41	40	45	47	47	39	49	58	44	45	46	41	46	1897~1952

月間快晴日数	2.3	1.5	2.7	3.7	3.0	1.3	2.2	3.2	2.0	3.8	4.4	3.0	33.1	1897～1952
月間曇天日数	9.1	10.6	12.4	13.1	14.9	18.2	13.8	9.7	14.3	13.2	9.2	8.5	147.2	1897～1952
月間雪日数	6.8	7.3	3.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.2	19.9	1897～1952
月間霧日数	0.4	0.3	0.3	0.6	0.4	0.5	0.2	0.8	2.0	2.4	2.0	1.0	11.0	1897～1952
月間雷雨日数	0.1	0.2	0.5	0.7	0.7	0.8	4.1	4.7	2.6	0.6	0.3	0.3	15.7	1897～1952
月間霜日数	19.5	17.0	13.9	4.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	6.9	16.0	78.0	1897～1952

〔八木の気象〕による)

る。このグラフでは図形が右方向に流れるのは降水量が多いこと、縦長になるのは気温が高いことを表わすので、十津川の降水量が他に比べいかに多いかがよくわかるであろう。

第一―三表は、檀原市（八木）に測候所が置かれていた期間の累年平均値を抽出して表にしたものである。月平均気温や降水量の値が第一―二表と異なるのは、統計年数の差によるものといえる。年較差は二二・七度となっており、全体を総合したためやや小さ目の値となっている。日最高気温は三八・八度、逆に日最低気温はマイナス一一・一度の記録があり、その差は五〇度に近い。その他、日降水量の最大値、快晴や雪、雷、霜等の日数は、檀原市を始めたとする奈良盆地の気象記録を示す貴重な資料となっている。

(三) 過去の気象記録と気象災害

八木に測候所が設置されていた期間の年平均気温と湿度、年間降水量を年ごとに整理し第一―四表に示した。年平均気温は、一四～一五度で上下し、年平均湿度は、七六～八二%間を上下している。年間降水量は年ごとの変動が大

第1—4表 樺原市（八木）の過去の気象表

(1897～1952年までの年平均値)

年	年平均気温 (°C)	年平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	主な気象災害
1897 (明30)	14.0	77	1479.4	
1898 (明31)	14.7	78	1373.1	
1899 (明32)	14.3	77	1493.7	
1900 (明33)	14.2	77	1278.5	
1901 (明34)	14.2	77	1348.1	
1902 (明35)	14.3	78	1528.8	
1903 (明36)	14.4	79	1855.1	
1904 (明37)	14.2	78	1629.6	
1905 (明38)	14.5	79	1954.3	
1906 (明39)	13.9	78	1221.9	
1907 (明40)	14.9	78	1557.9	
1908 (明41)	13.9	78	1253.6	
1909 (明42)	14.0	79	1235.2	
1910 (明43)	14.0	79	1398.9	
1911 (明44)	14.6	78	1644.8	
1912 (大1)	14.3	78	1377.9	
1913 (大2)	13.8	77	1255.5	
1914 (大3)	14.9	79	1372.4	
1915 (大4)	14.8	79	1518.2	
1916 (大5)	15.1	81	1862.9	
1917 (大6)	13.8	77	1503.6	
1918 (大7)	14.0	80	1646.3	
1919 (大8)	14.4	82	1318.5	
1920 (大9)	14.4	81	1331.2	
1921 (大10)	14.0	80	1829.0	
1922 (大11)	14.7	77	1171.9	
1923 (大12)	14.6	79	1812.8	
1924 (大13)	14.0	77	1042.6	
1925 (大14)	13.9	77	1299.3	
1926 (昭1)	13.8	76	1335.4	
1927 (昭2)	14.2	77	936.1	干ばつ
1928 (昭3)	14.4	78	1483.5	
1929 (昭4)	14.3	78	1656.3	
1930 (昭5)	14.7	79	1223.7	水害 (台風)
1931 (昭6)	14.2	79	1462.3	雪害 (低気圧)

自然環境とその諸条件

年	年平均気温 (°C)	年平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	主な気象災害	
1932 (昭7)	14.2	78	1271.8	水害 (台風)	
1933 (昭8)	14.4	78	1504.1		
1934 (昭9)	13.9	76	1069.5		
1935 (昭10)	14.3	77	1350.2		
1936 (昭11)	13.9	76	1111.1		
1937 (昭12)	14.7	78	1300.0		
1938 (昭13)	14.4	77	1370.2		
1939 (昭14)	14.5	76	1077.2		干ばつ
1940 (昭15)	14.4	76	1292.3		
1941 (昭16)	14.5	78	1581.1		干ばつ
1942 (昭17)	14.5	76	1198.0		
1943 (昭18)	14.0	77	1553.1		
1944 (昭19)	14.2	77	1250.1	雪害 (低気圧)	
1945 (昭20)	13.8	76	1386.7		
1946 (昭21)	14.6	78	1459.6	干ばつ	
1947 (昭22)	13.7	76	888.9		
1948 (昭23)	14.8	80	1252.1	水害 (台風)	
1949 (昭24)	14.3	78	1472.3		
1950 (昭25)	14.7	77	1561.3	水害 (台風)	
1951 (昭26)	14.5	76	1394.4		
1952 (昭27)	14.6	77	1517.6	雪害 (低気圧)	
平均	14.2	78	1402.7		水害 (台風)

(『八木の気象』による)

きく、最大が明治三十八年(一九〇五)の一九五四耗、最小が昭和二十二年(一九四七)の八八九耗となっている。

昭和二十二年のこの年は、干ばつに見舞れた年にあたる。この年、八木では六月の降水量がわずかに一〇耗、七月が七二耗で、梅雨期の雨量が極端に少ない年であった。この三年前の昭和十九年(一九四四)にも奈良県は干ばつに見舞れ、八木では五・六・七月の降水量がわずかに二一〇耗という記録が残されている。

この他、昭和二年(一九二七)、昭和十四年(一九三九)にも干ばつの記録がある。昭和二年の年間降水量は九三六耗で、先の昭和二十二年に次いで二番目に少ない記録となっている。

る。

逆に降水量の多い年をみると、最大であった明治三十八年以降で一八〇〇耗台に達した年は、大正五年（一九一六）、大正十年（一九二一）、大正十二年（一九二三）等である。その後は、一五〇〇耗台で安定している。水害が報告されている昭和五年（一九三〇）、昭和九年（一九三四）などは、いずれも降水量の少なかった年にあたっている。しかし、戦後すぐの昭和二十四年（一九四九）や翌二十五年（一九五〇）、その二年後の昭和二十七年（一九五二）の水害は、降水量が一五〇〇耗前後に達する年に起っており、特に昭和二十七年の水害は、六月にダイナ台風、七月に低気圧・前線に相継いで見舞れたために起きている。

奈良県ではこの後も、昭和二十八年九月の一三号台風による被害を始めとして、昭和三十一年（一九五六）から昭和四十六年（一九七一）にかけて、ほぼ隔年ごとに水害に見舞れている。最近では昭和五十七年六月の水害が記憶に新しいが、この時期の気象記録は測候所が奈良市内に移ったために本市の分は残されていない点が惜まれるところである。しかし、観測自体は継続して行なわれているので、奈良市での観測記録をもってこれを補えば、明治・大正・昭和にわたる奈良県の気象の推移と災害史は、十分整理できるところといえる。⁽¹⁵⁾

〔注〕

- (1) 堀井甚一郎（一九六二）『地形』『橿原市史』所収。
- (2) 堀井甚一郎前掲書（一）に同じ。
- (3) 木全敬蔵（一九八五）『自然環境と景観史』『奈良県史』地理編所収、名著出版。
- (4) バーンズ・ジナ・リー（一九八二）『地形復元と遺物出土地の最近隣法による解析―奈良盆地の場合―』『考古学と自然科学』第一五号。

この論文では空中写真の判読から地形分類を行い河川構造の復元をこころみている。それによれば、過去、盆地内を流れて

いた河川は今よりも数が多く等間隔に開析しているが、北部では佐保川に、南部では曾我川にそれぞれ注ぎ込む樹枝状のパターンが認められること等が指摘されている。

- (5) 武久義彦(一九七九)「飛鳥―その地形的一考察―」『地理』二四―三。この中の低位段丘二(飛鳥面)に相当する。
- (6) 八賀 晋(一九七九)「古代都城の占地について―その地形的環境―」『学叢』創刊号、京都国立博物館。
- (7) 武久義彦前掲書(5)、木全敬蔵前掲書(3)及び原 秀禎(一九八三)「布留遺跡周辺の地理的環境」『古代を考える』三二。には共通して中位段丘に分類されている。
- (8) 見瀬丸山古墳の前方を北西方向に派生する段丘は、市街地の手前で不明確となり、地下に埋没するようである。この延長部には縄文時代遺跡として著名な榎原遺跡があり、「赤土基層」の上に遺跡が立地することが報告されている。この地層は花崗岩類の風化してできた基盤をさすものとみられるので、これらの段丘地形も実際には丘陵地と同じ構成物でできている可能性が考えられる。
- (9) 梅田甲子郎(一九六二)「地質」『榎原市史』所収。
- (10) 井関弘太郎(一九八三)『沖積平野』東京大学出版会。
- (11) 西田史朗・松岡数充(一九七七)『完新世奈良盆地の自然史―その一―』古文化財教育研究報告第六号。
西田史朗・松岡数充・野口寧世・金原正明(一九七八)『完新世奈良盆地の自然史―その二―』古文化財教育研究報告第七号。
西田史朗・松岡数充・野口寧世・金原正明(一九七九)『完新世奈良盆地の自然史―その三―』古文化財教育研究報告第八号。
- (12) 井関弘太郎前掲書(10)に同じ。
- (13) 標準貫入試験ともいう。重量六三・五^{キログラム}のハンマーを、七五^{センチメートル}の高さから自由落下させて、サンプラーが三〇^{センチメートル}貫入するのに要した打撃回数を示したもので、数値が大きいほど地層が堅いことを示す。ここではN値五〇以上の場合、50/29等と記したが、これは五〇回打撃して二九^{センチメートル}貫入したことを表す。
- (14) 最終氷期の低位海面に対応して形成された低位段丘礫層および扇状地礫層のことで、主な臨海沖積平野では沖積層の基底をなすかたちで厚く堆積することが知られている。

井関弘太郎掲書(10)による。

(15) 気象の項については、奈良防災気象連絡会(一九七二)『奈良県の気象』を参考にした。

(丸川 義広)

第二節 自然環境と考古空間

一 遺跡分布と考古空間

(一) 考古空間とその活用

古墳や寺院といった現存する構築物とともに、考古学的な調査で明らかとなった遺跡を集めて図上にドットすると、一つの平面空間をもった分布図が出来上がる。これを、考古学的な資料によって出来た空間という意味で、考古空間と仮称しておく。この考古空間は現在知られる資料をもとに作成されるものであるだけに、精度的には問題点も多いが、当時の生産と消費に関する諸遺跡(生産・住居・祭祀・墳墓等)を包括することができれば、当時の地域社会の状態を示す復原図として有効に活用することができるようになる。

考古空間を用いて地域社会の構造を考察しようとする場合には、まず第一に取り扱う遺跡の精度を揃えることが大切である。なぜかという点、遺跡の内容に関する程度差は調査回数或多或少によるところが大きいからである。一般には調査回数が多い遺跡ほど、遺跡の年代や性格が多岐にわたることが確かめられているので、まずこれらを考慮する必要がある。この点は、遺跡自体の範囲や地域内の遺跡数についてもいえることである。

また、考古空間では、遺跡や地域社会を取り巻く当時の自然環境についても考察される。この点は従来の考古学が

あまり認識を示さなかった点である。特に、遺跡の立地条件を考察する場合には、遺跡を取り巻く周辺地形の状態を知ることが重要で、平野部に立地する遺跡等では、河道の位置や自然堤防、後背湿地の状態等が特に重要となってくる。

遺跡の分布状態をもとに作成する考古空間は、大半が地中に埋もれた遺跡を対象に、現状で知り得る遺跡の内容を用いて行なうものであるだけに、精度的な問題点も多い。しかし、資料的な側面については今後の資料の増加によって補うこともできるので、原始・古代といった文献史料の乏しい時代の地域社会を考察する上ではやはり有効な方法といえるだろう。

(二) 旧石器・縄文時代の遺跡分布

① 旧石器時代

旧石器時代の日本列島 人類の祖先が初めて地上に姿を現わした第四紀更新世（今から約二〇〇万年前に始まり、洪積世ともよばれる）の時代は、くり返し氷河期に見舞われた寒冷な気候の時代でもあった。最後の氷河期（ヴィルム氷期）が盛期を迎える約二万年前の気候は、今よりも七度前後低目で奈良盆地等の平野部でも今の高山地帯と同じような亜高山帯針葉樹林が広がっていたと考えられている。

氷期には、水分が氷となって地上に保存されるために海水量が減少し、このため海面の低下をきたした。約二万年前といわれるヴィルム氷期極相頃の海面は今よりも一〇〇米以上も低下したと考えられており、日本列島は北と南の両端が大陸・半島と陸続きであったと想定されている。このため、北方系とよばれるマンモスやオオツノジカ、あるいは南方系のナウマンゾウといった本来列島には生棲しない大型獣が日本列島に移り住むことになったが、このことが我々日本人の祖先となる人達が列島内に移り住む直接のきっかけになったといわれている。

奈良県下の旧石器時代遺跡 この更新世の時代を考古学上は、旧石器時代、あるいは先土器時代とよんでいる。奈良県下では、この時代の遺跡が二上山の北麓で多数存在することが知られている。二上山は、第三紀中新世に噴出した火山であるが、これを形づくる安山岩類が石器の原材料となるため、旧石器・縄文・弥生の各時代を通じて、常に石器生産と係りの深い遺跡が分布している。旧石器時代に関しては、二上山の北麓、穴虫峠の北側にある屯鶴峯・鶴峯荘から大阪府羽曳野市にかけての丘陵斜面に遺跡が点在しており、石器製作との関連でこれらの遺跡が理解されている。

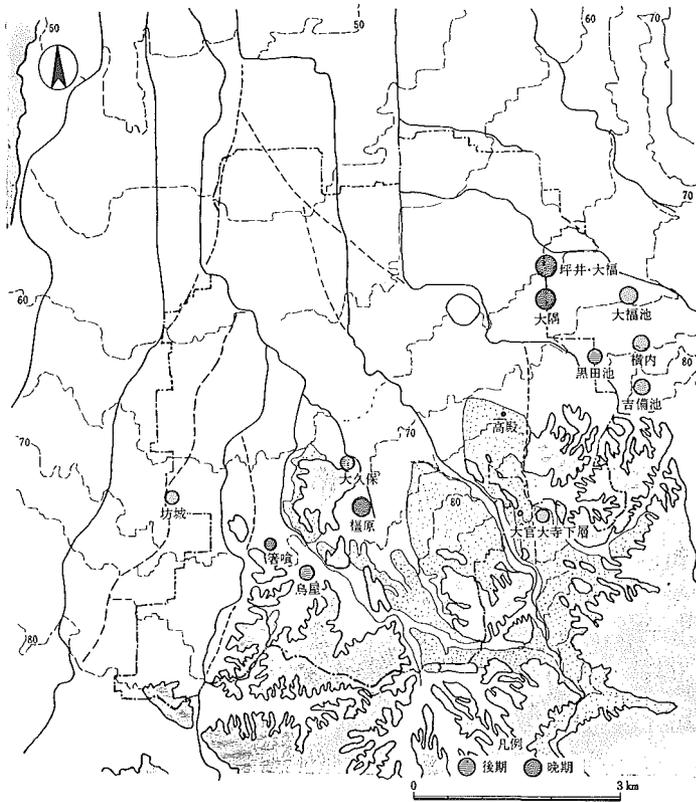
これらの遺跡からは様々な石器が出土しているが、中でもナイフ形石器は「国分形ナイフ」とよばれるもので、瀬戸内地方に広く分布することが知られている。その盛行年代は約二万年前と推定されており、ヴィルム氷期の極相頃と一致するところからこれらの石器を通して、厳しい自然環境下で石器作りに従事した旧石器時代人の姿を想像することができる。

なお、本市内では今のところこの時代に関する遺跡・遺物は明瞭でなく、将来の成果が期待されるところである。

② 縄文時代

縄文時代の始まりと県下の遺跡分布 約一万年前から現在までの時代を、地質学上は完新世（沖積世）と呼んでいる。この時代は、最後の氷河期が終わった後氷期に属しており、今の我々が生活する自然環境も大部分がこの時代に入って形づくられたものとされている。

後氷期に入ると気温の上昇に伴って海面もゆるやかに上昇し、約六〇〇〇年前に一つのピークを迎えた。これを後氷期海進、あるいは縄文海進とよんでいる。奈良盆地は内陸盆地であったため、この海進に伴う影響は明らかでないが、関東平野等の臨海平野部では現在の海岸線を遠く遡った内陸地にも縄文時代前期を中心とする貝塚遺跡が分布



第1—12図 縄文時代の遺跡分布図

しており、当時の海岸線の位置やこれを取り巻く地形の状態を推察することが可能になっている。

奈良県下では、奈良盆地や吉野川流域の平野部と大和高原を始めとする山間部で、多数の縄文時代遺跡が知られている。これらの分布状態を概観すると、縄文時代の中でも古い段階（早期・前期・中期）のものは大和高原側に多くみられ、新しい段階（後期・晩期）の遺跡は奈良盆地を中心に分布する事が指摘できる。こうした現象は奈良盆地に限らず西日本の沖積平野部で共通する現象で、その背景には原始農耕の存在を想定することも可能であるが、実際のところは縄文時代の終り頃になってようやく奈良盆地が人々の居住に適した生活空間となっていたこと、つまりこの頃の自然環境が初期水稲耕作を受容した弥生時代初め頃の自然環境とほぼ

同じ状態であったことを示すものとみることできる。

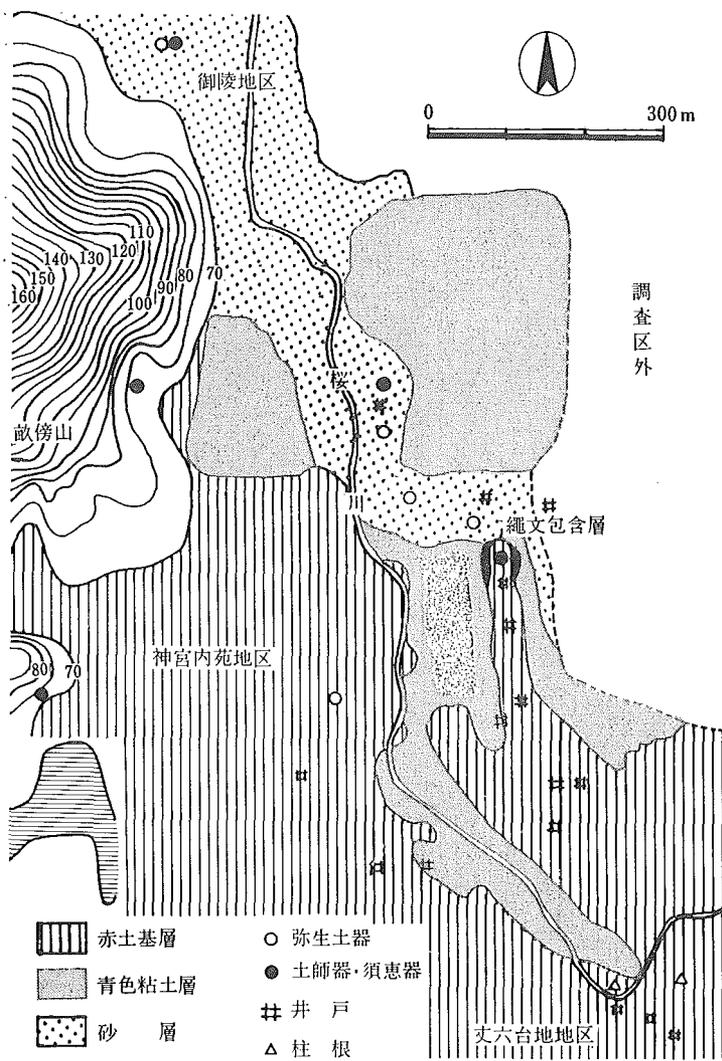
縄文時代遺跡の分布状態 縄文時代の遺跡は市内のおよそ七カ所で見つかっている。これらの遺跡は高殿の一例を除いては後期・晩期に限られており、その分布状態も本市の南・東側に集中してみられる。特に、本市と桜井市との境界付近には遺跡が密集する傾向があり、遺跡がまったく知られていない本市北西部と著しい好対照をなしている。

現状で遺跡の立地するところは、すべて沖積平野部である。しかし、後述する橿原遺跡にみられるように、これらの遺跡も存在した当時は周囲より少し高目の、おそらくは自然堤防のような部分に立地したことが推定できる。

縄文時代遺跡の内容 市内の縄文遺跡は発掘調査によってみつかったものが多いわりに、内容となると不明な部分が多い。この中で、特に著名な橿原遺跡は昭和十三年から始まる神宮外苑の整備工事に伴い調査された遺跡で、縄文時代の他に弥生・古墳・奈良時代にわたる遺構・遺物が出土している。中でも縄文時代の遺跡は、丁度今の陸上競技場付近にあって、ここでは湿地帯に突き出た低台地の両側で二筋の遺物包含層がみつかっている。この遺跡では当時の生活跡を示す住居跡などの遺構は知られていないが、ここから出土した遺物は質量とも豊富で、「橿原式」と命名された晩期土器群、関西では類例の少ない土偶・土獣や耳飾・腕飾等の土製品、石棒や石刀といった呪術具を含む石器・石製品の数々、さらには骨牙製品・木製品と、動物骨や植物種実などの自然遺物は、当時の生活を彷彿させる格好の資料となっている。

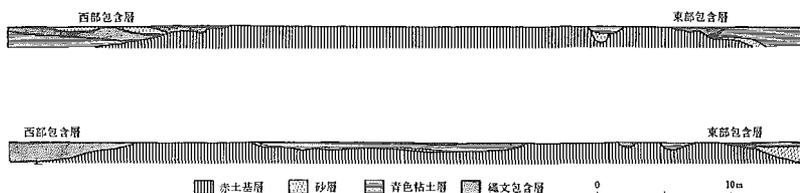
次に、出土遺物に注目すると、土器の中には他地域の特徴を示すものがみられ、また石器の原石には、ホルンフェルス・頁岩・粘板岩（丹波層群）、安山岩（二上山）、結晶片岩や蛇紋岩（吉野川流域）、流紋岩質溶結凝灰岩（榛原石川大和高原）といった各地域のものがみられること、さらには魚骨の中にも、クジラやタイ・エイ・ボラといった近辺では捕獲できない海水性のものが含まれること等が判明しており、当時すでに広範囲にわたる交易圏が存在したことを

示す資料として重要である。



第1—13図 樞原遺跡の立地環境

(末永雅雄・1963年)「大和の古代文化」より作成)



第1—14図 榿原遺跡の土層断面図
 (『榿原』1961年より作図)

この他、桜井市大福西遺跡⁽⁴⁾(＝坪井・大福遺跡)では縄文晩期の甕棺墓が一二基見つかっており、当時の埋葬形態を知る資料となっている。また、明日香村小山に所存する大官大寺の下層⁽⁵⁾でも、不整形な土壇が多数検出されており、付近に集落の存在が想定されている。

榿原遺跡の立地環境 畝傍山の東麓に広がる榿原遺跡は奈良県を代表する縄文時代遺跡として著名であるが、極めて広範囲に及ぶ発掘調査が実施された結果、周辺地形の状態も明らかとなり、遺跡の立地環境を知る好例となっている。この様子を報告書⁽⁶⁾に掲載された図をもとに、少し詳しくみておこう。

第一—一三図は遺跡と周辺の状態を示した平面図である。多量の遺物が出土した縄文時代の遺物包含層は、半島状に突き出た低台地の先端部で二筋見つかっており、本来は赤土基層からなる低台地上に当時の生活面があり、この時廃棄されたものが台地の両斜面に堆積して遺物包含層として残ったと考えられている。

ところで、低台地を形成している赤土基層は、南東から北西方向に派生して広がっているが、これは本市の南東部にみられる段丘の方向と一致している。この段丘面上には後に貝瀬丸山古墳が築かれるのであるが、古墳前方部の北側を北西に派生する段丘面は榿原神宮前駅の手前で次第に不明瞭となって地下に埋没した状態を示している。このことから榿原遺跡の立地する赤土基層はこの南東方向から派生してきた段丘面の延長部分にあたることがわかる。

この様子を断面図を使ってみておこう。赤土基層の平坦面は幅が四〇米以上あり、その両側はゆるやかな斜面となつて、ここに砂や青色粘土層が堆積している。縄文時代の遺物包含層は両斜面の肩口にみられるので、遺跡が営まれていた頃は、赤土基層のさらに高い部分が残っており、その上面に当時の生活面があったことが推定できる。

遺跡が立地する以前から赤土基層の低所には桜川が流れ、この地層を開析しつつあった。また、この桜川の流域には砂層や粘土層の分布がみられるが、これは水流によって出来た自然堤防状の部分(砂)と、その背後に生じた後背(湿地性の部分(青色粘土層))とみることが出来る。したがって、樫原遺跡は三方をこの後背湿地性の低地に囲まれた台地上に立地する、当時としては生活に適した立地条件をもっていたことがよくわかる。こうした遺跡立地の状態は、低湿地開発を基本とした弥生時代初め頃の姿と共通する点が多いが、樫原遺跡では農耕生活を示す遺構・遺物は全く見つかつておらず、両者の間には生産基盤の上で質的な差が存在していたようにも思われる。

なお、余談ながらこの樫原遺跡の調査では実際のカシの樹根が多数見つかつており、その地名の起源を知る上で注目されている。^(?)

(三) 弥生時代遺跡の展開と地域集団の形成

① 弥生時代の始まりと奈良盆地

前二〇〇年頃になつて、ようやく我が国にも稲作の技術と文化が伝わった。これが水稻耕作と金属器に代表される弥生時代の始まりである。我が国に伝えられた弥生文化は、水稻の種類や大陸系とよばれる磨製石器群、石庖丁や高床式倉庫の存在等から中国江南地方にその故地が求められているが、これとは別に磨製石剣や石鏃、支石墓など朝鮮半島に原流をもつものも含まれており、その経路がけつして単純でなかったことを示している。

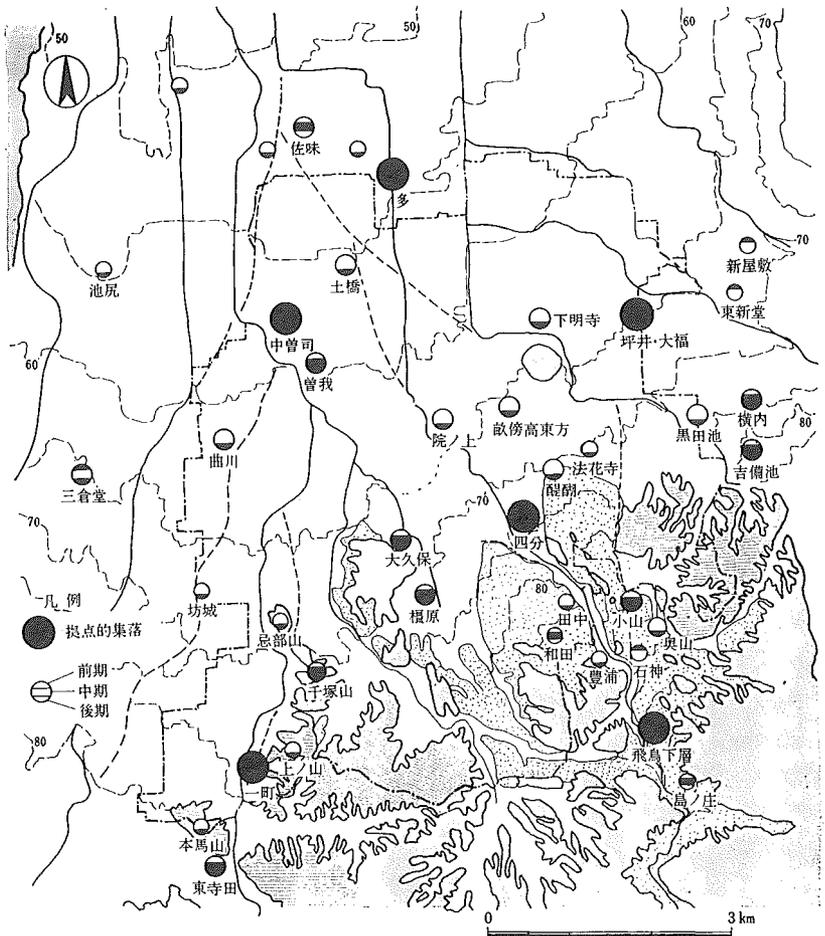
弥生文化はまず北部九州に定着し、またたく間に尾張以西の西日本一帯に広がった。これを弥生文化の第一次波及

とよぶが、その範囲は先の縄文後・晩期に西日本でみられた無文土器の分布圏とよく一致しており、弥生文化が尾張以東で東進をはばまれた要因の中には、稲の生育に係る自然環境の諸条件とは別に、当時の社会構造に根ざした別の要因が伏在したことが想定されている。

次に、弥生文化は我が国に伝えられた当初から、かなり完成された姿であったといわれている。この点は、前期の遺跡から出土する木製農耕具がすでに鋤・鍬の形態分化をとげており、その材質の選定には強靱なカシ材を用いていること、石器についても磨製石斧と石庖丁とよばれる穂積み具が共存すること、日常用いられた土器では、貯蔵形態（壺・煮沸形態（甕）・供献形態（鉢））の三者に機能分化が認められること等から想定されており、弥生時代前期の西日本は地域性の乏しい、逆にいえば極めて斉一性の強い生活状態であったと考えられている。

奈良盆地では多数の弥生時代遺跡が知られている。その中で特に著名なのが唐古遺跡である。この遺跡は戦前に調査が行なわれ、多量の土器・石器・木器とともに、木製農耕具や炭化米が出土、弥生時代の社会が農耕生活を基軸とした社会であることを明らかにした最初の遺跡としてよく知られている。この唐古遺跡に限らず、奈良盆地の弥生時代遺跡は、多くが盆地底の沖積平野部に立地しており、その遺跡立地のあり方は先の縄文時代遺跡と比較して好対照をなしている。弥生時代遺跡が低地に立地する点については、弥生時代開始当初の水田開発が地下水位の高い湿田を対象に行なわれたことと関連するものとみられているので、当時の奈良盆地は水稻耕作の受容と展開に極めて好都合な自然環境を備えていたといえる。奈良盆地ではこの後も、中期・後期にわたって遺跡数が増加し、農耕社会への足取りは益々確実なものとなっていくが、こうした弥生時代遺跡の展開を支えたのも、やはり水稻耕作に適した奈良盆地の優れた自然環境が背景にあったといえるだろう。

① 弥生時代遺跡の分布と遺跡群



第1—15図 弥生時代遺跡分布図

弥生時代遺跡は市内の全域に分布しており、偏在的であった先の縄文時代遺跡の分布状態と好対照をなしている。

第一—一五図は、『奈良遺跡地図』(二九八四年改訂)をもとに奈良盆地における弥生遺跡の動向を論じた論文⁽⁹⁾や最近行なわれた発掘調査の成果を取り入れて作成したものである。地形の状態は前節の地形分類図に従い、復原可能な旧河道は点線でその流路を示し

た。以下、これをもとに遺跡の分布状態をみておこう。

前期 弥生時代は前期・中期・後期の三時期に区分される。前期は稲作文化の受容ののち、畿内地方が創造的な展開を始めるまでの段階と⁽¹⁰⁾されている。

市内で前期に属する遺跡は、中曽司、坪井・大福、四分、一町遺跡等である。これらのうち、現状では中曽司と四分遺跡がやや古く考えられている。また、市外で前期に属する遺跡としては、田原本町多、桜井市東新堂・新屋敷、明日香村飛鳥・岡、大和高田市三倉堂等の遺跡が知られている。市内・市外を含めたこれら遺跡の分布状態をみると、平面的には一定の間隔をもってほぼ均等に分布することがわかるので、遺跡の形成が始まるこの段階で早くもお互いの生活領域が決められていた可能性が想定できる。

ところで、こうした前期から始まる遺跡は、その大半が中期・後期に続く「継続型」集落の形態を示している。しかも、これらの集落はその規模が大きく、遺跡の内容が豊富であるために、おそらくは一定地域の中で中心的な役割を果たした「拠点的な集落」であった可能性が高い。こうした遺跡がほぼ均等に分布することは、水田開発を主とした弥生時代の地域開発が、すでにこの段階で生活領域の決定といった地域単位の分割がすでに始められていた感が強く、しかもこうした点は橿原市とその周辺地域に限らず奈良盆地全体を通して指摘できることでもあるので、奈良盆地の開発は、弥生時代の比較的早い段階にその道筋が決められた可能性が高い。

なお、弥生前期の段階で問題となる縄文人と弥生人の関係については、以下のように整理できる。まず、縄文晩期の遺跡は先述したように市域の東・南側に分布しているが、弥生時代初め頃の遺跡（中曽司・四分・東新堂）は、これら縄文集落と距離をおいて位置しており、両者の間には一定の隔りが認められる。次いで、前期でも新しい段階になると、弥生土器と縄文土器を一所に出土する遺跡が多くなり、この段階で弥生人と縄文人の融合が進展したことが想

定できる。坪井・大福遺跡では縄文晩期の甕棺群に混って弥生前期の中でも新しい段階の壺棺が一基検出されている⁽¹³⁾のも、こうした両者の融合のあり方を示したものと評価できる。

中期 この段階の遺跡は、市内のおよそ八カ所で知られており、遺跡数は前期の二倍となっている。遺跡の分布状態は市内の全域に認められ、奈良盆地全体としてもこの段階では、より低地と高所の両方に遺跡が営まれたことが知られている。

中期にはいつて新たに形成された遺跡は、前期段階で成立した拠点集落の周囲で出現するようである。たとえば、中曾司遺跡の周辺では曾我遺跡があり、坪井・大福遺跡では横内、吉備池遺跡、四分遺跡では飛鳥川を隔てた大久保、櫃原遺跡、一町遺跡では千塚山、東寺田遺跡といった関係をみる事ができる。

中期に出現する遺跡は、このように拠点的集落の周辺に分布することから、この集落からの分村によって出来た集落と理解されている。そしてその背景には、前期以来の水稲耕作の展開によって拠点的集落の人口が増加し、新たに分村を行う必要が生じたことや、灌漑施設の整備・耕作技術の進歩に伴って可耕できる土地が拡大したこと等の要因があったと考えることができる。

このようにして、中期段階になると、遺跡が一定箇所に集中して営まれ、「遺跡群」の形成がみられるのであるが、この遺跡群こそが弥生時代の人々が農耕生活を営む上で必要な水と土地による結び付きによって形成された最初の地縁的な共同体社会の姿であったといえるだろう。

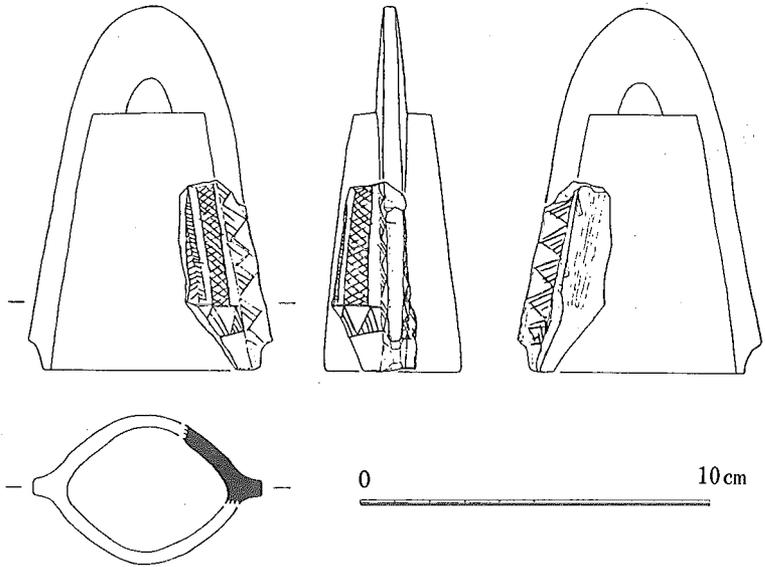
後期 この段階になると遺跡数はさらに増加し、市内のおよそ一・二カ所で認められるようになる。遺跡立地と分布の状態は前・中期とさほど変らないが、遺跡が増加した分だけ遺跡群の密集具合が高くなる。これを整理すれば、中曾司遺跡の周辺では土橋、曲川遺跡があり、坪井・大福遺跡では下明寺、横内、黒田池、吉備池遺跡が、四分遺跡で

は院ノ上、畝傍高校東方、醍醐池遺跡と、飛鳥川を隔てて中期より継続する大久保、檀原遺跡が、また一町遺跡の周辺では忌部山、千塚山、上ノ山、本馬山、東寺田等の遺跡をあげることができる。

ところで、後期に入ると生産基盤となる沖積平野部を眼下に見降す丘陵・台地上に遺跡が立地する例がみられるようになる。こうした遺跡を一般に「高地性集落」とよんでいる。高地性集落はその立地条件が稲作を主とする当時の日常生活にとっては著しく不自然であることや、この後期段階に顕著に認められること等から、弥生時代後期に畿内地方を中心起った軍事的な緊張関係を示す遺跡とみられており、「見張台」や「逃げ城」等の性格が考えられている。市内では、忌部山、千塚山、上ノ山、本馬山等の各遺跡がこれに該当しているが、そのいずれもが一町遺跡を中心として曾我川流域にみられ、吉野川から巨勢路を進んで奈良盆地に入る玄関口に位置する点が注目される。これらの高地性集落が奈良盆地に本拠をおく勢力によって造営されたものであるなら、その守るべき本拠地とはどこであったのか、あるいは想定された外敵とはどの地方の勢力であったのか、大いに興味がもたれるところである。

③ 地域社会の形成と遺跡の状態

前項では弥生時代遺跡の分布状態から遺跡の集中する傾向を抽出して、これを遺跡群と把握し、これが各々の拠点的集落を核に形成された地縁的な共同体社会の最初の姿であろうと考えた。当然、こうした遺跡群が集まってさらに大きな地縁共同体の形成が進むと考えられるので、弥生時代社会の形成を論じる際に用いられる「農業共同体」⁽¹⁴⁾なる概念も、おそらくは、こうした遺跡群の集合によって出来た水系単位のまとまりをその実態に想定して大過ないように思われる。この地域単位にみられる遺跡のまとまりを、地域社会という今日的用語でよべば奈良盆地では弥生時代に入って地域社会の原形が形づくられたことになり、それらが地域開発を推し進めることによって生活領域を拡大し、盆地内の各所に各々の勢力基盤を築くことになったとみることができる。



第1—16図 四分遺跡出土の銅鐸形土製品

(『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅲによる。第3次調査で見つかったものの1つ。袈裟禪文や鋸歯文といった銅鐸特有の文様が描かれている。)

ところで、これら遺跡の内容であるが、市内の弥生時代遺跡は発掘調査されたものが多いにもかかわらず、集落の様子となると不明な点が多い。それは、人々の生活を直接示す住居跡の検出が、一町遺跡や忌部山遺跡を除いてまったく見つかっていない点に原因がある。

一般の発掘調査で見つかる遺構は、主に溝・土壙・井戸等である。最近、坪井・大福遺跡では弥生時代前・中期の壺棺や木棺墓が、また曲川遺跡⁽¹⁶⁾や明日香村小山に所在する大官大寺跡の下層⁽¹⁶⁾では後期に属する方形周溝墓が検出されて、弥生時代の墓制を知る手懸りとなっている。

次に、調査によって最も数多く検出されるのが溝である。の中には人工的な溝と自然流路の両方が含まれているが、人工的な溝の中で特に注目されるものに、集落を取り巻くかたちで開削された環濠がある。この環濠は、坪井・大福遺跡でもその一部が検出されているが、さらに大規模なものは田原本町

唐古遺跡でも検出されており、弥生時代の集落、ことに拠点集落と考えられる大型集落では、その周囲に環濠をもつものが一般的であったようである。

ところで、弥生時代遺物の中で特に著名なものに銅鐸がある。銅鐸はその形態から祭器とみられているが、土製品の中には土でこれを模した「銅鐸形土製品」とよばれるものがある。この銅鐸形土製品は、現在までのところ四分遺跡⁽¹⁷⁾で二例、坪井・大福遺跡⁽¹⁸⁾で二例出土し、他に唐古遺跡でも一例出土しているが、これらの遺跡はいずれも拠点集落である点で共通している。銅鐸を用いた祭祀が具体的にどのような内容であったのか、現在では知るよしもないが、一般には農作物の豊穰を神に祈るといふ農耕祭祀が想定されている。銅鐸形土製品もこれと類似した扱いが想定されるなら、弥生時代の農耕祭祀は各々の拠点集落で取り行なわれた可能性が高く、豊穰を祈る村々の祭りも、一方では水と土地といった地縁的な結合関係を強める働きを促したといえるだろう。

四 古墳時代の集落と墳墓

○ 古墳時代の奈良盆地

奈良盆地は全国有数の古墳分布地域として有名である。これは先にみた弥生時代遺跡の展開と深く係っており、ここに示された弥生時代農業の発達が地縁的な共同体社会の結合を早め、他地域に比べより強固な政治的権力機構を造り上げたことが、これらの古墳を生み出す原動力になったと理解されている。

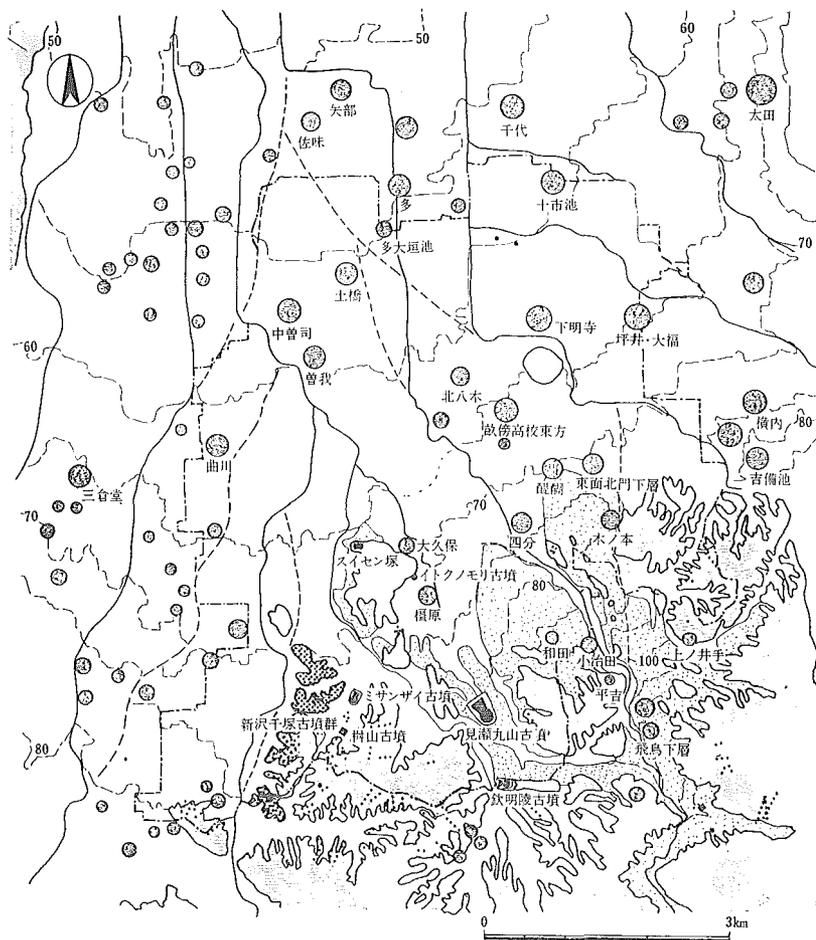
ところで、奈良県は古くは大和国と呼ばれていた。この大和^{やまと}は倭・大倭とも記し我が国^{くに}が日本^{にほん}と呼ばれる以前の国号で、ヤマト朝廷の進出・拡大に伴ってその中心地であった大和地方が、国の総称に用いられたためと考えられている。この大和の語源であるが、「和名抄」には城下郡に大和郷の地名がみられ、ここには現在も大和国魂大神を祭神とする大和神社^{おほやまと}が鎮座しているので、もとは奈良盆地東南部の一地名であったものが、その勢力の進出に伴って盆

地全域を大和と称するようになり、やがて令制下の国名、ついには日本列島の代名詞になったとみられている。⁽¹⁹⁾したがって、奈良盆地を「くんなが國中」とよんだり、あるいは大和を「くんなが國のまほろば」と歌った奈良盆地の状況は、古墳分布などからみると遅くとも古墳時代には出来上っていたとみななければならない。

奈良盆地に分布する古墳については、第一に墳長が二〇〇米を超えるような極めて大規模な前方後円墳が数多く築造されていること、第二に前期でも古い段階のものから始まって、中期・後期にわたる各時期のものがみられること等をその特色にあげることができる。第一の点については、古墳の中に陵墓の比定をうけた大王陵が数多く含まれるところから、政治権力の頂点に位置した被葬者が多数存在したことを示すものとみることができ。また第二の点については、古墳時代の都宮が奈良盆地に集中する点とも合せて、大和地方が古墳時代全般を通じて常に政治・文化の中心地であったことを示すものとして重要である。

次に、奈良盆地に所在する大型前方後円墳は時期によって分布が異なることが知られている。具体的にいうと、まず前期段階には盆地東南部、三輪山西麓に大型古墳が築かれ、次いで前期から中期にかけては盆地北端の佐紀丘陵に大型古墳が多数築かれることになる。中期に入ると、特に巨大な古墳は奈良盆地を離れて河内（古市）、和泉（百舌鳥）に築造されることになるが、奈良盆地の各地域でも引き続き大型古墳が築造されている。後期に入ると古墳の規模が縮小するが、盆地南部に集中し、橿原市には後期古墳としては屈指の規模をもつ見瀬丸山古墳が築かれ、また盆地の南半部では小規模な古墳が密集した群集墳も多数築造されるようになる。こうした古墳分布の変遷は、各地域の動向を知る資料として重要であるが、特に後期の古墳分布状態に関しては、律令国家の形成が始まる飛鳥時代の前提をなすものとして注目すべき内容を含んでいる。

③ 集落遺跡の分布とその構造



第1-17図 古墳時代遺跡分布図

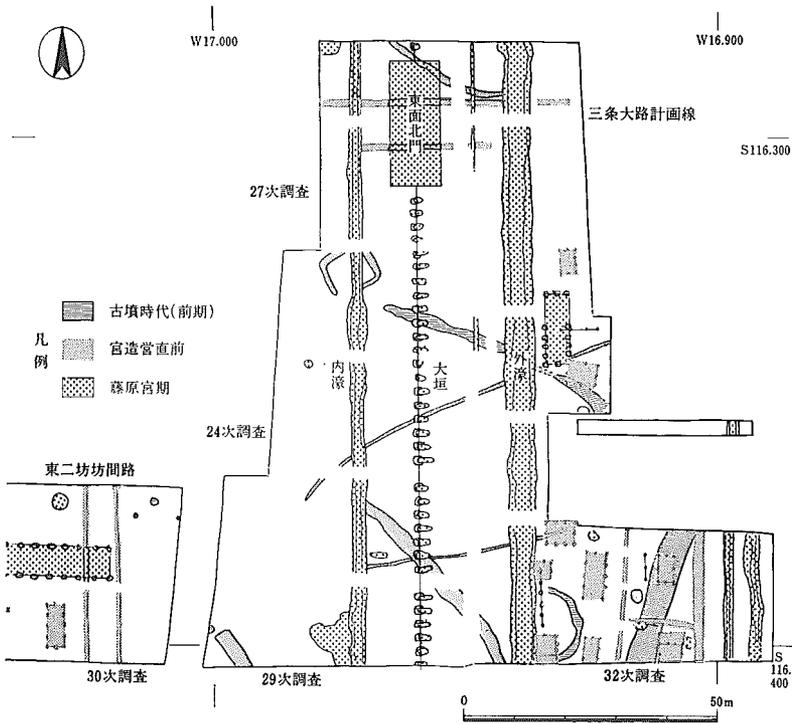
古墳時代の集落遺跡は市内の平野部各所で見つかっており、弥生時代遺跡に比べその数はさらに増加している。ただし、これらの中には古墳時代後期（六・七世紀）を主とする小規模な遺物散布地もかなりの数含まれているので、遺跡の実態としては不明な点多いといえる。また、これらの遺物散布地は弥生時代には遺跡が比較的少なかった大和高田市から御所市側に多くみられ、この地域では

古墳時代の後期に入り急速に地域開発が押し進められた様子を読み取ることができる。

前項で述べた拠点集落は、一応どの遺跡も古墳時代の遺物が出土するところから、集落として継続していたようである。ただし、細部となると不明な点が多く、たとえば飛鳥川右岸の微高地に立地する四分遺跡では古墳時代初頭に空白期があると指摘されており、⁽²⁰⁾継続の仕方もけっして一様でなかったことがわかる。

時期別に市内の遺跡をみると、まず前期では北八木、院ノ上、藤原宮東面北門下層等でこの時期の遺跡が知られている。また中期に入り出現する遺跡には、曾我遺跡が知られている。⁽²¹⁾曾我遺跡は葛城川右岸の低地に立地する遺跡で、国道二四号線バイパス工事に先立つ発掘調査によって「玉作遺跡」であることが明らかとなった遺跡である。ここからは、勾玉・^{ふたたま}管玉・^{くだたま}管玉・^{なつたま}棗玉・切子玉・小玉等の玉製品とそれらの未製品が大量に出土しており、またこれらの原石にはヒスイ・コハク・緑色凝灰岩・碧玉・水晶・滑石といった大和地方では産出しないものも多数含まれている点で従来の玉作遺跡とは異なった特色ある遺跡となっている。そして、後期には遺跡数がさらに増加し、特に本市の西側にかけて多く分布することは先に述べたとおりである。

次に、遺跡の内容について見てみよう。まず古墳時代前期の遺跡としては、藤原宮東面北門の下層で見つかった遺跡をあげることができる。この遺跡は、藤原宮の構造を調べる目的で実施された一連の発掘調査で検出されたもので、古墳時代前期に属する遺構としては井戸・土壙・溝と、方形(□形)周溝墓とよばれる当時の墓が二基見ついている。ここでは住居跡の検出がなく、墓域の一部を明らかにした調査といえる。また検出された溝はすべて自然流路であるため、後に掘られた人工流路に比べ方位が一定ではない様子がよくわかる。また、ここで見つかった方形周溝墓と同じものは、藤原宮大極殿のすぐ西側で実施された藤原宮第一六次調査⁽²²⁾でも三基検出されている。両者は同じ古墳時代前期に属しているが、距離にするとおよそ六〇〇米程の開きがあるので、別々の集落に伴った墓域である可



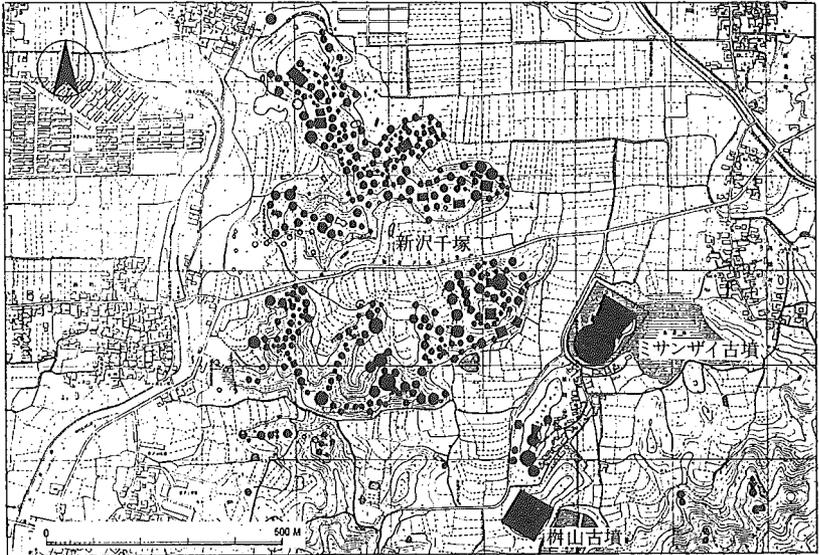
第1—18図 藤原宮東面北門付近の遺構群
 (『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』9・10・11・12より作成)

能性が高い。

この他、当時の集落の状態を示す竪穴住居跡は、藤原宮第四三次調査で二棟、同じく第四六次調査⁽²⁴⁾(木之本)で七棟が明らかとなっている。特に後者は、自然河川にはさまれた微高地上に立地する点や二棟前後で一単位をなす集落内部の様相も明らかとなっており、当時の集落形態を知る好例となっている。なお、先に述べた藤原宮東面北門付近で実施された第四四次調査⁽²⁵⁾では、豪族の居宅か、あるいは屯倉などの公的施設とみられる整然と配置された古墳時代後期の掘立柱建物群が検出されており、その性格が注目されている。

㊦ 古墳の分布と立地環境

古墳は大部分が市の東・南に広がる



第1-19図 新沢千塚古墳群とミサンザイ古墳、榊山古墳
(白石太一郎・1973年より)

丘陵地に立地している。この中には、前期・中期・後期の各時期のものがみられるが、前・中期のものは極めて数が少なく、後期に属するものが大部分を占めている。また、大型古墳としては、中期後半に属する前方後円墳のミサンザイ古墳（宣化天皇陵古墳、全長一八三米）、我が国最大クラスの方墳である榊山古墳（倭彦命陵古墳、一辺八五米）、及び後期古墳としては我が国屈指の規模をもつ前方後円墳、見瀬丸山古墳（全長三一〇米）の三基の古墳が所在している。

次に丘陵上に立地する古墳は、大部分が「群集墳」とよばれる、小規模な古墳で構成されている。しかし、貝吹山から北側の丘陵部にかけて分布する古墳群は、横穴式石室が採用される以前の木棺直葬の古墳が多く、特に新沢千塚古墳群では、これまでに一四〇基に及ぶ古墳が調査された結果、通常の群集墳よりやや早い時期に形成された木棺直葬を主体とする特色ある古墳群であることが明らかとなっている。⁽²⁶⁾ 奈良盆地の南半部では、このような特徴をもつ古墳群が特に顕著

に分布しており、この点は古墳時代後期の大型古墳の分布状態や都宮の所在地とも合せて、当時の大和地方の状態を示す資料として重要である。

ところで、新沢千塚古墳群ではこれに近接してミサンザイ古墳、榊山古墳という二つの大型古墳が築造されてい



写真3 見瀬丸山古墳と周囲の地形
古墳が段丘面を利用して築造されている状態がよくわかる。

る。この二基の古墳は時期的にも新沢千塚古墳群と並行して造られた可能性が高く、両者の間には密接な関係が想定できる。この点からも新沢千塚古墳群は一般にいわれるような古代の家族墓としての群集墳以上に、当時のヤマト政権に係りをもった集団の共同墓地としての性格が強い古墳群とみることができらる。②

次に、ミサンザイ古墳と榊山古墳の立地環境についてみておこう。二つの古墳はともに貝吹山より北々東に派生する同一丘陵を利用して築かれている。ミサンザイ古墳では墳丘主軸が丘陵と同じ北々東方向を示し、また榊山

古墳の向きが丘陵の方向と一致するように設計されているのも、この丘陵をそのまま利用した結果といえる。したがって、二つの古墳を築造するにあたっては、ミサンザイ古墳では丘陵背後の部分を、榊山古墳ではその前後の部分を開削し、その土を利用して墳丘を構築したとみることができる。

なお、このような古墳の築造方法は、奈良盆地に分布する古墳で通常認められるところとなっている。たとえば、本市に所在する見瀬丸山古墳では、北々西方向に派生した丘陵（中位段丘か）上に立地しており、墳丘主軸が丘陵の方向と一致することや前方部が丘陵の先端方向を向くことなど、ミサンザイ古墳と基本的には同じ方法で築造されていることがよくわかる。

〔注〕

(1) 奈良国立文化財研究所（一九八二）「藤原宮東方官衙地域の調査」（第三三—四次）『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一一。

ここでは、黄色粘土からなる地山面の凹みに堆積した暗褐色砂質土層から、縄文時代前期の北白川Ⅱc式土器と石鏃・剝片などの出土が報告されている。高殿地区は周囲よりやや高い立地条件の優れた箇所集落が営まれており、縄文遺跡の存在もこの点と関連するようである。

(2) 末永雅雄他（一九六一）「樞原」奈良県史跡天然記念物調査報告・第一七冊。

(3) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（一九八二）『常設展示解説・大和の考古学』。

(4) 亀田 博他（一九七八）『大福遺跡』奈良県史跡天然記念物調査報告・第三六冊・奈良県立橿原考古学研究所編。

(5) 奈良国立文化財研究所（一九七八）『大官大寺第四次（推定金堂跡）の調査』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』八。

(6) 前掲書（2）に同じ「樞原」のこと。

(7) 「樞原」の地名は、『古事記』神武紀では、「畝傍の白橿原宮に坐しまして」、『日本書紀』神武即位前記では、「畝傍山の東南の橿原の地は蓋し国の境区か。治るべし」とある。橿は常緑喬木の一群の総称で、樅、あるいは櫛の字も用いる。果実はドングリで、材が堅く丈夫なため古くから機材に用いられてきた。したがって橿原は橿の樹木が多生する状態の場所を指す言葉といえる。平凡社（一九八一）『奈良県の地名』日本歴史地名大系第三〇巻による。

- (8) 奈良県教育委員会(一九八四)『奈良県遺跡地図』第二分冊改訂。
- (9) 石野博信(一九七三)『大和の弥生時代』『考古学論叢』第二冊及び寺沢 薫(一九七九)『大和弥生社会の展開とその特質』『橿原考古学研究所論集』四。
- (10) 田辺昭三・佐原 真(一九六六)『弥生文化の発展と地域性』三、近畿『日本の考古学』Ⅲ、河出書房新社。
- (11) 丸川義広(一九八五)『先史・古墳時代の開発と生活空間』『奈良県史』一・地理、名著出版。
- (12) 坪井遺跡と桜井市大福(西)遺跡は互いに近接するために、最近では同じ遺跡と考えられている。
伊藤勇輔・楠元哲夫(一九八五)『日本古代遺跡』6・奈良南部、保育社、及び寺沢 薫(一九八六)『弥生時代・主要遺跡・奈良県』『考古遺跡遺物地名表』柏書房。
- (13) 前掲書(4)及び齊藤明彦(一九八三)『坪井遺跡』『大和を掘る』一九八二年度発掘調査速報展―三・奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編。
- (14) 都出比呂志(一九七〇)『農業共同体と首長権』『講座日本史』一・古代国家、東京大学出版会。この中では、河川に沿って分布する遺跡を世帯共同体、あるいはその二・三の集団体ととらえ、地域開発を進める過程でこれらが耕地の占拠や小水路の確保をめぐって結び付きを強め、やがて土地と水利を基軸とする地縁的編成によって弥生時代の中・後期に農業共同体が形成される、と述べられている。
- (15) 今尾文昭(一九八〇)『橿原市曲川遺跡発掘調査概報』『奈良県遺跡調査概報』一九七九年度・第一分冊。
- (16) 奈良国立文化財研究所(一九七七)『大官大寺第三次の調査』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』七。
- (17) 奈良国立文化財研究所(一九八〇)『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅲ。
- (18) 前掲書(4)及び佐々木好直(一九八〇)『坪井遺跡第二次調査概報』『奈良県遺跡調査概報』一九八二年度・第一分冊。
- (19) 直木孝次郎(一九七〇)『やまとの範囲について―奈良盆地の一部としての―』『日本古文化論叢』橿原考古学研究所
- (20) 木下正史(一九八三)『藤原宮域の開発―官前身遺構の性格―』『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立三〇周年記念論文集・同朋舎。
- (21) 佐藤良二・泉 武(一九八二)『橿原市曾我遺跡・芝ノ前遺跡発掘調査概報―国道二四号線バイパス建設に伴う調査―』『奈良県遺跡調査概報』一九八一年度・第二分冊。関川尚功・佐藤良二(一九八三)『橿原市曾我遺跡発掘調査概報』『奈良県遺

跡調査概報』一九八二年度・第二分冊。

(22) 奈良国立文化財研究所(一九七六)「藤原宮第一六次(南)の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』六。

(23) 奈良国立文化財研究所(一九八五)「右京二条三坊・三条三坊の調査(第三九・四三次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一五。

(24) 奈良国立文化財研究所(一九八六)「左京六条三坊の調査(第四五・四六次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一六。

(25) 奈良国立文化財研究所(一九八五)「藤原宮東方官衙地域の調査(第三八・四一・四四次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一五。

(26) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館(一九七五)『新沢千塚展』。

(27) 白石太一郎(一九七三)「大型古墳と群集墳―群集墳の形成と同族系譜の成立―」『考古学論叢』第二冊。この論文の中では「…現宣化陵および榊山古墳は五世紀後半から六世紀前半にかけての大伴氏の二代にわたる族長の墳墓であり、新沢千塚はこの族長の奥津城に接して大伴氏と同族的関係をもついくつかの集団の共同墓地として形成された…」と述べて、被葬者層の考察がなされている。

二 遺跡の形成と土地利用史

(一) 遺跡の形成と遺構面

遺跡の発掘調査は、主に遺構・遺物の状態から当時の生活様式を复原することを目的に実施されるのであるが、これに際してはその遺跡地の土層堆積状態が明らかとなり、遺跡の形成過程や埋没状態といった遺跡を取り巻く環境に関する様々な資料を得ることができる。ここでは、主に市内の発掘調査で得られた土層図を用いて遺構面の相互比較を行なった上で、遺跡の埋没過程や土地利用の変遷について述べることにしたい。

① 遺構面とその種類

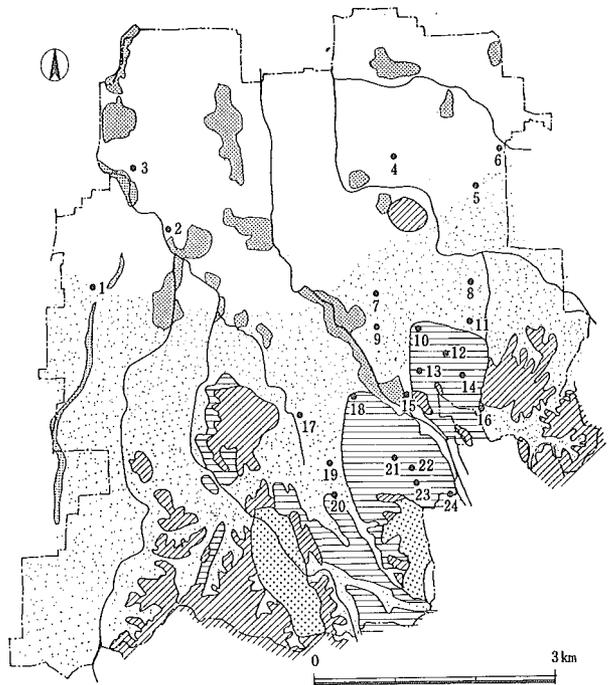
発掘調査は上の層から順次掘り下げる方法をとるが、ある深さに達すると遺構の輪郭が検出できる面がある。これを遺構面（遺構検出面）とよんでいる。遺構面は往時の人々が生活を営んだ地表面（生活面）が、遺跡の廃絶とともに埋没し、その後堆積と削平をくり返してできたものである。したがって、遺構面より下位の堆積層には遺跡の形成過程が示されているといえるし、逆にこれより上位の堆積層には遺跡の廃絶以降に行なわれた土地利用状態が示されるということが出来る。

ところが、遺跡調査においては一般に当時の生活面がそのまま遺構面として残ることは極めて稀で、多くの場合、遺構面は当時の生活面が削平された状態で検出される事が多い。井戸や土塋・溝や柱穴といった深く掘り込まれた遺構がよく見つかるのも、こうした理由によるものといえる。

次に、遺構面は堆積と削平の程度によって二つの状態に分けることができる。その一つは堆積作用が大きい箇所で見られる遺構面で、ここでは年代の新しい遺構面が上位に順次重複した状態で検出される。これとは逆に削平が堆積を上回る箇所では、遺構面は一面しかみられず、ここでは同一面上で異なった各時代の遺構がすべて検出されることになる。

遺構面が重複して検出される第一の場合は、河川の氾濫による土砂の堆積や火山灰の降下、あるいは人工的な盛土等を要因にあげることができる。ただし市内の調査で見られる遺構面は圧倒的に後者の例、つまり削平によってできた遺構面に該当するものが多い。この要因としては自然の堆積作用があまり進まなかったことが第一に考えられるが、一方では藤原京の廢都以降一帯が水田地帯に変貌をとげたため、その後の人為的な盛土等の堆積作用があまり働かなかつたところにも原因があると考えられる。

③ 遺構面の相互比較



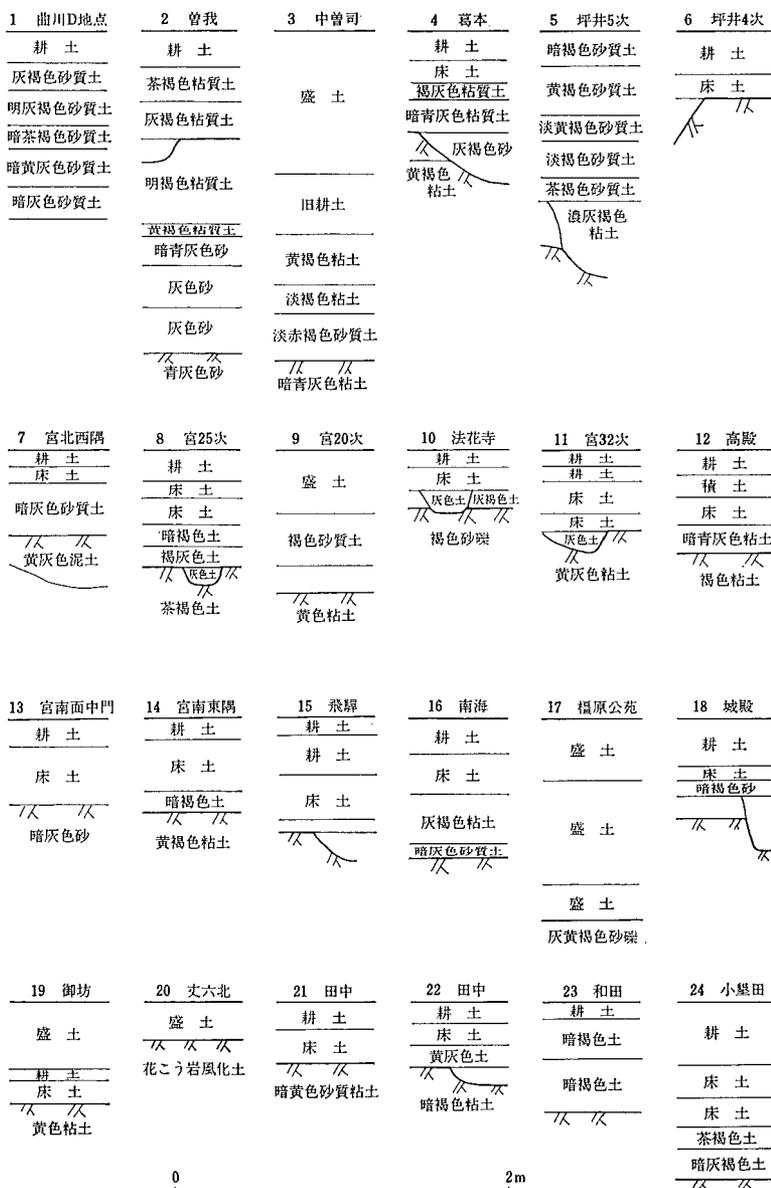
第1—20図 調査地位置図

(地形分類は第1—1図による。●が調査地点、番号は第1—21図に対応する。)

がわかる。ここに掲げた土層図の大半は、弥生〜奈良時代の遺跡のものであるので、これらの土層図には現在までの時間差およそ二〇〇〜二〇〇〇年間分に相当する堆積量が示されていることになる。それにしても遺構面まで平均して六〇糎前後である点は、この地域の堆積量がけっして多いものでないことを示すものといえる。また、これらの遺構面は、遺物をまったく含まない層(地山層)の上面と一致する例が多い点も注意される。以上のことから推察する

第一—二一図は市内各遺跡の発掘調査によって作成された土層図を集成したものである。⁽¹⁾このような土層図は、通常色調と土質のちがいがいによってまず土層が分層され、各層毎に層名が付けられてできるものである。しかし観察者の主観が入り易い状況で作成されるために用語の統一はなされていないのが実情で、他遺跡のものと比較する場合にはまずこの点に留意する必要がある。

これらの土層図をみると、各遺跡の遺構面は極めて浅く、多くの場合現地表下四〇〜七〇糎前後に位置すること



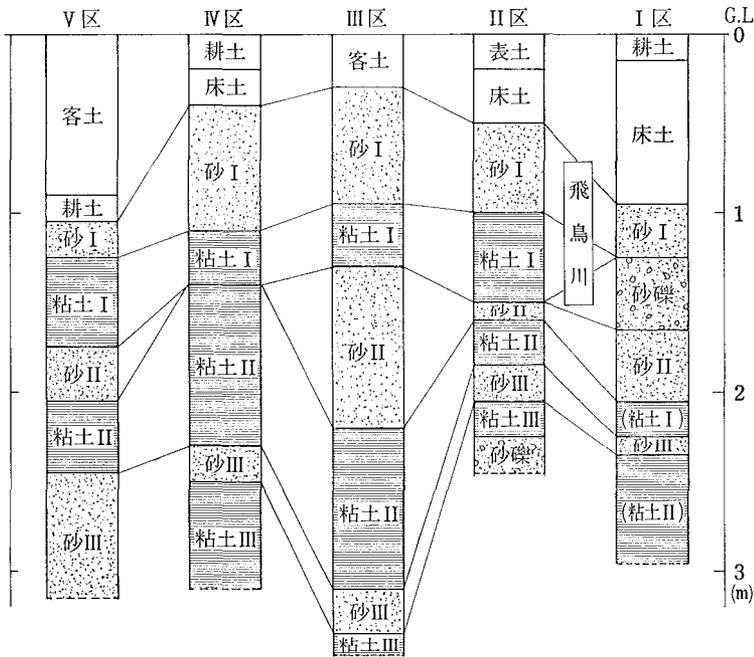
第1—21図 各遺跡の土層図（太線が遺構面、は地山面）

と、まず市内の各遺跡では土砂の供給量が少ないために遺構面が重複してみられることが少なく、仮りに遺構面を被うかたちで次の遺構面が形成されたとしてもこれを上回る削平が後世にあり、これがために現在では地山面上で全ての遺構が検出されることになったとみる事ができる。

次に、地形分類との関連でこれらの土層図をみると、段丘面上のものも、扇状地性低地のものも、遺構面自体の深さにあまり差のない点が指摘できそうである。確かに段丘面でも高燥な箇所にあたる田中町の例(2)・(22)等では、約四〇糎下に遺構面があり、極めて浅い位置にあることが知られるが、藤原宮跡の主要部分が立地する地区の例(7)・(13)でも遺構面は深さ約六〇糎前後でみられ、その差は顕著とはいいがたい。また、扇状地性低地に属する市域北半の例では(2)・(3)・(5)等にやや深い例もみられるが、そうでない地点が存在することも確かである。奈良盆地のような沖積盆地では通常盆地底に近い所ほど堆積量が大きいと想像されがちであるが、実際のところは先に記したとおりで、一概には論じられないようである。

次に、個々の土層図について二・三みておくと、まず丈六北遺跡(20)の例では、現地表下約二〇糎で地山の花崗岩風化土が検出されている。調査地点は近鉄橿原神宮前駅の東約一五〇米で、地形分類図に示された中位段丘の延長部分にあたるため、このような浅い位置で地山が検出されたのであるが、これをそのまま北西に延ばすと橿原遺跡の立地する低台地に達することは、すでに先の項で述べたとおりである。

なお、これに関連しては橿原公苑内で実施された調査の土層図(17)が参考になる。ここでは盛土が極めて厚く、約一・二米下で遺構面がみられたが、この下約九〇糎分は砂礫・砂層がみられ、さらにこの下には青灰色シルト層が約一五糎ほど堆積することが報告されている。橿原遺跡ではかつて広範囲に発掘調査が実施され、「砂層」や「青色粘土層」の分布が認められているが、この調査では砂礫・砂層が「砂層」に、また青色シルト層が「青色粘土層」に相

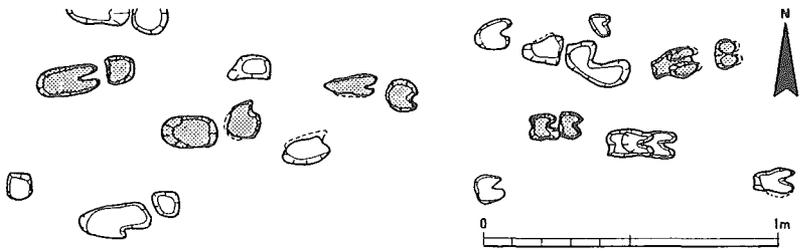


第1-22図 小房町地区の土層柱状図

(『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』12より作成)

当することが確認された点で重要といえる。

この他、曾我遺跡(2)では遺構面の下部に暗青灰色砂・灰色砂が約七〇厘米堆積しており、旧小河道に伴う堆積物と判断されている。砂層の堆積がみられる点では確かに流水に伴う堆積物とみて誤りなからうが、調査地点の周辺には現在も自然堤防上の高まりが認められる点で、検出された砂層もこれと関連させて解釈した方がより自然と考えられる。同時に実施された曾我川西岸に位置する芝ノ前遺跡は現在も自然堤防の高まり上に立地しているが、ここで行なわれた発掘調査でもこれと同様の土層堆積状態が確認されている。したがって、これらの砂層については旧河道内に堆積した砂層とみるよりも洪水時に周囲にはき出された堆積物と考え、この積み重ねで現在みられる自然堤防の高まりが形成されたと解釈した方が、周辺地形の関係がより理解しや



第1—23図 同Ⅲ区で見つかった牛の足跡
（『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』13による。）

すいものとなるう。

③ 堆積層序と土地利用の変遷

次に、堆積層と土地利用のあり方を知る例として、小房町で実施された藤原宮第三次調査の例をみておこう。ここでは、飛鳥川を挟むかたちで東西五カ所にトレンチが入れられているが、そのいずれでも粘土と砂の互層状態がみられ、飛鳥川の氾濫と水田開発の歴史をうかがい知る貴重な例となっている。層序全体をみると、砂と粘土は各々三回ずつくりかえし堆積しているが、実際にはこの中がさらに分層できるので、層序に示された洪水と滞水のくりかえしはさらに複雑なものであったとみななければならない。

これらの層序は出土遺物から、粘土Ⅰが一四世紀後半、粘土Ⅱが一三世紀〜一四世紀、粘土Ⅲが一〇世紀に属すると推定されている。また各々の粘土層からは、溝や畦畔、足跡等の水田に伴う遺構が見つかっており、これらの粘土層が水田土壌として利用されたものであることも明らかとなっている。これらの遺構の中で特に注目されるのは、人や牛の足跡であろう。これらは粘土Ⅱを中心に見つけており、特にⅢ区では爪先まで識別が可能な牛の足跡が検出されている。こうした遺構は、本来残りにくい性質のものであるだけに、それが認められること自体、調査地の遺構面が常に堆積を主とする状態のものであった事を示している。Ⅲ区の場合は、これらの足跡上を砂層が被うとされているので、おそらくは

水田中にこれらが踏み込まれた後、形が崩れる以前に洪水によって一帯が砂層に被われたために、これらの足跡が土中に封じ込められて今日まで保存されたとみることができよう。

しかし調査地ではこの後も水田土壌が砂層を被い、このくりかえしが連続と続くことが知られている。ただし、この状況は何も小房町の例に限ったものでなく、こうしたくりかえしは市内の各遺跡で行なわれたことが想定できる。ところが、前項でみたように各遺跡の土層図からはこれを読みとることはできなかった。おそらくは小房町の場合、飛鳥川に近接する関係で他遺跡に比べ土砂の供給量が多く、これが原因となって遺構面が重複することのような状態が生じたものと考えることができよう。したがって、ここに示された土層柱状図は市内の各遺跡が経験したであろう土地利用の変遷を代表するものともいえるし、同時にそれは自然界に対して行なった人間社会の働きかけを具体的に今に伝える貴重な資料となるものといえる。

(二) 旧河道跡の調査

河川は地形の傾斜に従って流れるのであるが、その流れる道筋（河道）は常に一定とは限らない。これは、河川のもつ攻撃性が地盤の地質状態に影響されておこる現象といえるのであるが、この点からすれば市内を流れる諸河川も、もとの河道を保って今日流れているとは考えがたく、幾多の変遷を経て今の河道に落ち着いたことは容易に想像できるところである。

現在の河道が落ち着く以前の河道を旧河道とよぶ。この旧河道は地形分類の項で示したように、現状の微地形観察によってもその存在が推定できるが、一方では発掘調査によって実際の河道跡が検出される例も多い。こうした調査例からは、旧河道の方位や規模、埋没年代等が判明するので、平野の地形発達史を研究する上からも重要な資料となっている。

① 自然流路の調査

現状では市内の数カ所で旧河道の痕跡が認められる。これらは、曾我川・飛鳥川・中の川等の諸河川に伴う痕跡とみられるものであるが、香久山の西麓を北流する中の川の旧河道に関しては、藤原宮第二七―七次調査⁽⁶⁾や藤原京左京九条三坊で実施された耳成線第二次調査⁽⁷⁾、あるいは香久山の西麓で実施された藤原宮第四五次調査の際に調査区が設定されている。そして第四五次調査では幅約二五米あり、川底は湧水のため調査できなかった事が報告されている。

また、曾我川旧河道の存在が推定される一町の東側一帯は、弥生時代の一町遺跡に含まれるため発掘調査が実施されている⁽⁹⁾。この中では、大石地区に設けられた調査区で安定した状態の遺構面が見つかっているが、その北側に設けられた前殿地区の調査では、砂

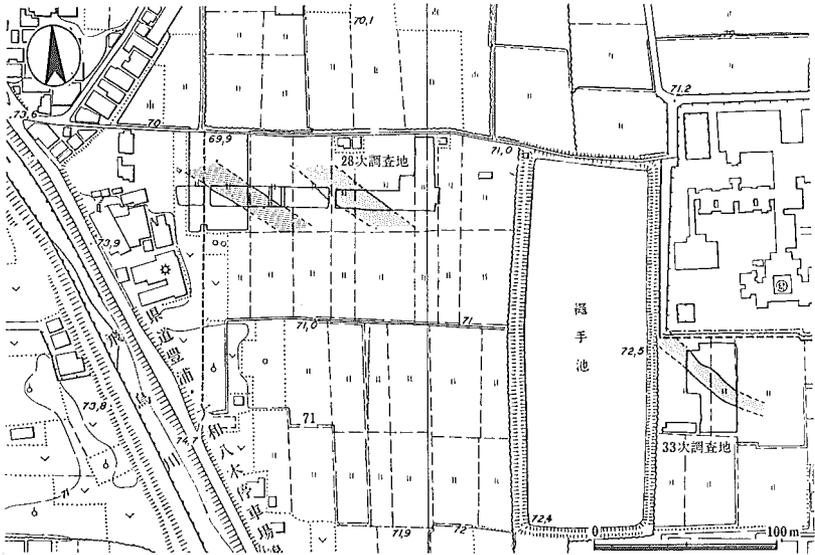
と泥の互層状態が検出され、かつてはこの部分が流路であったことが判明している。

次に、現状では痕跡が認められない箇所でも、調査によって旧河道の検出される例が多い。

藤原宮跡では、宮城の西面部分にあたる縄手池の周辺で実施された第二八次調査⁽¹⁰⁾や第三三次調査⁽¹¹⁾で、南東から北西方向に流れ



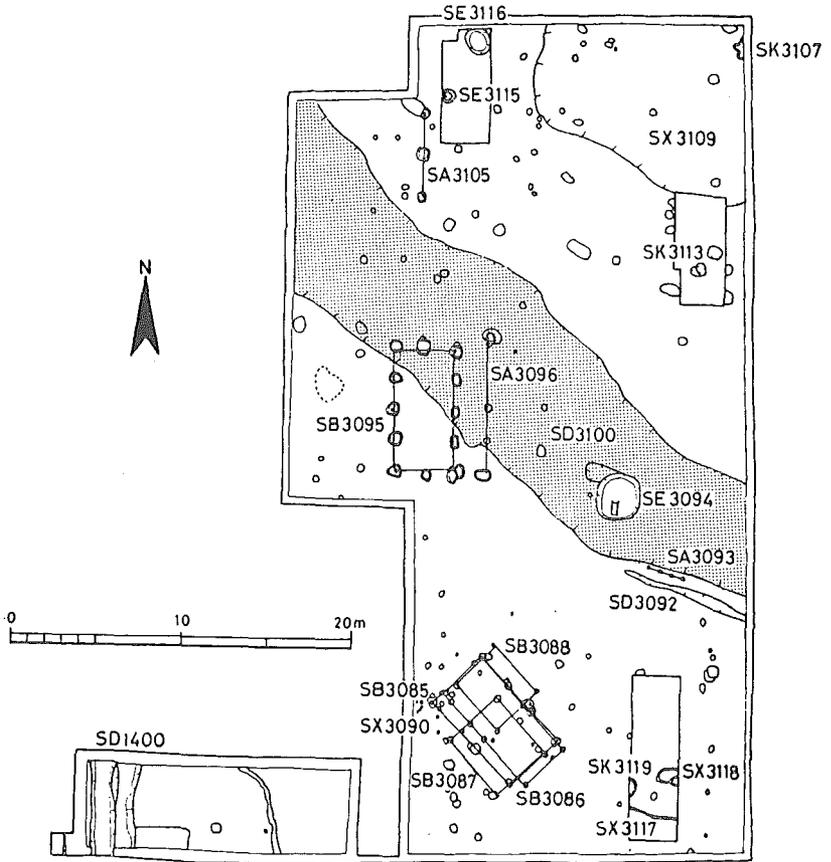
写真4 南北方向に連続する中の川の旧河道



第1—24図 藤原宮第28次・33次調査で見つかった旧河道
 流路の方向が現状の地割りと異なり、飛鳥川の方に等しいことがわかる。

る旧河道が検出されている。このうち、第二八次調査で見つかった二条の河川遺構は、各々幅一・二米と一七米を有し、埋土には弥生土器が含まれていたが、これを被う埋土上面には藤原京の西三坊坊間路の両側溝が掘られており、造営に先立つ段階ですでに埋められていたことが判明している。第三三次調査で検出されたSD三一〇〇も、幅六〜八米、深さ二米の規模もち、埋土は礫混りの粗砂で弥生土器の破片を少量含むと報告されているが、この埋土最上層の上面にも藤原宮期の井戸（SE三〇九四）やこれよりやや古い建物（SB三〇九五）・柵（SA三〇九六）が造られており、この河道も藤原宮造営の時期には完全に埋没していたことがわかる。

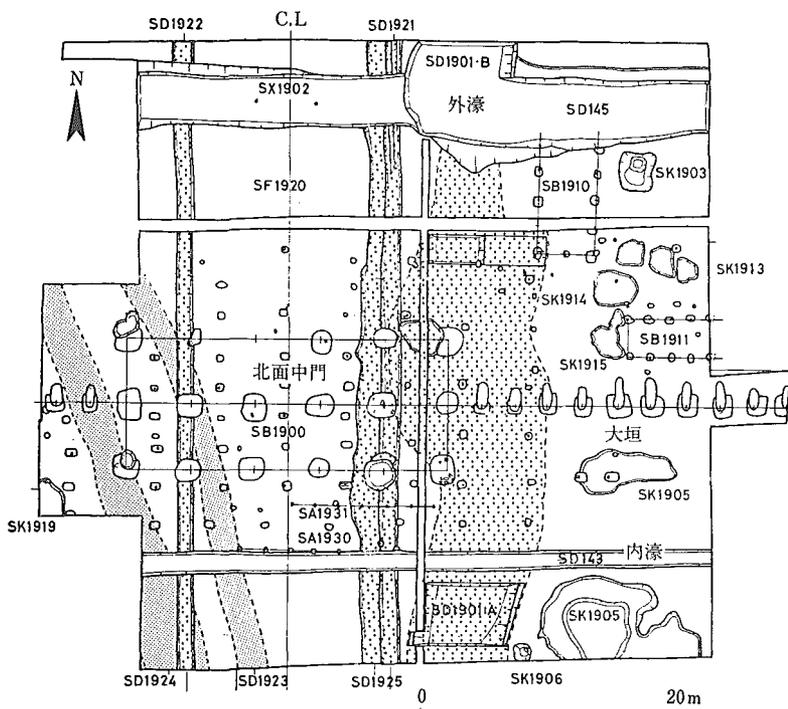
このような例は、宮城の北面中門を検出した第一八次調査⁽¹²⁾や、藤原京右京七条一坊で実施された第一九次調査⁽¹³⁾、第二三次調査⁽¹⁴⁾あるいは、本薬師寺の第二次調査⁽¹⁵⁾等でみることができる。藤原宮第二三次調査では、丘陵谷間から山裾に沿って流れる古墳時代前期の遺物



第1—25図 藤原宮第33次調査で見つかった旧河道（網部分『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』12による）。ここでは旧河道 S D3100 が埋没した後、建物や井戸が造られている様子がわかる。

を含む自然流路が検出されているが、これも藤原宮期の整地層に被われて、宮造営時に完全に埋められていたことを示している。また、本薬師寺の寺域東半部で見つかった自然流路は、飛鳥川の旧河道の一部とみられるものであるが、埋土には七世紀後半までの遺物が含まれており、本薬師寺の造営直前まで流路として存在したことが明らかとなっている。

㊦ 人工流路の調査



第1-26図 藤原宮北面中門付近の流路群（『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』6による）。北面中門、大垣、内濠、外濠の下では、自然流路や宮造営に伴う側溝・水路等が見つかっている。

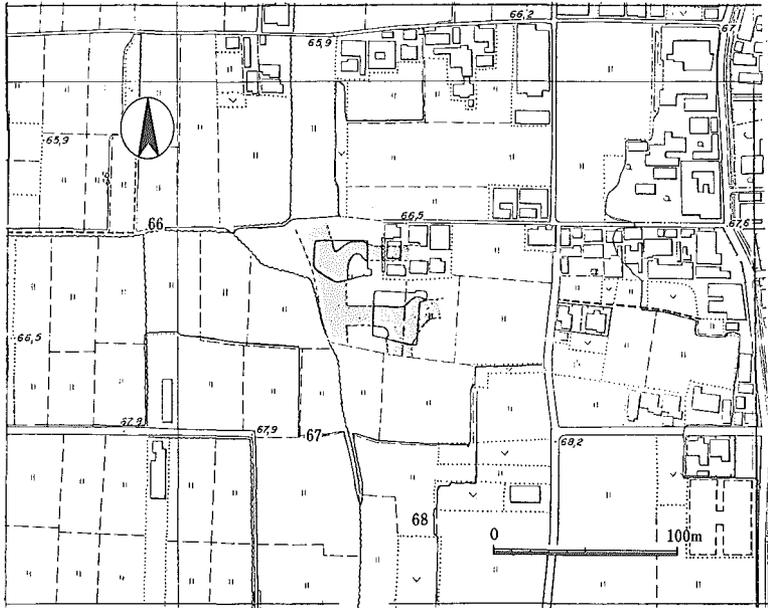
このように、藤原宮跡の調査で見つかる旧河道・自然流路は、いずれもが藤原宮の造営を前後する時期に完全に埋められていることが知られるのであるが、だとすると宮造営時、あるいは宮造営以降の水路はどのような状態になっていたのだろうか。ここでは、宮造営に伴い開削された人工流路について注目してみよう。

藤原宮跡でみられる人工流路には、京の条坊に伴う側溝と、宮城を取り囲む濠、宮城内を南北に走る大規模な水路等が知られている。これらの流路は自然流路に比べると、その規模が一定であることや、方位が正しく南北・東西方向を示す点で異なっている。

北面中門を検出した第一八次調査を例にとると、まず北面中門の西側には斜め方向に走る二条の自然流路があり、もとはこの流路が付近の水を排出していたことがわかる。次に、宮の造営に伴って朱雀大路宮内延長道路の側溝（S D一九二・S D一九三）が掘られ、その東側には大規模な水路S D一九〇一Aも開削されて、⁽¹⁷⁾これらが排水機能を担うこととなった。S D一九〇一Aは、大極殿北方で実施した第二〇次調査においても確認されており、溝内に堆積した砂・礫層から豊富な水量をもつ運河的な水路であったろうと推定されている。最後に、これらの水路が埋め立てられて北面中門・大垣・外濠・内濠といった宮城北面施設が整備されると、水は東から西に排水されることになったが、外濠ではかつての流路も継承して北側に向う流れも存在したようである。

ところで、宮城を取り囲む大垣に伴ってめぐる外濠・内濠は、それ自身宮城の外郭施設を構成するものであるが、実際のところは宮城と京城内の水を集める排水路として機能していたようである。しかし、内濠は各辺とも同じ状態でみられるのに比べると、外濠は場所によって規模や水量、埋没の状態が異なっており、東部分では溝幅五・五米、深さ一・二米前後の規模で、宮の廃絶とともに埋め戻されているのに対して、西面部分では溝幅一〇米、深さ二米弱と規模が大きく、また水量も豊富で、溝内より出土する遺物から一一世紀代まで水路として機能していたことが知られている。

では、なぜ両者にこのような差が生じたかといえば、西面外濠がめぐる宮城西辺の一带が常に飛鳥川の氾濫をうけやすい場所であったため、西面外濠に多量の水が流れ込むことが多く、この影響で外濠は水路として機能するようになった結果、宮廃絶以降も水路として生き続けたことが考えられる。事実、宮城の下層で検出される自然流路の状態をみても、西面部分では第一―二四図に示したような大規模な河道跡も数多く知られており、宮城西辺の一带は常に水の影響をうけやすい不安定な土地であったことがうかがえる。



第1—27図 藤原宮第36次調査検出の外濠・流路と現地形

左の南北流路が西面外濠、上の東西流路が北面外濠、下が自然流路、これらが合流して北々西に流出していた。この一帯の地形は周囲よりも低く、これら旧河道の痕跡をみることができる。

それでは、西面外濠の水はどのような経路で京外へ流出していたのであるうか。この点で参考になるのが、藤原宮の北西隅部分で実施された第三六次調査⁽¹⁸⁾の成果である。この調査では、西面・北面の外濠とともに自然流路が多数検出されており、これらが合流して北北西方向に流出していたことが確かめられている。また出土遺物から、北面外濠が八世紀、その南側の自然流路と西面外濠が一三世紀に埋没したことが判明しており、これによって外濠の水は宮の北西隅で合流して北々西方向に流出していたこと、宮廃絶の後まず北面外濠が埋まり、代ってその南に出来た流路と西面外濠が合流して同じく北々西方向に流出していたことなどが明らかにしている。

こうして、宮城を流れ出た水は、地形の傾斜に従って北西流し、今井町付近から飛鳥川に合流していたと考えられるのであるが、藤

原京の条坊は北辺が横大路までと考えられるので、この流路が条坊で区画された京内をどのように流れていたのか興味をもたれるところである。⁽¹⁹⁾

なお、こうした外濠の状態のちがいは、現在の地形にも微妙な影響を与えている。中世初めまで水路として機能していた西面外濠の跡地は現在でも一段低い地形となって残っているが、他辺の外濠跡地にはこのような状況はみられず好対照をなしている。これは条里制が施行される段階で西面外濠は水路として存続していたのに対し、他辺の外濠は完全に埋没していたことが主な原因といえる。したがって、藤原宮の下層で検出される旧河道が現在の地表に痕跡をとどめないのも、これと同じ理由によるといえるだろう。

〔注〕

(1) 藤原宮跡に関する部分の資料については、奈良国立文化財研究所飛鳥・藤原宮跡発掘調査部より提供をうけ、特に木下正史氏より多くの御教示をうけた。

(2) 石野博信・佐藤良二(一九八四)「榊原市榊原遺跡周辺地区発掘調査報告」『奈良県遺跡調査概報』一九八三年度・第二分冊。

(3) 前掲書(2)に同じ。

(4) 佐藤良二・泉 武「榊原市曾我遺跡・芝ノ前遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』一九八一年度・第二分冊。

(5) 奈良国立文化財研究所(一九八二)「藤原京右京五条四坊の調査(第三二次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一二。

(6) 奈良国立文化財研究所(一九八〇)「藤原宮第二七―七次の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一〇。

(7) 奈良国立文化財研究所(一九八二)「藤原京左京九条三坊の調査(耳成線第二次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一一。

(8) 奈良国立文化財研究所(一九八六)「左京六条三坊の調査(第四五・四六次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一六。

(9) 斎藤明彦・長谷川俊幸(一九八四)「二町遺跡第六・八・九次発掘調査概報」榊原市埋蔵文化財調査概要・一、榊原市教育委員会。

(10) 奈良国立文化財研究所(一九八二)「藤原京右京五条三坊の調査(第二八次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一一。

- (11) 奈良国立文化財研究所 (一九八二) 「藤原宮西方官衙地域の調査 (第三次)」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 一二。
 - (12) 奈良国立文化財研究所 (一九七六) 「藤原宮第一八次の調査」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 六。
 - (13) 奈良国立文化財研究所 (一九七七) 「藤原宮第一九次の調査 (藤原京右京七条一坊)」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 七。
 - (14) 奈良国立文化財研究所 (一九七九) 「藤原宮第二三次・日高山瓦窯の調査」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 九。
 - (15) 奈良国立文化財研究所 (一九八四) 「本薬師寺第二次調査 (寺域東半部)」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 一四。
 - (16) 奈良国立文化財研究所 (一九七六) 「藤原宮第一八次の調査」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 六。
 - (17) 奈良国立文化財研究所 (一九七八) 「藤原宮第二〇次の調査」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 八。
 - (18) 奈良国立文化財研究所 (一九八四) 「藤原宮西北隅地域の調査 (第三六次)」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 一四。
 - (19) この後、約二〇〇米北側の地点で実施された第四二次調査では、幅二三米を測る大規模な南北方向の流路が検出されており、外濠の延長部分の可能性が高いことが報告されている。
- 奈良国立文化財研究所 (一九八五) 「右京二条一坊の調査 (第四二次)」 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』 一五。

第二章 歴史的地域の形成

第一節 古代における行政区画の成立

一 アガタとミヤケ

古代の律令時代になって国一郡という行政区画が成立するが、その前段階の様相については不明な点が多い。しかし『日本書紀』や『古事記』にはアガタ（県）という行政区画を想定させるような名称がみられ、大和王権の支配組織のあり方を探ることの可能性を示唆するものとして注意されている。

橿原市内にも、十市御県坐神社（十市町）、高市御県神社（四条町）、高市御県坐事代主神社（雲梯町河俣神社）やさらに久米御県神社（久米町）があり、かつて十市県、高市県および久米県といったアガタがあったとみることができ。しかし、アガタの実体は不詳な点が多く、十分に解明されてはいない。

以下、しばらくアガタ一般について略考してみたい。

『古事記』の成務天皇段には「大國小國の國造を定め賜ひ、亦國國の堺、及大縣小縣の縣主を定め賜ひき」とあり、アガタの長は縣主であつたらしいが、『日本書紀』の成務天皇九月の条には「諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置つ」ともあり、稻置もアガタを管理するものとみられ、この縣主と稻置との関係も、それぞれの実体

については定かでないことが多い。ここではアガタについての詳細な検討をする余裕はないが、『古事記』と『日本書紀』を通じて知ることのできるアガタの総数六九のうち、後の郡名と一致するのが五一例あり、このことは郡とアガタとの関係が深いことを示唆しているといえよう（米田雄介「評の成立と構造」『郡司の研究』所収、昭和五十一年）。だが同時に後の郡制の下にあった郷の名称として、例えば河内国英多郷あがたや、遠江国浜名郡英多郷というものや、小字名としても、たとえば奈良県宇陀郡榛原町松牧に「阿片家ノ下」（アガタイエノシタ）というようなアガタ関係のものもあり、かならずしも郡のような大きさをもった領域を想定できないものがあることである。したがって少なくともいえることは、「県」という文字が使用されていたことは、律令期の郡（あるいはそれに先行する評ちやう）のよみである「コオリ」とは異なり、やはり「アガタ」としてよまれていたものの実体は存在したことを認めねばならないであろう。

とはいえ、アガタについては難解な問題がつきまとう。ただ、この稿では一つの見通しを次のように述べることにとどめたい。

右にみたようにアガタの地名に郡レベルの大地名と、郷名や小字名のような小地名があることで、この関係は律令郡において、郡領域自体を「コオリ」とよぶ一方、郡の行政中心である郡家もまた「コオリ」という地名として遺称されるように地名の存在の構造においては類似する。ということは、アガタ関係の小地名で示されるようなアガタをとりくんだ、後の郡的な領域性をもつものとして大地名で表現されるようなアガタが存在したのではなからうか。したがって県主の管轄したアガタの実体は小地名で示される個々のアガタの寄せ集めではなかったかということが推測される。

それでは、いったい小地名で表わされるアガタとはどういうものであろうか。

農作物の豊作を願う祈年祭の祝詞に「御県みあがたに坐す皇神すまがみ等の前に白まさく、高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布と御

したがって、大地名で表わされるアガタはその内部にミヤケも持っていたこともありえたわけであって、例えば、『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月壬午条にみられるように、河内の三島県主飯粒は天皇に良田四〇町を献上し、これが竹村屯倉とよばれ、河内県の部曲を田部(耕作民)としてあてた記事から、アガタが実質的には、ミヤケの制度と関わっていたらしいことがしられる。

以上のような仮定から橿原市域に関係した三つのアガタについて史料に即して、若干の検討を試みておきたい。

十市県

④ 『古事記』や『日本書紀』のアガタに関する記事が事実そのものを反映しているのではなく、さまざまな伝承がいろいろこんでいるのであるが、十市県主と磯城県主についてもその記述は混然としている。『日本書紀』孝安天皇二十六年二月壬寅条には、「姪押媛を立てて皇后とす。一に云はく、磯城県主葉江が女長媛といふ。一に云はく、十市県主五十坂彦が女五十坂媛といふ。后、大日本根子彦太瓊天皇生をれます。」とあって、孝安天皇の皇后の人物について押媛のほかに、磯城県主と十市県主の女とする一説を付加えている。押媛は、『日本書紀』孝靈天皇即位前紀によれば、孝安天皇の兄、天足彦国押人命の女か、としている。

② このような磯城県主と十市県主にまつわる伝承の混乱は、『古事記』孝靈天皇段に「此の天皇、十市県主の祖、大目の女、名は細比売命を娶して、生みませる御子……」とあるのに対して、『日本書紀』孝元天皇の即位前紀には「母をば細媛命と曰す。磯城県主大目が女なり」とあって、ホソヒメは磯城の県主の女とするように、記紀において異なる伝承を載せている。このことから、十市県主と磯城県主とはもともと同族ではないかという説がある。後の十市郡と城上郡・城下郡とは地理的に隣接することからも、あるいはそのようなことも想定できないこともないが、それ以上のことは定かではない。本来、ヤマトとよばれた地域は磯城・十市の地を中心とした地域である(直木孝次

郎「やまとの範囲について―奈良盆地の一部としての―」、『日本古文化論攷』昭和四十五年所収）ならば、磯城および十市県の範囲はヤマトの中心地であり、大和王権にとって核心的な地域であったと考えられる。この地域に設定されたミヤケとしては『古事記』景行天皇段にいう倭の屯家、あるいは『日本書紀』仁徳天皇即位前紀の倭の屯田・屯倉をあげることができるといふ。

③ 『日本書紀』孝靈天皇二年二月丙寅条には、「細媛命を立てて、皇后とす。一に云はく、春日千乳早山香媛といふ。一に云はく、十市県主等が祖が女真舌媛といふ」とあって、ここでは、孝靈天皇の皇后をホソヒメとしながら、一説にカスガノチチハヤヤマカヒメあるいは十市県主の祖の女、マシタヒメの名をあげている。

孝安・孝靈・孝元紀にしても、あるいは『古事記』孝靈段においてもいずれも天皇家と県主家との婚姻関係を伝えるものであり、磯城あるいは十市の県主家は天皇家と深いつながりをもっていたらしい。いま参考までに『記紀』における県主と天皇家の婚姻についての記事をみると一五例あるが、そのうち一〇例までが磯城県主に関するもので、三例が十市県主の、一例が春日県主の女についてであり、いま一つは旦波之大県主についてのものである。また史料的には問題があるが、『和州五郡神社名帳大略注解』に引かれる「十市県主系図」によれば「孝昭天皇御世、春日県名を改め十市県と云ふ」とあり、同注解の引く久安五年の多神社注進状にも「当国春日県、後に十市県と改む」とあり、このことが事実とすれば、春日県主と十市県主は同族とみなされ、先にのべたように十市県主と磯城県主も同族の可能性があるとすれば、県主家と天皇家との婚姻は旦波之大県主家の一例を除けば、すべてが磯城県主家に関わってくることになる。このことは、既に見たヤマトの範囲が磯城・十市の地を中心とする地域であり、そこに倭の屯倉が設定されたことと同様、やはり大和王権と強い繋がりのある地域であったことが推定される。

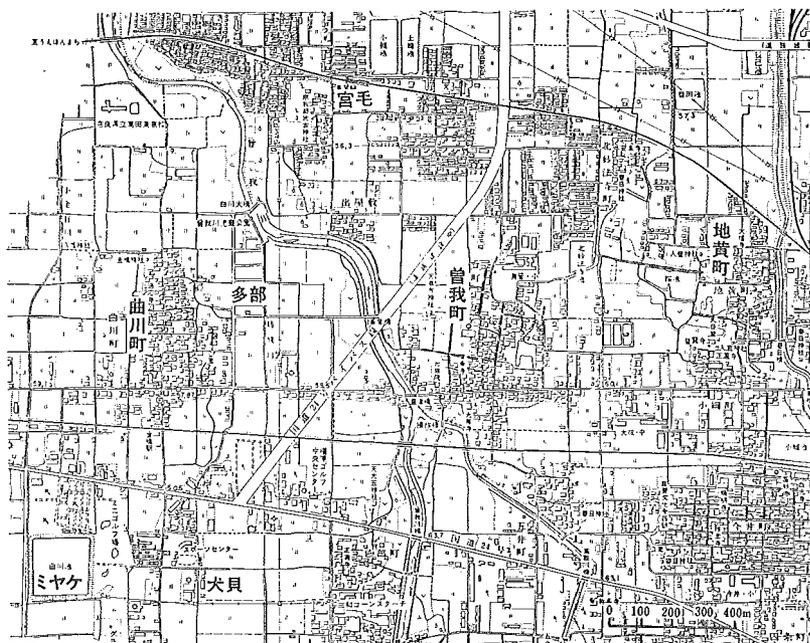
高市県

① 後の郡の領域から推定すれば十市県は橿原市域については北の一部がそれに相当したにすぎないが、高市県は市域の大部分を占めたものと思われる。

高市県に関する史料についてみると、『古事記』神代の天安河之宇氣比段には天津日子根命は高市県主の祖とあり、『新撰姓氏録』和泉国神別には「高市県主天津彦根命十二世孫建許呂命之後也」とあり、『日本書紀』天武天皇元年七月壬子条には、壬申の乱の記事の中に、「高市郡大領高市県主許梅」という人物の名がみえる。大領は律令制の郡の役人、郡司の長官であるので、この頃、既にアガタの実体は存在しなかったと想定されるので、「高市県主」と氏姓化して使用されていたものであろう。また『日本書紀』天武天皇十二年十月己未条には高市県主らに連の姓を賜う記事があるが、いずれもアガタの実体をするには断片的にすぎものである。

② ミヤケについてはまず、『日本書紀』安閑天皇元年甲子条に「大伴連金村奏して称さく、『小墾田屯倉と国毎の田部とを以て、紗手媛に給脱はむ。……』とまうす」という記事がある。紗手媛とは安閑天皇の妃の一人であるが、その紗手媛に国毎の田部とともに与えられたミヤケが小墾田屯倉であると安閑紀は記すのであるが、この小墾田屯倉の比定地については詳細は不明である。小墾田とよばれる地域については、従来、明日香村の豊浦あたりとみるのが通説であるが、筆者は豊浦をも含めてさらに北にも及んでいたのではないかとこの想定について述べた（拙稿「小墾田・飛鳥・橘―槻と橘―」、「人文地理学の視園」昭和六十一年所収）。もしこの仮定にしたことができたなら、明日香村小山に小字「犬飼」があり、先にふれた犬養部に由来する地名とみなすことも可能であり、さらに小墾田屯倉との関係を示唆していることも考えられる。

次に、『日本書紀』欽明天皇十七年十月条に「蘇我大臣稻目宿禰等を倭国の高市郡に遣して、韓人大身狭屯倉言ふところは韓人は百濟なり。高麗人小身狭屯倉を置かしむ」とある。ここにいう倭国高市郡というのは後の国一郡制に



第2—1図 曾我町周辺のミヤケ関係地名と斜行地割

よっているもので、欽明朝にはまだこの制度はない。それはともかく、百済および高句麗からの渡来人による大身狭・小身狭屯倉が高市の地に営まれたというが、その比定地は橿原市見瀬町付近とみるのが通説である。たしかに、ここには式内社牟佐坐神社もあり、これらのミヤケの故地とみてよいかもしいれない。しかしながら、見瀬町のあたりは丘陵の谷あいにあってここに二つのミヤケがおかれたかどうかは疑問である。地名からいえば越智岡丘陵の南、高取町兵庫に、「オクミサ」、「見佐大谷」、「見佐池」、「見佐池上」、「見佐口」、「見佐トンド」という小字があり、ここも見狭屯倉の比定地の候補と考えておいてよいのではないかと思われる（拙稿「ミヤケの地理的実体―畿内とその周辺における立地と地割の問題―」、『史林』五八―四、昭和五十年）。

③ 史料にはみられないが、地名からミヤケがおかれたのではないかとみられる場所があ

る。それは檜原市曲川町から曾我町にかけて、第二―一図に示すように、「ミヤケ」、「犬貝」、「宮毛」（ミヤケ）、「多部」（タベ）という地名群があり、「犬貝」は大養部という、「多部」は田部というそれぞれミヤケに関係することばに由来することによっても、ここにミヤケが設置されたことは、まず間違いないであろう。いま、第二―一図で曾我付近の道路の走向をみると、後述する奈良盆地の主条里の方位である東西―南北とは異なっていることが読みとれる。この異方向の方位は正北から約一〇度東に偏しているが、それが曾我町の部分だけではなく、東方の地黄町にもみられる。現在では曾我町と地黄町の異方位の地割は連続しないが、もしかすると、両者は一連のものであった可能性がある。この地がミヤケのおかれた場所であるならば、異方位の地割は主条里の地割に先行したことも想定され、ミヤケの設置に伴う耕地の地割の痕跡ではないかと思われる。つまり、奈良盆地全体に正南北の条里地割が施行された時に、それに先行したミヤケの地割は、集落が営まれていたとか、あるいは微高地であるために、新しい条里地割の企画に整合させられないまま残されたのではないかと想定しておきたい。

曾我町には、式内社宗我坐宗我都比古神社および天高市神社があり、この地をもって蘇我氏の本貫の地とする説がある（門脇禎二『新版飛鳥―その古代史と風土―』昭和五十二年）。また、蘇我倉山田石川麻呂という氏名から、倉系統の複姓は「地名十倉」という構造をもつとして、蘇我倉はソガの地に所在した倉とみ、この曾我町付近に稲貢納物を収納する蘇我倉があり、ミヤケと称されていたという見解がある（和田 萃「横大路とその周辺」、『古代文化』二六一―六、昭和四十九年）。このことと関連して、曾我遺跡からは古墳時代の大規模な玉造工房が発掘調査によって明らかになっているが、これもまたミヤケの工業的側面を示しているのかもしれない。このようにみれば、曲川町から曾我町にかけて想定されるミヤケは、律令期に先行する古代においてきわめて重要な地域であったとみられる。

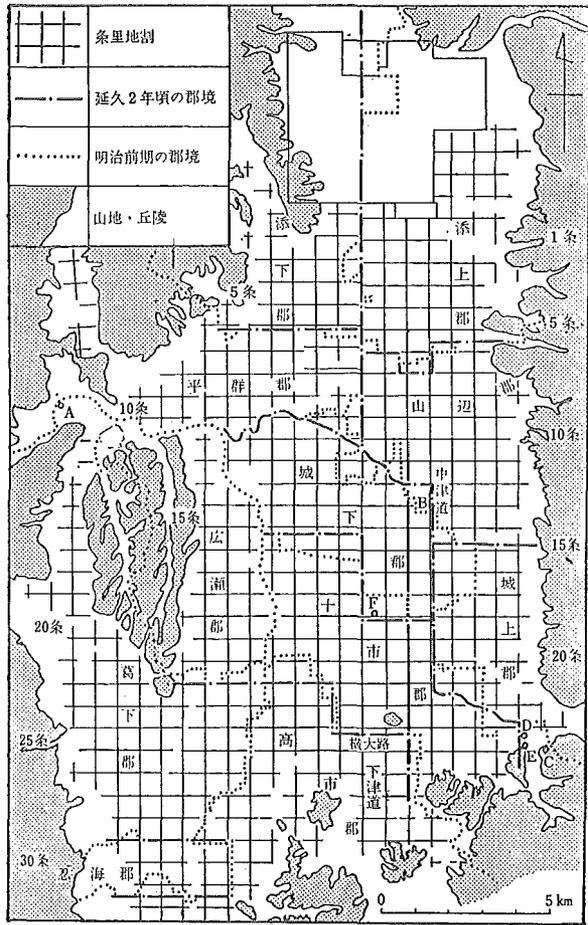
① 久米県とよばれたものがあつたらしいことを想定させるのは、樞原市久米町にある久米寺の南に久米御県神社が鎮座することによる。

② 久米県は先にみた大和の六御県には含まれないし、したがって後の郡名にも引継がれていない。久米という地名は郷名として高市郡久米郷となるもので、空間的にもその範囲は広いとはいえない。このことは、この稿でいう小地名のアガタであったのかもしれない。『日本書紀』垂仁天皇二十七年是歲条に「屯倉を来目邑に興つ」とあり、これが事実とすれば、このミヤケと久米県はなんらの関連があつたように思われる。来目邑についての伝承は、『日本書紀』神武天皇二年二月乙巳条に「天皇、功を定め賞を行ひたまふ。……亦大来目をして畝傍山の西の川辺の地に居らしめたまふ。今、来目邑と号くるは、此の縁なり」とあるが、久米氏と関わりのある地であつたことは確かであるう。

以上、アガタとミヤケの関係について、一応の見通しにしたがつて樞原市域に関するものについて略述したが、今後のより詳細な検討が必要であることを付け加えておきたい。

二 郡 と 郷

郡とよばれる行政区画の成立は、『日本書紀』大化二年（六四六）正月条に「凡そ郡は四十里を以て大郡とせよ。三十里より以下、四里より以上を中郡とし、三里を小郡とせよ」とあるが、実際には大化五年（六四九）に評制が施行され、郡はこの評を継承して、大宝元年（七〇一）の大宝令の制定によつてはじまる。令の規定によれば、一里（後に郷と改称）は五〇戸からなり、この里の数によつて、二〇里以下一六里以上を大郡、一二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とするとある。



第2-2図 延久2年(1070)頃の大和国郡境 (服部昌之原図)

延久二年(一〇七〇)の「興福寺大和国雑役免坪付帳」の記載などによって復原された成果がある(第二二二図)(服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』昭和五十八年)。これによれば、十市郡と高市郡との郡境は、後述する条里地割の里あるいは坪界線によっていることがわかる。現在の行政区画との関係からいえば、十市郡は橿原市、桜井市、田原本町にかけての範囲に、また高市郡は橿原市の大部分と、明日香村、高取町を含む一帯である。

八二
 橿原市域に係する郡は十市郡と高市郡であるが、平安時代の承平五年(九三五)ごろに編纂された『和名抄』によれば、十市郡に四郷、高市郡に七郷の名をあげるから、いずれも下郡であったとみられる。

古代の郡の領域については、必ずしも明らかではないが、

ところが、高市郡の領域に後に統合される今来郡という郡があったらしい。『日本書紀』欽明天皇七年七月条に「倭国の今来郡言さく、『五年の春に、川原民直宮、楼に登りて馳望る。…川原民宮は、檢隈の人なり』とまうす」とあり、民直は渡来系の東漢氏の一族であり、飛鳥付近の檢前あたりを本拠としていたものである。また同じ一族である坂上氏の『坂上系図』に引く姓氏録逸文に「爾時阿智王奏す。今来郡を建て、後に高市郡と改号す」とあることなどから、今来、すなわち新しく渡来した人々による郡（評）が、現在の明日香村の檢前を中心に建てられたのであるが、後に高市郡の中に組み入れられたとみられる。

郡の下に郷という行政的な単位が設けられ、郷が最小の単位になるのは天平十一・二年（七三九・七四〇）ごろで、もともとは五〇戸一里制で、靈龜元年（七一五）に里を郷と改め、その下に二ないし三の里をおく、いわゆる郷里制が施行されていた。

以下『和名抄』にしたがって十市郡と高市郡の郷名とそのおおよその比定地について概述してみたい。

十市郡

飯富郷 『和名抄』の刊本および高山寺本とも「飯」という文字を用いているが、正しくは「飢」であったと思われる。比定地は田原本町多を中心とした地域であるが、橿原市飯高町も飯富の字形類似による誤写が集落名となった説がある。

川辺郷 田原本町三笠に求める説があるが、根拠は定かではない。

池上郷 桜井市阿部付近とする説がある。『日本書紀』履中天皇二年二月条の磐余池にちなむ郷名か。

神戸郷 一説に桜井市橋本付近とするが、不詳。

高市郡

巨勢郷 御所市古瀬を中心として曾我川上流の一带、いわゆる巨勢谷の地とみられる。

波多郷 『今昔物語集』(巻一―第三)に「今昔、大和国、高市ノ郡、八多郷に小嶋寺と云フ寺有り」とあって、

小嶋寺は高取町上子島・下子島付近にあったといわれ、また東大寺領波多庄が同町市尾に、式内社波多はなぶ厩井神社は同町羽内にあることから、高取町南部あたりに比定するという説にしたがう。

遊部郷 正確なよみは不明であるが、『三代実録』元慶四年十月二十日庚子条に「天武天皇高市郡夜部村に遷し立て、号けて高市大官大寺と曰う」とある夜部村のこととみられる。したがってこの郷の故地は大官大寺跡の周辺、つまり明日香村小山付近ではないかとみられる。ただし、遊部をソブとよむとすれば、橿原市四分町、同市今井町の蘇武橋などの地名、また明日香村小山から橿原市四分町にかけての飛鳥川が尊坊川とよばれることから考えるとかなり広範囲にわたって郷域が広がっていたことも想定される。喪葬令に親王などについての葬具とともに遊部ということがでてくるが、遊部は死者の魂を鎮めることを専門とする職のことで、令集解には「遊部は大倭国高市郡に在り」とある。

松前郷 明日香村松前一带であろう。

久米郷 来目邑についてすでにふれたように橿原市久米町あたりであろう。

雲梯郷 橿原市雲梯町あたりとみてよいであろう。『延喜式』の出雲国造神賀詞に「事代主の命の御魂を宇奈堤に坐せ」とあることから、曾我川東岸にある河俣神社は前述のように式内社高市御県坐鴨事代主神社に比定されている。『万葉集』巻七および二に「卯名手の(神)社」をよんだ歌をのせる。なお、ウナテとは溝のことをいい、おそらく農業用の灌漑水路にちなむ地名であろう。

賀美郷 神の郷の意味と思われるので、通説は飛鳥坐神社のある明日香村飛鳥に比定するが、この神社は『日本紀

略』によれば天長六年（八二九）にここに遷されたものであるので、この郷がそれ以前からあるとすれば、『万葉集』にうたわれる飛鳥の神岳の推定地とされる、橘寺の背後にある小字「ミハ山」（岸 俊男「万葉歌の歴史的背景」、『宮都と木簡―よみがえる古代史―』昭和五十二年所収）の周辺に求めるべきであろう。

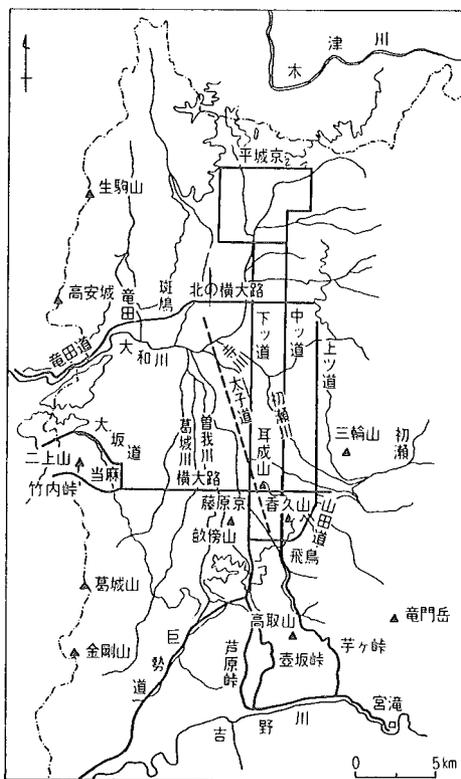
第二節 古代における交通路の変遷と地域プラン

一 交通路の配置と規模

(一) 古代の道路

古代の奈良盆地の主要道路は第二―三図に示すように、東から上ツ道、中ツ道、下ツ道とよばれた三本の南北道と、盆地の北と南を東西にはしる二本の横大路からなっていた。三本の南北道の相互の間隔は、四里（古代の一里は約五三〇米、したがって四里は約二・一粁）である。上ツ道は第二―三図にも明らかのように、北の部分については不詳であるが、あるいは近世の上街道と同じルートであったようにも考えられる。それはともかく南は桜井市の柳本から三輪山の西麓を通り、山田寺付近からカーブを描き、飛鳥に入り、東西道となって、橿原市和田町、石川町を経て近鉄橿原神宮前駅付近に至る。この山田寺から飛鳥そして橿原市域に至る部分を、一般には山田道とよばれるが、『日本霊異記』上巻第一にいう「阿部の山田の前の道と豊浦寺の前の路」のことである。

中ツ道は橿原市内では、太田市町から東竹田町、常盤町、石原田町を経て香久山の頂上を通り飛鳥に達していた。この中ツ道の痕跡は太田市付近および常盤町から石原田あたりでは橿原市と桜井市との境界線としてとどめている



第2—3図 大和の古道概要図

るが、奈良—飛鳥の神奈火山—吉野という地名の配列をすることができ。このことから中ッ道は飛鳥に存在したかどうかはともかくとして、先に触れた飛鳥の神奈火を意識していたことは確かなようである。実際、中ッ道のルートを真直ぐ南に延長すると、橘寺の背後の山、「ミハ山」にあたる。そしてこの中ッ道は、斉明天皇以来、吉野町宮滝に営まれた吉野宮に至る道でもあったことが、この万葉歌から推定できる。

また中ッ道は北に向かうと、平城京の東四坊大路に結ばれるのであるが、藤原京の時代が終わり、和銅三年（七一〇）に遷都された平城京に向かって中ッ道を御輿が進んでいったことは、『万葉集』巻一一七八の歌の題詞からしることができ。さらに『万葉集』巻三—二六九の

が、横大路より以南では、地表上にその遺構を見いだしたい。さらに飛鳥においては発掘調査でもその痕跡が見つかっていないので、中ッ道は飛鳥にはなかったと推定する説もあるが、飛鳥寺や橘寺の伽藍配置をみると、中ッ道との関係を意識しているようでもあり、精査を今後にまたねばならない。

『万葉集』巻一—三—三三〇の歌は中ッ道のルートをよんだものであ

阿部女郎の屋部坂の歌一首

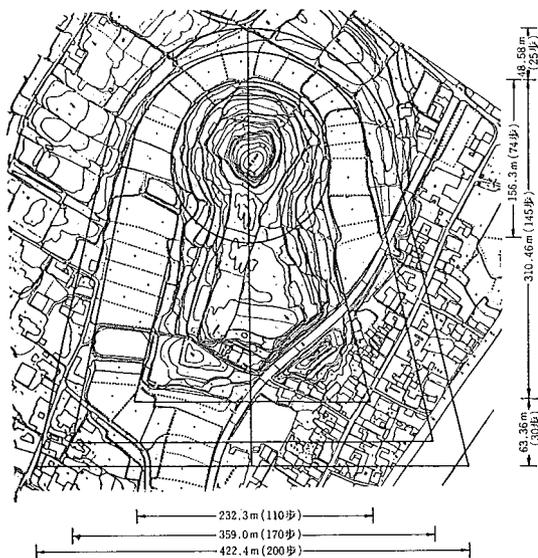
人見ずは わが袖もちて 隠さむと 燃えつつかあらむ 着すて来にけり

という歌の題詞にある屋部坂は、前に触れた夜部のことで香久山の近くの坂のこととみる説がある（岸 俊男「大和の古道」、橿原考古学研究所編『日本古文化論攷』昭和四十五年所収）。

南北三道のなかで、上ツ道と下ツ道は、近世には上街道あるいは中街道として、交通路としての機能を継承していったのに対して、中ツ道はその意味を縮小していく。それは上ツ道は平安時代の初瀬詣などの交通路として利用され、下ツ道は盆地の北では平城京の朱雀大路につながっていたのに比べて、中ツ道はさしたる機能を課せられることがなかったためであろう。

古代以降の中ツ道の様子を簡単にたどっておく。平安時代に藤原道長が吉野の金峰山に詣でたときに、今日の天理市井戸堂で宿泊していることが、『御堂関白記』に記されているが、この場合は中ツ道を通っているようである。嘉禎二年（一二三六）の「春日供物運上路注進状」に「中津路」という名がみえ、嘉元元年（一二三〇）の大和国東喜殿荘の近傍図や、明応二年（一四九三）の古図に「中ツ道」という書込みがあるが、永正十二年（一五一五）の中ツ道の道筋にあたる現在の橿原市膳夫町付近を描いた「膳夫荘差図」には中ツ道という記載がなく、中ツ道の西四町のとこるに南北に走る「木本海道」という名が記入され、もはや当時においては、少なくともこのあたりでは主道としての役割を果たしていなかったとみられる。

上ツ道の西四里のところを南北に走る下ツ道は、橿原市域では、西新堂町、新口町、上品寺町の東を通り、八木の町に入り、ここで横大路と交差し、見瀬丸山古墳のところに至り、そこから越、真弓あたりを経て、高取町から巨勢谷をぬけて五條から紀伊国に向かっていた。おそらく平城京の時代においては、宮都と南海道をむすぶ主要道であっ



第2—4図 見瀬丸山古墳

んらかの関係があるように思われる。

その被葬者はだれであろうか。今日見瀬丸山古墳は後円部だけがほぼ原形をとどめているにすぎないが、第二・四図のごとくもとの形を復原し（上田宏範『前方後円古墳』昭和四十四年にしたがう）、中心軸と前方部の周堤帯の長さを計測すると、いずれも四二二・四米となる。この長さは当時の土地を測るのに用いられた高麗尺（一尺は約三五・二米）の二〇〇歩（一歩は六尺）となり、古代の町・反制の単位では四町の長さに相当する。そこで平安時代の『延喜式』の

たのである。また、平城京から北に進むと山背国の木津川（泉川）を渡り、宇治、山科を過ぎ、逢坂山を越えて近江国に達する。このように下ツ道を南にとれば西日本各地と、北に進めば東日本各地へと通じたのであって、この道は奈良時代の最も重要な幹線道路であった。盆地の内部においても、この下ツ道が中心軸的な意味をもっていったことは、後述するように、条里地割が下ツ道を基準として、施行されていることであり、これより東を路東条里、西を路西条里とよばれることからもしられる。

下ツ道が橿原市の見瀬丸山古墳の前方部の中央にあたるため、その西に迂回するという指摘（岸 俊男「大和の古道」前掲）があるが、このことは、下ツ道の設置とな

諸陵寮の墳墓名の中で、「松隈坂合陵」として「磯城島金刺宮御宇欽明天皇。在大和国高市郡。兆域東西四町。南北四町」という記載に注意される。兆域とは墓地の敷地のことであるが、右に復原して計測した見瀬丸山古墳のタテ・ヨコ四町の大きさと、『延喜式』諸陵寮の欽明陵の兆域のそれと一致することになる。したがって、あくまでも一つの可能性にとどまるが、見瀬丸山古墳は欽明天皇陵であるかもしれない（拙稿「条里地割と古地割」、『条里制の諸問題Ⅱ』昭和五十八年所収）。しかし、この古墳の被葬者を宣化天皇とみる説もある。いずれにしても少なくとも下ツ道の設置時期はこの墳墓の築造以降ということになる。さらに下ツ道とこの見瀬丸山古墳との関係について興味もたれるのは、先に、中ツ道が南への延長線上に「ミハ山」にあたるという指摘と同様、この墳墓もまた下ツ道の宗教的意味を暗示していることにもなる。

それについて、少し触れておきたい。わが国の古語で貴人の死を「かむあがり」というが、この意味は死後、神となって天に上がることであると考えられ、それならば、古墳、特に天皇陵は神を祭る場であると解釈して差支えないであろう。一方、「ミハ山」の「ミハ」は「ミワ」のことで、『和名抄』によれば、神酒（美和）のことをもいうが、神そのものも「ミワ」ということは、同じく『和名抄』に和泉国大鳥郡の上神郷のよみを「加無都美和」と記していることからもしられる。とすれば、中ツ道にしても、そして下ツ道もその端か、延長線上に神を祭っていたとみることができる。「神」と「道」の関係については、この稿では詳論を避けたいが、同様の事例は、後に述べる横大路においても指摘することができる。

平安時代以降、史料の上で下ツ道という呼称が確認できる最後の年代のものは、『大乗院寺社雜事記』の「尋尊大僧正記」明応七年（一四九八）正月二十六日条の記事であり、近世の史料では中街道に代わっている（和田 萃「中・近世の下ツ道」、『環境文化』四五、昭和五十五年）。

以上にみた南北三道にたいして、東西道としての横大路は奈良盆地の北と南にあったが、北の横大路は斑鳩から大和郡山市筒井を経て、東は天理市樺本町の和爾下神社付近に至る道路で、斑鳩から西にいくと大和川にそって河内に出る竜田道のことである。一方、南の横大路は河内から竹内峠をこえ、現在の大和高田市から、橿原市の曲川町、曽我町、八木町から石原田町を経て桜井市に至るもので、後の伊勢街道である。

先に、中ツ道および下ツ道について道と「神」との関係について述べたが、この横大路の道筋もまっすぐに東にのばしていくと、桜井市の外鎌山の頂上にあたることになる。外鎌山は『万葉集』によまれる忍坂山のこと、麓には忍坂坐生根神社があり、神奈備山とみられる。つまり北の横大路の東端に和爾下神社があるように、南の横大路もまた神に至る道として理解すべきであろう。

横大路という名が史料の上でしられるのは、一二世紀末ごろである（和田 萃「横大路とその周辺」、『古代文化』二六一六、昭和四十九年）といわれるが、おそらく南北道が「タテ」と意識されたことと関連して、東西の道が「ヨコ」の大路と称されたことによるのであろう。古来、日本語では「ヨコ」は「タテ」にたいして「横道」ということばのように副次的な意味あいをもつ。そのことから推測して、古代の都城制で南北道である朱雀路が中軸道路として象徴的な意義をもちはじめたころから、横大路ということばが用いられるようになったと思われる（拙稿「横大路とその周辺の歴史地理」、『横大路―奈良県「歴史の道」調査報告―』（奈良県文化財調査報告第四一集））。

通説にしたがえば、『日本書紀』推古天皇二十一年（六一三）十一月条に「難波より京に至る大道を置く」とある大道をもってこの横大路にあてる。しかし、それを裏づける他の史料があるわけではなく、推古紀にいう大道をただちに横大路とみることは慎重でなければならぬ。

中・近世の南の横大路は初瀬あるいは伊勢詣での道として賑わうが、八木町で下ツ道と交差する付近には矢木座と

いう油座があり〔大乘院寺社雜事記〕「尋尊大僧正記」文明二年六月晦日条、八木市場と称された市場もあったことがしられる〔実隆公記〕明応五年閏二月一九日条。

先にみた南北あるいは東西に走る古道の他に、盆地を斜めに走る道もあった。その一つは斑鳩と飛鳥を結んだといわれる太子道であり、その痕跡は磯城郡三宅町から田原本町にかけて部分的に残っているが橿原市域には見いだすことはできない。いま一つは、明応六年（一四九七）作成の「忌部庄差図」にこの庄域の南西を限るところに「限葛上道」という書込みがあり、南西―北東方向に一部屈曲した部分を含みながら斜行する線を描いている。この線状の表現は「葛上道」そのものと考えられる。これに相当する道路は近年の宅地化のために消滅したが、実際には地図上でたどれるもので、曲川池の東を斜行する道路がある。この道は橿原市新堂町の東を経て大和高田市根成柿へと至るもので、その走向状態および道筋の地割からみて、葛城川の旧分流の河川敷を利用したものとみられる。この道が古代に既にあつたかどうかは不明であるが、もしかすると飛鳥と葛城地方とを結ぶ道路であつた可能性もある。

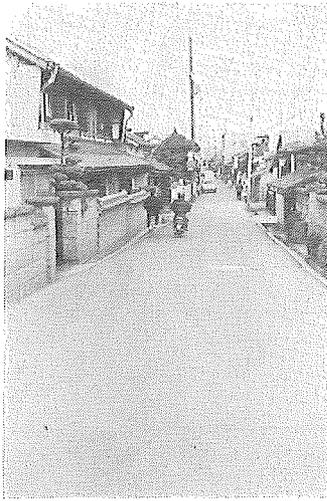
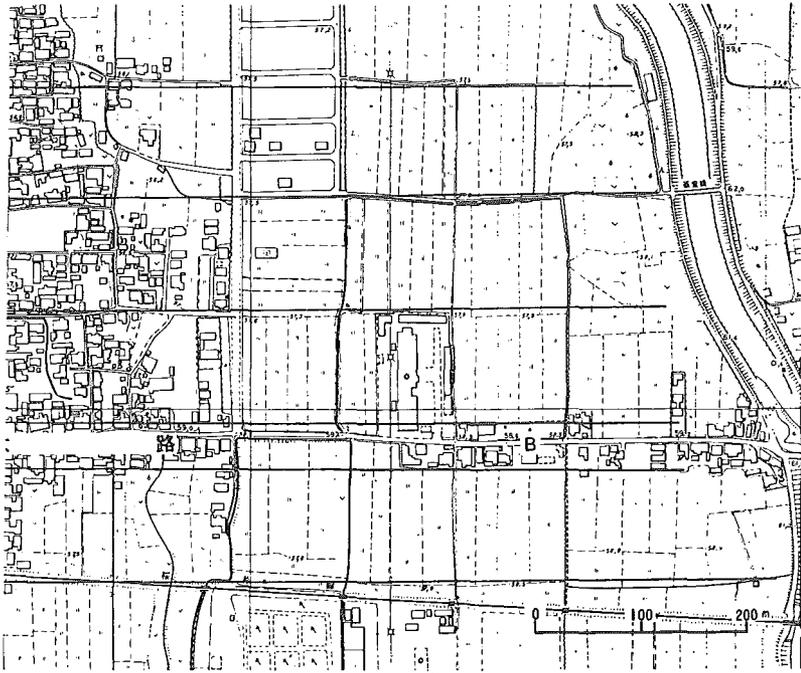


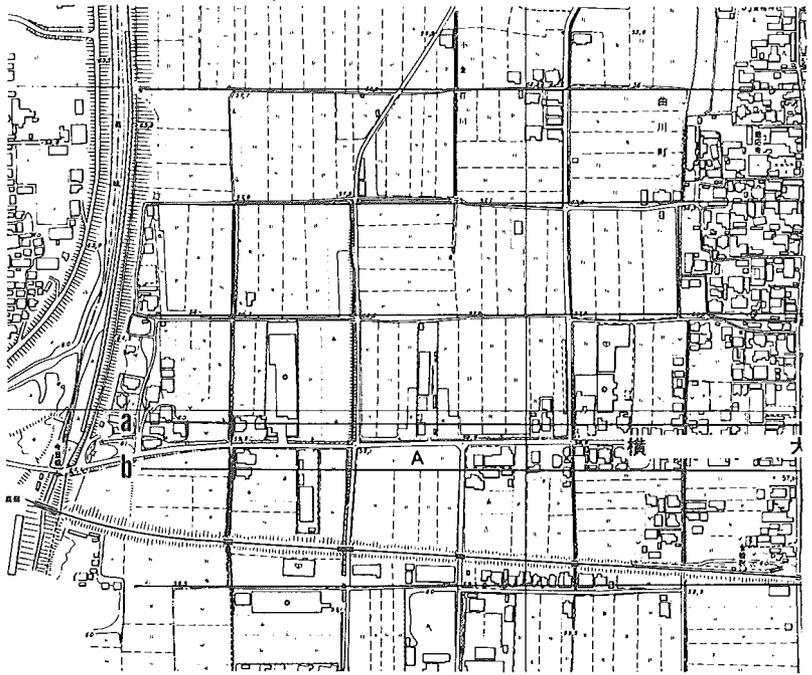
写真 横大路の街道

さて、再び南北三道の問題にたちかえてみたい。その設置時期については必ずしも明確ではないが、六七二年の壬申の乱のときにはこの三道があつたことは、『日本書紀』天武天皇元年七月条に倭側が「則ち軍を分りて、各上中下の道に当てて屯む」という記事を挙げるだけで明らかであろう。また『日本書紀』白雉四年（六五三）六月条に「処々の大道を修治す」という記事も参考になるかもしれない。さらにさかのぼりうる史料としては、『隋書』「倭国伝」に、日本国王のことばとして、「今、



推定幅員(曲川町付近)

故に道を清め館を飾り、以て大使を待つ」とあり、推古朝ごろ飛鳥を中心とした地域に道路の整備がはじまった可能性もある。とすれば、前掲の推古紀二十一年の難波より京に至る大道を置いたという記事は、南北三道の設置の時期にも関連することも考えられよう。これも先に触れたことであるが、飛鳥寺や橘寺の寺地が中ツ道想定線と関係をもつということも注意しておくべきであろう。中ツ道想定線は飛鳥寺の西を走り、この寺の西門は中ツ道に対して設けられたようであり、もともと飛鳥寺の建立は中ツ道と関係なく、それ以前から始められたが、主要伽藍が完成した後中ツ道が計画され、そのため寺域はそれに規制され東方に延び、西門が正門のごとき位置を占め、中門・南門よりも大きくつくられたのではないか。とすれば中ツ道設定の時期は主要伽藍完成と西門建立の間という時点



第2—5図 横大路の

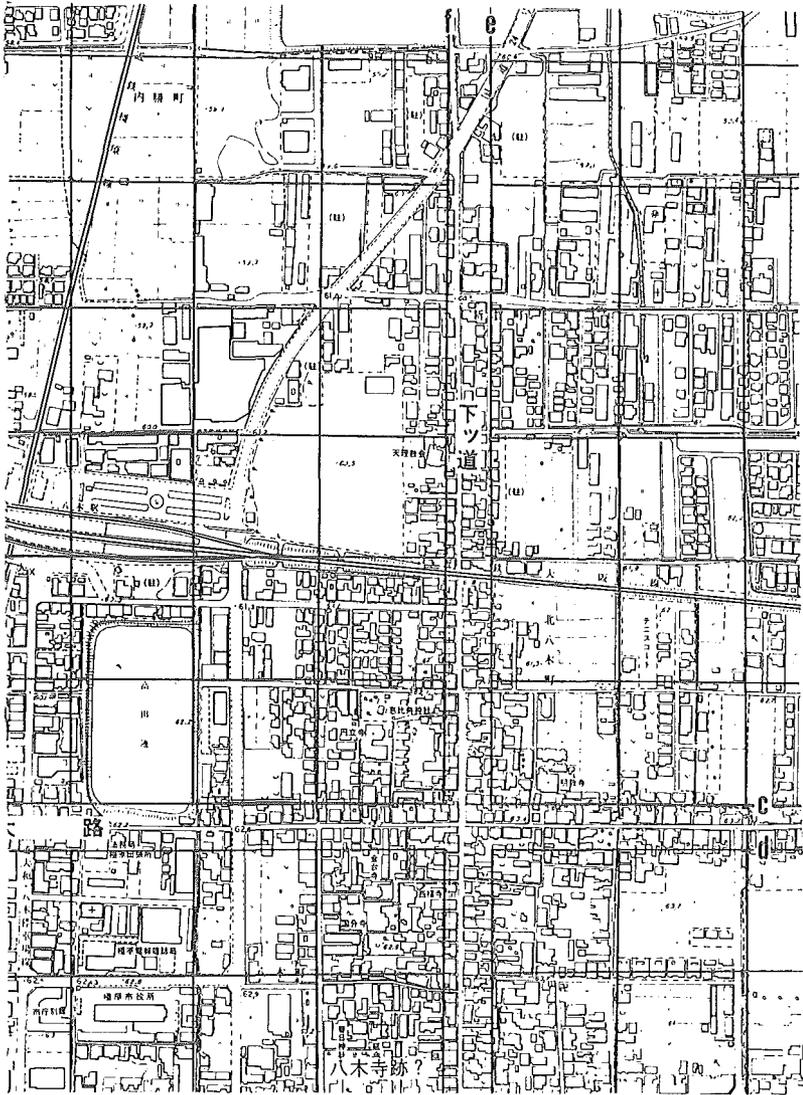
に限られてくる(岸 俊男「大和の古道」前掲)。橋寺についてはその東門が中ツ道想定線に面しているが、このことは中ツ道の設置は橋寺創建以前となるが、その建立は天智朝またはそれよりは大きく遡らないとみられている(岸 俊男「大和の古道」前掲)。ただし、この問題は中ツ道を中心とする飛鳥における古代の都市計画の存否に関わることであり、さらに検討を要するものと思われる。

(二) 古代の幅員

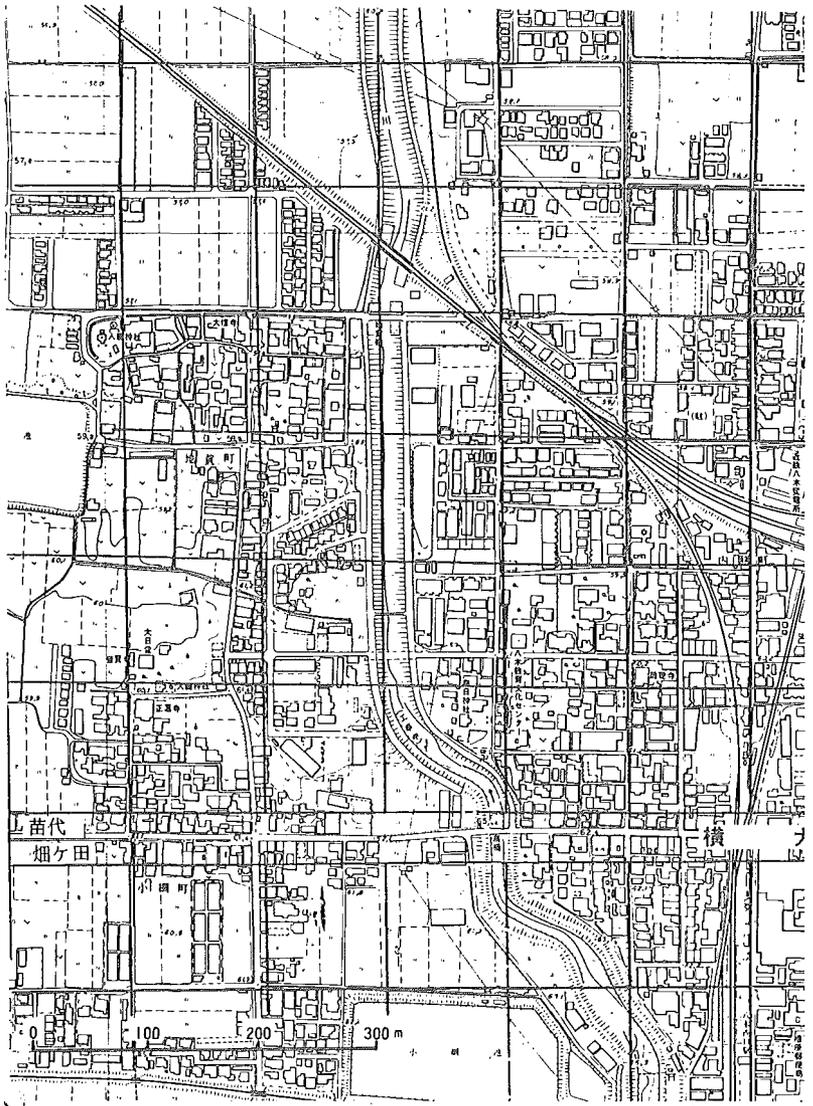
古代の幹線道路の道幅はどれくらいであったかについて試考してみたい。

まず、横大路についてであるが、従来約三〇米あるいは二八米強という数値が想定されているが、ここでは、後述する条里地割との関係から、次のような方法で幅員の復原を試みる。

つまり、条里地割が施行されている区域を



○ 推定幅員 (八木町付近)



第2-6図 横大路と下ッ道

古代の道路が走っていた場合、その道路敷の部分が、条里地割の区画（実際には町の区画）につけ加わり、本来の条里地割の区画よりも増長されて現存することになり、この増長された部分は「条里余剩帯」とよばれるが、この余剩部分が道路敷ということになる（木下 良「国府の十字街について」、『歴史地理学紀要』一九、昭和五十二年）。

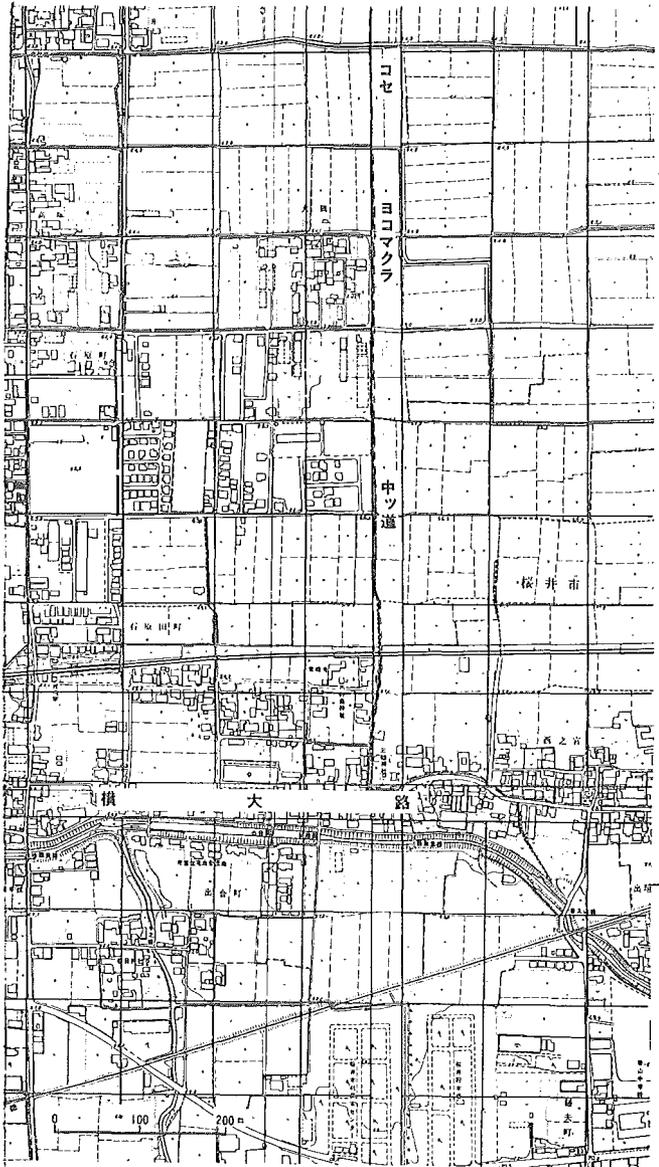
第二―五図は榎原市曲川町付近を示すが、横大路より北の部分において、条里地割の町界線の東西線を順次引き、同様に横大路の南の部分でも北に向かってそれを試みると、図のように、直線 a と b の部分がいわゆる「条里余剩帯」とみることができる。このことから、a と b では含まれた部分が横大路の道幅（道路敷）とみなすことができる。すれば、この間を二、五〇〇分の一の地図で計測すると四二・五米となる。このように復原された幅員と現在の水田の地割との関係をみると、第二―五図の A の東西に狭長な水田の形は横大路の幅の南半分の部分に正確に位置することがわかる。また、B の屋敷地の箇所もここで復原された道幅とほぼ一致することがみとめられる。したがって第二―五図の部分にみる現存する横大路は、かつての横大路の中心部が遺存しているものと考えられる。

第二―六図は榎原市小綱町から八木町にかけての部分を示すが、右にこころみた方法と同様に条里余剩帯を求めたもので、c と d の間がそれにあたる。この場合もその長さ、つまり推定される横大路の幅は四二・五米という計測値を得ることができる。図の左端の小綱町の小字「畑ヶ田」と小字「苗代」の部分についてみると、「畑ヶ田」の地条はその南限線が横大路の推定幅の南側に正確に一致する。そしてその北の「苗代」もまた地条の北限線が、推定幅の北側に一致するので、これら二つの小字からなる地条が横大路の道幅の原形を示すものと理解することができる。

第二―六図ではやはり条里余剩帯を求める方法にしたがって、下ツ道の道幅も復原してある。ここで注意されるのは、下ツ道の幅員もまた四二・五米となり、横大路のそれと等しいという結果がえられることである。この四二・五米という数値を三五・二米（高麗尺の一尺）で除すると一二〇・七となるが、計測上での誤差、あるいは高麗尺の一尺

の値についての精度などの問題を考慮すると、横大路および下ッ道の幅員は高麗尺一二〇尺である可能性が大きい。しかしこの一二〇尺という推定幅員はあくまでも道路敷としてみるべきもので、道路の両側におそらく設けられていた側溝も含まれるものと理解しておかねばならないであろう。さらに側溝の外側にも、道路敷に含まれる部分があって、その外側にはじめて耕地が施行されたのではないかと思われる。とはいえ、平城京の朱雀大路の発掘調査で路面幅約六七・三米、左右の側溝幅が約六一七米という結果が報告されているが、その下層の下ッ道の遺構では側溝間の距離が約二三米という数値を得ていることから、ここにみたような下ッ道の推定道幅四二・五米との差について検討の余地を残している。ただし、次にみるように中ッ道の道幅は約三五米と計測されるので、下ッ道は平城京の造営に伴って拡張された可能性や、下ッ道の南部と北部における幅員の相違なども今後の課題として残される。

横大路の近辺で、中ッ道の道幅を地割として遺存しているのは、橿原市と桜井市の境界線に接する、桜井市大福の小字「コセ」および小字「ヨコマクラ」と桜井市西之宮の小字「細田」の南北に狭長な地条である（第二一七図）。小字「ヨコマクラ」および「細田」の東西幅を二、五〇〇分の一の地図で計測すると、約三五米となり、この数値は高麗尺一〇〇尺となり、横大路や下ッ道の道幅よりも狭いという結果を得る。この場合、第二一七図からも明らかのように条里余剩帯を見いだすことができない。このことは、条里地割が中ッ道の設置よりも先に施行されて、その後中ッ道が造られたか、それとも中ッ道の設置が条里地割の施行よりも先行し、条里地割の施行に際して、本来の中ッ道の道幅を縮小したかのどちらかであろう。もし前者とすれば現存の地割の中に中ッ道の痕跡が強く遺存してもよいと考えられるが、中ッ道のルートについて盆地の北から南までを検討してみても道幅の痕跡を明確に指摘できる部分は極めてわずかである。この事実は条里地割は中ッ道の道路敷も耕地化することによって施行されていたものと思定される。なお、上ッ道についてもその道幅は下ッ道と同様三五・二米と推定されるが、やはり条里余剩帯は検出さ



第2-7図 中ツ道の推定幅員 (石原町付近)

れない(拙稿「横大路周辺の歴史地理」前掲)。

以上のことから、南北三道の設置は条里地割の施行よりも早い時期になされたこと、さらに下ツ道が重要な意味を

になった奈良時代に条里地割が施行されたものと想定される。

二 藤原京と国府・郡家

(一) 藤原京のプラン

六九四年持統天皇は飛鳥浄御原宮から、橿原市高殿町の大和三山をみる藤原宮にうつる。同時に宮を取囲む京も造られていたはずである。一般には藤原京とよばれるが、『日本書紀』は新益京しんやくのみやと記す。飛鳥の京にあらたに増した都という意味であろう。この新益京の造営の経緯を史料によってたどってみよう。

藤原京の建設がいつごろから意図されたかは明らかではないが、持統天皇の夫帝天武天皇のころに遡るものと考えられる。壬申の乱に勝利をおさめた大海人皇子、後の天武天皇は、石舞台近くの島宮と、岡本宮に一時滞在するが、天武天皇元年（六七二）に岡本宮の南に飛鳥浄御原宮を営み、翌二年そこで即位する。しかし、『日本書紀』天武天皇五年是年条には「新城に都つくらむとす。限りの内の田園は、公私を問わず、皆耕さずして悉くに荒れぬ。然れども遂に都をつくらず。」とあり、天武天皇は即位して三年目にすでに新城というところに都を建設することを企図し、その予定地は耕作させないで確保されていたことがしられる。しかし、この時点では宮都造営には着手されていない。ここにいる新城がどこであるかは、議論のわかれるところであり、固有名詞とみて、大和郡山市の新木あたりにあてる説もあるが、この稿では、城を普通名詞とみて新城とは新しい都城の地と解しておきたい。その新しい都城の地とは、以下に述べるように後に新益京の造られる地のことではなかったか。もしそうならば、藤原京の建設計画は壬申の乱が終結して間もないうちにできあがりつつあったといえよう。ところで、『日本書紀』天武天皇九年五月朔日条には「勅して、絁・綿ふとぬ・絲いと・布を以て、京内の二十四の寺に施たづなりたまふこと、各差しな有り」と記すが、ここにいる

京を飛鳥の地に限定すると二四の寺が当時この地にあったとは考えにくく、後の藤原京域をも含めた範囲を想定する方が理解しやすい（岸 俊男「古代(2)―飛鳥の世紀」、『明日香村史』上巻、昭和四十九年所収）。さらに『日本書紀』天武天皇十一年三月朔日条には「小紫三野王及び宮内官大夫等に命じて、新城に派遣して、其の地形を見しむ。仍りて都をつくらむとす」とあり、この時期におよんで、天武天皇はいよいよ新城に宮都を造ることを具体化することを固めたようである。同三月己酉条においては天皇みずから「新城に幸す」とあり、新都建設の地を確めたのであろう。同十二年七月癸卯条は「天皇、京師に巡行す」とあって、先に述べたように、飛鳥と藤原京建設予定地を含めた範囲を巡ったと思われる。

そこでこの京あるいは京師とよばれる空間と新城との地理的關係について考えておかねばならない。京とは、『日本書紀』白雉四年条にすでに記される倭京のことであろう。倭京ということばは、天武紀元年まで『日本書紀』にみることができるが、京の範囲を上のように新城の範囲を含めるとすれば、この新城はかつての倭京の拡大された部分のことであると考えられる。そのために新しい城という意味がこめられたのではなからうか。

しかしながら、天武天皇の心中は新都の場所をめぐって動揺していたようであり、『日本書紀』十三年二月庚辰条には畿内や信濃に都の地を探させていることを記す。だが結局翌三月には、天皇は京師を巡行し、宮室の地を定めたこと、『日本書紀』同年三月辛卯条にいう。察するに、その場所は京師新城の地であろう。それは天武天皇の遺志を継いで持統天皇によって藤原宮として実現する。

以上に述べたように、後の藤原京をも含む京師の建設が天武天皇が即位して間もないうちに企図されたことは、『万葉集』の次の二首の解釈によって想定できるとする見解もある（岸 俊男「万葉歌の背景」前掲）。

壬申の乱の平定しぬる以後の歌二首

大君は神にしませば赤駒のはらばふ田居を都となしつ（卷一九一四二六〇）

右の一首は、大將軍贈右大臣大伴卿作れり。

大君は神にしませば水鳥の多集く水沼を皇都となしつ 作者詳らかならず（卷一九一四二六一）

右の二首は、天平勝宝四年二月二日に聞きて、即ちここに載す。

つまり、従来この歌の解は、京師あるいは皇都を飛鳥浄御原宮としていたが、既に開発が早くからなされていた狭い飛鳥の地にいまさら京を造るといよりも、さらに広い京城の成立をこの歌の背景に考えねばならないというのであって、興味ある指摘である。

以下、『日本書紀』にしたがって、年表風に持統天皇による藤原宮・新益京の造宮の経過を綴っておくことにしたい。

持統四年（六九〇）十月 壬申条「高市皇子、藤原の宮地を觀す。公卿百寮、從なり」

同 四年（六九〇）十二月辛酉条「天皇、藤原京に幸して宮地を觀す。公卿百寮、皆從なり」

同 五年（六九一）十月 甲子条「使者を遣して新益京を鎮め祭らしむ」

同 六年（六九二）正月 戊寅条「天皇、新益京の路を觀す」

同 六年（六九二）五月 丁亥条「浄広肆難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮め祭らしむ」

同 六年（六九二）五月 庚寅条「使者を遣して、幣を四所の、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に奉らしむ」

同 六年（六九二）六月 癸巳条「天皇、藤原の宮地を觀す」

同 七年（六九三）八月 戊午条「藤原宮に幸す」

同 八年（六九四）正月 乙巳条「藤原宮に幸す」

同 八年(六九四)十二月乙卯条「藤原宮に遷り居します」

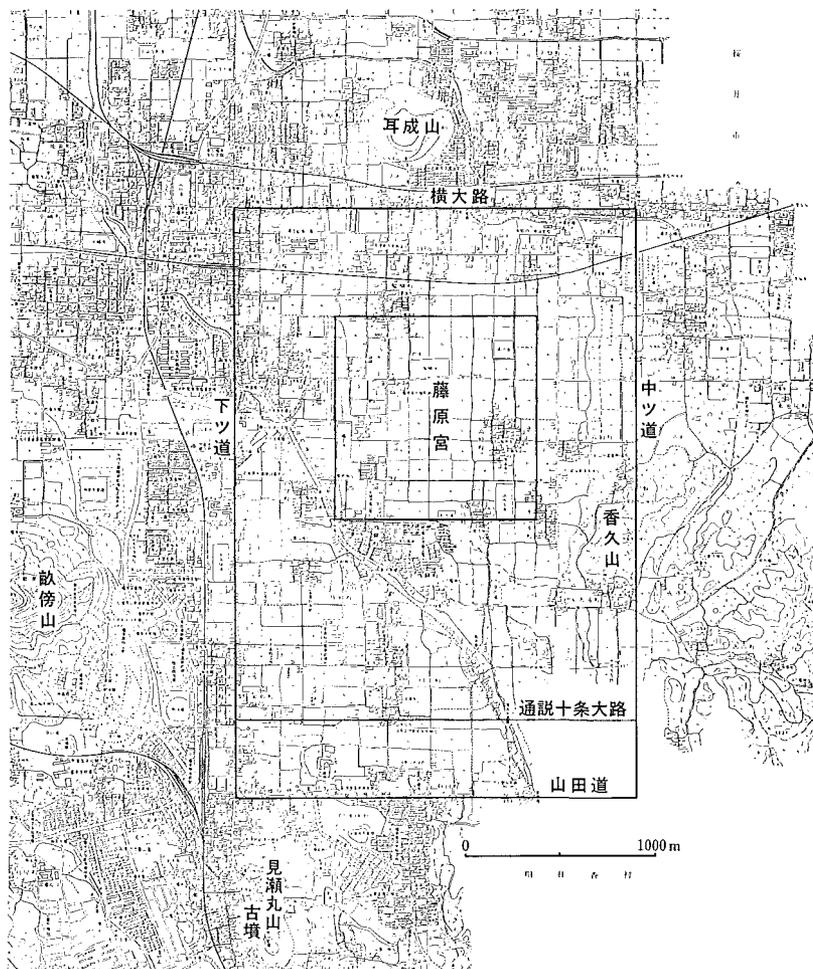
以上にみるように、持統天皇八年(六九四)の段階では、藤原宮が完成していたことは確かなようである。ところが、『統日本紀』慶雲元年(七〇四)十一月壬寅条に「始めて藤原宮の地を定む。宅、宮中に入る百姓一千五百五烟に布を賜ふこと差あり」とあつてここにいう宮は戸数からみて京のことと思われ、とすればこの時に新益京は、完成したという解釈もできる。平城京遷都六年前のことである。持統天皇が藤原宮に遷った後も京の建設工事は継続していたのであろうか。

藤原京のプランについては、昭和九年末から約一〇年にわたつておこなわれた日本古文化研究所の発掘調査によって高殿町の大宮土壇が大極殿趾であることや、朝堂院のあったことなどが確認され、その後昭和四十一年末からの、国道バイパス計画にともなう緊急発掘調査によって宮域を画定するという成果がえられた。宮域を定めることができることによって、藤原京全体のプランを復原するがかりも得られることになった(岸 俊男「宮域および京域の推定」、『藤原京』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二五冊)昭和四十四年)。その概要は次のとおりである(第二一八図)。

藤原京の京域は、東京極を中ツ道、西京極を下ツ道、北京極を横大路、南京極を上ツ道の延長である山田道とするもので、京域が道路で画されると推定された。この京域の中を左京・右京のおの一二条・四坊の条坊制の区画がなされる。四坊は、戸令に四坊に一人の坊令を置くこと、一二条は職員令に二人の坊令をおくとする規定によるものとされる。中ツ道と下ツ道の間隔はすでに述べたように四里であるが、左京・右京合せて八坊であるから、一坊分の一辺の長さは半里(約二六五米)となる。この数値でもって北京極とみなす横大路から順次南へ割りつけていくと、南京極の線は山田道より南となる。つまり一二条の部分だけが南北幅が半里より短くなるのであるが、これは山田道が藤原京の造営以前から存在していたためであるとみなされる。

この復原案は、今のところ最も説得力をもっているものであり、それぞれの条坊を区画する大路の想定線上での発掘においても、当時の大路跡がいくつか発見されている。ただ、この案に対して若干の疑問があるとすれば、一二条の南北幅が他の条よりもわずかに短いということである。それと関連して、復原案に従うとすれば、羅城門の位置は丘陵の端の部分にあったことになるが、このような場所に羅城門を設置できたかどうかである。

かつて、筆者は、空中写真の判読や地形観察などから、檀原市田中町付近より南では東西方向に地形の急斜面があること、それより以北では丘陵端の部分を入為的に削平したとみられることを指摘し、このような人為的な整地は藤原京の建設に伴うものと解釈するのが自然であるとし、もしそのようにみることができるとすれば、南京極の線は山田道よりも北、通説復原案の一〇条大路とみなすことも可能であるという想定を示した（拙稿「歴史地理学における『復原』から『意味論』へ―藤原京を事例として―」、『地理の思想』昭和五十七年）。このように考えた場合、通説にしたがって南北一二条とすれば、北京極の線も二条分北にもってこなければならぬが、それに相当する痕跡をみいだしてはいない。この通説一〇条大路をもって南京極とする案について、一〇条大路以南における発掘調査の事例から、この案は具体性をもつこともありうるという見解も出されている（井上和人「藤原京―新益京造営に関する諸問題―」、『仏教芸術』一五四、昭和五十九年）。その事例とは、一つは明日香村豊浦の「小墾田宮推定地」である。ここは通説の左京一二条二坊にあたるが発掘調査の所見によるかぎり、藤原京時代の遺構はまったく認められないという。いま一つの事例は檀原市和田町の和田麿寺の「大野塚」とよばれている塔跡である。この塔もしくは塔の南北に接する程の位置に通説一一条大路が想定されるが、この塔は八世紀末では少なくとも存続していたとみられているのであって、もしそうならば藤原京時代にはそこに大路が通じていなかったことになる。いずれにせよ、事例はわずかに二つにすぎず、羅城門跡の検出などによる今後の検討をまたねばならぬであろう。



第2—8図 藤原京城

藤原京が大和三山に囲まれた地に建設された理由は、万葉歌に「天降りつく、天の芳来山霞立つ……」（卷三十一・二六七）というように、「芳来山」と記され、香久山が蓬萊山とみなされていたと思われるふしがあるからである。蓬萊山は古代中国に瀛州^{えいしゅう}とともに、東の海上にあったとされた神仙の島のことである。も

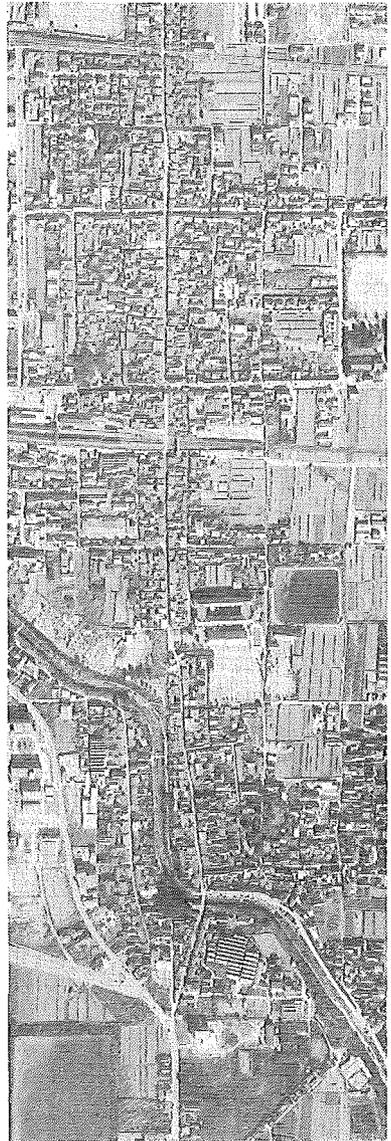


写真 西京極の下ツ道付近
(八木・小房間)

し、香久山がそのようにみられていたとすれば、畝傍山および耳成山を含めた三山は、神仙の島であったということになる。まさに、その地に都城を造るということは、都城そのものを永遠不死の仙郷、常世の世界とみる思想に他ならない。いうまでもなく、それは道教の思想である。天武天皇そして持統天皇は道教に深い関心をもっていたことは既に説かれている(福永光司『道教と日本文化』昭和五十七年)。そのような天皇によって建設された都城に神仙の思想が色濃く反映していることは、当然とさえいえることができる。そのような視点で、藤原京に関する万葉歌をよみなおしてみると、その意味はよく理解できる。藤原宮の役民の作る歌(巻一―五〇)にいう「……知らぬ国 寄し巨勢道より わが国は 常世にならむ 凶負へる 神あやしき亀も……」という常世や亀という表現は不老不死や大地をささえる亀という道教思想をぬきにしてその意味は解しがたいし、「藤原宮の御井の歌」によまれている宮都の永遠性も、仙郷としての都城という観点からみれば、その意味は鮮明となる。

藤原京の京城について、近年通説の京城外から通説のプランに整合する道路跡が橿原市葛本町の院の上遺跡や八木町の旧橿原警察署前遺跡あるいは下明寺遺跡などから検出されたことから、より拡大された京城を想定しようという見解がある（秋山日出雄「藤原京の京城考―内城と外京の想定―」、『考古学論攷』（橿原考古学研究所紀要第四冊）昭和五十六年）。ただ、これらの遺構を条坊区画の道路と認定しようのかどうかという問題、あるいは藤原京の外側の地域計画との関連性など、検討すべき課題が残されているように思われる。

(二) 国 府

律令期の各国には行政の中心地として国府がおかれた。その所在地を一覧できる史料は『和名抄』であり、大和の場合「国府在高市郡行程一日」とある。しかし大和国の国府はもともと葛上郡にあったらしいことは、『入唐五家伝記』にのせる「頭陀親王入唐略記」に「大和国葛上郡旧国府」とあることから知られる。その正確な位置については不明であるが、御所市掖上付近が一つの候補地として考えられている。葛上国府から、『和名抄』に記す高市郡に移転したとみられるが、その具体的な場所は軽であったことが、「越智郷段銭収納算用状」（『春日文書』八四三号）に「…加留庄 二町段大 同国符 一町二段…」とあり、また『三箇院家抄』に「軽国符」という名がみえることから知られる。

従来高市国府を高取町の下土佐の国府神社付近に求める説があるが、軽という地名はそのあたりに見いだすことはできないし、実際、地形的にも国府域を設定するには狭いようにみられるので、この説をとるのは無理であるように思われる。そこで地名の上では軽国府を比定できるのは、橿原市西池尻町小字軽古かあるいは、大軽町であるとするのが自然であろう。

まず、小字軽古から検討してみたい。軽古は「カルコ」とよばれるので「軽国府」の意味とみ、嘉保二年（一〇九

五) 正月十日の「大江公仲処分状案」に「国府庄 在大和国、本名池尻」とあるから、西池尻町という地名ともよく合うとする説がある。

しかし、この付近には当時の遺構の存在を示す遺物の出土がいられていないこと、本来の軽とよばれた地域ではないこと、「大江公仲処分案」にみる国府庄は、一一世紀初頭に平群郡に移転した国府(今日の大和郡山市今国府付近とみられる)のことをいうとして、大軽町あたりに国府を想定する見解がある(和田 萃「大和国府について」、『赤松俊秀教授退官記念・国史論集』昭和四十八年所収)。それによると、軽は下ツ道と山田道の交差するあたりで、かろのちまに軽街とよばれた交通の要所であり、近鉄橿原神宮前駅よりやや南の丈六北遺跡や丈六南遺跡からは柱根や礎石が、また橿原遺跡からは奈良時代前期から後期にかけての瓦が出土していることなどから、この丈六遺跡から大軽町の一帯に大和国府がおかれていた可能性が大であるという。今後、考古学的な調査によって検討する必要があるが、興味ある候補地の一つである。ただ、この場合、国府の設置時期、藤原京の南京極の位置との関係など吟味すべきことも少なくない。

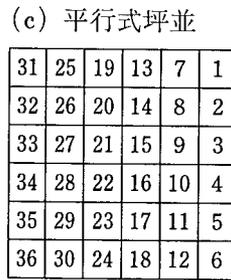
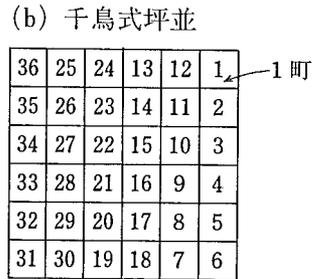
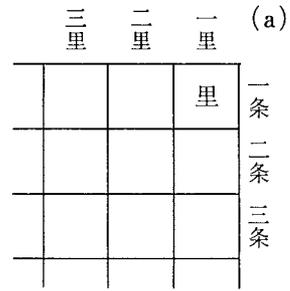
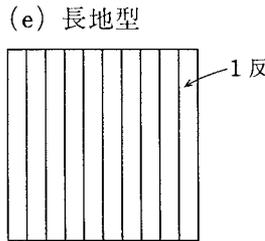
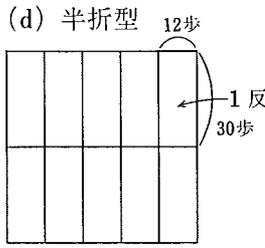
(三) 郡 家

国の下の郡には、やはり行政の中心地として郡家という施設が設けられた。前述のように橿原市域に関わる郡は十市郡と高市郡であるが、前者の郡家についてはおおよそその位置が推定できそうである。

橿原市葛本町に小字「東郡」(ヒガシヨオリ)・「西郡」(ニシヨオリ)があるが(第二一九図)、この「ヨオリ」という地名は郡家に由来するものとして、郡家跡推定の手がかりとして、しばしば注意されるものである。その位置は下ツ道に近いことからこの付近に十市郡家があったとみられるが、今のところそれに関連する遺物や遺構はいられていない。この場所は藤原京の推定北京極に近く、南京極付近とみられる大和国府と同様、藤原京との位置関係やその設置時期などが今後問題となろう。

町、つまり一町の大きさは一〇等分すると一反の面積の耕地となる。その方法も第二一〇図(d)と(e)のように二通りあり、(d)を半折型、(e)を長地型とよぶ。史料の上では、田令に「凡そ田は、長さ卅歩、広さ十二歩を段とせよ。十

かかって坪並が数えられる。ている。ただし、下ツ道より東側(路東条里)では、北西隅の町から、西側(路西条里)では北東隅の町から、南に向



第2-10図 条里制地割の模式

南に向かって一ノ坪、二ノ坪、三ノ坪……のように名付け、六ノ坪で一列が終わると、七の坪はその西の列の北端の町として、順次南へ、八ノ坪、九ノ坪と進んでいき、南西隅の町で三六ノ坪となる方法を平行式の坪並という。地域によって坪並の方式は様々であるが、奈良盆地では連続式が原則的に施行され

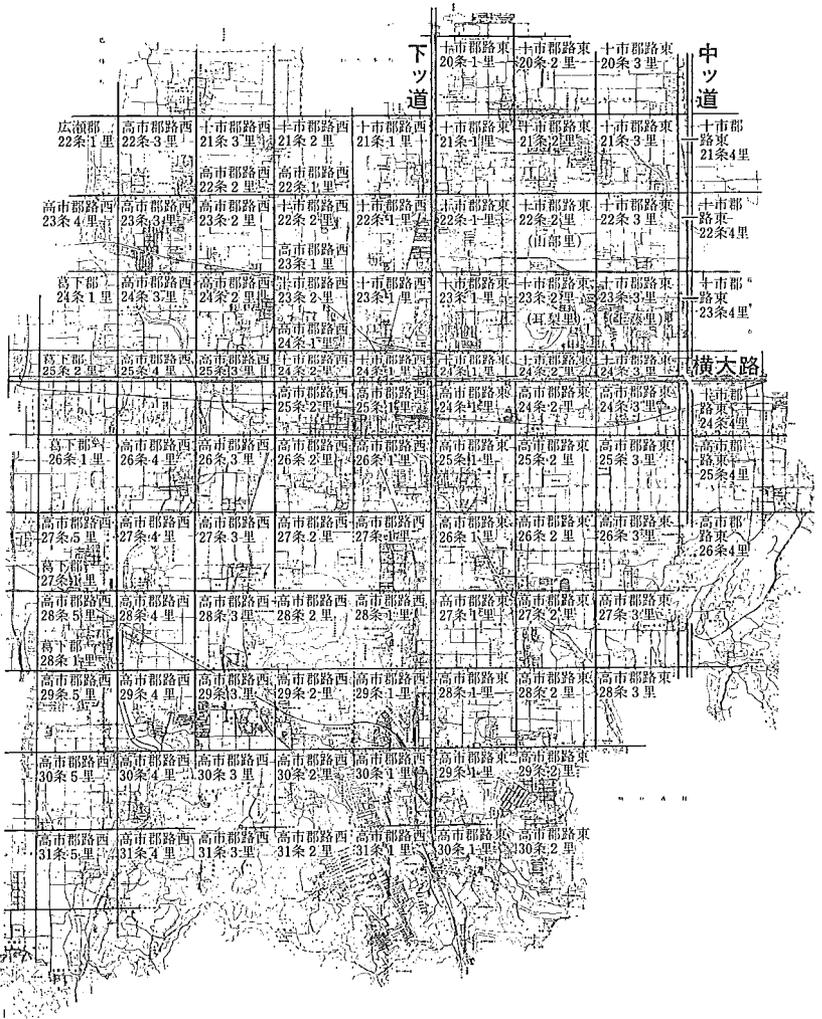
段を町と為よ」とあり、タテ三〇歩、ヨコ一二歩からなる一反は半折型を示している。歩とは令大尺の五尺のことをいう。令大尺の一尺は、先に記したように約三五・二糎である。したがって町の一辺の長さは約一〇六米となるが、実際に地図上で復原した場合一〇九米前後の長さを示すことが多い。これは耕地の実面積に畦畔や水路の幅が加わっているためであろうと思われる。

この条里制は、一般的には郡単位で施行されたので、土地の表示は○郡○条○里○坪のようになすことができるという土地管理上便宜な方法といふことができるが、条里制がいつごろ成立したかについて明確にしることのできる史料はない。ただ、呼称法の里が郷里制の里と共通すること、班田図が各条ごとに一卷をなして作成されていることから、郷里制が廃止され、班田図が整備された天平時代の中期、七四〇年代とみる見解がある。奈良盆地の条里制についてみても、里の呼称が平城京の朱雀大路に結ばれる下ツ道を基準としていること、条の呼称も路東条里と路西条里とではその起点に違いはあるが、どちらも平城京の南京極付近からはじまっていることなどから考えると、奈良時代に今日復原されている条里制が実施されたものと推定される。

ところが、条里地割の発掘調査においては、必ずしも奈良時代の遺構は検出されず、平安時代以降の畦畔が発見される事例がしばしばある。例えば、近年の報告では、橿原市に近い田原本町の多遺跡では、現存の条里地割とほとんど一致する地割が発掘されたが、年代的には平安時代末期までしか遡らないという事例がある。このような所見を史料とていかに整合的に解釈するかという問題が、条里制研究の新しい課題として提起されている。

(二) 条里制の復原

実際の条里制の復原は、現在も小字名などにのこっている坪並の呼称を手がかりにして、里の区画を地図上に画し、つまり里界線を引き、史料によって条と里の呼称を与えるという手続きをとる。



第2-11図 榎原市域の条里制
 (『大和国条里復原図』により作成)

第二一一図は奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』にしたがって橿原市域の条里制を示したものである。那別に説明しておきたい（以下、橿原考古学研究所編『大和国条里復原図・解説』昭和五十五年による）。

十市郡

この郡は、すでに第二一二図に示しておいたように郡域を下ツ道が走っている。そのために条里の呼称も、下ツ道を境にして路東と路西に分けられる。

路東条里の里の起点は二四条までは下ツ道を基準としているが、二五条より南においては里の起点を明確にすることができない。しかし、第二一一図の十市郡路東二五条二里、二六条一里、同二里の位置から、二五条以南は里の起点を中ツ道とした可能性がある。

路西条里の呼称法は、北の城下郡のそれを南に延長したものである。路東も路西も南は横大路で終わり、それ以南は高市郡の条里となっているが、このことは那境として横大路が利用されたことを示すが、さらに考えられることは、横大路が藤原京の北京極であったことに関係するのかもしれない。

高市郡

この郡の境域も下ツ道をまたぐために、条里呼称は路東と路西に分けられる。

路東条里は、十市郡の場合と同様、里の起点は下ツ道であるが、北は横大路を、西は中ツ道をもって限られたとみてよいであろう。すなわち通説藤原京の西、北および東京極と一致することは、注意しておかねばならない。条名は十市郡路東条里のそれを南に続けている。

路西条里は、北は横大路よりも北にはじまり、条名は路東条里と一条の食違いをなしている。しかし、西の広瀬郡および葛下郡の条名とは一致している。つまり、城下郡、十市郡および高市郡路東条里は大和国東諸郡の共通の条

名をもつものに対して、高市郡路西条里は大和西諸郡の条名に連続するということになる。このように同じ高市郡内で路東と路西との間に条名の食違いが生じたのは条里地割施行期の違いなどによるのかもしれないが、後考をまつべきであろう。ただ、この稿において一つの見方を提出するならば、右に触れたように高市郡路東条里の大部分は通説藤原京域に重なるのであるから、藤原京の跡地に条里地割が区画された段階で、北の十市郡の条名に連続されたと思われるのが自然ではないだろうか。つまり、藤原京が廢都された後も、すぐに宮都プランを消去して条里地割を施行したということは考えにくく、京城の周辺に条里地割が施行されていく過程において、高市郡路西条里は路東条里より小さきに整備されていたものと思われる。その後、藤原京の跡地に北の十市郡の条里地割を延長し、同時に条名も連続的につけられていったのではなからうか。天平勝宝八年（七五六）六月十二日の「孝謙天皇東大寺飛驒坂所施入勅書案」によれば、藤原京内にあたる飛驒庄が、この頃東大寺に施入されているので、藤原京の跡地に条里地割が施行された時期を推定する一つの目安とならう。

以上、檀原市域に係する条里制について概述したが、ここに復原された条里の呼称法が奈良時代に成立した可能性があるということであり、条里地割の起源そのもの、あるいは藤原京時代には耕地はどのように存在し、いかに管理されていたかといった問題については未だ解明されていない。

（千田 稔）

第三節 近世の所領構成と特徴

近世の大和は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原での勝利の後、徳川家康が大和へ直接支配の手をのびたことよって始まる。本節では、橿原市域における近世初頭の所領構成がどのような特徴をもったものであり、その後どのような変遷をとげたのかをみるとともに、次節では、支配領域の差が農民の生活にどのような影響を及ぼしたのかを、主に貢租徴収とのかかわりでみていくことにしたい。

一 近世大和国における所領構成の特徴と変遷

まず、近世大和国全体の所領構成の特徴と変遷を概観することにする。⁽¹⁾第二―一表には、近世大和国の所領構成を、前・中・末期に分けてまとめた。

近世の所領は、幕府の直轄領、一万石以上を所有する大名の領地である藩領、一万石以下で御目見え以上である旗本の領地及び寺社堂上領などに分けられる。中世的寺社勢力にかわる武家による大和国の統一は筒井順慶が、争乱の中から頭角をあらわし、織田信長より守護に任せられたことによって、おしすすめられた。秀吉は筒井氏を伊賀に移封し、弟秀長を郡山城において大和・和泉・紀伊三国を与え、これによって大和武士の勢力一掃をはかった。秀吉・秀保の死後、二〇万石の大名増田長盛が郡山へ入城し、関ヶ原の役直前の大和は、増田氏など数名の大名をはじめ、豊臣氏ゆかりの武将の封地あるいは豊臣氏の直轄領で占められていた。関ヶ原での勝利によって家康は、豊臣氏の直轄地や石田三成率いる西軍に味方した豊臣系武将の封地を没収し、これを直轄領としたり、東軍に与した大名・旗本

第2-1表 大和国における近世の所領構成

	慶長期		元禄期		幕末期	
	千石	%	千石	%	千石	%
幕藩領	141	31.9	198	39.6	196	37.7
旗本領	162	36.6	193	38.7	217	41.8
寺社の上領	101	22.8	71	14.2	67	12.9
その他	39	8.7	38	7.5	40	7.6
計	443	100.0	500	100.0	519	100.0

「慶長郷帳」「元禄郷帳」「旧高旧領取調帳」などによる。

に宛行つて、その支配の政治的・経済的基盤とした。

関ヶ原の役直後の慶長期における、大和国総石高の三分の一弱は幕領、三分の一強が藩領、二割強が旗本領で、残る一割弱は寺社堂上領であった。この時期の大名は八名、いずれも三万石以下の小大名である。豊臣系大名で旧領を安堵されたのは、高市郡高取城に本拠をおく本多氏のみで、他は、新たに関ヶ原において徳川氏に与したることによって、封地を得たのである。しかし、新大名は、織田有楽斎、片桐且元などいづれも信長・秀吉にゆかりのある外様大名であり、大和は、「豊臣系外様大名を封じこめる場」といわれる所以であった。この時期の旗本家は五六家、うち三〇家は幕末まで家として継続したが、この三〇家中二五家は織田・豊臣氏に仕えていた外様旗本ともいわれるべき旗本家であり、大和は「豊臣系旗本の封じ込めの場」でもあった。うち約半数は関ヶ原の戦功により大和における本領を安堵され、他は新たに大和に封地を得た。寺社堂上領約四万石は秀吉時代をほぼ踏襲した。その半ばは興福寺・春日社領で、全体の七割以上が添下郡に存在した。

慶長期から元禄期までの約一〇〇年間に、幕領は三割から四割に増加し、幾分の増加をみた藩領と合せて約八割弱となったのに対し、旗本領は、慶長期の三分の二となり、寺社堂上領も幾分減少した。この一〇〇年間のうちでも大きな変化は、元和元年（一六一五）大坂夏の陣による豊臣氏の滅亡によってもたらされた。

旗本家のうちには、元和初期に改易となった者が多いが、その理由の多くは大坂方に味方した故と考えられる。改易となった旗本の封地は直轄地となり、改めて徳川系大名や旗本に宛行われたが、この期の最大の出来事は、増田氏改易以後廢城となっていた郡山城を再興し、徳川氏の譜代大名を配置して、大坂城への守りとしたことであろう。元和元年、六万石で入城して近世郡山藩の初代藩主となった水野勝成以来、上位クラスの譜代大名が、最高一九万石、平均一〇万石前後で、郡山に封ぜられた。幕府は、江戸から大坂まで、徳川氏の一門・譜代大名を連続的に配置して、体制の安定をはかるとともに、特に近世前期には、これら譜代大名の移動を頻繁に行なって彼等の官僚化をおしすすめた。元禄期までの郡山藩では、いずれも譜代大名による五度の藩主の交替があったが、これは、こうした政策に基づいていたことがわかる。徳川幕府はまた、一七世紀前半には、特に外様大名に対して、お家騒動は勿論のこと相続者が無い場合にも廢絶にするなど、きびしい大名政策をとった。このため、初期一〇〇年間に全国的に約一〇〇家が改易となっている。大和でも、慶長期から元禄期まで家として存続した大名は小泉藩のみで、改易・絶家・転封などで廢藩となったものが多い。元禄期に大和に本拠をおく大名七家のうち、前記小泉藩と織田有楽斎の分家である柳本・戒重藩のほかは、藩としては継続した高取藩をはじめとしてすべて譜代大名にかわっている。このほか、津藩など飛地領がいくつかあって、元禄期に大和に領地をもつ大名家は、あわせて一三家であった。旗本領についても、前記大坂夏の陣直後の變動の後、大名と同じく家の存続にはきびしい政策がとられたようである。柳生氏等大名昇格による場合を除いて、無嗣斷絶によって姿を消した場合が多い。慶長期旗本五六家中、元禄まで存続したのは分家を含めて三〇家である。これに慶長以後、大名あるいは旗本の分家が新たに加わり、元禄期の旗本家は五二家であったが、その石高は大幅に減少した。その減少分は、多く幕領となった。元禄期から幕末期にかけては、大名領・旗本領とも大きな変化はみられない。

これまでの説明でも明かなように、近世の大和は、大名領が一〇家前後、旗本領が五〇家以上、寺社領も五〇以上と、一〇〇以上の領主が支配することとなり、それだけでも、小規模領主の領地が入組み分散することは必至であった。加えて、一〇万石前後を有する郡山藩もその領地の分散性は顕著である。元和元年、近世郡山藩が誕生した時、郡山城の周辺には、添上郡を中心とする寺社領、添下郡北部には旗本領、同南部には小泉藩領、また平群郡の盆地部には竜田藩領と、徳川氏が関ヶ原の役後に新しく定めたそれぞれの支配領域がすでに存在していた。新設の郡山藩領は、慶長期及び大坂夏の陣以降新たに加えられた幕領から選ばなければならない。このため、元和元年水野氏六万石の郡山藩は、一円的な領域をもつことができず、郡山城を中心に、添下・添上・広瀬・式下郡及び平群郡の竜田川流域の幕領を宛行われ、元和五年松平氏が増のうえ一二万石で入部した際には、前記所領を中心に、さらにその周辺部の葛下・十市・宇智・吉野・高市・山辺諸郡の幕領が郡山藩領となった。大和の場合、各所領が入組み分散しているといわれる背景には、政策的な面での配慮もあったであろうが、前述のように豊臣系旗本領の一部を安堵し、多くの寺社領をかかえ、その後には郡山藩のように新規大名領を配置したことが、決定的な意味をもっていたといえよう。

二 一 橿原市域における近世の所領構成の特徴と変化

奈良盆地の南部中央に位置する橿原市の領域は、下ツ道と横大路の交点に立地する集落八木をほぼ中心に、正方形の形状をなしている。この正方形の西北隅より東南隅へと走る対角線の東北部が十市郡、西南部が高市郡であり、近世の八木は、北部は十市郡に、南部は高市郡に位置していた。

さて、前述のような大和国全体の所領構成に対して、橿原市域のそれはどのような特徴をもっていたのであろう

第2—2表 樫原市域における近世の所領構成

	慶長期		元禄期		幕末期	
	千石	%	千石	%	千石	%
幕藩領	1.2	3.3	13.1	34.8	15.0	39.7
旗本領	12.7	35.9	9.1	24.0	10.3	27.3
寺社の領	21.0	59.4	15.1	39.9	12.0	31.7
その他	1.4	0.5	0.5	1.3	0.5	1.3
計	35.3	100.0	37.7	100.0	37.8	100.0

近世の所領構成と特徴

現桜井市橋本を含む。「慶長郷帳」「元禄郷帳」「旧高旧領取調帳」などによる。

か。樫原市域の三期における所領構成を第二—二表に、三期の各村の領主を第二—三表及び第二—一二・一三・一四図にまとめた。

まず、慶長期に本市域の所領構成比が大和国全体のそれとほとんど変わらないのは、藩領である。これに対し、大和国の構成比と大きく異なるのは、幕領と旗本領である。幕領は、大和国全体が三一・九％であるのに対し本市域では三・三％と非常に少なく、逆に旗本領は、二二・八％に対し五九・四％と二倍以上になっている。大和国は、「豊臣系旗本の封じ込めの場」と先に述べたが、それが盆地南部に特に顕著であったことが、本市域の構成比に反映されている。旗本領は、これも前述の如く、元和元年大坂夏の陣後に大きな変動があり、その後も断絶の家が多く、元禄期には三九・九％、幕末期には三一・七％と近世初頭の約二分の一にまで減少した。これに対し、近世初期には、三・三％と極めて少なかった幕領は、元禄期には三四・八％と大幅に増加し、幕末には三九・七％と大和全体の幕領比を越えるほどに増加した。幕領は、藩領・旗本領の取立・廃絶や領域の増減とのかかわりで決定されるものであり、後に具体的に考察する。寺社領は、大和北部に集中しており、本市域では、香久山興善寺領、壺阪山法華寺領、岡竜蓋寺領、奈良興福院領など、主に南部に位置する寺院の朱印地が点在するにすぎない。さらに能楽金春家の領地二〇〇石が存在する。

三 大名領の構成と変化

高取藩と郡山藩を中心に、本市の大名領について述べていきたい。

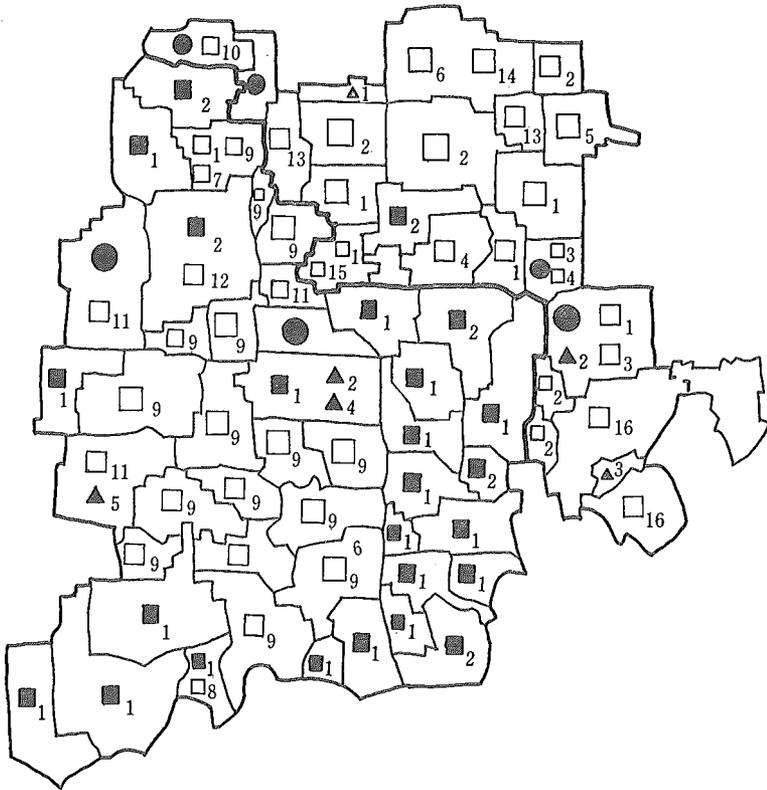
(一) 高取藩領の変遷

高取藩は、一〇千石弱を占め、本市域最大の所領高を示す。高取藩の本拠は現高取町にあって標高五八三・九米の高取山山頂に築かれた高取城であり、山麓の土佐に城下を有していた。本多氏は近江国の出身で秀長に仕え、高取城を預り、本城郡山城に対する「控えの城」としての高取城の再築に携わった。文禄四年（一五九四）、豊臣秀保の死後、五奉行の一人増田長盛が郡山城主となり、大和で二〇〇千石を支配した際、二代本多因幡守も知行一五千石のまま高取城を与えられた。関ヶ原の役において東軍に味方した本多氏は、功ありとして本領安堵のうえ、一〇千石の増をうけたが、三代本多政武が嗣子なく没したため、寛永十四年（一六三七）絶家となり、一時廃藩となった。寛永十七年（一六四〇）、大番頭の植村家政が、一六千石増加のうえ二五千石で高取藩を立藩し、以後幕末まで存続した。⁽²⁾ 慶長年間の高取藩は、慶長郷帳では高市郡六三ヶ村二五千石となっているが、吉備一二六石が二重に記載されているため、これを引くと概算二四・九千石となる。植村氏の知行高ははじめ二五千石、二代家貞は万治元年（一六五八）うち三千石を弟政春に頒け、三代家言は貞享四年（一六八七）、一十石を弟政明に、〇・五千石を正澄に分知したため、二〇・五千石に減じたが、⁽⁴⁾ 文政九年（一八二六）、九代家長のとき、老中となったため加増をうけ再び二五千石となった。寛文以降の領知目録によると、寛文四年（二六六四）高市郡六八ヶ村二二千石、正徳二年（一七二二）六五ヶ村（高市郡六四、吉野郡一）二〇・五千石、安政二年（二八五五）八三ヶ村（高市郡七七、吉野郡一、葛上郡三、葛下郡一、十市郡一）二五千石となっている。⁽⁵⁾ 植村氏が領主となっている寛永郷帳では村数は六二ヶ村であり、植村氏は本多氏高取藩の領

域をそのままひきついでいる。慶長郷帳と寛永郷帳では各村高に大きな変化はないが、一〇石までの幅で微増の場合が多く、なかには、観学寺村(高取町)のように四二石も増加している場合、反対に小山村(明日香村)のように七五石も減少している場合もある。全体では五〇石あまりの増加だが、概算すると二四・九千石と変りない。万治元年の分知は、根成柿(大和高田市)・川西・四条の一部(小泉堂)・常門の一部(常門)の四ヶ村計三千石であった。寛文四年の領知目録では、三千石が分知されたにもかかわらず村数が六八ヶ村と増えているのは、新しく領地が増加したからではなく、分村のためである。貞享四年、正明に分知されたのは、萩本、中曾司及び新堂の一部の三ヶ村計一千石、正澄へは秋吉村(現大和高田市)及び新堂村の一部計〇・五千石であった。このうち正明領は、元禄元年(一六八八)改易され、幕領となった。元禄郷帳(7)によると高取藩領は、分知されたにもかかわらずそれを上回る分村があり七〇ヶ村となっている。うち、薬水村(大淀町)は郡界変更により吉野郡に移されている。文政九年には、高市郡北根成柿・南根成柿・出(大和高田市)、佐田(高取町)・醍醐(糧原市)、葛上郡原谷・柏原・今住(御所市)、葛下郡今里(大和高田市)、十市郡北八木(糧原市)の一〇ヶ村合計四・二千石が増加された。旧高田領取調帳(8)では、七四ヶ村二五・一千石となっている。

こうした高取藩全体の変化に対応して糧原市内の高取藩領はどのような動きをみせたであろうか。関ヶ原後の慶長期、本多氏高取藩は本市域に一八ヶ村一〇千石を領していた(表3参照)。第二一二図から明かなように、本市は城下の土佐から北部へ伸びている高取藩領の末端部に位置しているため、高取藩に属する村々は、市域の南部より二手に分れて伸びて来ている。植村氏にひきつがれた寛永郷帳では同じく一八ヶ村であり、村高に多少の変化があるが、概算すると同じ一〇・〇千石となる。万治元年に政春へ分知された三・〇千石中、糧原市域には、川西・小泉堂・常門の一部計二・二千石が存在した。貞享四年正明に分知された一・〇千石は、萩本・中曾司及び新堂の一部にあり、

桜井市橋本



(凡例)

- 幕領
- 藩領
- 1. 高取
- 2. 五條二見

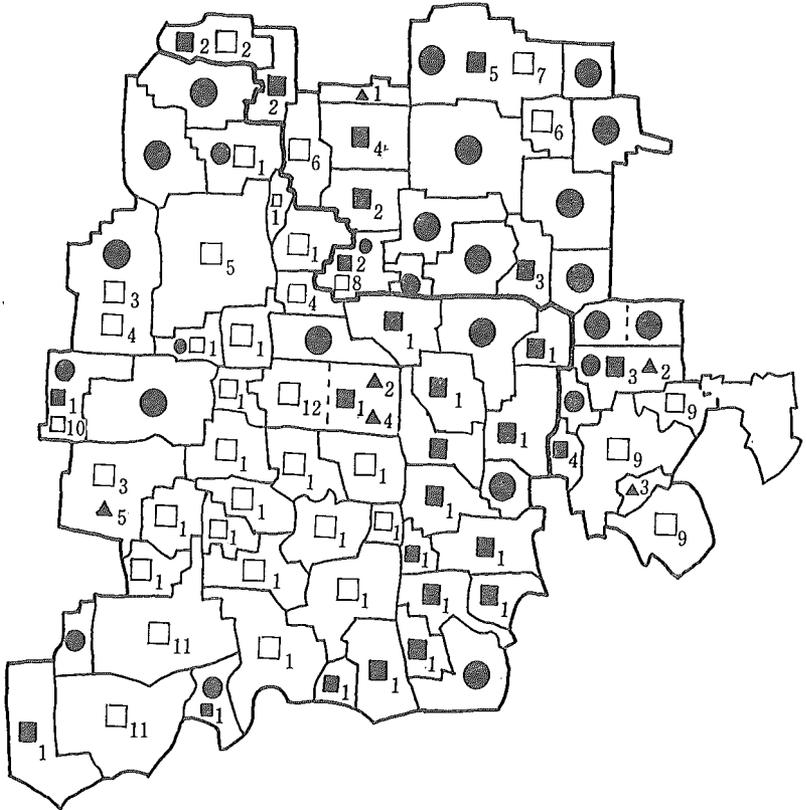
□ 旗本領

1. 鈴木重時
2. 大野治長
3. 秋山右近
4. 別所孫次郎
5. 足田右近
6. 佐久間政実
7. 松平正綱
8. 桑山貞晴
9. 神保相茂
10. 平野長泰
11. 藤堂嘉以
12. 多賀吉左衛門
13. 佐藤継成
14. 村越光
15. 鈴木重勝
16. 赤井忠家

▲ 寺社堂上領

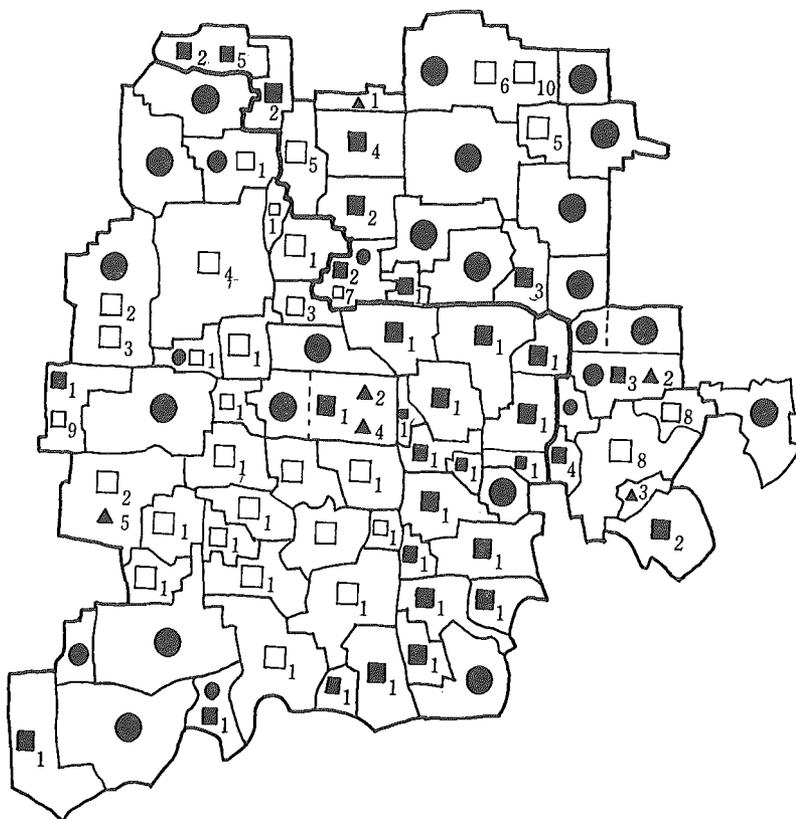
1. 奈良興福院
2. 壺阪山南法華寺
3. 香久山興善寺
4. 岡村竜蓋寺
5. 今春家

第2-12図 榎原市域における慶長期の所領配置



- | | | |
|-------|--------------|------------|
| ● 幕領 | □ 旗本領 | ▲ 寺社堂上領 |
| ■ 藩領 | 1. 神保(相茂系) | 1. 奈良興福院 |
| 1. 高取 | 2. 平野(長泰系) | 2. 壺阪山南法華寺 |
| 2. 郡山 | 3. 藤堂(嘉以系) | 3. 香久山興善寺 |
| 3. 津 | 4. 藤堂(嘉長系) | 4. 岡村竜蓋寺 |
| 4. 久居 | 5. 多賀(吉左衛門系) | 5. 今春家 |
| 5. 壬生 | 6. 佐藤(継成系) | |
| | 7. 村越(光系) | |
| | 8. 鈴木(重勝系) | |
| | 9. 赤井(忠家系) | |
| | 10. 植村(正澄系) | |
| | 11. 植村(政春系) | |
| | 12. 植村(行長系) | |

第2-13図 樫原市域における元禄期の所領配置



- 幕領
- 藩領
- 1. 高取
- 2. 郡山
- 3. 津
- 4. 久居
- 5. 田原本

- 旗本領
- 1. 神保(相茂系)
- 2. 藤堂(嘉以系)
- 3. 藤堂(嘉長系)
- 4. 多賀(吉左衛門系)
- 5. 佐藤(継成系)
- 6. 村越(光系)
- 7. 鈴木(重勝系)
- 8. 赤井(忠家系)
- 9. 植村(正澄系)
- 10. 水野(守信系)

- ▲ 寺社堂上領
- 1. 奈良興福院
- 2. 壺阪山南法華寺
- 3. 香久山興善寺
- 4. 岡村竜蓋寺
- 5. 春日社

第2-14図 榎原市における幕末期の所領配置

同年正澄に分知された〇・五千石中、〇・三千石も新堂の一部で榎原市域にあった。このため、元禄郷帳では、本市域の高取藩領は六・〇千石へと減少した。この間、四条村から小泉堂村、常門村からは萩本村が、また高殿村から法花寺村が分れたため、本市域高取藩領の村数は一六ヶ村となった。文政九年の加増では、北八木・醍醐・新堂の一部計一・〇千石が榎原市域で増加した。旧高旧領取調帳では、本市高取藩領は、七・四千石を数え、村数は、和田村が和田出屋敷を、四分村が小房と飛驒を、高殿村が別所をそれぞれ分村したため、計二二ヶ村となっている。

(二) 郡山藩領の変遷

郡山藩は、慶長郷帳には全く姿をみせず、元禄郷帳では、十市郡四ヶ村一・〇千石とほんの小面積が本市域にかかわっているに過ぎない。しかし、一七世紀中葉には、本市域に九千石あまりを領していた時期があり、そのことが、支配を離れて後まで、本市域村落に大きな影を落とすことになった。その変遷をたどってみよう。近世郡山藩の成立

第2-4表 郡山藩の領主

領主名	郡山在封期間	石高	旧封地	移封先
水野勝成 (一代)	元和一(一六五〇)~元和五(一六六〇)	六万石(大和)	三河刈谷(三万石)	備後福山(三万石)
松平(奥平)忠明(一代)	元和五(一六六〇)~寛永六(一六二九)	三万石(大和・河内)	大坂(三万石)	播磨姫路(八万石)
本多政勝 (二代)	寛永六(一六二九)~延宝七(一七二九)	〇・九万石(大和・河内)	播磨姫路(五万石)	陸奥福島(五万石)
松平(藤井)信之(一代)	延宝七(一七二九)~貞享二(一六八五)	八万石(大和・河内)	播磨明石(六万五千石)	播磨明石(六万石)
本多忠平 (五代)	貞享二(一六八五)~享保八(一七三三)	〇・三万石(大和・河内・近江)	播磨明石(六万五千石)	播磨山崎(二万石)
柳沢吉保 (六代)	享保九(一七三四)~明治四(一八七二)	一五万石(大和・河内・近江・伊勢)	下野宇都宮(二万石)	下総古河(九万石)
	(1) 妻子勝行分四万石を含む		甲斐甲府(二万石)	(無嗣断絶)
	(2) 享保七年(一七二二)六万石減知			

『大和郡山市史』による。

は、大坂夏の陣直後の元和元年にさかのぼる。夏の陣後の論功行賞において、東軍の大和口先鋒第一陣をうけもった水野勝成は、廃城となっていた郡山城に、添上・添下・平群・式下・広瀬の五ヶ郡一一五ヶ村において六〇千石を給わり、ここに近世郡山藩が立藩された。郡山藩は第二―四表にみられるように、特に近世前半に領主がめまぐるしく交替し、その所領高も六〇千石から一九〇千石へと大きな幅がある。激しい領主の交替とその領主がいずれも譜代大名であることは、郡山が大坂への備えとして重要な位置にあることからもたらされる、幕府の支配体制を確立するための政策の一環であったことは、すでに述べた。また近世を通じて郡山藩の所領が一円的にまとまることなく、幕領・旗本領・寺社領等と入組み分散していたことは、郡山藩の成立が、関ヶ原の役直後の徳川氏入国による所領確定を経て、夏の陣後のいわば第二期の所領確定期にあったことに大きく起因するということも前述した。

さて、元和元年の郡山藩成立期には、本市域に郡山藩はまだ姿をみせない。元和五年（一六二九）、水野氏にかわつて、大坂城より松平忠明が一二〇千石で入城し、郡山藩の領域はそれまでの五ヶ郡に加えて、十市・葛下・高市・宇智・吉野の諸郡に及び、分散錯綜の度はより深まった。このとき、第二―一六図のように橿原市域では計二ヶ村が、郡山藩領となった。寛永十六年（一六三九）には、松平氏にかわつて姫路より本多政勝が入城し、実子勝行分四〇千石も含めて一九〇千石を領したとされ、これは、松平氏郡山藩に比較して七〇千石もの加増となる。さて、すでに本多氏が郡山藩の領主となっている寛永郷帳では、本多内記（政勝）の所領は、大和国一四九・九千石と示され、これに河内国一千石、合せて一五〇・九千石と、加増分は三〇千石に過ぎない。ところが、寛文四年（一六六四）の寛文知印集によると、本多政勝に対する分として大和国一四七・八千石、河内国一・三千石で計一四九・一千石が、また別に領地目録書抜には、実子勝行分として四〇千石が記され、この間に四〇千石が増されたかにもみえる。また、郡山藩領で実施された二割半無地増高とのかかわりはどうなっていたのであろうか。二割半無地増高とは、松平忠明

第2-5表 本多氏郡山藩領

		a 寛永2(1625)年 領地目録 (松平氏郡山藩)		b 寛永郷帳 (本多氏郡山藩)		c 寛文4(1664)年 寛文知印集 (本多正勝分)			
十市郡 高市郡	ケ村 22	石 10560余	ケ村 22	石 11484,444	ケ村 22	石 13199余			
	9	3386.3余	9	5212,438	9	4232余			
大和国計		119001.3		149929,467		147780			
河内讃良郡		4	1000	4	(1000)	4	1250余		
郡山藩計			120001.3		150929,467		149030		
		d 領地目録書抜 (実子勝行分)		e = c + d 本多氏郡山藩		f = a × 1.25		g = b - a	
十市郡 高市郡	ケ村 3	石 925,047	ケ村 3	石 14124余	ケ村 3	石 13200	ケ村 3	石 924,444	
	7	1829,953	7	6061余	7	4232,875	7	1826,138	
大和国計			40000		187780		148751.62		30928.16
河内讃良郡					1250		1250		0
郡山藩計			40000		189030		150001.62		30927.7

a、c、dは『大和郡山市史』による。

が寛永六年(一六二九)、実質一二〇千石を、その分の軍役をつとめるということで、二割半増しの一五〇千石とし、これは本高には組み入れず夫役の増収にのみあてたが、寛文十二年(一六七二)、本高に組み入れられることになったといわれる。⁽¹⁰⁾そこで、本域を含む十市郡と高市郡及び大和全体の本多氏郡山藩領について具体的に検討すべく、第二―五表を作成した。寛永郷帳と慶長郷帳の村高にはほとんど差はなく、この時点では、本高には二割半増しは適用されていない。松平氏郡山藩から、本多氏郡山藩への増加分は、g欄のように、十市郡〇・九二四千石、高市郡一・八二六石、藩全体では約三〇千石である。ところが、後の史料によって政勝分(寛文知集)と勝行分(領地目録書抜)とを合せると、藩全体では約一九〇千石となる。ここで注目すべきは、十市・高市両郡とも、正勝分は、松平氏郡山藩領分の二割半増しに等しく(cとf)、勝行分は、松平氏から本多氏への増加分に等しい(dとg)ということ

第2-6表 近世中～後期の郡山藩領

	貞享元(1884)年 (松平氏)	正徳2(1712)年 (本多氏)	享保年間 (柳沢氏)	享和元(1801)年 (柳沢氏)
添上下	千石 23.7	千石 23.7	千石 23.7	17ヶ村増加 1
添下群	7.1	7.1	7.1	1
平式下	14.1	14.1	14.1	1
広瀬市	12.7	12.7	12.7	2
十高下	3.1	3.1	3.1	5
葛下	18.1	18.1	18.1	11
大和国計	78.8	78.8	78.8	千石 千石 13.8+78.8
大和国外	河内 1.3	河内 1.3 近江 30.0	河内 1.3 近江 58.1 伊勢 13.2	1.0+ 1.3 58.1
計	80.1	110.1	151.4	総計 153.0

近世の所領構成と特徴

『大和郡山市史』による。

一一八

である。このことから、少なくとも十市・高市郡では、松平氏から本多氏へかわった際に、増加した領地は、勝行分にあてられ、この石高は慶長時の石高と変化はないのに対し、正勝分の石高は、寛文期に増加しているが、これは領地を伴わない一律二割半無地増高によるものであったということが分る。郡山藩全体では、松平氏から本多氏への実質増加分と、勝行分との間に一万石の差があり、もう少し検討の余地があるが、松平氏一〇千石から本多氏一九〇千石への増加のうち、実質的増加は三〇千石分で、あとは領地増を含まない石高の増加であった、ということができよう。

郡山藩は、寛文十一年(一六七二)、政勝死去の後、家督相続をめぐって争いが生じたため本多家は二分され、延宝七年(一七七九)、陸奥福島及び播磨明石へそれぞれ移封された。その後、松平信之(八〇千石)、本多忠平・忠常・忠直・忠村(一一〇千石)と続いたが、忠村は十歳で死亡し、享保七年(一七三二)、忠村弟忠裂(たはら)が七歳で旧領中五万石を与えられて相続したが翌年死亡したため、

本多家は断絶した。この減知によって、十市・葛下・広瀬郡内約三〇千石は蔵入となった。翌九年柳沢吉保が大和国内七八・八千石、計約一五〇千石で入部し、幕末に至った。松平（信之）氏八〇千石以後、本多（忠平系）氏一二〇千石、柳沢氏一五〇千石と石高が変化している。これによって、大和国内の郡山藩の所領はどのように変わったであろうか。第二十六表は、それぞれの時代の郡別石高をまとめたものである。この表より、松平（信之）氏・本多（忠平系）氏・柳沢氏の時代とも大和国の各郡及大和全体の石高には変化なく、総石高の増加は大和国外の領地によってもたらされたことが分る。故に松平信之氏以後、大和国内の郡山藩は、その領域に変化がなかったといえる。但し、享和元年（一八〇二）伊勢国の領地との替地を命ぜられ、これ以後大和国内の郡山藩領は、それまでの七八・八千石から九二・六千石へと増加し、十市郡内では新たに五ヶ村が加えられた。郡山藩では、享和元年以降替地となった藩領を御代知といい、それ以前の領地を旧地と呼んだ。

右のような経過をたどった郡山藩と本市域はどのようにかわりあったのであろうか。元和五年（一六二〇）、松平忠明が入部して一二〇千石へと石高が倍增し、南部へとその領域が拡大したのに伴って、本市域にも二ヶ村、九・四千石の郡山藩領が生まれた（第二一六図参照）。さらに、寛永十六年（一六三九）、本多氏の入部に伴い、北越知の一部及びすでに一部が同藩となっていた土橋の他の一部が、郡山藩となったが、これらは、勝行分であり、後述のように他の郡山藩領のように二割半無地増高とはならなかった。延宝七年（一六七九）、松平信之が八〇千石とそれ以前の半分以上の石高で入部した際、橿原地域の郡山藩領はほとんどが幕領となり、残された郡山藩領は、内膳（一部）、上品寺、飯高（一部）、大垣の四ヶ村計約一・〇千石と、本多氏時代の一分に減少した。これらの村は、本多・柳沢時代へとひきつがれていく。享和元年、伊勢国の郡山藩領との替地で、十市郡では五ヶ村が郡山藩領となったが、本市関係では、南山村がこれにあたる。旧高旧領取調帳によると五ヶ村一・四千石が郡山藩となっている。

(三) その他の藩領

慶長時、本市域藩領に松倉重政領がみられる。松倉氏は、筒井家三家老の一人で、関ヶ原での戦功により、宇智・高取・十市郡内において一〇千石を与えられ、五条二見に拠を構えた。このうち本市に属するのは、高市郡醍醐、飛驒、小槻、五条野、曾我、十市郡新賀の六ヶ村計三・三千石である。松倉氏は元和元年の大坂夏の陣にも功あつたとして、元和二年、肥前島原へ四〇千石をもって移封されたため五条二見藩は廃藩となり、これらの諸村はひとまず幕領となつた。

藤堂高虎を藩祖とする津藩は、元和五年、和歌山藩領との替地により、大和国添上、山辺、十市、式上の四郡で四〇千石弱の所領を得た。このうち、橿原市域では、山ノ坊、膳夫（一部）、木ノ本、新口の四ヶ村一・二千石が津藩領であつたが、このうち木ノ本と新口は、寛文七年（二六六七）、藤堂藩の支藩として久居藩が設置された際、その所領となつた。

天和二年（二六八二）に、加藤明友（加藤嘉明の孫）が二〇千石で水口藩（滋賀県水口町）を立藩した際、大和で約八千石を領した。遺領を継いだ加藤明英は、元禄八年（二六九五）、下野壬生に移封されたが、その際大和の所領は壬生藩（栃木県壬生町）へ移された。橿原市域では、十市村〇・五千石が水口藩をへて壬生藩となつたが、正徳二年（二六一二）加藤嘉矩（明英の嗣子）が再度水口へ移封された際幕領となつた。同様の経過をたどつた葛下郡の四ヶ村は、幕末まで壬生藩にとどまつた。

將軍綱吉の寵愛をえて一代で破格の出世をあげた柳沢吉保が、川越藩主であつたとき、元禄十五年（二六〇二）から宝永元年（二六〇四）の三年間、大和国山辺・葛下・平群・式下・広瀬・高市・添上八郡のうちで二万石が川越藩領となつたが、高市郡では、本市萩ノ本ほか四ヶ村がこれにあたる。

四 旗本領の構成と変化

先に述べたように、大和盆地南部は、関ヶ原直後に外様旗本の封じ込めの場と位置づけられるが、本市の慶長期における旗本領の構成比六割という数字は、その性格をよくあらわしている。

慶長期に橿原地域に所領を有していた旗本は一六家に及ぶ。多くは一千石前後の小規模な旗本である。このうち半数の八家が、元禄期までに姿を消したのに対し、藤堂氏や神保氏などの旗本や大名植村氏より孫分家も含めて六家の分家があり、うち元禄期までに二家が廢絶したため、元禄期には一二家の旗本が存在した。しかし、その所領高は四分の三に減少し、本市域に占める構成比も四割となった。さらに幕末には一〇家となり、新たに加えられた旗本家はなく、構成比も三分の一にまで減少した。

慶長期に所領を有していた旗本のうち、元禄期までに姿を消したものについてまずみていきたい。まず、大坂夏の陣に大坂方についた大野治長の所領のあるのが注目される。十市郡内に五・四千石、うち本市域に五ヶ村、二・五千石の所領を有していたが、元和元年改易となり幕領となった。別所孫次郎も本市域の二ヶ村、〇・五千石を含めて一・九千石を十市郡内に有していたが、元和二年殺傷事件を起して改易され、十市郡内三千石(本市一・二千石)の秋山右近領、東竹田(本市)・多村(田原本町)で〇・六千石の疋田右近領も元和初年に姿を消している。また、鈴木重時は、十市郡に二・四千石(うち本市一・九千石)、高市郡に〇・一千石(本市)、式下郡に〇・六千石を有していたが、慶長十二年(一六〇七)に無嗣断絶となった。さらに佐久間氏は、式下郡一千石、十市郡に一千石(本市〇・五千石)を有していたが、寛永年間に退転している。一方、後に大名へと昇格した松平正綱は、遠江国の出身で、近習出頭人兼勅定奉行として家康の側に仕え、元和二年までに三河国幡豆郡を中心に約五千石を与えられた。大和国には、十市郡矢

部村（田原本町）及び高市郡土橋村（本市）で計〇・五千石の所領を得ていた。寛永二年（一六二五）、二二千石をもって相模国甘繩藩主となり大名に昇格した際、矢部村に合せて〇・五千石を得、土橋村の松平氏領は幕領となった。また、桑山貞晴は、高市郡内に一・五千石（本市〇・二千石）、葛下郡内に一千石を領していたが、寛永十三年（一六三六）、貞晴の子貞利に嗣子なく改易され、いったん幕府領となった。しかし、同十五年貞利の弟貞寄が名跡を継いだ際葛下郡内の旧領は復活したが、他は葛上郡で一千石が宛行われたため、本市域の桑山氏領（北越知）は、消滅した。以上のように、慶長期から元禄期までに失なわれた旗本領のうち、九割までは元和初期までに消失したのであり、旗本領の変化は、江戸時代初期に集中して行なわれたといえる。

次に、元禄期まで存続した旗本について述べることにする。本市域内に所領をもつ旗本のうち、最大は神保氏の六・七千石である。慶長期の神保氏の全所領は高市郡内の七千石であるから、そのほとんどが現樞原市域内にあったわけである。神保氏領は、元禄期に一千石の石高を減じているが、これは、忌部村のうち〇・一千石及び雲梯村〇・九千石計一千石を天和二年（一六八二）、当時の当主弟茂知に分知したためである。茂知は元禄十年（一六九七）、書院番を辞した際所領没収となり、両村の茂知領は幕領となった。多賀氏は、十市郡〇・七千石、高市郡一・三千石（本市）（元禄期以降は十市郡〇・六千石、高市郡一・四千石（本市）、佐藤氏は十市郡一千石（本市）、村越氏も本市十市村に一千石を領し、幕末まで変化がなかった。賤ヶ岳七本槍の一人として雄名を馳せた平野長泰は、田原本に陣屋をかまえ五千石を有したが、維新直後石盛をあらためたところ一〇千石を越えていたので大名に列した。本市にかかわるのは市北西端飯高村の一部〇・〇三千石のみである。鈴木重時は、慶長時に廃絶となった鈴木重勝の分家である。大和国内では内膳村〇・一千石を有するのみであったが、幕末まで存続した。藤堂氏は慶長時高市郡に二千石（本市）を有していたが、寛永六年（一六二九）、一千石を分知し、二家に分れ幕末に至った。赤井氏は十市郡内で二千石を領し、

明暦元年（一六五五）○・三千石、宝永六年（一七〇九）別に○・三千石を分知し、本市域内には宝永六年以後、一・四千石を領していた。ところが、七代忠晶は、天明七年（一七八七）、かつて、越後国雑米のはからいが等閑であったこと、及び不正の金を借用したことを越度として采地の半ばを減ぜられたという。この直前忠晶の所領は、南山村四二八・五九二石、南浦村三九八・三七三石、橋本村（池尻を含む）五一八・九五四石（以上本市）、宮ノ森村二九・〇八〇石（田原本町）の計一三七四・九九九石であった。⁽¹²⁾ 享和三年の「大和国高附帳上中下」（安政六年写）⁽¹³⁾ では、南山のみが郡山藩領となっており、旧高田領取調帳には、幕末期の南山村を郡山藩領、橋本村を幕領、南浦・池尻村を赤井伊三郎領としている。⁽¹⁴⁾ このことから、忠晶旧領中、南山・橋本が召し上げられて幕領となり、南浦・池尻のみが赤井氏領に残され、その後南山は、伊勢国領地との村替えの際再び郡山藩領となったと考える。なお、南山村から、元禄まで池尻（橋本）が独立し、その後、池尻と橋本が分離された。橋本村は、明治期町村合併の折にも、南山・池尻が属した香久山村とは異なる安倍村に属し、現在、桜井市に属している。こうした経緯から、本稿では橋本を樞原市に含めて述べ、石高も合せて計上している。

高取藩主植村家から三家の分家がでている。このうち、二代家貞は弟政春に三千石を分知し、本市では小泉堂（四条のうち）、常門、川西計二・二千石余が旗本植村政春領となった。うち、小泉堂は、元禄元年（一六八八）当主政勝弟行長（政広）に分知されたが、政広は、宝永四年（一七〇七）政勝の養子となって高取藩を継いだため、小泉堂は幕領となった。残る所領も、享保十四年（一七二九）、政文が高取藩主家敬の養子となった際幕領になった。高取藩主三代家言は貞享四年（一六八七）弟政明に、本市の萩本・中曾司・新堂あわせて一千石を分知したが、元禄元年（一六八八）政明は小姓になるのを固辞したため改易されその所領は幕領となった。家言はまた、同じく貞享四年に、弟正澄にも○・五千石（本市新堂及び大和高田市秋吉）を分知したが、旗本植村家としては、この正澄家のみが幕末まで残ることと

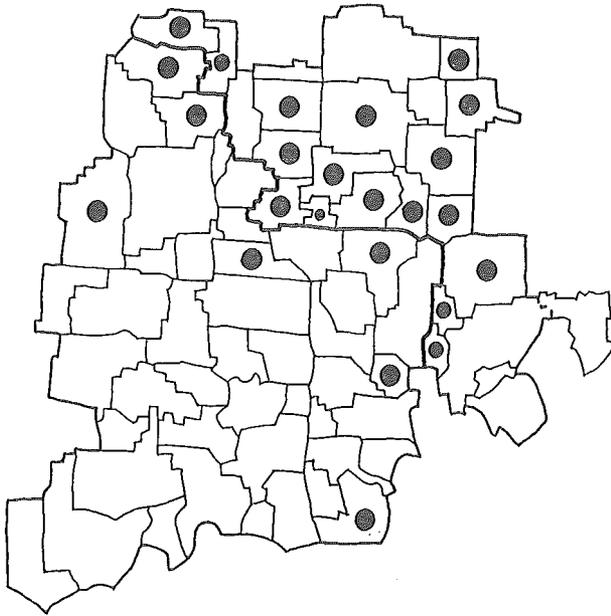
なった。

大和の旗本は、豊臣秀吉・秀長に従臣し、大和に知行地を得ていたのが、関ヶ原の役で東軍に与し、本領を安堵された場合が多いが、本市に領地を有した旗本も松平氏を除いてこの例にもれない。このためか、改易・分知のほかは

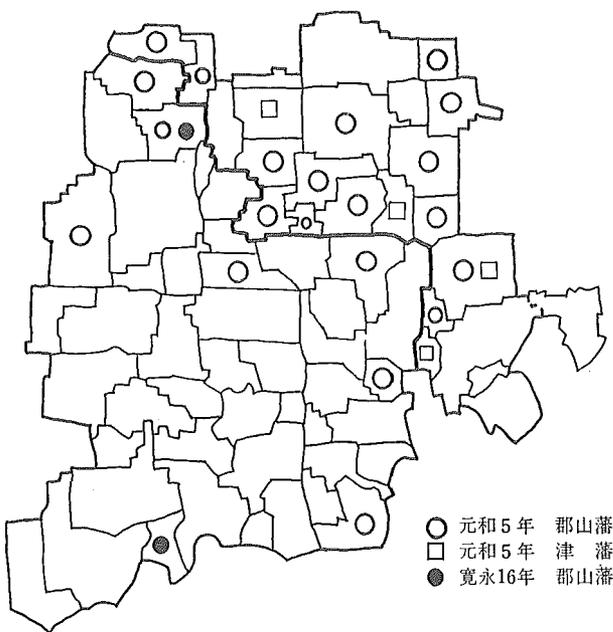
移動がなく、ほとんど近世初頭以来の所領を守って、幕末に至った。しかしその所領は、小規模で、郡を異にしたりあるいは大和国外へと分散する場合もあった。こうした中であって、図で明かなように、神保氏領は、所領も比較的広く陣屋のある池尻を中心に一円的なまとまりを有している点で、特徴があった。

五 幕領の変化と意味

慶長期にはわずか三・三〇の構成比であった本市域の幕領は、元禄期には三四・八〇と一〇倍以上となり、幕末には、さらに四割近くにまで増加した。こうした幕領の変化は他の私領の増減や廃絶あるいは新設と大きなかかわりがある。幕領のもっていた意味を考えながら、私領とのかかわり



第2—15図 橿原市における近世郡山藩成立直前の幕領

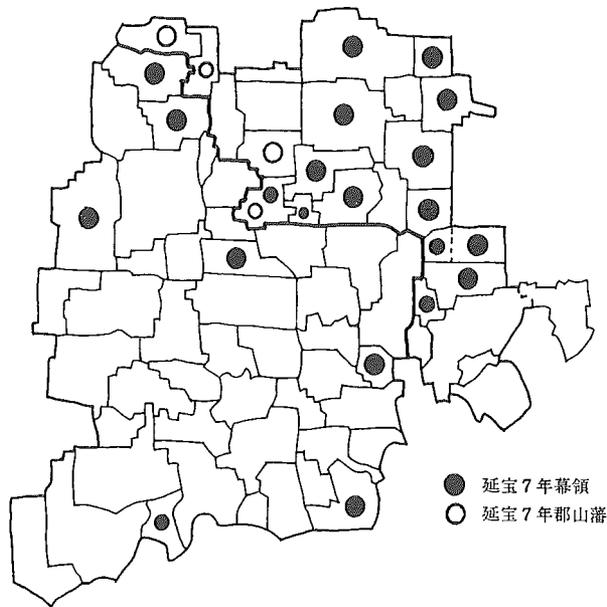


第2—16図 榎原市における成立期の郡山藩

を検討しつつ幕領の変化を追ってみたい。

第二—一二図のように、慶長期における本市の幕領は、七ヶ村、一・二千石余りで、点在していたにすぎない。ところが、元和五年郡山藩成立直前には、第二—一五図のように、本市幕領は二四ヶ村、約一〇千石にも増加していた。新たに加わった幕領は、五条二見藩のように廢絶となった大名領や、大野治長など改易された旗本領であった。これら幕領のすべては、第二—一六図のように元和五年藩主交替に際し所領高が二倍になった松平氏郡山藩及び津藩の替地領にあてられ、このため、本市域の幕領はこの時点で皆無となった。その後、高取藩が本多氏から植村氏へ引き継がれた際一時的に幕領となったことを除くと寛永二年

(一六二五)に土橋(松平正綱領)、寛永十三年に北越知(桑山貞晴系領)が幕領となったが、寛永十六年本多氏郡山藩の加増により、これらも郡山藩領(勝行分)となり、またも本市において幕領は皆無となった。ところが延宝七年(一六七九)、郡山藩領が八〇千石へと減知になるに及んで、本市郡山藩領は四ヶ村へと減少したため、第二—一七図のようにこの時点までに幕領となっていた十市佐久間氏領とともに、本市幕領は二二ヶ村へと一気に増加した。この後、旗



第2—17図 榎原市における延宝7年の幕領

本領の改易及び藩領の加増や領地替えによって多少の増減はあったが、大きな変動はなく幕末を迎えることとなった。

幕府は、改易あるいは廃絶された藩領や私領を幕領とすることによって、経済的基盤を確実にするとともに政治的支配の確立にも役立てた。大和は、秀長ゆかりの地であり、本領安堵、あるいは加増の外様大名・旗本が多数「封じ込められている」土地柄であった。大坂への隣接地であることを考えると、これら外様の大名・旗本家に何か問題があれば、すぐさま土地を没収し幕領とすることは、政治的安定のうえから不可欠のことであったであろう。

しかし、幕領はまた、思いのままに、新たな藩の創設や転封を行なうための予備の土地であった。大名の取立て・石高増減・移動は政治的支配確立の手段として有効であったであろう。幕府は近世前半、特に中央地帯の譜代大名の移動を激しく行なった。こうしたことは、直轄領との組み合わせが始めて可能となる。狭義の直轄幕領、譜代の旗本・大名領の三者間では統廃合が容易に行なわれ、幕府は譜代の旗本・大名領を広義の幕領とみなしていたともいわれる。大和盆地南部の本市域では、近世前半に外様大名・旗本領に大きな変動があり、多くの幕領を生

み出した。前記のように郡山藩領の増減の経緯をみると、こうした譜代大名領の拡大・縮小を伴う変化に果した幕領の意味が如実にあらわれている。

六 檀原市における近世所領支配の類型

以上の経過をまとめると、村方からみて本市の近世所領支配は次の二つの類型に大きくまとめられる。

(1) 近世を通じて同一の私領支配下にあった村。

(2) 私領―幕領―郡山藩領―幕領というコースをたどった村。

第二―一二・一三・一四図、第二―一表をみると(1)には、高取藩や、神保氏領を代表とする近世を通じて所領支配に変化のなかった旗本領があげられ、本市の西南部の旧高市郡にその例が多くみられる。(2)は反対に、本市東北部の旧十市郡に多くみられる。こうした所領支配の差が、近世農民の生活にどのような影響を及ぼしたかを、節を改めて述べていきたい。

〔注〕

(1) 森島允子(一九八五)『支配領域の再編成』藤田佳久編『奈良県史』第一巻所収。

(2) 高取町史編纂委員会編(一九六四)『高取町史』。

(3) 『大和国著聞記寛永七年高附』『庁中漫録』所収(奈良県立図書館マイクロフィルム)。

(4) 『新訂寛政重修諸家譜』以下、諸藩・旗本の記述には多くこれを参照した。

(5) 前掲書(2)。

(6) 『大和国著聞記給所御代官替之分』『庁中漫録』所収(奈良県立図書館マイクロフィルム)。

(7) 『元禄郷帳』奈良県編(一九一四―一九一五、一九七五復刻)『大和志料』所収。

(8) 木村 礎校訂(一九七五)『旧高旧領取調帳・近畿編』。

- (9) この項は、柳沢文庫専門委員会編（一九六六）『大和郡山市史』を参照した。
- (10) 秋永政孝（一九六七）「大和の村高帳について」堀井先生停年退官記念会編『奈良文化論叢』所収。谷山正道（一九七六）「一八世紀大和における幕領支配の特質と農村―享保・宝暦期を中心に―」『史学研究』一三三三号。
- (11) 「大和国郡村高附」（奈良県立図書館）に朱書。
- (12) 前掲書（11）。
- (13) 「大和国高附帳上中下」安政六年写（奈良県立図書館）。
- (14) 「天保郷帳」では、池尻二六〇・〇四六石、橋本二五八・〇九七石となっているが、「旧高旧領取調帳」では、二六〇・〇四六五石と二三二・六六〇一石と記されている。

第四節 所領支配と村落

橿原市は奈良盆地南部のまとまった平坦地域にありながら、近世においては、支配領域が様々に異なっていた。本節ではそれがそれぞれの村落の生活にどのような影響を及ぼしたかということとを、貢租と生産力との関係からとりあげるが、まず貢租の基礎となる村高について検討してみたい。

一 村高の変化

本市域の江戸期石高は、慶長期三五・三千石から元禄・幕末期の三七・七千石へと増加している。この三期の各村高を斗の位を四捨五入して表示すると第二―七表のようになる。慶長期の村高は文禄四年（一五九五）の太閤検地の石高が基準になっている。この検地では、田・畑・屋敷の一筆ごとに面積を計測し、一反当りの生産量を米の収量で等

第2-7表 榎原市域における近世の村高

	A	B	C	D		A	B	C	D		A	B	C	D		
	慶長期	元禄期	幕末期	A×1.25		慶長期	元禄期	幕末期	A×1.25		慶長期	元禄期	幕末期	A×1.25		
高殿	855	784	656		(上)飛	133	167	167	○ 166	五井	312	313	313			
(別所)			128		曾	1352	1352	1352	吉田	629	248	254				
(法花寺)	426	416	80		小	836	1046	1046	○ 1045	(古川坊城)	517	516	517	381	381	
繩手			416		五	570	712	712	○ 712	久米						
南八木	465	465	465		内	372	440	438	○ 340+100	烏屋	514	528	529	290	290	
中曾	745	745	746		常	757	947	947	○ 946	(西)池						
新堂	546	546	548		山ノ	308	308	308	○	畝尻	393	282	283	112	112	
(南)妙法寺	113	117	117		上	352	440	440	○ 440	(御坊)						
大輕	182	182	182		膳	1108	943	946	○ 1250+108	大山	517	517	517	241	239	
見瀬	687	690	691		(出合)		271	271	○ 139+513	忘	257	257	264			
石川	392	394	394		(出垣内)	143	143	●		雲	902	903	903	309	315	315
木殿	265	265	266		土	624	652		652	飯	294	294	294			
田中	399	402	403		石	399	498	498	○ 499	高	240	240	240	309	315	
四分	403	413	263		木	423	529	528	○ 529	網	240	240	240			
(飛驒)	675	675	59		太	316	395	395	○ 395	東	892	892	892	1298	1356	1356
(小房)			87		葛	1212	1516	1516	○ 1515	曲	294	294	294			
和田	675	675	117		下	212	264	264	○ 265	中	417	417	439	294	294	
(和田出屋敷)			117		木	227	227	227	豐	417	417	439				
四	877	628	628		新	545	544	544	○ 724	南	398	398	398	972	428	429
(小泉堂)			263		東	579	724	727		浦	398	398	398			
常問	1154	1015	1015		十	1494	1502	1553		(池尻)	543	260	260	233	233	
(萩ノ本)	157	157	202		202	203	橋	202		202						203
北越	236	236	236		(北)妙法寺	204	204	204		北八	111	139	139	○ 139	○ 139	
河觀	966	966	966		地	411	411	415		今	330	413	414			○ 413
新觀	849	839	839		大	163	163	164		大	364	455	455	○ 455	○ 455	
醍	515	643	643		慈	716	467	475		香	28	30	30			
醐	621	776	776	○ 644	(寺田)	249	249	249		新	200	200	200	○ 776	○ 776	

○本多氏郡山藩 (政勝分) ●本多氏郡山藩 (勝行分)

級づけ（石盛）をしたうえで收穫量を割り出し、それらを総合計して村高が算出される。いってみれば、村高とは、一村の総生産量を米の収量によって表わしたものである。

元禄期の石高を慶長期のそれと比べてみると、政勝分の本多郡山藩であったところを除くと、ほとんどの村落で両者は一致するか、あるいは、近似した数値となっており、元禄期の村高も文禄検地のそれが基準になっていたことがわかる。幕領においては、延宝七年（一六七九）に検地が行なわれているが、本市域の幕領は、同年に郡山藩から幕領にかわったこともあって、この延宝検地をうけた村はみられない。また、高取藩では領内の九ヶ村が、寛永・正保年間に新しく検地を行なっているが、本市域の村にはかかわりがない。⁽¹⁾郡山藩領であった村々の石高は、先述のとおり、無地増高によって一様に慶長期石高の二割五分増となっていることが第二七表より明瞭に読みとれる。この表のD欄では、相給の場合、慶長期石高中郡山藩領分のみ二割五分増とし、さらに他藩領分も記した。同じ郡山藩領でも、前述勝行分は増高が行なわれていない。このため、北越知では一部が郡山藩領であったにもかかわらず、勝行領であったため、近世を通じて村高に変化はなかった。郡山藩領政勝分と勝行分及び神保氏領の相給村であった土橋（慶長期六二四石）では、政勝分一一一石が二割五分増しの一三九石となり、これに勝行分一二七石、神保氏領三八六石を加えて元禄期には六五二石となった。

元禄から幕末にかけての村高には大きな変化がないが、細かくみると元禄期とはわずかながら異なっている場合が多い。「延享三年（一七四六）十一月）大和国高市郡村々高附帳」の原文に

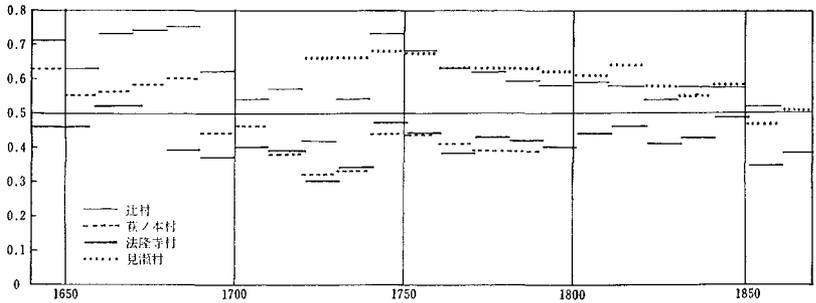
「去丑年城州河州摂州石川筋御普譜御入用銀五畿内村高江合割賦候間改出シ新田高等有之候者無相違書出シ可申候、村高書違又ハ出高等追々申出候村方茂有之候間入念遂吟味書記可申候、勿論入組之村方者村高書分銘々地頭之名委細書付差出可申事、御料私領者勿論堂上方門跡方并地下役人御朱印寺社領其外村高一切不殘書付可申事」

とあり、高市郡内各村を順に廻したうえで最後に京都奉行所へ持参するよう高市郡の庄屋・年寄宛に命じている。この文書には、神保氏領下の村々のみについて（相給村の場合は相給領も記載）記されている。内容は各村高と、「永荒」および「増高新開畑共」を差引いた残高が示され、庄屋・年寄の印形欄が設けられている。この村高と元禄郷帳の村高とは、幾分異なっている場合が多いが、天保郷帳・旧高旧領取調帳とはほとんど一致している。一私領のみの例ですべてをいうことはできないが、天保郷帳・旧高旧領取調帳には、この延享三年の高附帳あるいはこの当時の石高が示されているとはいえ、その基礎をなすのは、やはり文禄検地である、といいうる。

二 貢租の意味と指標

近世の支配体制の要は、土地生産力を正確に把握して農民を「生かさぬよう殺さぬよう」な状態で、いかにして最大限に貢租を徴収するかにあった。その貢租の最下部の徴収単位が村落であり、その基礎が村高にあるわけである。総生産量である村高に対して何割の税を徴収するかということが問題となるが、この税率を免といい、それによって徴収される貢租米を取箇米あるいは取米という。近世農村の基本的生産物である取米の多少が、農民の生活を左右したであろうことは、容易に想像しうる。一般に幕領より私領の取米は多いとされ、さらに私領によっても大きな差がある。支配領ごとの取米の多少を比較することによって支配領の違いが村落に及ぼした影響をみていきたい。

本稿ではこの取米の多少を一つには、農民留保分を示す指標ととらえる。領主は農民の剰余労働部分も最大限に吸収しようとするが、領主権力が弱くなるにつれ、免は低くなって農民側に留保される分は、多くなるであろう。勿論農民留保分には、貢租の金納が進むにつれて、その交換率や相場との関係も問題になり、また本税以外の雑税や御用金その他貢租以外の様々の要素を考慮する必要があると考えられるが、本稿では高請された土地に対する取米のみを



第2-19図 10ヶ年平均「取米率」の変化

次に、年々の豊凶の差にとられることなく、全体の傾向を把握するために、一〇年ごとの「取米率」の平均値をグラフにしたのが、第二一九図である。ここでは、比較のために、式上郡辻村、平群郡法隆寺村の「取米率」もあわせてみることにする。辻村はもと太田村の一部で、慶長期織田有楽斎領、元和七年幕領、貢租関係に関して寛永十八年（一六四二）太田村より独立、天和二年（一六八二）安中藩、貞享二年（一六八五）興留藩、元禄七年（一六九四）幕領（清水御領知を含む）と変化した。延宝七年（一七七九）新検地をうけ、慶長時の村高一五八・三〇八石から二〇九・六四四石へと三割二分増の村高となった。法隆寺村は、慶長郷帳の村高は二四二八・四一石と大きな村落で、竜田藩領であったが、寛永十五年（一六三八）以後幕領となり幕末に及んだ。

このグラフでまず注目すべきは、同じ幕領でも辻村と萩ノ本・法隆寺村では、「取米率」に大きな差があり、辻村は高取藩領の見瀬と同じ傾向を示すということである。また、幕領三ヶ村は、率そのものには差があるが、いずれも、一六七〇年代から八〇年代が高率で、九〇年代に急減し、一七三〇年代まで低率であったのが、四〇年代に急増していることである。萩ノ本村ではこの急減期は高取藩から幕領へ変る時期にあたるためその影響とも考えられるが、その影響のない辻村や法隆寺村でも「取米率」が低下していることから、大和幕領一般の傾向と考えられる。これについて大和幕領を預り支配していた戒重藩（芝村藩）の役人杉浦

弥左衛門は奈良盆地幕領の取米は、「寛永之比（7）ヨリ延宝之比迄五十年之間仮令古高壹万石ニ付御成箇凡六千八百石余」「貞享初ヨリ元文辰年迄五十年之間仮定壹万石ニ付御成箇凡三千三百石程」といっている。即ち一六三〇年代から一六七〇年代には、免が〇・六八だったのが一六八五年から一七三五年の五〇年間には〇・三三になったとし、元禄以降は特に「取劣り」しているとして、この原因について、「五ヶ年切り之見競免を根取に用候様ニ成り来り候而ハ、不作等打続候所ニ而見競候ハハ弥取おとり可申候」と述べている。（8）このほか、地方役人の不在や、徴税法の不適切ななどがこの減少の原因と考えられる。

十八世紀後半から幕末にかけて、見瀬や辻村の「取米率」は次第に低下したのに対し、萩ノ本や法隆寺村では、横ばいなし、微減傾向で、一七五〇年前後に〇・二以上あった両者の差は次第に縮小されたが、幕末期に至ってもなお、〇・一の差が存在した。

以上から、幕領に関しては、一七〇〇年代前半の低率と一七四〇年代の急増の原因、及び、幕領間での「取米率」の差が問題点として浮かび上ってきた。次に、この低率と急増に大きくかわる徴税法について検討することにする。

四 幕領における取米

(一) 徴税法の転換とその結果（9）

元禄期を過ぎて、消費支出の増大傾向に対して、新田開発が限度に達し、新規耕地の創出による貢租収入の増加は、支出の増大をカバーしきれず、幕府財政も危機に陥り、これが「享保の改革」の要請された所以である。

享保の改革では、財政危機を切り抜ける主要政策として年貢増徴策が打ち出され、その一つに、「畝引検見取法」

から「有毛検見取法」への徴税法の転換があった。大和の幕領にとっても、この徴税法の転換がもたらした影響は少なからざるものがあり、まずこのことに触れておきたい。

従来の畝引検見取法は、元来田方稲作に対する徴租法で、近世初頭の検地によって上・中・下と位付けされた田の石盛に基づいて年貢を決定するものである。上・中・下田それぞれについて坪刈りをし、有刈量（何割かの干減を引いた刈量。これを普通五合摺りして二分の一が米の収穫量となる）が、石盛より過多の場合、石盛を刈量とみなし、不足する場合は、不足の割合いをその位の田地より控除し、残りの反別に根取米（石盛一石五斗で五公五民の場合七斗五升）を乗じ、各位について寄せ合せた石高がその年の年貢米となる。畝引検見取法は、綿・米の平均相場を換算して畿内・中国筋の綿作にも適用された。この徴租法は、反当収量が石高に達しない場合には貢租を減額して生産者を保護する一方、反当収量が石盛を超えた分については、生産者の取分とし、生産者に生産意欲をもたせるものでもあった。石盛が生産力水準に適合し、生産基盤も脆弱であった一七世紀段階にあっては、全余剰労働力を吸収するのに非常に適した徴租法であった。しかし、近世も一〇〇年を経過して、農具の改良や池の構築・用水路の整備など生産基盤の充実によって生産力が上昇してくるにつれ、石盛を超える分は生産者の取分となる畝引検見取法では、生産力に対応した租税の徴収は不可能となり、農民に剰余分が蓄積されるようになる。ここに新しい生産力水準に対応した労働の余剰分を徴収すべく登場したのが、「有毛検見取法」であった。

ところで、有毛検見取法の採用に先立ち、享保の改革では、不良地方役人の肅正と年貢増徴をはかって、定免法が採用されていた。畝引検見取法では、地方・村役人における賄賂の授受や中間搾取の生まれる余地があり、これが年貢減少の一因と考えられたからであり、検見の費用も廃され、農期を逸することもなくなるといふ利点もあったからである。定免の決定には、それ以前一〇ケ年平均に「増」を加えたものとされ、年季は三〜五年で、村相応の免率

(五公五民)に達するまで百姓の納得・得心のうえ引きあげることが意図された。また、最終的に一村限りで三分以上の損毛で破免できることとなった。

大和国では、享保九年式上郡辻村において、享保四〇八年の五ヶ年平均取米に四・九一五八石の増米を加え九〇石の取米(毛付免〇・四四一)で定免が施されたが、享保十二年以外破免、同十四年より再度同額で定免が実施された。⁽¹⁰⁾平群郡五百井村でも同じく享保九年から九四・六二九石で三年の定免、十二年に一〇一・五四〇石で三ヶ年の定免、十三年から一〇二・二三九石(毛付免〇・四四三八)で七年季の定免と、次第に高くなっているが、多くは破免となつた。⁽¹¹⁾高市郡萩ノ本村では、前述「歳々御免定之写」に享保十一年に「是乃定免」として六〇・七三五石が示されている。この算出根拠は不明であるが、正徳五年(一七一五)より享保十年(一七二五)のうち「取米率」が〇・一一五六と異常に低い享保九年を除いた一〇ヶ年平均に一割の増米を加えると六〇・七七八四石と定免による取米に近い数値が得られる。これが毛付に対してどれだけ免になっているかも不明であるが、この文書冒頭に「一五石四斗七升一合荒高有」とあり、村高一五六・六〇四石よりこれを引いたものを毛付と考えると、毛付免〇・四三〇四石となる。萩ノ本村の取米は享保十一・十二年が六〇・七三五石のあと、十三年は二三・一〇九石とあり破免となっている。その後、享保十四・十五・十六年及び十八年が六四・六五一石と同じ取米になっているので、これを新たな定免と考えると、この毛付免は〇・四五七九石となる。

この様にして実施された定免法によっても第二一九図でわかるとおり、定免実施開始年を含む一七二〇年代より一七三〇年代は幾分年貢増加が認められるものの、一七一〇年代の水準にすら回復していない。全国の幕領に関しても実施の初期には増加が認められるものの、享保十六年頃から、幕領の総石高は四五〇万石に増加したのにもかかわらず、年貢収納量は享保初頭の定免施行以前の水準に落込んでしまった。こうして有毛検見取法が登場することとな

った。有毛検見取法は検地による上・中・下田によって定められた石盛を全く無視して、その年々の実際の出来高に
応じて等級ごとに坪当りの田の有収量を算出し、それぞれの反別を剩じたものを合計して出された総収高から、五合
摺五公五民ならその四分の一というように年貢高を決定する。有毛検見取法の採用は検地施行時より日時がたち、検
地帳が紛失して年貢賦課に困る場合が多くなり、また長年月のうちに、検地時の位づけと現実の収穫量に齟齬を来し
ていることによるとされる。有毛検見取法では、年々の収穫高を確実に把握でき、石盛にとらわれることがないので、
生産力が上げればそれだけ年貢も増加することになる。有毛検見取法は上昇した生産力に対応した余剩労働をその
都度確実に収奪しようとする徴税法であるといえる。

延享元年（一七四四）、勘定奉行神尾若狭守は畿内・中国筋に異例の巡見を行なって有毛検見取法の実施をせまっ
た。「胡麻油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」の言葉で後世に悪名を馳せた神尾若狭守は、大和幕領巡見の途
上、桜井村に近在の村々庄屋・幕領各郡惣代を呼び寄せ、今後五公五民の定法によるが、この高免について訴訟に及
べば、田畑をとりあげ、百姓を入れ替えることもありうる、と威しつけたとい⁽¹²⁾う。大和幕領への有毛検見取法の実施
は、この年に始まる。本市域萩ノ本村においても第二一八図の通り延享元年より「取米率」は急上昇しており、ま
た延享二年の欄に「この年神尾若狭守廻村」と記されている。前述の通り、一七三〇年代に比べて一七四〇年代は、
第二一九図のようにどの幕領でも「取米率」が急上昇しており、この神尾若狭守の巡見と有毛検見取法実施の効果
がいかに絶大なものであったかを明白に示している。同時に、「田畑木綿勝手仕法」も実施され、田方に木綿を植
付けるのは百姓の勝手作りであるという理由で、通例の年は「稲作上毛並」の年貢上納となり綿作衰退のきっかけと
なった。さらに、寛延二年（一七四九）には有毛検見取法による定免も実施された。

かくして実施された有毛検見取法による過酷な増徴に対して、農民側は箱訴などによって対抗し減免を要求した。

その代表例が、「芝村騒動」といわれる本市葛本村ほか八ヶ村をまき込み、後に減免をかちえたとはいえ、死罪一人、遠島四人、追放三二人という大きな犠牲を払った農民闘争であった。この経過については、他に譲り、本稿では、箱訴の内容によりながら、預所の問題、当時の生産力水準との関係、幕領内での免の差など闘争の背景となった条件について考えてみたい。

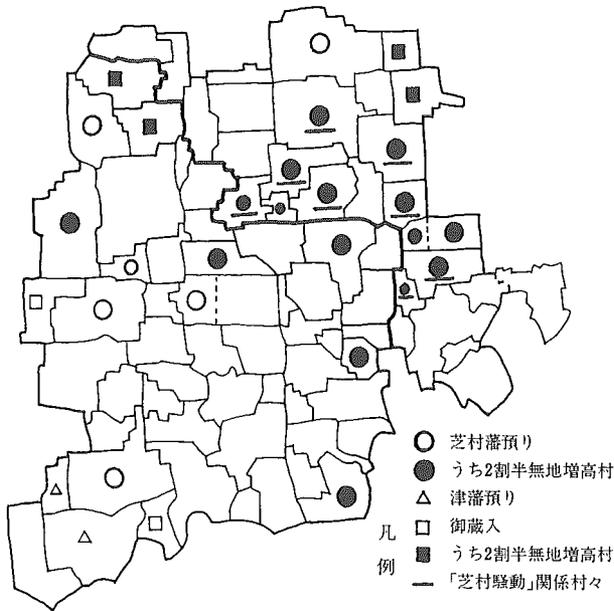
(二) 預所支配の問題

箱訴を行なった十市郡九ヶ村(葛本・石原田・内膳・下八釣・常盤・膳夫・新賀・木原(以上櫃原市)・吉備(桜井市)惣百姓代の文書に次のようにある。⁽¹⁴⁾

「私共村之儀、十七年以前巳年々芝村御預所ニ奉入候、以来御年貢御取箇年々弥増ニ被仰付、長々之過年数を候得共、村之惣百姓必至相潰レ申候、尤一統御預所ニ奉成候方何れ之御預所様ニ茂御高免ニ被仰付候と及承候得共、別而芝村之御取箇各別御高免ニ被仰付候儀、則藤堂和泉守様御預所、私共村之隣在領統キ之村方有之ニ付、御取箇筋承及入候所、各別之儀有之、以之芝村之御取箇御高免ニて百姓難儀之訳御難キ奉申上候御事」

この九ヶ村は、幕領ではあるが、元文二年(一七三七)より芝村藩の預所となった。同じ預所でも近在の藤堂藩預所と比べて年々、取米が増強され難儀をしている、と訴えている。幕領の大名預地の復活も享保改革の一政策であり、その主意は、地方の不良役人を廃し、土地の状況を心得ている幕領近隣の諸藩領預りとし、徴税も、幕領より一般に高位にある私領の免相を勘案して行なうことを要請し、これにより地方支配の強化と増徴を計ることにあつた。⁽¹⁵⁾ また、預る側の大名にとっても財政逼迫の折から年貢の三割を口米(手数料)として得られるなど収入源として大きな魅力のあるものであつた。年貢が多いほど収入がふえるので、増徴にはげむことにもなる。

大和においては、元文以降芝村藩、津藩、高取藩、郡山藩などに幕領が預けられた。所領高約一万石の芝村藩で



第2-20図 榎原市における幕領の預所

は、元文二年に大和・摂津両国で一三千石を預けられたのをきっかけに、次第に増加し、寛延三年(二七五〇)輔宣の代には九三・四三千石余を預かっていた。延享二年(一七四五)に藩庁の移動を行なった芝村藩では、こうした費用の捻出のためもあって年貢増徴にはげみ、その役人が幕府より賞されたほどであった。しかし増徴に対する村々の抵抗も激しく、預所支配をめぐっての訴訟は、芝村藩に関わるものがことのほか多かった。芝村藩の預所支配は、一部が

宝暦十三年(一七六三)清水御料地へ、一部が安永七年(一七七八)幕府代官へ引渡され、さらに明和六年(一七六九)、預村村役人との間に銀子借用、謝礼金の授受があったことが発覚し処分をうけた際、残るすべての預り所も召し上げられた。⁽¹⁷⁾高取藩では、元文三年(一七三八)二〇・四千石を預けられたのをはじめとして、最高は文政四年(一八二二)の六九千石に及ぶが、時期により変化が激しい。延享元年(一七四四)、その取立てがきびしい、と預り領内の百姓より江戸へ訴えられたため、幕府は高取藩預地を藤堂藩と芝村藩へ分ち預けたという。藤堂藩に預けられた式上・式下・高市・葛上・葛下五郡六四ヶ村、二六・九七千石を再度預けられた明和六年(一七六九)に高取藩の預地は復活した。⁽¹⁸⁾

第2—8表 葛本村の取米の変化

	引	毛付	取米	高免	毛付免	取米率	本村 取米率
享保3 (1718)年	郷蔵屋敷 石 0.559	石 816.824	石 418.817	石 0.2763	石 0.467	石 0.3456	石 0.2197
	永荒 13.733						
	增高無地 302.98						
	当戊年早損荒 301.644						
寛保元 (1741)年	郷蔵屋敷 0.559	1502.288	668.368	0.441	0.4449	0.5515	0.4208
	永荒 12.893						
宝暦2 (1752)年	川成堤敷道堀代 間違地不足永荒 17.172	1498.568	950.092	0.6268	0.634	0.784	0.4847

高 1515石7斗4升 慶長期高 1211石9斗2升
 「享保3年免割目録」「寛保元年免状」(木村博一「芝村騒動」覚書)所収
 「覚」宝暦3年(『樞原市史史料集』)所収

所領支配と村落

延享く明和頃の本市域の預地は第二一〇図の通りである。⁽¹⁹⁾本市域の十市郡内には、芝村藩預りの村が多く、それらは、かつて本多政勝郡山藩領であり、芝村騒動にかかわって多くの犠牲者を出した村々でもある。ところで、第二一九図に用いた萩ノ本及び法隆寺村は藤堂藩領りであり、辻村は芝村藩預りであった。九ヶ村総代の訴えるとおり、このグラフでみる限りにおいても、藤堂藩預りの村と芝村藩預りの村では、その免に大きな差のあったことは明らかである。

(三) 葛本村の取米変化

「当御預り所ニ奉入候最初御取箇相増、下地高免下免之筋も相捨り、凡一統之御免合を以年々御取箇弥増ニ被仰付、最早長々之逐年数ヲ候得者、村々惣百姓必至と相潰レ申候、既ニ先年御箱証証申上候節、芝村御役所におゐて被仰渡候者、五公五民之外御取箇御付被成候儀ハ無之、若シ不作有之候ハ、御検見之上毛上相応ニ御取箇御付被遊候様ニ被為仰渡、承知難有奉存候処、其後如何思召候而之御事ニ御座候哉、豊凶之御訳知不被成下段々御高免ニ被召上、去ル未申年之儀者凡五百石之役高ニ准シ見申候得者、五公五民之外百三十拾石ハ五拾石程相増候様ニ奉存候」⁽²⁰⁾

第2—9表 土橋村の高寄帳

		高	反 別	斗 代	古検斗代
上	田	石 222.532	町 反 畝 歩 12. 5. 6. 16	石 1.771	石 1.4168
中	田	7.392	4. 7. 08	1.564	1.2512
下	田	7.040	5. 7. 10	1.228	0.9824
小	計	236.964	13. 6. 1. 04	1.518	1.2144
上	畑	21.499	1. 6. 3. 11	1.316	1.0528
中	畑	3.028	2. 7. 04	1.116	0.8928
小	計	24.527	1. 9. 0. 15	1.288	1.0304
屋	敷	4.684	3. 5. 05	1.332	1.0656
計		266.175	15. 8. 6. 24	1.675	1.34

「大和国高市郡土橋村高寄帳」(写)、『樞原市史史料集』所収)による。
小計、古検斗代は筆者。

当預所になって以来、高免下免ということなく、一定の免で、取米は次第に増加してきて、長年数が立ち、惣百姓が潰れてしまふのも必至である。この訴訟に先立って箱訴訟をなした際、芝村役所において、有毛検見の上五公五民とし、それ以上の取箇を申し付けることはなく、また不作之節は、検見の上相応の取箇を申し付ける、と仰渡され、有難く承知していたのに、豊凶を考慮することなく、年々免は弥増しとなり、去る未申年(宝暦一・二年)には七割六分から八割にも及ぶ税率となっている、というのである。

九ヶ村の一つ葛本村の取米の変化をたどってみると、第二一八表のようになる。定免の施行される以前の享保三年(一七一八)の取米四一八・八一七石に対して、芝村藩領預りとなっていた寛保元年(一七四一)にはその一・六倍、宝暦二年(一七五二)にはなんと二・三倍にもなっている。「年々御取箇弥増」というのも全くその通りといわざるをえない。しかも葛本村は、二割半無地増高の村で、宝暦二年の慶長期に対する「取米率」は実に〇・七八四と非常な高免になる。この無地増高の扱人も、この三期の間に変化のあったことが分る。享保三年の免

割目録では、高のうちに加えられていても「増高無地引」として貢租の対象とはなっていない。元文四年（一七三九）から五年にかけて、幕府はこの二割増高を、本途高入れにするか新検地をするか、その村方に選択させ、寛保二年（一七四二）には本途高入れをした村には高改めを行ない、寛保三年には高寄帳を配布した⁽²¹⁾。この時新検地をうけた村もあつたが、⁽²²⁾ 檀原地域の二割半増高の村々はすべて本途高入れとなり、例えば土橋村では、第二―九表のように、本田勝政郡山藩領について、面積はそのまま、石高及び石盛のみ二割半増しとする高改めが行なわれた。高寄帳末尾には「右者今度大和国高市郡土橋村、有来増高を以村高相改ニ付、位石盛書面の通相極者也」とあり、勘定方役人の連判及び神尾若狭守の印形がある⁽²³⁾。土橋村には前述のように郡山藩勝行分であつた所領もあり、同じ村内の幕領中に古検のままの土地と二割半増高をうけた土地が併存し、さらに古検のままの神保氏領が存在することとなつた。

さらに、葛本村では享保三年には「当戊年旱損荒 三〇一・六四四石」があるが、寛保元年・宝暦二年には、年々の災害などによる用捨引きがみられない。この用捨引きをなくすという措置も、平群郡竜田村や山辺郡東井戸堂村の例をみると寛保年間以降のことである。「豊凶之御訳知不被成下」とはこのことをいうのであろう。こうしたことから、享保三年と寛保元年では、毛付免にあまり差がないが、後者は、二割五分無地増高分が貢租の対象となり、また、早損・水損があつても用捨引はなく毛付とみなされるなどその内容は大きく異なつてゐる。このため、享保三年には高免と毛付免に大きな差があつたが、寛保以降ではその差がなくなつてゐる。この時点で、まず取米高の実質的上昇がみられる。しかし、寛保元年までは、高に対して五公五民の枠は一応守られていたのが、宝暦二年では、五公五民を大きく超えて取米が増加し、慶長期の石高に対しては、八割近くに及ぶ税率となり、この訴書通りの状況であつたといふことができる。藤堂藩預りの萩ノ本村の「取米率」と比較すると、同村は葛本村と同様に享保三年に比べて、寛保・宝暦期は著しく増徴となつてはいるが、「取米率」が五割は越えてゐない。無地増高の高入れ、災害引き

第2—10表 式上郡辻村における有毛検見取法による生産高（延享2年）

		反 別		斗 代	6尺3寸 竿換算
		町 反 畝 歩	石	石	
稲 作	出来米	146.0323	7. 6. 3. 25	1.9118	2.1030
木 綿 作	此米	52.303	2. 8. 3. 04	1.8473	2.0320
畑(雑毛)	此米	5.150	5. 1. 17	0.9987	1.0986
屋 敷	此米	21.033	1. 0. 5. 05	2.000	2.2000
出来米合		224.5183	12. 0. 3. 21	(1.8652)	2.0517
取 米		108.462			
取 米 率		0.685			

「困窮村方惣百姓相統願状写」（『桜井市史史料編』下巻所収）による。

の廃棄を行ないながら免を五公五民に近づけるといふ形での寛保期までの取米の上昇は、享保改革に伴う幕府の政策の反映であったが、宝暦二年の五公五民を超える取米の増加は、芝村藩の独自の政策であったといえよう。

四 有毛検見取法による生産力の把握

毛付免・高免は六割を超え、「取米率」では実に八割近くに達していた葛本村の取米であるが、実質的な生産力に対してはどの様な割合であったのであるか。現実の生産力を把握しようという有毛検見取法は、葛本村の生産力をどのように評価していたのであろうか。

これを見る前に、有毛検見取法での村高Ⅱ生産力の把握の例を辻村でみてみよう。第二—10表は、辻村の延享二年（一七四五）の総生産量を米であらわしたものである。⁽²⁶⁾この文書は「毛上御見立被成」とあるので、稲作の出来米は有毛検見取法によると考えられる。少し時代は下るが、寛延二年（一七四九）の検見は「作付内検見覚書写」によると以下のようであった。⁽²⁷⁾

覚

高式百九石六斗四升四合 式上郡辻村

此反別拾貳町三反七畝四歩

内

五石六斗六升八合四勺

池底
郷蔵屋敷引

此反別三反三畝十三歩

残テ式百三石九斗七升五合六勺

此反別十式町三畝廿一步

内

分米百七石五斗七合七勺

稲作

此反別六町式反菘畝菘步

分米七拾四石四斗九合式勺

綿作

此反別四町式反五畝廿八步

分米六石八斗四合五勺

畑作

此反菘畝十七步

分米拾五石式斗五升四合式勺

屋敷

此反別菘町五畝五步

稲作歩ニ

菘升七合三勺毛

此町畝五畝二八步

菘升六合三勺毛

此町畝二反菘畝廿步

菘升五合三勺毛

此町畝三反五步

菘升四合三勺毛

此町畝五反六畝菘步

菘升三合三勺毛

此町畝七反四畝廿六步

菘升四合七勺毛

此町畝八反廿步

菘升三合七勺毛

此町畝七反五畝菘步

菘升式合七勺毛

此町畝菘町三反菘畝廿步

菘升菘合七勺毛

此町畝菘町四反四畝十四步

右之通相違無御座候、以上

(寛延二) 巳九月

第2-11表 寛延2年辻村の内検見と米収量

歩当粗	反 別	反当有粗	総 有 粗	反当米収量	6尺3寸1間 竿換算
升 1.73	町 反 畝 歩 5. 28	石 5.19	石 3.0794	石 2.595	石 2.8545
1.63	2. 1. 20	4.89	10.595	2.445	2.6895
1.53	3. 0. 05	4.59	13.8465	2.295	2.5245
1.43	5. 6. 01	4.29	24.0383	2.145	2.3595
1.33	7. 4. 26	3.99	29.8718	1.995	2.1945
1.47	8. 0. 20	4.41	35.574	2.205	2.4255
1.37	7. 5. 01	4.11	30.8387	2.055	2.2605
1.27	1. 3. 1. 20	3.81	50.165	1.905	2.0955
1.17	1. 4. 4. 14	3.51	50.7078	1.755	1.9305
計	6. 2. 0. 15		248.7165 米124.35825	2.0042	2.2046

「作付内検見覚帳」(『桜井市史史料編』下巻所収)による。

第2-12表 辻村の新検と古検

	古検(6尺3寸1間300歩1反)			新 検 (6尺1間300歩1反)			
	分 米	反 別	斗 代	分 米	反 別	斗 代	6尺3寸 1間竿換算
上々田	石 4.16	町 反 畝 歩 2. 6. 00	石 1.600	石 36.94	町 反 畝 歩 1. 9. 9. 20	石 1.850	石 2.035
上 田	101.855	6 .7. 8. 20	1.500	124.247	7. 0. 9. 28	1.750	1.925
中 田	15.859	1. 2. 2. 00	1.300	23.486	1. 4. 9. 18	1.570	1.727
下 田	17.152	1. 5. 2. 25	1.100	2.823	2. 0. 18	1.370	1.507
小 計	139.026	9. 7. 9. 15	1.419	187.496	10. 7. 9. 24	1.7364	1.910
上 畑	15.180	1. 2. 5. 20	1.200	3.403	2. 3. 14	1.450	1.595
中 畑	0.266	3. 0. 00	1.000	2.826	2. 2. 18	1.250	1.375
下 畑	0.052	0. 20	0.800	0.578	5. 15	1.050	1.155
小 計	15.498	1. 2. 9. 10	1.198	6.807	5. 1. 17	1.320	1.452
屋 敷	3.784	3. 1. 21	1.200	15.341	1. 0. 5. 23	1.450	1.595
計	158.308	11. 4. 0. 16	1.388	209.644	12. 3. 7. 04	1.6946	1.864

田は享保19年までに池底引5石5814(3反2畝5歩)引あり。屋敷は郷藏屋敷8升7合(18歩)を含む。

「和州城上郡辻村古御検地帳之寄、新御検地帳之寄」(『桜井市史史料編』下巻所収)による。小計及び新検の6尺3寸1間竿換算は筆者。

上・中・下の田の位付けとかかわりなく、一步当りの内見畝は、最高一・七三升から最低一・一七升までの九段階に分れている。これを五合摺として反当収量をみると、第二一一表のように最高は二・五九五石から最低一・七五五石となる。辻村は延宝検地をうけた村方であり、第二一一表のように村高は、一五八・三〇八石から二〇九・六四四石へ一・三二倍となった。⁽²⁸⁾新検では古検と丈量竿が異なる。六尺三寸一間竿に換算して新検と内検見の斗代を比較すると、検地の斗代は二・〇三五石⁽²⁹⁾一・五〇七石までの四段階、平均一・九一石であるのに対し、内検見では、最高二・八五四石から最低一・九三〇五石、平均二・二〇四六石と、水準が大きく上昇しているのが分る。有毛検見取法では、上・中・下の三段の坪苅りによって決定された平均苅出し出合いを差引して最終的な有糧量及び年貢が決定される。⁽²⁹⁾内検見のままとすれば、検地による稲作分米が一〇七・五七七石であるのに対し、有毛検見取法による出来米一二四・二七一七五石と一・一六倍となっている実質的収量を把握され、しかもこれが稲作に対するの貢租の対象となる。畝引検見取法では、分米一〇七・五七七石を超える分については、貢租の対象とならず農民の取分となり、貢租徴収に一定の歯止めがかかるが、有毛検見取法では生産力が上昇すればするほど貢租も増加する仕組みである。延享二年の出来米もこのようにして決定されたと考えられる。この年の稲作の平均反収は二・一一石と寛延二年より低いが、作付面積が広いので、出来米は約一四六石であった。田方綿作は、米に換算して、五二・三〇三石、斗代は二・〇三石で新検の上々田の斗代にはば一致する。畑作は新検斗代より低く、屋敷はずっと高いが、この算出基準は不明である。延享二年の辻村の総出来米は二二四・五一八三石、この取米は一〇八・四六二石で、この免は〇・四一三八となり、慶長期村高に対する「取米率」は〇・六八五であった。

(五) 葛本村の生産力と免

では、葛本村の実際の生産力は、どのように把握されていたのであろうか。葛本村宝暦二年(一七五二)の「覚」⁽³⁰⁾を

第2—13表 宝暦2年葛本村の内検見覚

	石 高	反 別		
高	石 1515.740	町 反 畝 歩 81. 1. 7. 21	石 川成堤敷道堀代 内 17.172 間達地不足永荒引	
残 高	1498.568	79. 2. 2. 06		
内 訳	分 米	反 別	斗 代	
稲 作	石 944.405	町 反 畝 歩 48. 9. 1. 15	石 1.9307	
綿 作	437.750	22. 6. 1. 03	1.936	
畑 作	95.927	6. 6. 3. 06	1.446	
屋 敷	4.887	3. 2. 18	1.499	
新 屋 敷	14.672	7. 3. 24	1.988	
村 弁	0.927	無 反 別		
稲 作 歩 二		反 当 有 籾	総 有 籾	米 反 当 収 量
升 毛	町 反 畝 歩 4. 4. 8. 24	石 5.01	石 228.888	石 2.55
1.70				
1.54	3. 8. 9. 18	4.62	179.9952	2.31
1.44	8. 2. 7. 16	4.32	357.4944	2.16
1.34	7. 5. 4. 12	4.02	303.2688	2.01
1.25	2. 4. 7. 18	3.75	92.85	1.875
1.15	3. 0. 5. 15	3.45	105.3975	1.725
1.14	5. 8. 3. 00	3.42	199.386	1.71
1.09	7. 7. 3. 25	3.27	253.0435	1.635
1.05	3. 0. 0. 19	3.15	94.6995	1.575
1.00	2. 6. 0. 18	3.00	78.18	1.5
計	48. 9. 1. 15		1893.2029 (米 946.60145)	(1.9352)
取 米	石 950.092			

「(宝暦2年葛本村)覚」(『橿原市史料集』所収)による。

斗代、反当有籾、総有籾、米反当収量は筆者。

第二—一三に表に
ままとめた。これに
は「御検見之上増
合被仰付候合毛
也」とある。稲作
は米の反当収量に
して二・五五石か
ら一・五石までの
一〇段階に等級付
けられており、辻
村のごとく内検見
がなされたかのよ
うである。この内
検見を基にしたと
考えられる、稲作
分米九四四・四五
石の他に、綿作、
畑作、屋敷、新屋

敷、村弁が、それぞれ米に換算され、総収量一四九八・五六八石と表わされているが、これは葛本村の村高一五一・七四石から一七・一七二石の永荒れ等の「引き」を差引いた、いわゆる毛付けに一致している。このため、葛本村では、年々の内見検が実際にはなされず、二割五分増しの村高に合わせて、形式的に総収量が決められていた可能性がある。ところで、米の総収量九四六・六〇一五石、反当収量一・九三五二石というのは、辻村の延宝検地当時の稲作の平均斗代を少し上回る水準であり、寛延二年、延享二年の二石を越える斗代と比べるとかなり低い。故に、葛本村の宝暦当時の平均反収を著しくかけはなれて高く位付されているとは思えない。当時の葛本村では、慶長期の二割五分増しの生産力は有していたと考えられる。とするなら、たとえ、無地二割五分増しの村高であっても、五公五民の七四九・二八四石の取米であれば、十分支払い能力はあったと考えられる。宝暦二年は、萩ノ本村、見瀬村とも高い取米を示す年で豊作の年であったと思われるが、五公五民を二〇〇石も超える取米は異常と言うべきであろう。「取米率」は、〇・七八四となり、同じ幕領の高免の村である辻村の延享二年（反収平均一・一石）の「取米率」〇・六五八に対しても、著しく高い。

葛本村では、五公五民を大きく上回る貢租を徴収され、村全体が疲弊していた。そこへ、宝暦三年は、稲作・綿作ともことのほか不作であった。それにもかかわらず、検見の上、作柄不相応のおびただしい銀高がかかり、驚いた村方が嘆願の結果、二分九厘の引き下げがあったが、後よりそれを改めてきた。一度引き下げると言ったのは、百姓なだめの為、当分の間だけ引くと言うことであったのか。この上は、稲を刈り取った後では、願いが聞き届けられることは決してないとして、不作の証拠である稲をそのまま残しておくという、稲の刈取拒否に及んだわけである。ここでは、これまで何度も約束を反故にされた農民の領主に対する絶望的なまでの不信感があらわれている。

「芝村騒動」の背景には、葛本村でみるように、享保改革による幕府の増徴政策の結果、定免、災害などの用捨引

の廢止、二割半無地増高分の高入れ、有毛検見取法の実施など、次々と取米の上昇をもたらす手段がとられ、その上、預り所芝村藩の増税政策もきびしく、「検見の上五公五民、不作の年には作柄に応じて引下げを行なう」という「仰渡し」があったにもかかわらず、五公五民を大きく上回る取米を徴収され村内が疲弊の極みに達しているという状況があった。そこへ、不作の年にもかかわらず一たん引下げた銀高を改めるというやり口で箱訴に踏み切り、しかも、領主への不信感から、証拠を残すとして刈取拒否という戦術をとったのは、当然の成り行きであったともいえる。また、「迎も芝村御預り所ニ懸り罷有候而ハ村々亡所仕候外無御座」と、預所の変更を求めているのは、前述のように、延享三年（一七四六）、高取藩預所が領民からの訴えにより変更されたことを知ったのと考えられる。しかし、寛延二年（一七四九）をピークとして全国的に展開された農民闘争に対抗して幕府は、寛延三年農民の強訴・徒党の禁令を出しており、数年の間の政治的状況の変化も悲劇を大きくしたのではなからうか。

ところで、本来、有毛検見取法によって収量を把握し、五公五民の課税であれば、どの藩の預所でもそれほど大きな差はないはずである。藤堂藩預所でも、東井戸堂村では、高に對して税率六割に達していたとされる。⁽³¹⁾ ことも二割半増高の村であった。有毛検見取法の把握の際に、無地増高はどのように影響していたのであろうか。同じ芝村藩預りでも、年代は異なるが、式上郡辻村では延享二年には実質収量の〇・四八〇五と税率が五公五民の枠におさえられていた。樞原市域内でも高市郡内に旧郡山藩がかつ芝村藩預りの幕領がいくつかあるが、高市郡内では訴訟の例は知られていない。こうしたことも含めて有毛検見取法の実例を預り藩レベル、郡レベルでもう少し検討する必要がある。

五 藩領の取米

次に藩領について、高取藩を中心に取上げる。高取藩南妙法寺村の天保十五年（一八四四）の取米は次のようである。

辰年免定之事⁽³²⁾

一、高百拾六石六斗六升 妙法寺村

内

三升 川成山崩永荒引

式拾五石一斗七升 稲作当検見引

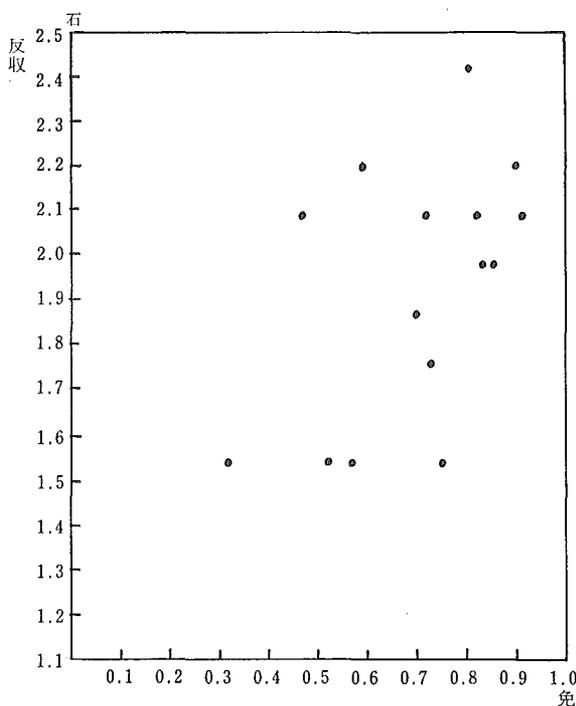
残九拾壹石四斗六升 毛附

此取米四拾九石八斗四升六合 五ツ四分五厘

(以下略)

高一・一六・六六石のうち、三升は永荒引として毎年引かれ、二五・一七石は、当年の検見によって差引かれる分であり、高よりこの合計を差引いた残高（毛附）に対して妙法寺村では五ツ四分五厘の定免で取米は四九・八四六石となる。第二一・一八匁の見瀬村では、定免はほとんどが〇・七〇五となっているが、「取米率」は年々変動がはげしく、毎年の作柄に応じて検見引をまめに行なっていることが分る。妙法寺村と見瀬村の例から分るように、高取藩では、毛付に対する定免で徴税が行なわれていたが、その率は村ごとに大きく異なっていた。寛延年間成立とされる「寺尾勤録」⁽³³⁾によって檀原市内高取藩領各村の免をみると〇・三〇〇・九まで大きな差がある。見瀬村の免は高い方であるが、これは、現高取町の土佐町・土佐・下子嶋・観覚寺（上方・下方）の各村とともに、「右六ヶ村高免之方ニ而村入用多候得共、御城下成往還筋ニ而牛馬之働人之込ニ而、自然与肥し等茂多く、立毛村柄も宜方ニ候得者、此上御免少なくあがり候ても苦間敷哉」と、往還筋であるため牛馬・人多く、自然肥しも多くなり、実りもよく村柄もよろし

いので、と免の高い理由が述べられている⁽³⁴⁾。この免は、天保時代と推定される「御領内高附」⁽³⁵⁾においてもほぼ同じである。「御領内高附」の免と明治前期の反当収量との相関をみてみると(第二一二図)、免の高い所は、反当収量も高く、ある程度の相関を認めることができる。見瀬村は反当収量は高くはないが、町場であり、農外収入を得る機会が多いことが、高免に対応できた理由であろう。



第2一21図 樞原市の高取藩村落の免と反当との相関

このように高取藩では、少なくとも享保年間以降定免となっていたが、その率は村によって差があり、低いところでは〇・三から高いところでは〇・九にも及んでいた。その決定には生産力や農外収入の獲得機会の多少を勘案しており、しかも検見引きも頻繁に行なっており、幕領の芝村藩預所に比べて村柄や年々の作柄に対応しながら、たくみに村落ごとの余剰労働を吸収しようとしていたといえよう。村ごとに免のあり方をかえて支配の条件を異にするということは、村方の管理の点からも巧みな方法であったといえる。しかし見瀬村のグラフで分るとおり、一八世紀中頃までは、毛附免と「取米率」はかなり一致

第2—14表 天保期五井村の取米と「取米率」

高 312.695石

	取 米	取米/高	「取米率」	対基準 年指数
天保8(1837)年	232.08867	0.7422	0.7435	100
天保9(1838)年	189.81288	0.6070	0.6081	82
天保10(1839)年	160.41997	0.5130	0.5139	69
天保11(1840)年	232.08867	0.7422	0.7435	100
天保12(1841)年	232.08867	0.7422	0.7435	100
天保13(1842)年	232.08867	0.7422	0.7435	100
平 均			0.6827	

「酉⁶寅迄六ヶ年取米高書付」(山崎家文書)による。

第2—15表 天保8～13年神保氏領の取米

	基 準「取米率」	6ヶ年平均	最低年/ 基準年×100
土 橋	0.6518	0.6182	82
妙 法 寺	0.6729	0.6399	81
地 黄	0.5977	0.5689	77
忌 部	0.7210	0.6369	50
五 井	0.7435	0.6827	69
大 窪	0.7628	0.6805	70
山 本	0.7042	0.5829	35
慈 明 寺	0.6074	0.5563	68
寺 田	0.6500	0.5731	48
箸 喰	0.6447	0.6327	89
吉 田	0.5906	0.5531	71
古 川 坊 城	0.6273	0.6199	93
大 谷	0.5791	0.5312	60
畝 傍	0.6533	0.6179	78
御 坊	0.8582	0.7872	74

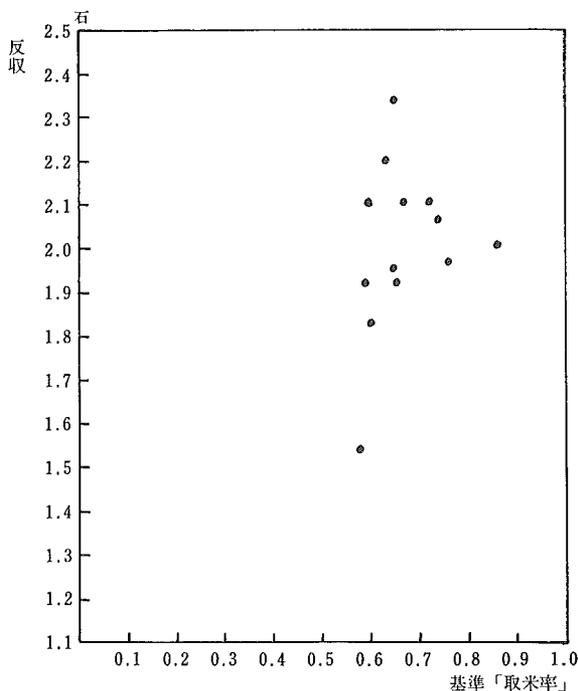
「酉⁶寅迄六ヶ年取米高書付」(山崎家文書)による。

所領支配と村落

し、余剰労働分をうまく吸収していたといえるが一八世紀後半から一九世紀にかけて、二者は乖離し、取米収入は減少していった。

六 旗本領の取米

旗本領については、本市域にまとまった所領を有していた神保氏領について述べる。神保氏領各村の天保八年（一八三七）～十三年（一八四二）六年間の取米記録（37）より、例えば五井村について、



第2—22図 神保氏領の基準「取米率」と明治前期反収との相関

を合せて記すると第二—一四表のようになる。この六年間の取米は年によって変化があり、作柄に応じて取米を変化させていたことが分る。しかし天保八年及び十一・十二・十三年の取米は、二三二・〇八八七石と同じであり、他の村々も十一・十二・十三年は全く同じであり、天保八年も多くの村ではこの三ヶ年と同一の取米となっている。このため、この三ヶ年の取米高は、各村の基準となる取米と考えられるので、各村の基準の「取米率」と六年間の平均「取米率」を第二—一五表にまとめた。この表で明かな通り、神保氏領では新検や増高は行なわれ

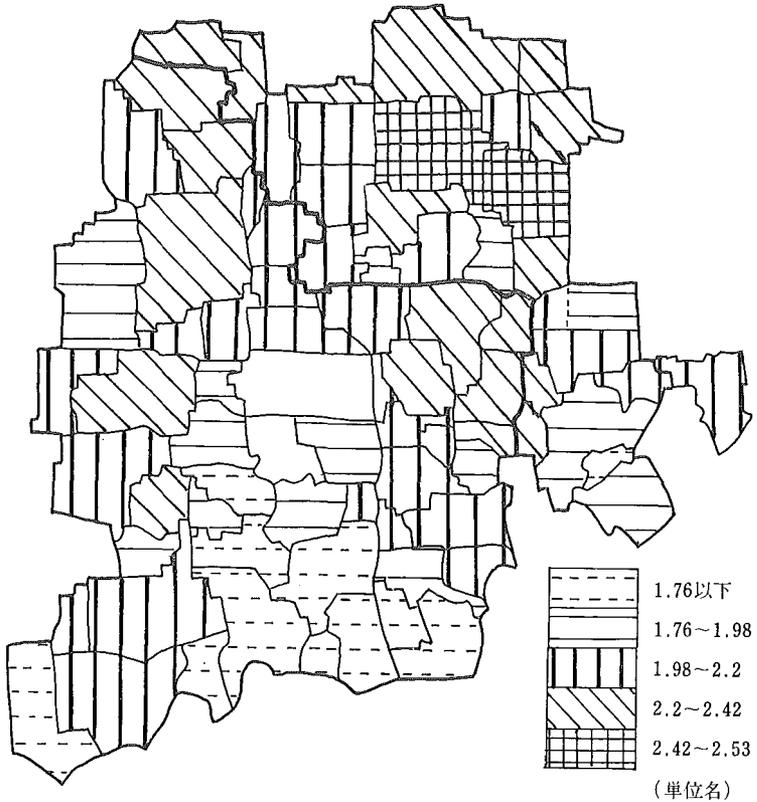
第2—16表 18世紀中期の田方反当小作料

新 賀		下 八 釣	
寛保4(1744)年	石 石 1.6~2.1	延享元(1744)年	石 石 1.6~2.1
土 橋		(高市郡) 新 堂	
宝暦6(1756)年	上田 石 石 1.3~1.6	宝暦10(1760)年	上田 石 石 1.5~1.7
	中田 1.2~1.4		中田 1.3~1.5
	下田 0.9~1.1		下田 1.0~1.2
天保14(1843)年	1.2~1.3		

所領支配と村落

ず、本高と慶長高にほとんど差がない。基準「取米率」をみると、最低は大谷の〇・五七九一から最高は御坊の〇・八五八二まで大きな差がある。村柄に応じて基準の免をかえていることが読みとれる。しかし、明治初期反当収量との相関をみる(第二—三図)と高取藩ほどの相関はみられず、免の大小の幅が小さいことが分る。また、六ヶ年の平均を第二—一九図の一〇ヶ年平均と比べてみると、辻村や見瀬村の平均より高い村が多く厳しい徴税であったといえる。五井村の場合には、基準年を一〇〇とすると、天保十年には六九まで落ち込んでいるように、どの村も天保十年の取米は低くなっている。基準年を一〇〇とする天保十年の指数(古川坊城と箸喰は天保九年)を計算すると、これも村によって差があり、それぞれの村の作柄に合わせて年々の取米が定められていたことがわかる。このように天保期の旗本神保氏領においては、厳しく徴税が行なわれていたが、村柄に応じて基準取米を決め、豊凶に対しては弾力性をもたせ、それぞれの作柄を勘案して免の引き下げを行ない、きめこまかい対応をしながら余剰労働を吸収するべく努力していたことが知られる。

神保氏領では、明和五年(一七六八)の大凶作をきっかけとして、領内の農民が池尻の陣屋へ押しかけ強訴に及んで、死罪二名、関係村々は一〇〇石に付き過料二貫文を申し付けられたのをはじめとして、この前後に越訴や不穏の動きがいくつかあった⁽³⁸⁾。この時期の徴税の具体例は分らないが、この期の強圧的な対応で



第2-23図 檜原市明治前期の反収

は、地方支配が行ないえない状況に立ち至って天保期の対応がみられたとも考えられる。

他の旗本氏領では、断片的ではあるが、村越氏領十市村が元禄十六年（一七〇三）、慶長高に対して〇・七、藤堂嘉以領小綱村が文政八年（一八二五）〇・九三五であり、一般に高率であったようである。

七 生産力と取米の対応

これまでに、一八世紀中期の葛本村では、慶長期高の二割五分増しが当時の生産力とかけはなれたものではなく、平均反収一・九三石であったこと、式上郡辻村では約二石であったことを述べた。当

第2—17表 辻村の坪刈をもとにした反収

	最高坪当 刍 収 量	米 反 収	6 尺 3 寸 1 間換算
天明 4 (1784)年	2.0	3.00	3.30
享和 3 (1803)年	1.7	2.55	2.75
文化 6 (1809)年	1.7	2.55	2.75
文化12(1815)年	1.5	2.25	2.475
文化13(1816)年	1.7	2.55	2.75
文化14(1817)年	(1.3)	1.95	2.145
文政 2 (1819)年	(1.2)	1.80	1.98
文政 3 (1820)年	(1.2)	1.80	1.98
文政 5 (1822)年	(1.2)	1.80	1.98
文政 8 (1825)年	(1.3)	1.95	2.145
安政 3 (1856)年	1.05	1.575	1.7325
万延 1 (1860)年	1.29	1.935	2.1285
文久 1 (1861)年	1.27	1.905	2.0955
文久 3 (1863)年	1.31	1.965	2.1615
元治 1 (1864)年	1.32	1.98	2.178
慶応 1 (1865)年	1.32	1.98	2.178
慶応 2 (1866)年	1.0	1.50	1.65
慶応 3 (1867)年	1.12	1.68	1.848
明治 1 (1868)年	1.3	1.95	2.145

() は見立
 「辻村内見帳」(徳永光俊「近世大和の田畑輪換」
 による。

時の小作料が第二—一六表のようであつたことをみても、田の反収が二石近くあつたことは確かであろう。

その後の反収の増加はどのようなものであつたろうか。明治二十四年発行の『地価修正材料取調書』⁽³⁹⁾には、39「大和国田地等級収穫米目安及村名表」に一等粟殿(二・五三石、六尺三寸半一間換算、以下同じ)から五九等前鬼(八・八升)まで大字ごとの反収が掲げられている。本市の各大字について図示すると第二—二三図のようになる。最高は、常盤の二・四八六石、葛本村の

二・四四七五石で、これらは、奈良県下でも最高位に属する。南部の山よりにかけて順次反収を減じて南妙法寺一・一七一五石、戒外(香久山)の〇・〇七八六五石が最低である。地形の上から考えて村ごとの相対的位置づけは納得の
 できるものである。反収そのものについてはどうか。

近世後期の和盆地の反収については、例えば現天理市の荒蒔村では、化政期に最高四石で、平均反収は三石に近いとある。⁽⁴⁰⁾「目安」では、荒蒔は、六等二・三三七石と非常に低くなっている。辻村の内見帳の最高位の坪当刍収量⁽⁴¹⁾

から五合摺で反当収量(六尺三寸一間竿換算)を計算すると第二一七表のようになる。天明期から文化期にかけて、二・七五石から三・三石に及ぶ高水準の反収を示すが、安政期には、一・七三二五石へと急激に落ち込み、明治元年に二・一四五石となっている。「目安」の辻村の反収は、二・一七二五石であるので、「目安」の数値が、あながち不当に低いものとも思われない。とすると、大和盆地の反収は、一八世紀中期から一九世紀前半にかけて上昇し、文化・文政期をピークに衰退に向い、場所によっては一八世紀中期段階にまで落込んでいるといえる。大和盆地の近世後期の稲作反収の増加は、田分綿作との田畑輪換によってもたらされたが、田分綿作の衰退に伴って反収の減少をきたしたともされる。⁽⁴²⁾

こうした生産力の変化に対応して貢租の徴収はどのようなものであったろうか。「取米率」の変化をみると(第二一八図)、辻・見瀬村は、一八世紀中期より一九世紀にかけて急激に減少しており、一九世紀前半には横ばい、法隆寺・萩ノ本村では、一八世紀後半・一九世紀前半を通じて多少の増減はあるものの、横ばい、一八五〇年以降、どの村も急減という状況であった。一八世紀中期の辻・葛本村では、生産力をかなり正確に把握され、余剰労働の大部分を貢租として収奪されていた。その後、一九世紀前半にかけて生産力は上昇し、幕末にかけて下降をみたとしても、十八世紀の水準は維持していたと考えられるので、貢租の絶対額が減少、あるいは横ばいである以上、農民側へ留保された剰余労働部分が増加したことは確実である。

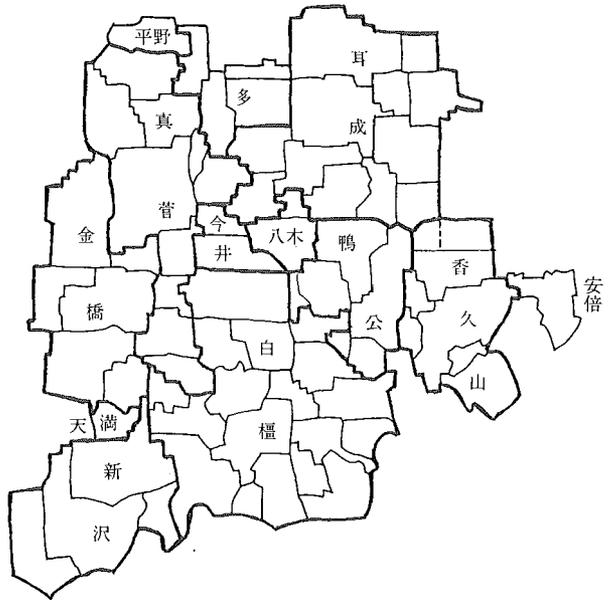
近世の大和盆地南部では、一八世紀中期に、慶長期の二・五割増の生産力に達していた。さらに一九世紀前半にかけて生産力の発展をみたが、幕末にかけて衰退がみられた。こうした生産力の発展に対応して領主側は、余剰労働部分を収奪するべく努めたが、幕領において地方役人の質の低下、生産力把握の不備などによって、貢租徴収率の低下がみられた。一七四〇年代には生産力の正確な把握と剰余労働部分の全面的吸収が試みられ、一時的には、成功した

かみえたが、農民側の大きな犠牲を伴った抵抗や領主的権力の後退などにより、近世後半には、取米の絶対額は減少し、農民の側の留保分が多くなった。ただこれが、農民に均等に留保されたわけではない。

本市域は、多くの領主によって支配されていた地域であり、領主ごとにその徴税の方法がかわってくる。一般に幕領は、藩領や旗本領に比べて取米は少ないとされるが、同じ幕領でも預所によって税率が異なる。たまたまふり当てられた領主の政策によって、農民の生活は大きく左右されることになった。特に、一八世紀中期の芝村藩預所は、幕府の増徴策と芝村藩のそれとが重なり、領主側の強圧的・硬直的な対応もあって、「芝村藩御預り所ニ懸リ羅有候而ハ村々亡所仕候与外無御座」とまで訴えるほどの苦渋をなめた。しかし、一九世紀前半にかけて生産力は大きく上昇したのに対し、一般に取米は減少ないし横ばいを示し農民への留保分は増大し、一方、木綿織などによる農外収入を得る機会も多くなる。そうしたことが、生活水準を明治期へつながらるものへと向上させるとともに、近代産業の発展のための備えとなった。

八 近世の政治的領域と近代の政治的領域

近世三〇〇年を経た政治的領域は、近代の政治的領域にどのように投影されたであろうか。近世大和の支配領域は入組み錯綜しているのが特徴であったが、そのなかにあつて、地縁的まとまりを有していた旗本神保氏領についてみることにする。第二一二四図に、橿原市域における明治二十二年の町村合併を图示した。これを幕末の支配領域(第二一二四図)と比較してみると、神保氏領は、白橿村、真菅村、金橋村、天満村の四行政村に分かれている。白橿村には旧神保氏領八ヶ村が集まっているが、さらに旧高取藩領や幕領も加わっている。神保氏領は、近世初頭に人為的にまとめられた政治的領域ではあったが、近世三〇〇年という短いとはいえぬ期間を経たあとも、実質的な結合を醸



第2—24図 明治22年の町村合併

成されることなく、政治的結合要因が解消するとともに解体してしまう人為的領域にとどまったといえる。

また、横大路によって十市郡と高市郡に分離されていた八木は、明治二十二年の町村合併により高市郡八木町にまとまった。文政九年（一八二六）に北八木の所領替えで、南北八木とも、高取藩に属してはいたが、明治期の合併は、近世の政治的領域との関連でもたらされたものでは勿論ない。近世前半に人口四千人以上を擁し、大和南部の一大商業中心であった近接の寺内町今井が、明治初期にはその人口を半減させていたのに対し、近世初期には今井に比すれば一農村に過ぎなかった八木に、横大路と下ッ道の交点というめぐまれた立地条件が、近世を通して

中心地としての発展をもたらし、南北八木を分ちがたく結びつけたといえようか。近世は、かつて境界として村を分

けへだてるものとしての道が、村を結びつけるものとしての道に変わった時代といえる。

いずれにしても、近世の橿原市域は政治的には入組み錯綜した所領域によって構成されていたが、それは別の地域結合によって支えられていたのである。

〔注〕

- (1) 第三節前掲書(2)。
- (2) 奈良県立図書館マイクログフィルム「山崎家文書」。
- (3) 「見瀬村の年貢徴収状況」『橿原市史編集委員会編(一九六二)『橿原市史』所収。
- (4) 「歳々御免定之写」『橿原市史編集委員会編(一九六三)『橿原市史史料集』所収。
- (5) 「辻村の一〇年毎平均領主取米高の推移」『桜井市史編集委員会編(一九七九)『桜井市史』上巻所収。
- (6) 「法隆寺村一〇か年平均取米の推移」『斑鳩町史編集委員会編(一九七九)『斑鳩町史』本編所収。
- (7) 『桜井市史』上巻。
- (8) 前掲書(7)。
- (9) 森杉夫(一九六四)「近世徴租法の転換―畝引検見取法から有毛検見取法へ―」『大阪府立大学紀要・人文科学』第二二巻。森杉夫(一九六五)「近世における徴租法の転換―畿内綿作徴租法を中心として―」『史林』四八巻一号。
- (10) 谷山正道(一九七六)「一八世紀大和における幕領支配の特質と農村―享保・宝暦期を中心に―」『史学研究』一三三号。
- (11) 前掲書(9)、一九六四年論文。
- (12) 『桜井市史』上巻。
- (13) 木村博一(一九六九)「芝村騒動」覚書『日本民俗社会史研究』所収。
- (14) 「宝暦三四年十一月より之書附・和州十市郡村々今度御箱訴訟扣」(下八釣区有文書)『橿原市史史料集』所収。
- (15) 大沢元太郎(一九四三)「近世の預所について」『歴史地理』第七七巻二号。
- (16) 『高取町史』。
- (17) 『桜井市史』上巻。
- (18) 『高取町史』。
- (19) 「和州郡在名高附帖」写(奈良県立図書館)。
- (20) 「宝暦三四年十一月、今度御箱訴訟諸事書留帳・十市郡葛本村」『橿原市史史料集』所収。
- (21) 前掲書(10)。
- (22) 谷山正道(一九七七)「大和幕領における寛保検地」『ヒブリア』六六。
- (23) 「大和国高市郡土橋村高寄帳」(写)『橿原市史史料集』所収。

- (24) 『斑鳩町史』。
- (25) 前掲書(10)。
- (26) 「延享三年七月」困窮村方惣百姓相続願状写」(辻、辻政嗣文書)『桜井市史史料編』下巻所収。この文書は、延享二年の有毛検見取のうえの高免の決定に対して、百姓相続できるよう諸人用を書付けて減免を願ったもの。第二一〇表の出来米二二四・五一八三石に対して、取米その他賃租、肥シ代、稲作木綿作手間賃、御拝借肥シ代銀ノ利足計二二八・二五〇五石で、赤字となっている。
- (27) 「作付内検見覚帳」(辻、辻政嗣文書)『桜井市史史料編』下巻所収。
- (28) 「和州城上郡辻村古御検地帳之寄新御検地帳之寄」『桜井市史史料編』下巻所収。
- (29) 前掲書(9)、一九六四年論文。
- (30) 「寛・十市郡葛本村」(宝曆三酉年十一月、今度御箱訴訟諸事書留帳・十市郡葛本村)『檀原市史史料集』所収。
- (31) 前掲書(10)。
- (32) 『檀原市史史料集』所収。
- (33) 前掲書(32)。
- (34) 「地方蔵方寺尾勤録」(卷三)『檀原市史』。
- (35) 『高取町史』。
- (36) 堀内忠司(一八九一)『地価修正材料取調書』。
- (37) 「西々寅迄六ヶ年取米高書付」(山崎家文書)(奈良県立図書館マイクロフィルム)。
- (38) 『檀原市史』。
- (39) 前掲書(36)。
- (40) 「荒時村年代記」天理市史編纂委員会編(一九五八)『天理市史史料編』。
- (41) 徳永光俊(一九七九)「近世大和の田畑輪換―近世畿内農業生産力分析の一視点―」『日本史研究』二〇三号。
- (42) 前掲書(41)。

(森 島 允子)

第五節 村落の形成と村のまとまり

一 はじめに

現在、なお基本的な単位としてその伝統的枠組をもっている大字は、その大部分が近世において独立した村落として幕藩体制下の行政単位として存在していた歴史をもっている。このことは、生活の場としての基本的空間と行政単位としての基本的空間が一致していたことを示しており、近世的生産体制とも関連して、いわゆる日本の村落の原形としてのタイプが形成されたことを示した。今日における村落生活の中にも、近世以来の伝統的行事が多くみられることは、既に承知のことである。このような事実から、現在の当市を考える場合にも、その構成単位としての各村落（近世藩政村↓現大字）の過去の姿をいくらか明らかにすることができるようになった。

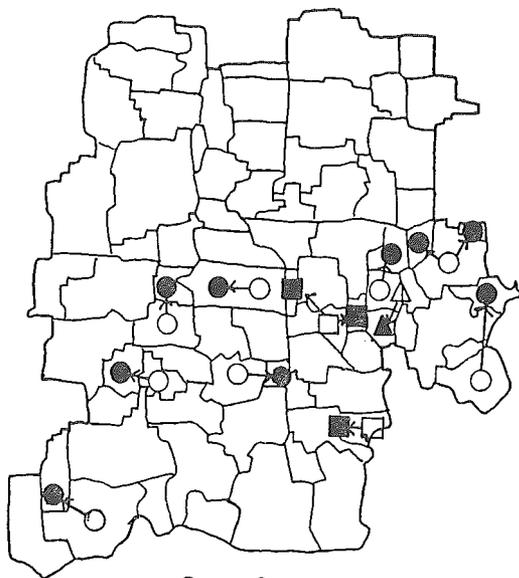
近世の村落といえば、自給自足の閉鎖性の強い村落とのイメージを描きがちであるが、近世の村落においても必ずしも独自の閉鎖的空間の中でのみ存在できる環境ではなかった。特に奈良盆地のように開拓の歴史が古い地域においては、村落の形成も古く、中世にはその原形が完成されつつあったものと考えられる。このことは、開拓可能地の限界とも関連して、村落間の空間的連続性を生みだし、村落のまとまりを強化する作用もあつた反面、閉鎖性を打ち破るべき力を与えたことも確実である。また一方では生産空間の拡大とともに、生産手段としての「用水」の確保は水の絶対量が不足しがちな当地方の村落にとっては死活問題であつた。この場合も生産空間の地形的連続性と、村落密度の高さといった条件下において、水利の連合空間を生みだし、村落の閉鎖性を破る力が働いたのである。

以上のように、当地において過去を顧みる時、地域の歴史における相対的先進性と自然的条件の中で展開する村

落の姿を復元することが可能になる。

二 村落の形成とその特性

まず市内の村落がどのように形成されてきたのかをみてみる。先にも少し触れたように当地域の歴史は古く、条里制遺溝にみられるように集落の発生は上代にまで遡る。平安期以降は、中央有力貴族系荘園や奈良有力寺社系荘園



凡例
● ← ○ 慶長～元禄期分村
■ ← □ 元禄～天保期分村
▲ ← △ 明治期分村
分村 本村

※その他の村落は中世期より存続

第2-25図 村落形成の経過

による荘園集落が形成されたが、中世における政治的混乱と経済的・技術的面で社会発展は自治的村落形成の基盤を与えた。このような背景の中で発生した村落は、集落化をともなった農民自治に支えられ強固なまとまりと戦闘的性格を帯びつつ発展した。いわゆる惣村である。しかし、このような中世村落も近世的勢力が成長し、支配体制が確立してゆく中で、次第に政治的権力を奪われ近世領主の支配地域における支配単位としての行政村（藩政村）へと再編成され、変化していった。



第2-26図 近世村落のタイプ

に、機能的に明らかに異なる村落が存在したことも浮かび上がってくる。中世における政治的混乱は宗教を發展させ、経済的進展が交通路を發展させたことにより生じた新しいタイプの村落がそれであり、今井・八木などの村落はこの新しいタイプに属するものといえる。

以上のように、村落形成史的には「中世期成立村落」と「近世分村村落」に、機能的には「農業的村落」と「都市的・中心地的村落」にそれぞれ分類できる。よって一口に村落といっても、その歴史や機能的な差異によって景観的

次に、実際どのような村落が発生し継続しているかについてみてみる。近世の初期において既に成立していた村落は、現在の町名(大字)と比較してみるとその一致率は約九〇%を占めており村落發生の歴史が中世に遡ることがわかる。第二―二五図は村落形成の経過を追ったものであるが、村落形成史的には近世初期において既に存在した中世期成立村落と、それ以降、近世に入って分村により發生した比較的新しい分村村落とに分類できる。また、このような發生史的な分類からは中世村落に含まれる村落の中

にも構造的にも、また、人々の心理的な面においても異なった結果が想定される。近世村落はその意味できわめてバラエティーに富んだ空間だったといえよう。

第二―二五図のうち、市内において分村によって成立したと考えられる村落は、別所・法華寺・寺田・古川・菘ノ本・御坊・出屋敷・小泉堂・小房・池尻（東池尻）・出合・出垣内・飛驒などの村落である。これらの村落に共通することは、周辺村落、あるいは本村に対していずれも石高規模が小さいことである。また、行政的には独立村落として公認されつつも、村落の生活面では本村側に依存している場合もみられる。このことは新しい生活空間としての村落の不安定な状態を示しているが、そればかりか、村内集落としては成立したものの、結局本村から独立できずに村内に留まっている場合すら存在する。一方、分村に際して本村とは機能的に少し異なった村落を形成する場合もある。分村村落のうち、出合・出垣内などは、初瀬街道沿いに街村を形成しているが、このことは近世の経済的發展、街道交通の發展とも関連しつつ、景観的にも機能的にも純粹農村とは少し違った構造をした村落となったであろうことが考えられる。

以上、村落を歴史的観点と機能的観点から分析し、それぞれ「中世期成立村落」と「近世分村村落」、「農業的村落」と「都市的・中心地的村落」に分類した。この結果をまとめて示したのが第二―二六図である。図より、幾つかある村落タイプの中でも最も一般的に分布しているのは「中世成立農業村落」であることがわかる。以下では、このような村落を近世における一般的な村落として位置づけてみてみよう。

三 村落構造の特性―主に文禄検地帳の分析から―

近世において一般的な村落の内部構造を考えてみよう。前述したように、一般的村落とは、近世に分村によって成

立したのではない農業村落である。分村による成立と分村によらない成立村落を特に区別した理由としては、村落形態の大幅な違いによるものである。

例えば、分村成立型の村落の平均石高は二四〇石余り（元禄郷帳時）に対し、分村以外の村落の平均石高は五二〇石余りを示し、二倍以上の開きがある。元禄期以降も幾つかの分村が成立したが、元禄期～天保期にかけて成立した分村の平均石高は一八〇石ほどしかなかく、分村の弱体化がみられる。村落の機能的な部分からの分析がないと、石高規模だけではかならずしも弱体化とは言いいきれない面があるものの、少なくとも村落基盤は分村以外の村落に比べて低いレベルであったことは確かだといえよう。したがって農業生産の面からみた人口維持機能は低かったであろうし、村落の空間的広がりも限られていたはずである。よって、分村以外の村落との間には、構造的に大きな隔たりがあったとみてよい。分村には分村の村落秩序が存在したのである。そこで、ここではまず分村を除外したうえで、一般的村落としての「中世成立農業村落」に焦点を当ててみよう。

歴史的分類と機能的分類によって規定された、近世における一般的村落としての「中世成立農業村落」とはいかなる村落であったのだろうか。結論から述べるなら、その村落規模においても発生からの歴史にしても各村落において個性的であるように、その構造においても各村落間で非常に大きな差があったと言える。

ここに資料として七つの村落の文禄検地の資料がある。うち根成柿は、現大和高田市に属しているものの農業水利や神社祭典等の面で現在の橿原市域村落との結び付きが強いため、ここに加えることにした。

検地帳を資料として対象としたのは、土橋・上品寺・内膳・鳥屋・御在所（十市）・中・根成柿の七村落である。そこでまず、検地帳の分析の前に各村落の概略を示しておく。

① 土 橋

旧真管村。市域の北西部に位置する。慶長郷帳による村高は六二三・九七石。村高のうち三八五・五七石は旗本神保氏領、一二七・一石は旗本松平氏領、一一一・三石は旗本鈴木氏領と三領主による支配の入り組みがみられたが、神保氏領以外は郡山藩を経て幕府領となる。垣内集落としての面影を今日によく残している。

② 上品寺

旧耳成村。市域中北部、米川と飛鳥川の間中に位置する。近世初期は旗本鈴木氏領であったが、元和五年（二六一九）以降は郡山藩領となる。興福寺寺務領進官庄としての上品寺庄は、この地域によく一致していたものと考えられる。

③ 内膳

旧八木町。市域中央部、八木と今井の間中に位置する。近世初期は旗本鈴木氏領であったが、何度か領主が変わり元禄十三年（一七〇〇）段階では二九一・五一三石が幕府領、四八・二石が郡山藩領、一〇〇石が旗本鈴木氏領に分割されていた。

④ 鳥屋

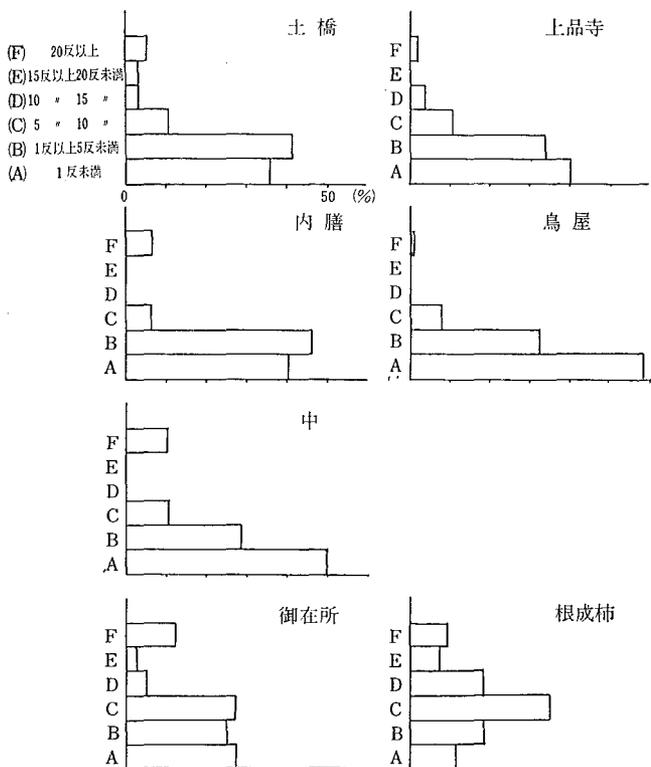
旧敵傍町。市域南部に位置する。江戸時代を通して旗本神保氏領。村内には字船付山があり、いわゆる一村多集落型の村落である。また、村内には「鳥屋池」があり、池郷の中心的村落として周辺村落に対して水利権上、重要な役割を持っていた。

⑤ 御在所（十市）

旧耳成村。近世初期は旗本村越領九九八・五八石と旗本佐久間領四九五・六三石の相給村。このうち佐久間氏領を御在所と呼んだらしい。また、佐久間氏領は後に幕府領となり、明治までの間に若干の変動があったものの、村越・

幕府の相給村として明治に至る。

⑥ 中



(文禄検地帳資料より作成)

※ 内、根成柿は単位＝石である。

第2-27図 土地所有規模からみた村落構造

旧耳成村。寺川南部に位置し、近世には北の十市・西の葛本・東の大福などの比較的有力な村落の間におかれて、水利権上は非常に弱い立場におかれていた。近世を通じて旗本佐藤氏領。

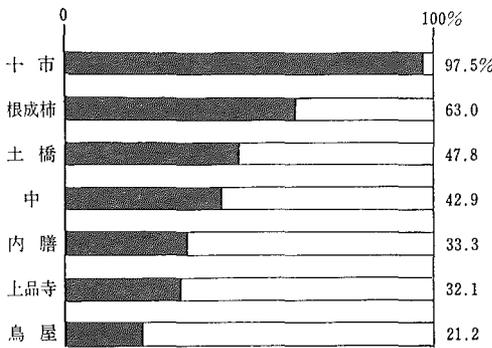
⑦ 根成柿

旧天満村。現大和高田市に属するが、同村にある天満神社は口碑によると現橿原市川西町より勧請したとあり、その氏子圏は川西・光陽・一(常門・萩ノ本)にも及ぶ。また、萩ノ本の厳島神社は天満神社より譲渡したものである。近世初期・高取

藩領。以後変遷があったが、文政九年（一八二六）以降ふたたび高取藩領となり明治に至る。

以上、各村落の状況を簡単に説明した。近世の奈良盆地においては、大藩による一円の支配は遂に完成しなかった。このことは、ここで述べる村落構造のみならず、次に村落間秩序を考える上でも重要なポイントとなる。また、ここで取扱った七村落は、それぞれの村落毎に各々個性的な歴史の上に存在しており、村落としての発展度についてもバラツキがあることが予想される。

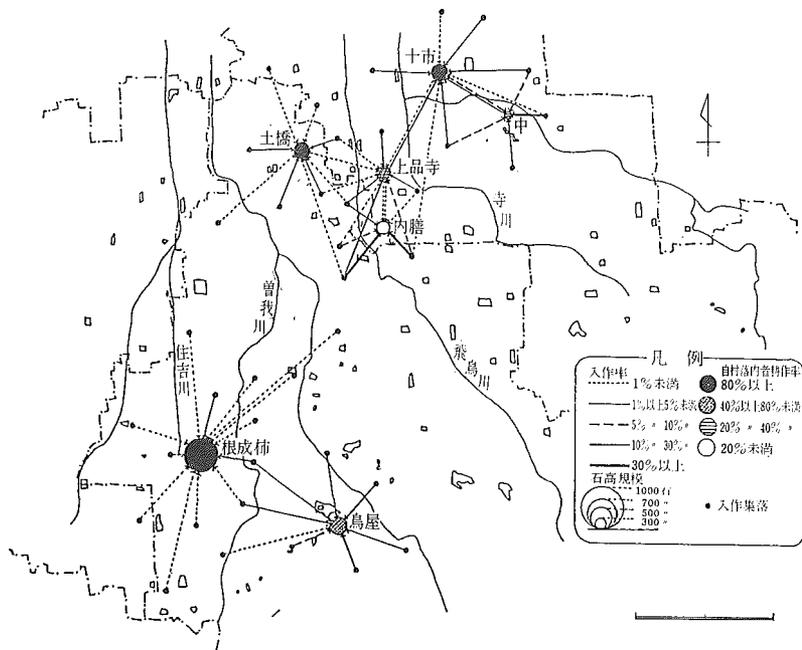
第二一七図は、検地帳より各村落の土地所有者をその経営規模に応じてその比率によって階層別に示したもので



(文禄検地帳資料より作成)

第2一28図 各村落の持家率

ある。各村落とも二〇反以上の大規模土地所有者は少なく、五反未満の零細農が中心である場合が多いが、その分布パターンは、だいたい四つのタイプに分類できよう。第一は、鳥屋に代表されるように、二〇反以上の大規模農家の割合は極端に低く、一五反前後の中間層が欠如して以下経営規模が小さくなるにつれてその割合が増加してゆき、一反未満の超零細農にピークがあるタイプ（ピラミッド型）。第二に、土橋にみられるように土地所有のピークが一〇五反の階層にある村落。このタイプに属する村落の農民の経済力はピラミッド型の村落に比べて安定的であったであろう（土橋型）。このグループには土橋の他、内膳が考えられるが土橋では二〇反以上の最上級層に続く一五〇反、一〇〇一五反の土地を所有する中間層が存在するのに対して、内膳には中間層は存在しないことから、先のピラミッド型に近い中間的存在といえるかもしれない

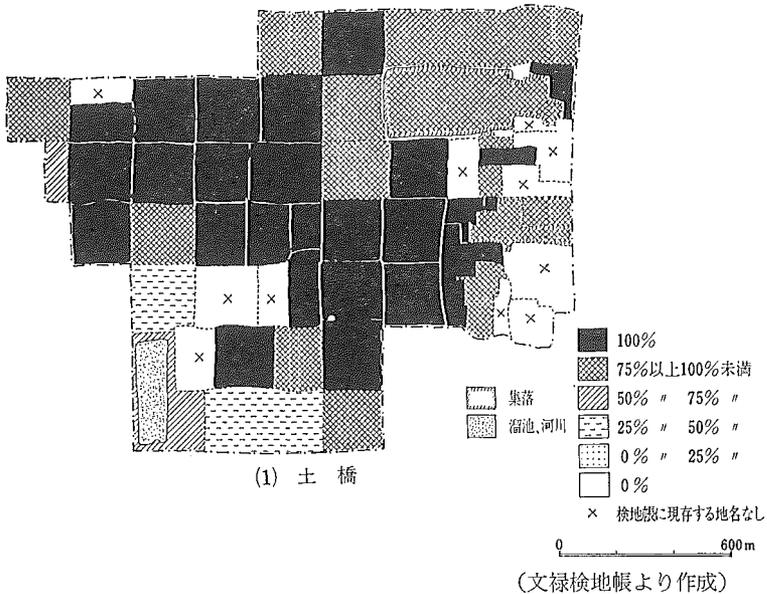


(文禄検地帳より作成)

第2—29図 近世初期の入作状況

い。第三のタイプとしては、御在所にみられるように経営規模は五反以下の二階層に集中することなく上昇しており、一〇〜二〇反の間層が確実に成長している。そしてさらに進んで、第四のタイプの根成柿では、経営規模のピークは上昇し、現在に通じるかのような農業構造を示すに至っている。また、持家率も村落タイプに対応している(第二一—二八図)。

以上のように土地所有状況からみた村落構造は、同じ農業中心型の村落間でもバラツキがあり、上記のように四つのタイプに分類できる。当時においては、土地所有の状況が、そのまま土地所有者の経済力を示し、そしてそれは同時に村落内における階層性(支配者的農民と被支配者の農民)の存在を示していたといえる。このような立場に立つと、鳥屋・中・上品寺などの村落では、村落内階級がはっきりと分離していたであろうことが考えられ、一方、御在所・根



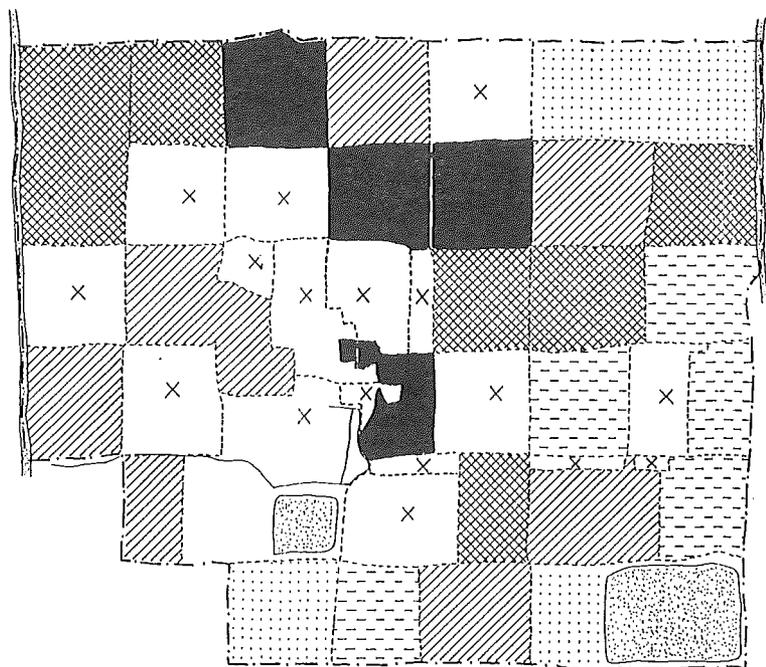
第2—30図 各藩政村内における自村落の土地所有状況

成補などでは村内農民が比較的対等に村落運営にあたっていたであろうことが考えられるのである。

しかしながら、村落内の土地所有形態は固定的なものではなく、時間的経過の中で非常に流動的なものである。上記の分析資料としての文禄検地は近世初期のものであるから、それ以降、近世を通じてもその形態は大きく変化することは当然考えられる。

しかし、村落の構造はその開拓の歴史によって決定される面が多いことも指摘されており、その方面からの分析が必要であることはいうまでもないが、ここでは村落完成度という観点より同検地帳をさらに分析する。

第二—二九図は各村落における入作の状況を示したものである。入作とは村落内の土地所有者が他村落の村人である場合をいい、資料上・所有者≠耕作者との断定はできなかったものの、自村落内での所有率が高いほど、すなわち、入作率が低いほど村落は安定的であるといえよう。また、近世における支配システムが

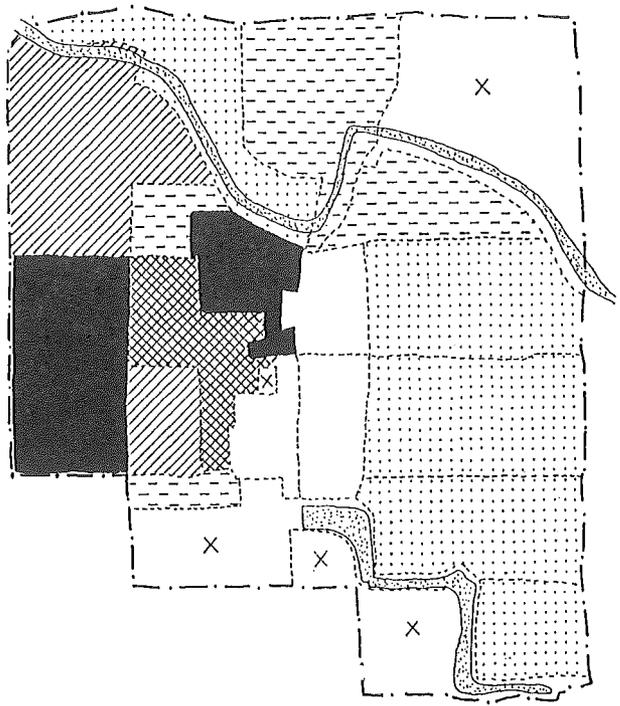


(2) 上品寺

×屋敷地不明

村落の独立性と排他性を強化する方向に働いていたことなどを考慮するならば、入作率の低さはより完成度の高い村落を意味するものと考えられる。自村落内者耕作率が高率を示すのは、根成柿・御在所・土橋の三村落で、いずれも八〇%以上を示している。この結果は、先の結論を一応裏付けているものと考えられる。また、内膳の場合、自村落内者耕作率が二〇%未満（一六・九%）と極端に低くなっているが、入作者の大部分は今井・八木の所有者によって占められており、都市的な性格をもった有力村落の存在がこの結果の大きな原因となっているであろうことが予測される。

次に第二一三〇図は土橋・上品寺・中・内膳の各村落において、小字毎に村内者の土地所有率を示したものである。現地名と当時の地名が一致しない場合もあるものの、一般的

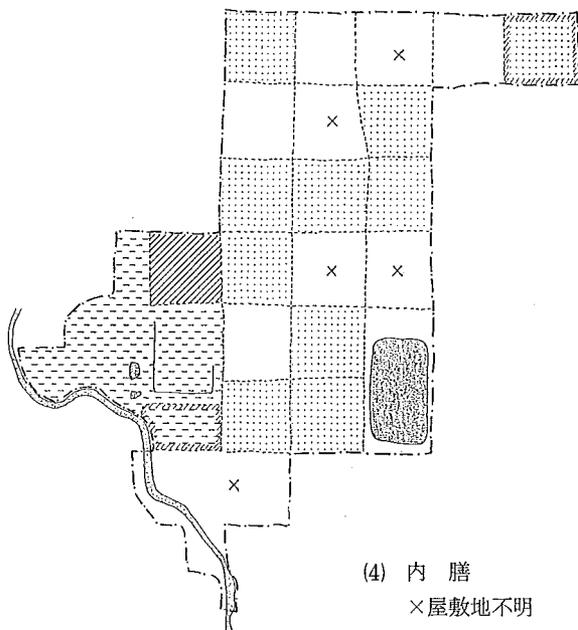


(3) 中
×屋敷地不明

比較的まとまって連続しており、しかも集落に近い所に存在する傾向がみられる。このことは、村落内において入作率の高い不安定な空間が村落周辺部に多く存在することを示し、各村落における状況はやはり村落完成度と強く関連していると考えられる。

な傾向は読みとれる。自村内者土地所有率の高かった土橋では、村落西南部の一部を除いてほとんどの小字が七五%以上の村内者所有率を示している。上品寺では、現在の集落に近い小字ほど高率を示す傾向があり、東部から南部にかけての村落周辺部に低率な小字が集まる傾向を示している。次に中でもやはり集落に比較的近い小字、特に西部の小字に高率な地域が分布し、それ以外は低率となっている。また、内膳では、ほとんど村落構成員による土地所有者が集中することはなく、村落全域に散らばっていることがわかる。

以上の分析より、村内者の土地所有は



以上、村落の内部構成について文禄検地帳を手掛りとしてあきらかにすることを試みた。その結果、近世初期において、この一般的村落と規定した「中世期成立農業集落」の内、ここで資料を得た七村落の内部構造には大きな違いがあることが明らかとなった。そしてその原因について、村落の歴史的背景の分析の必要性を認めつつ、ここでは村落完成度の違いによる解釈を試みた。その結果、近世初期においては村落として認められつつも、完成度の異なる村落が存在していたことがわかった。このことは、一方では村落の歴史的過程とも深く関係していたともいえる。

四 村落間における地域秩序の形成

(一) 水利秩序の形成

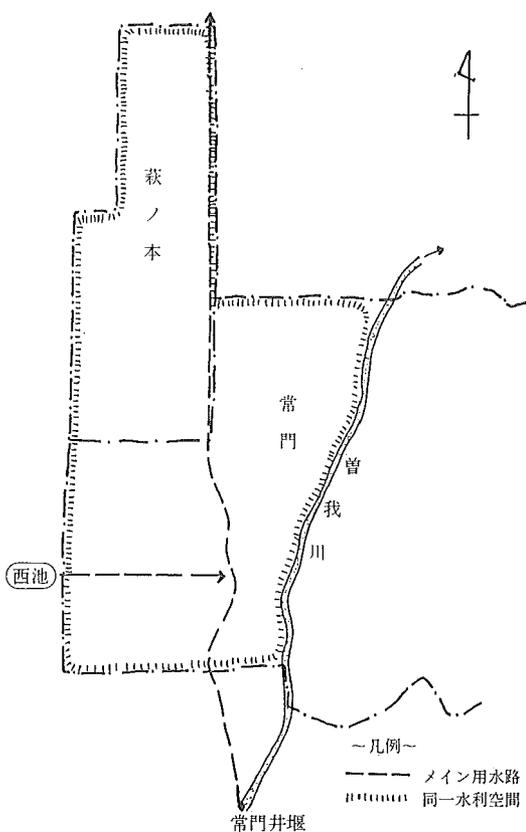
以上、文禄検地帳の分析から、近世初期において村落の内部構造に差があることが村落の完成度の差から明らかとなった。しかし、こういった結果はやはり経済的發展が著しく、政治的混乱の中で村落を再編成し、独立性の強い惣村を生みだした奈良盆地という歴史的基盤の上での産物であったことに疑う余地はなく、一定の条件下における村落の成立形態を示すものといえよう。

さて、以上のように個性的な村落がばらつきをもって存在している近世空間において、各村落は個々がばらばらの閉鎖的自給自足経済を維持したわけではなかった。中世の政治的混乱期に成立した惣村においても、村落の独立性は強化されつつも、その生活基盤は周辺村落との関係の中で維持されたのである。村落を構成する家々は村落の内部で共同し、その共同体としての村落は地域構成単位として、周辺村落と共同したのである。このような重層的共同体は近世を通じて完成され、この関係が今日に生きる私達の村落認識や地域認識に大きな影響を与えているものと考えられる。現代へと続く地域秩序の基盤は近世期に形成されていたのである。そこで、以下では村落間での連合体Ⅱ地域秩序がいかに形成されていたのかをみてみる。

本市は奈良盆地の南部に位置し、背後に山間部が迫っていることから、奈良盆地中央部の村落に比べると水利事情は良い状態ではあったが、それでもやはり水利関係は、近世の村落関係を知る上では最も重要な指標といえる。奈良盆地は相対的に雨量が少ないという自然的条件と、歴史的に古くから村落密度が高いという社会的条件が重なり合っており、水事情には深刻な問題が生じていた。また、本市をはじめ奈良盆地には一時期を除いて有力大名が存在せず、各村落の支配関係は複雑を極めていた。この結果、当地域では近世を通じて大規模な水利上の革新を実施することが困難な状況にあり、常に問題は村落側からによる対応を余儀なくされていた。このことは更にこの地域の村落連合の形態を複雑にし、その結果、村落の力関係による優劣、あるいは位置関係による優劣を生み、ひいては「水札」などというこの地域特有の水利慣行を生みだすまでに至ったのである。

以下では具体的な例を基に水利上からの村落秩序をみてみよう。

市域西部を北流する曾我川は、灌漑用河川としては重要な河川の一つである。曾我川からの用水を村落の主要用水としている村落は幾つか存在するが、ここでは、常門井堰、川西井堰、大井堰などの分析を中心にして村落連合



第2-31図 常門と萩ノ本の水利的關係

萩ノ本は常門に対して明らかに不利な立場に置かれていることがわかる。例えば、番水時は上流部より水の導入がおこなわれるが、常門と萩ノ本の水の配分割合は二対一である。なお水が余った場合は井司(イヅカサ)が水を配分する権限を持っていたが、この井司は常門側の井司であって、萩ノ本の井司は常門井堰の井司にはなれなかったのである。このことは、水利権上、萩ノ本は常門に対して従属的な存在であったことを示している。

このような結果が生じた原因は、やはり村落の歴史の中に求められる。常門と萩ノ本は明治に入って「一町」と称

の形態を明らかにしてゆきたい。

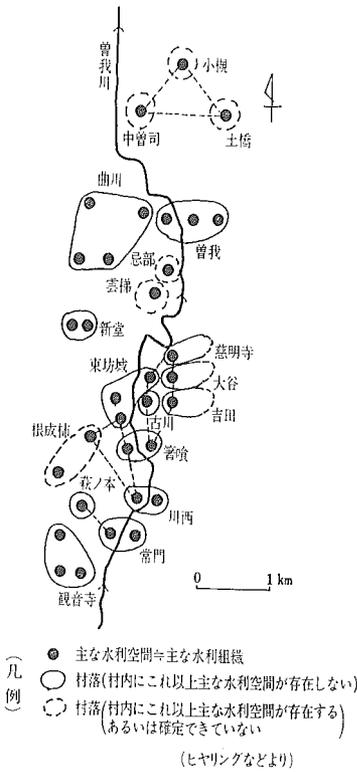
常門井堰は約三三町歩の水田を灌漑し、常門の曾我川より西部の水田にとっての中心的用水であった。また、常門井堰は常門のみの用水路ではなく、その西部に位置する萩ノ本においても主要用水路であった(第二三三圖)。ここに水利上の村落連合が成立するのである。そこで、この二村落のこの用水に対する水利権に注目してみると、

したごとく、寛永十六年（一六三九）に萩ノ本が分離独立するまでは一村落だったのである。すなわち、両村は本村分村の關係にあるわけで、このことを考慮すると、萩ノ本は政治的には独立した村落として公認されつつも、経済的基盤を支える絶対必要条件としての「水」を完全には独自のものとできずに、本村に従属的な位置に置かれていたといえる。また、常門の場合、主要用水源としてはこれ以外に、村東部を灌漑する山麓部の小溜池群と西部の西池があった。このため、水利組織も階層的に形成されている。水掛りの空間的広がりには自然的空間として形成される反面、水利組織は土地所有者による社会的集団であり、自然的空間と社会集団が個々の契機によって結びつきつつ、下位組織が上位組織にまとめられて、典型的な村落としての機能を生みだしているのである。

次に、川西井堰について考えてみよう。灌漑面積は約五〇町歩であり、川西・箸喰・東坊城・根成柿の各村落に水を供給している。各村落間に常門と萩ノ本のような本村分村關係はなく、対等な独立村落とみることができ、番水に關する規定を定めた元文元年の古文書によると村落間で複雑な規定が守られていたことがわかる。それによると、番水開始と同時にまず二昼夜・川西が、次に一昼夜・箸喰↓一昼夜・根成柿↓六昼夜・川西（その間に、常門の一部と東坊城へ）↓一昼夜・箸喰、根成柿というような時間と配水順位の規定がみえ、堰に必要な人手に關しては川西・箸喰の両村のみからだすことなどが決められており、用水に對する各村落の権利はまちまちである。

このような各村落間での水利權上の差が生じる原因としては、村落における川西井堰の重要度の違いが考えられる。すなわち、水掛り面積の広い村落ほど、あるいは村落内に占める川西井堰の比重が高いほど、その地位は高くなりうるのである。そして、この場合も水掛り空間は自然的空間であるが、水利組織は土地所有者間の社会的まとまりであり、それが村落内で統合されることによって水利權に對する村落レベルでの対応が可能となるのである。

川西に取水口がある大井堰は、箸喰・古川・吉田・大谷・東坊城・慈明寺の各村落に水を供給している。この井堰

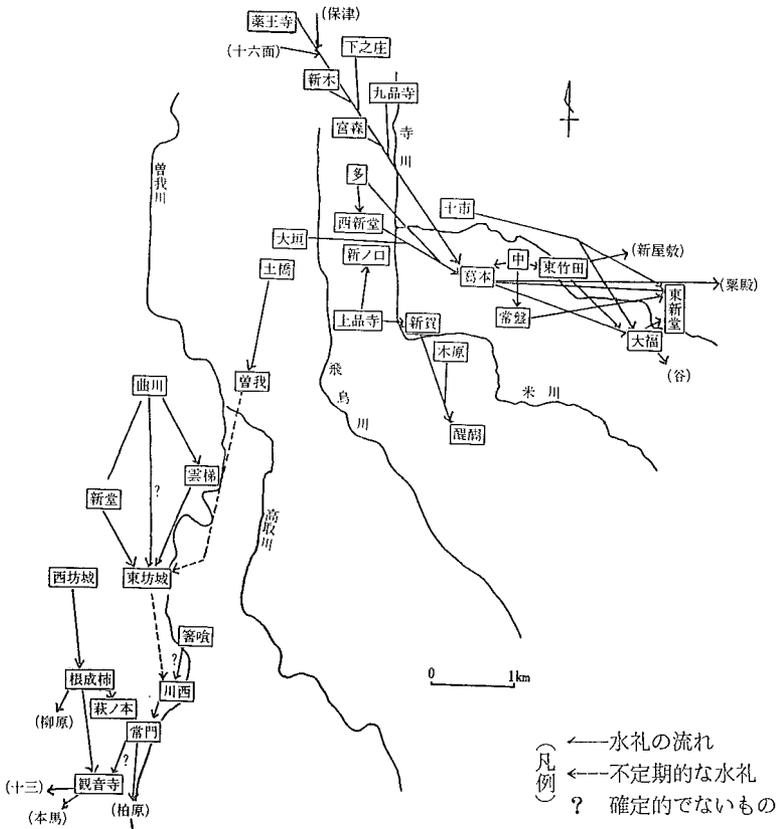


第2—33図 曾我川流域の水利秩序

曾我川流域を離れて葛本井堰の場合を考えてみよう。当井堰は大福にあり、灌漑面積は大福二五町・常盤五〇町・葛本六〇町・東竹田一〇町・中二〇町・十市七町の計一七二町に及んでいる。そしてこれらの村落の間には明らかに水利権上の差がみられるのである。大福・常盤・葛本・東竹田・中・十市の六村落の内、水利権をもっていたのは大福・常盤・葛本・東竹田の四村落で、そのうち大福は井堰の所在地として特別な地位を占め、水利費の負担もなく客水的な水利権を行使していた。一方、中・十市は水利権がなく余水を利用してはならない立場におかれていた。しかも「井堰あげ」の行事時には、これに参加する常盤や葛本のために費用をださねばならなかったのである。このように、葛本井堰による水利秩序は、特権的階級としての大福、水利権者としての常盤・葛本・東竹田、そして従属階級の中・十市といった三階級がみられたのである。このような水利秩序が形成された原因としては灌漑面積の大小のみならず、常盤・葛本・東竹田の三村落が幕府直轄領だったことを考慮するならば、その村落の支配者の優劣も水利権

上、大きなポイントとなっていることが考えられるのである。

以上、文献とききとりを中心にした水利空間の村落間秩序を分析した。用水は必然的に自然的にまとまった空間を形成するが、村落レベルでは土地所有者が水利空間毎に水利組織を形成し、それを村落が統合する形で水利の村落間秩序が作られてい



第2—34図 曾我川・寺川流域村落の水礼慣行

る。しかし、用水に対する村落間の条件の違いによって村落間の用水に対する水利権上の格差が生じてくる。

以上のようなことを考慮しつつ曾我川流域の水利的村落秩序を示したのが第二—三三図である。このような権利の差が水掛り面積に基づいた合理的な差であれば大きな問題は生じないであろうが、現実には村落間の歴史的立場や力関係によって意図的に決定されていたと考えられ、同一水利空間に属する村落間の関係が常に協力的・協調的な関係であったのではなく、一種の敵対関係の要素を含んだアンバランスな構造を示していた

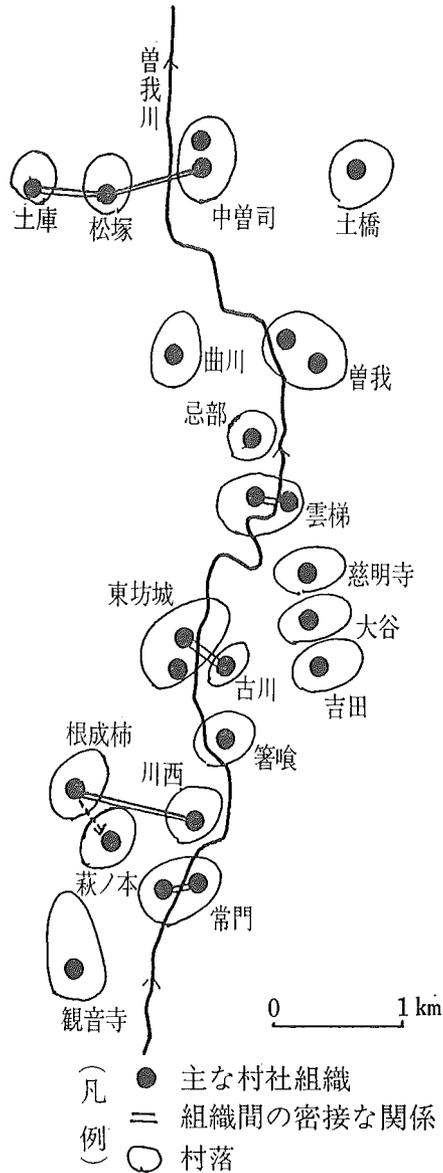
ものと考えられる。奈良盆地で広く分布する「水札」といった慣習は、こういった村落関係の具体化ともいえる。

第二―三四図は、曾我川と寺川周辺の村落について文献やヒヤリングを基に「水札」の流れを復元したものである。これら进行分析すると、水札にも幾つかのタイプがあることがわかる。形態的には、村落のすぐ上流の村落にだす場合と用水の中心的存在あるいは井堰所在村落へ水利空間を形成する村落がだす場合であり、また、毎年固定している場合と突発時にのみだす場合があるのである。このように、幾つかの水札のタイプが生じる背景としては、水札をだす側と受ける側の村落の間関係によって決定されるものといえよう。

水利に関連して形成された村落秩序は、生産の基本として非常に重要なまとまりを形成したが、水利空間が自然的まとまりであるのに対して、水利組織は人為的なものであったので、一つの村落が複数の水利空間に属することもあったし、水利空間毎に村落における重要度も異なり、村落内水利構造とも関連して非常に複雑かつ微妙な関係が形成されていたといえよう。

(二) 村 社 組 織

次に、村落を精神的に統合してゆく上で重要な、村落の精神的シンボルとしての神社について簡単にみてみる。近世の各村落には、村落の証とも呼ぶべき、村人の精神的よりどころとしての村社（氏神）が存在し、村社に対する村人の権利構造からの近世村落に対する歴史学的・社会学的アプローチは、村落社会研究の有力な方法として確立され、村落分類など多くの方面で応用されている。このように村社としての神社の存在意義を考えると、村落内に村社がなく連合していたり、村社と認識される神社が複数存在するような場合、あるいは村社以外に、郷社などと呼ばれる神社が存在し、二重的構造がみられる場合などは、村人の村落認識や地域認識にも何らかの影響が与えられるであろうし、村落構造自体にも注意をしなければならないといえよう。



(ヒヤリング、高市郡神社誌などより)

第2一35図 曾我川流域の村社組織

第二一三五図は、曾我川流域の各村落における神社組織としての精神的まとまりを示したものである。この図より、村落Ⅱ一村社といった基本的な図式が必ずしも一般的ではないという現実を知ることができよう。例えば、分村によって成立した村落の場合、本村と共同するか、新たに神社を獲得してこなければならなかった。萩ノ本の場合、寛永二年（一六二五）に隣村の根成柿にある天満宮四社の内、弁財天社を分社して導入することにより、村社を獲得している。また、吉田から分村した古川では、独自の村社を持つことはなく、隣接した東坊城内の一神社組織に加わ

ることである。一方、村落内に複数の村社を含む場合は、村落景観的にみると村内に複数の集落をもつ場合が多く、集落と神社の間にルーズな相関関係がみられる。このことは村落内の集落形成と神社が同時、もしくは深く関連しているものと考えられる。また、村社連合は、先に述べたように分村によっても生じるが、一般的な村落においても村落の歴史的背景と関連して存在している。例えば川西の場合は、村内に神社はなく、現在、鳥居のみが残っているが、宮座組織は存在し、しかもそれは根成柿の天満神社の組織なのである。これは、天満神社の口碑により、当社が川西より移転したことを知る時、その存在理由を理解できるのである。

以上、簡単に精神的村落秩序を形成する神社組織をみてみた。その結果、一村一社といったストレートな関係は少なく、各村落がその成立と歴史的経過の中で独特な精神的村落秩序を形成したこともわかり、水利をめぐる各村落の対応の仕方をもかなり共通することが明らかとなった。

(藤田 佳久・大鹿 寿)

第六節 商業集落の形成

一 集落機能の分類

以上のような近世を通じての所領の多様な推移と村落のかかわりの中で、村落の側も近世を通じ、経済活動に若干の変容がみられた。とくに近世中期から盆地中・南部一帯で田畑輪換方式に対応して綿作が普及するようになり、木綿業などの農家副業も活発化した。このような農家副業は、農閑期を中心にしたワラ加工や売薬など多様化する傾向

もみられた。

このような動きは農家の経済力を付加するとともに、それを背景として商品流通も活発化することになった。また、近世中期から伊勢参りや大和詣がさかんになり、西日本諸国から伊勢へ旅する人々も大和を経由する機会が増加し、旅行者も増加するようになった。こうした中で、盆地内の各地に商業的機能をもった集落もあらわれるようになり、本市もその例外ではなかった。

すでに中世末には寺内町として今井が計画的に配置され、それまでの一農村が一変したし、中街道と横大路が交叉する交通の要地である八木は街道町から宿場町さらに市場町の機能が付加され町場が形成されていたことは周知の通りである。このような町場の形成とその大きさは、その地域の経済発展のバロメーターになる。

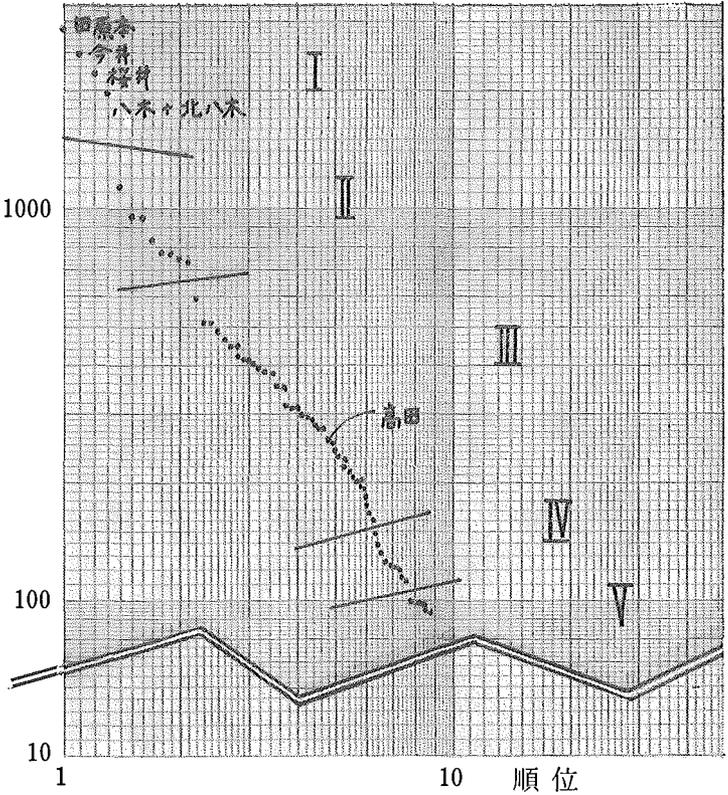
そこで、このような町場あるいは町場の集落を求め、さらにその機能についても明らかにしてみたい。

このような町場や町場の集落は中世末あるいは近世初期にその端緒をもつが、近世を通して内実を強めたり、逆に弱めたりした。しかし、それらを歴史編で扱っているように個別的には扱えても、一律的に把握するためにはデータを欠くため、きわめて困難である。

そこで、ここではまず明治初期のデータが盛り込まれている『大和国町誌集』のうち集落別データを用いて若干の分析を行なう。明治初期のデータではあるが、近世後期から幕末期の状況を読みとることができるとみてよい。

一般に都市の人口規模を順位別に一國あるいは地域単位で並べると、全体として、あるいはあるレベル毎に一定の傾向が存在することはシフ (Shuf) の法則として知られるようになった。この方法を当時の本市の範囲であてはめて検討してみる。当時、今井や八木を中心とした商圈は一定の広がりをもっていたとはいえ、桜井や田原本を呑み込む規模ではなく、その点ではほぼ本市の範囲程度の局地的な市場圏を形成していたことが考えられ、現在の本市の範囲

人口数

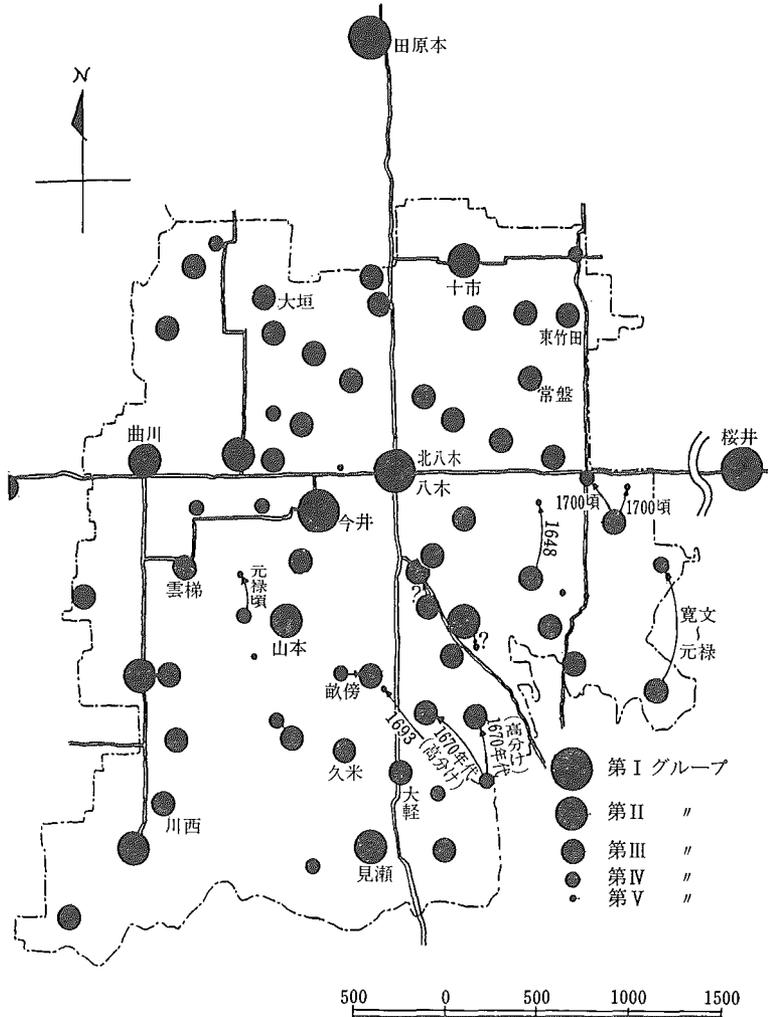


第2-36図 ランク=サイズグラフ (『大和国町村誌集』より作成)

内での検討は妥当性をもつものとみてよいからである。

そこで第二―三六図を作成した。同図は両対数目盛の座標の上に、人口規模の大きい順に集落を位置づけたもので、比較の意味で田原本と桜井の両集落を位置づけ、八木と北八木は実質的に集落が連坦していたことから両方をあわせた人口数で示した。

それによると、人口規模の並び方にいくつかの不連続面がみられ、段差となつてあらわれている。この段差は対数グラフ上にあらわれているため、実質的にはかなり大きい。こうして段差毎に一定の傾向性をもったい



『大和国町村誌集』『奈良県の地名』『橿原市史』より作成
 第2-37図 人口規模によるランク別集落分布

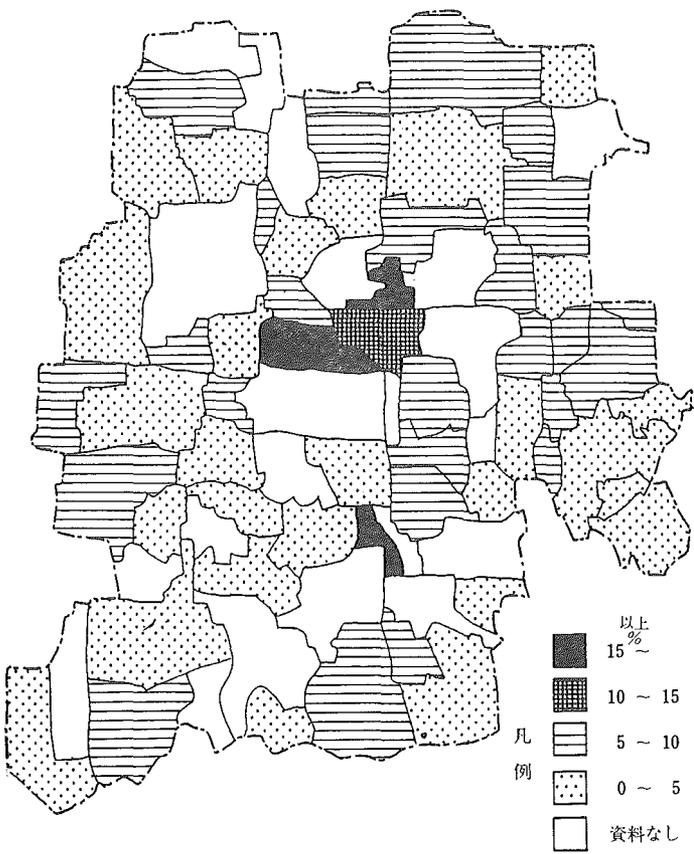
くつかのグループが得られ、グループ間には規模の差、さらにはそれぞれの集落の機能の差などが存在することがうかがわれる。そこでそこにあられた各グループを人口規模が大きい順に図中に表示したようにⅠからⅤに区分した。

こうして区分された各グループの集落を具体的に地図上に示したのが第二―三七図である。第Iグループは今井と八木であるが、今井の特殊性から両者をあわせて一つの核とみなせば、このレベルに匹敵するのは対象地域内にはなく、その外側の田原本と桜井しかない。大和高田はこの時期第三グループに属する小集落にすぎなかった。田原本、桜井とも今井、八木から一定距離を隔てて位置しており、一定の距離をもつこと、つまり周囲に一定の後背地をもつことによって初めて第一グループの集落が成立していたとみることができる。その点で、今井と八木は対象地域内の代表的な中心地であったということができる。

第IIグループには曾我、見瀬、飛驒、東坊城、十市、一、山本、曲川の各集落が該当する。第Iグループの集落を眺めると、対象地域内にはほぼ等間隔に分布する特徴がみられ、下部地域の核としてこれらの集落が分布し、機能しているようにみえる。しかも、いずれの集落も旧街道沿いに位置し、単なる農業集落ではなかったこともうかがわれる。

第IIIグループの各集落もかなり均等に分布し、第I、IIグループの集落の空隙部分をうまく埋める形で分布している。しかし、そのほとんどは、第IIグループとは異なり旧街道沿いに位置していない。農業集落のうちでも規模の大きい集落といえる。

それに対して、第IV、Vグループは、第II、第IIIグループの近傍に位置する分布傾向を示す。第IIIグループの太田市、大輦、南妙法寺、北妙法寺、忌部、畝傍、吉田、五井、西池尻、出合、和田、慈明寺の集落がそれで、第IIIグループまでの分布傾向とは異なり、農業集落からなる。第Vグループも同様であり、出垣内、下八釣、内膳、法花寺、栄和、上飛驒、南浦、寺田、大谷がその例で、集落規模はさらに小さくなり、近世期に分村により成立した集落も多い。



(『大和国町村誌集』より作成)

第2-38図 集落別宅地率の分布

しかし、以上のような人口規模の順位だけでは、個々の集落の機能までは判別できない。

そこで次に、同じく『大和国町村誌集』のデータを用い、宅地面積の比率から集落機能を求めるアプローチを試みてみる。

集落によって他集落の領域との間に多少の出作、入作の関係はあるが、一般的には各集落の領域内での宅地面積の比率が高くなればなるほど、耕地面積は少なくなり、他の生業への依存

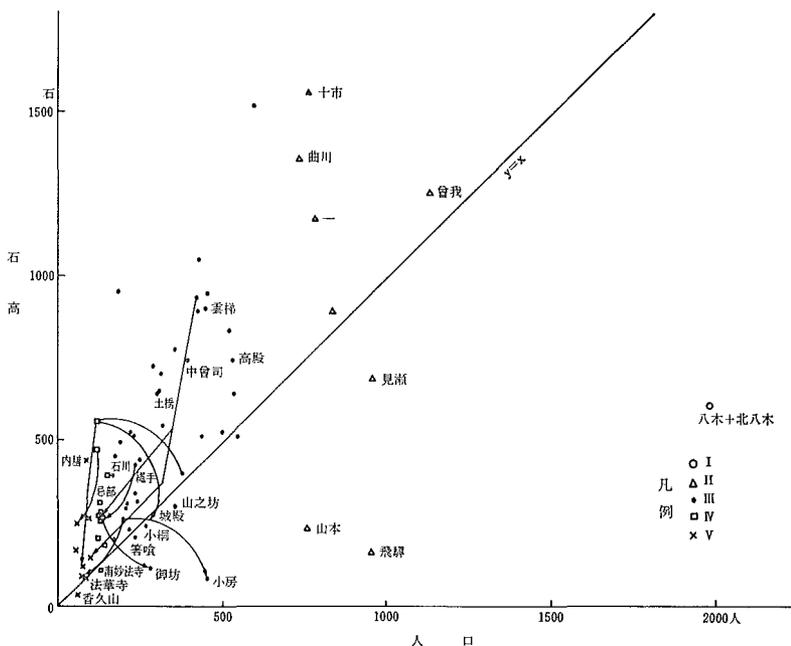
傾向が含まれることになる。そこで、各集落の宅地比率を求め、分布図として図示した。それが第二一三八図である。それによれば、宅地比率はほとんどが一〇%未満であるが、それが高い集落をみると、今井、八木、御坊で、うち

今井は三七・六%でトップ、次いで北八木が三三・五%と領域面積の三分の一を占め高率である。ただし、北八木を八木と一緒に示すと一八・一%に低下するが、この場合でも今井、御坊(二三・四%)に次いで第三位となる。ちなみに、田原本は二八%、桜井は一四%である。一〇%以上を占めるこれらの集落では町屋の占める比率が高く、町場的集落の特性をもっているとみなすことができる。ただし、御坊については、街道沿いに位置するが、親村が畝傍であることから、このような比率となつてあらわれたもので、領域の狭さの反映でもある。御坊をそのまま非農業集落とみなすことは出来ないが寺内町の性格をもっていることも知られている。親村である畝傍の宅地面積率が二%と最低値にあり、しかも他集落に比べてきわだつて低位であることも御坊の集落の性格をみる上で重要である。

前述の第一グループの今井、八木はこのデータからも文字通り町場的集落として位置づけることが出来る。第二グループの集落についてみると、見瀬五・二%、東坊城九・〇%、十市六・〇%、一六・〇%、曲川五・〇%となり、東坊城を除くと平均的な比率となる(それ以外はデータ欠)。また、下位グループである第Vグループの集落についてみると、出垣内六・〇%、下八釣六・〇%、内膳四・〇%、法花寺七・〇%、栄和五・六%、寺田九・〇%、大谷五・〇%となり、寺田を除くとこのグループの集落も平均的である。しかし、この寺田も慈明寺の分村であり、慈明寺が四・〇%であることからすれば、寺田は分村として領域の狭さを反映したものである。

以上からみれば、宅地比率は一〇%以上を占める集落以外は必ずしも集落機能をはっきり示すものではないことがわかる。これは農外就業の多くが、多くの農業集落では農家の副業として農家兼業の形態をとるケースが多かったことによる。結果的には、今井と八木が非農業的集落の性格が強いことが浮かび上がった。

そこで、『天保郷帳』を用い、集落別の石高と人口を用いて両者の関係から検討する。『天保郷帳』に記載された石高は、実際の各集落の生産高を示すものとは考えられないが、全体としての傾向をうかがい知ることが出来る。

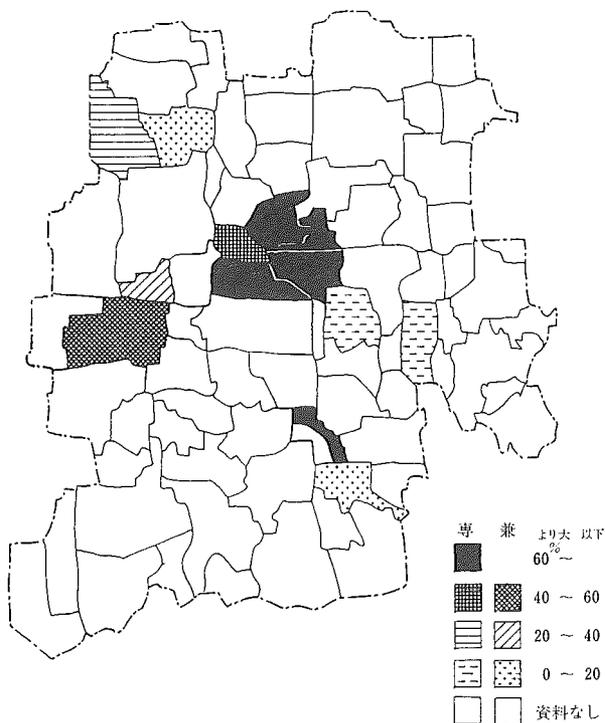


第2—39図 各集落の人口（明治14年）と石高の階級別相関図

第二—三九図は縦軸に石高、横軸にはやや時間的にはズレるが、『大和国町村誌集』の人口をとり、各集落の位置づけを行なった。図中の実線は一人当り一石という自給ラインを意味している。したがって、この実線より右方に位置する集落ほど農業的に自給できず、其外の生業の存在がうかがえるが全体としては右上りの正の相関関係を示すとともに、実線よりも上方に位置する集落が多く、農業的集落が卓越している。特に集落の人口規模が小さくなるほどその傾向は強くみられる。ところで、同図中の各集落は人口規模に対応した第I〜Vグループ別に示してある。それによれば、第Iグループに属する今井と八木は実線からもっとも離れ、右方に位置し、人口に対応した石高のレベルにははるかに及ばないことを示している。これにより、両集落は一部に農家を含みながらも、そのウェイトはきわめて低い点に特徴があり、後述する商家率からみても、商業的集落とし

て位置づけることができる。

第IIグループはかなり上下幅のバランスが大きい点に特徴がある。実線より上方の集落は石高もきわだって多く、大規模な農村といえるのに対し、下方の集落は非農業的特徴を有しているといえる。たとえば、見瀬の場合、「家職人取調名前書上帳」(旧市史)によれば、五五軒の商工業者がみられ、木綿栽培を背景とした二一軒の織屋を最多と



(『大和国町村誌集』より作成)

第2-40図 近世における商家率の分布

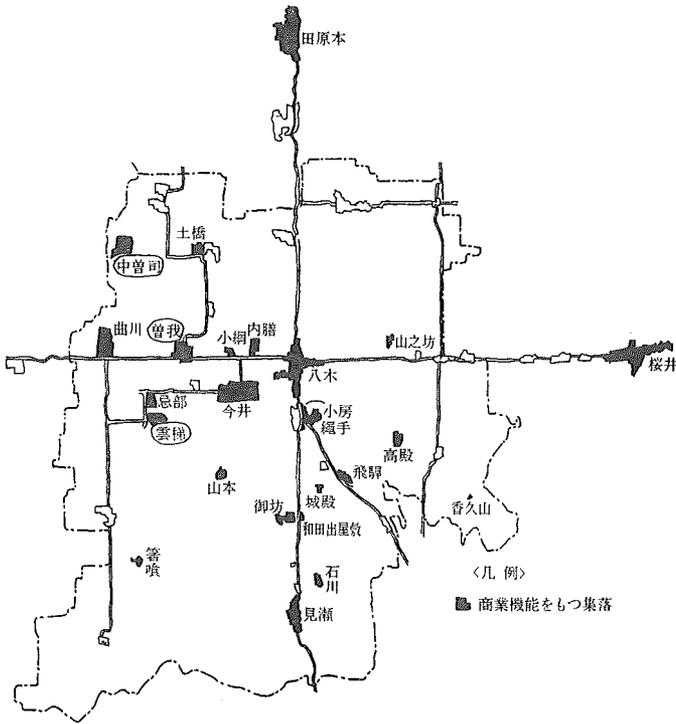
し、道具屋、紺屋、米屋、荒物屋、大工職など二二三の業種が記されている。第IIIグループになるとそのほとんどは実線より上位に位置し、農業集落の性格が強いが、下位に位置する小房(近世末に独立)、御坊、山之坊、城殿、小綱、箸喰などは非農業的性格をその一部に有しているといえる。小規模な農家副業の存在によるものである。

第IV、Vグループはほとんど農業集落とみてよい。

こうして、幕末から明治初期にかけての本市における集落の機能の分類が

できるようになった。

そこで最後にそれを具体的なデータで補ってみる。それが第二一四〇図である。これは前述の『大和国町村誌集』



第2—41図 商業集落配置図(明治前期)

のうちから、個々の集落の商家率を示したものである。今井や八木、御坊などは六〇%を越え、前掲図の相関図のうち、実線より上方に位置する集落の中にも商家を有する集落もある。大規模な農業集落にはそのような部分も内包していたことがわかる。そしてそれらのいずれもが街道沿いに立地しており、商工業を有する集落の立地条件が示される。

こうして、第I〜IIIグループの中にそのような非農業的部分を含む集落が存在すること、しかもそれらは今井と八木を中心にして一定の距離を保って均等的な分布を示し、住民への商工業サービスが一定のサービス空間をもつ形での原理がみられることがわかった。それを整理すると

次のようになる。

商工業集落 人口も多く、自給するだけの耕地をもたない。今井、八木。

街村型商工業集落 農業を主とする集落も多く、商業集落とはいいがたい。街道沿いであって、大商工業集落を補完する距離に位置する。曲川、見瀬など。

農村的商業集落 農村の中で商業を営む農家がみられる集落。街道沿いではなく、商工業集落と街村的商工業集落を末端で補完する集落。中曾司、山本、高殿など。

以上を分布図として示すと第二―四一図のようになる。全体的に散在的な分布に大きな特徴がみられる。

二 今井と八木

以上から、商工業集落として幕末から明治初期において今井と八木がきわだった存在であったことが明らかになった。

そこで、ここでは両者の歴史的展開については歴史編にゆだね、両集落のもつ地域的機能に限って簡潔に検討する。

(一) 今井

今井郷と呼ばれていた農村が都市的な町場を形成するようになったのは、天文年間に今井兵部卿豊寿がここに住みついてからのこととされる。その契機は一向宗本願寺の道場建設にあった。中世を通して興福寺の勢力下にあった奈良盆地に一向宗は容易に流布しなかったが、吉野川流域の下市と上市に拠点が出来ると、竜門山地を北上し、盆地南部へも浸透するようになり、その拠点に今井が選ばれたためである。隣接する八木村を横目にみて、本願寺の保護の

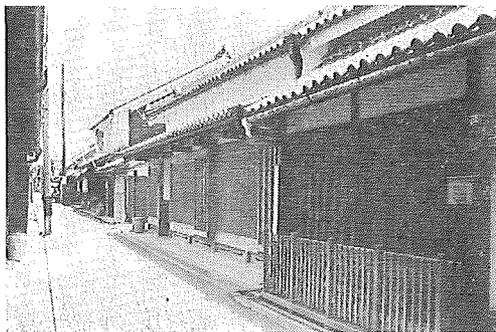
下で、集まった門徒や商人らは大坂や堺をモデルとした町づくりを行なった。町はいくつかに町割され、外周りを濠でかこんだ。寺内町の成立である。町は自治的に運営されたが、当時は農村部においても集村化がすすみ、中には自検断としての自治的機能をもつ惣村も成立していたことからすれば、今井ではそれがより明確に確立されたというところであろう。町内住民が相互に守るべき多くの事項は、この町を今日まで継承させてきた基本になったともいわれる。

こうして今井は、一部に農地を有しながらも町屋の集落として成立し、発展することになった。

『多聞院日記』によれば、戦国末から織豊期にかけて、米穀、繰綿、綿布、味噌、醤油、油などの取引が活発であり、大和一円にその商圏は広がっていた。地元産の原材料を加工し、商品として流通させる商業資本が発展しその基礎がつくられ、榭屋、八条屋のような屋号をもつ商人がみられ、町屋が形成された。それゆえ、天正期の信長による今井への攻撃も大坂と同様の扱いを受け、商業機能は温存された。

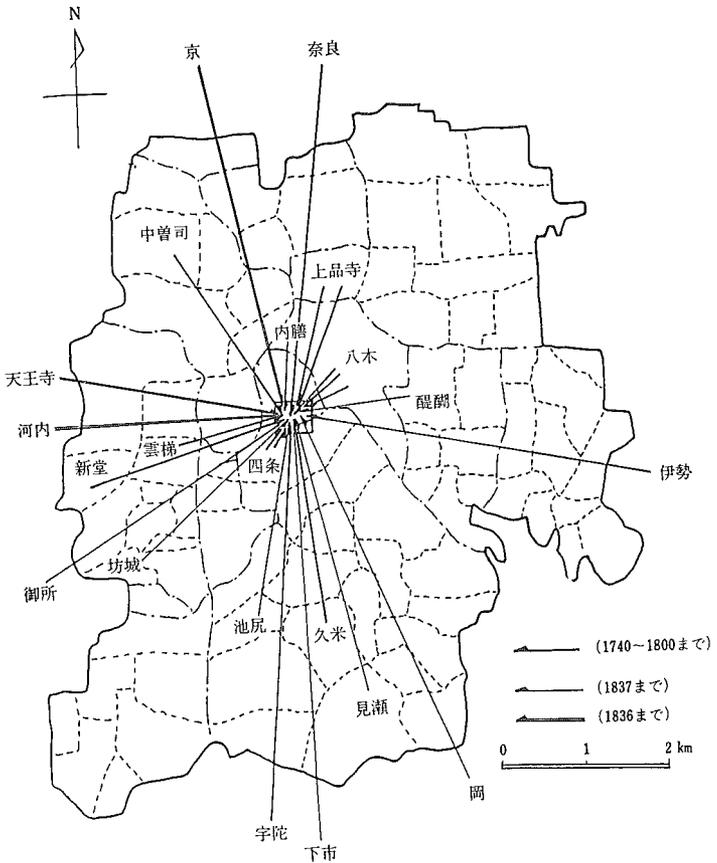
文禄四年の検地によれば、「田畠合拾式町四反七畝七歩、…居屋敷合八町三反八畝貳拾八歩半…」とあり、屋敷面積は四割を占める。人口は四千人ほど、当時すでにかなりの町場を形成していたことがわかる。

江戸時代に入ってもこの繁栄はつづいた。町場のうち、借家人が過半を占めたことも、町場としての性格を裏付けることができる。そしてこれらの繁栄は、周辺地域から商人や商人をめざして入り込んできたエネルギーによっ



並町の古い今井 写真

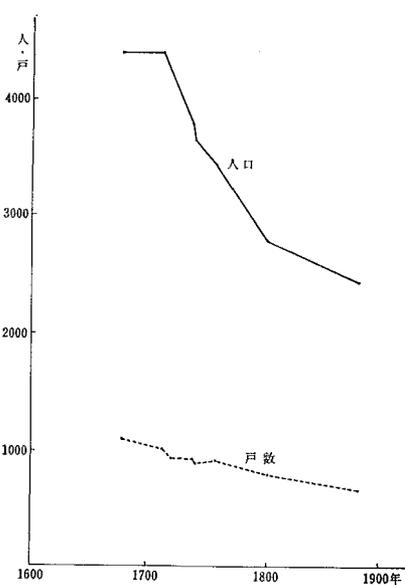
近畿への広がりもみられる。今井は近世後期にやや衰退傾向を示すが、その中でもなおこのような広域からの資本集



第2-42図 今井北町への商家の転入
 (『今井町絵図集成』北町屋敷台帳より作成) (1837)
 (『今井町絵図集成』今井領田畑台帳より作成) (1740~1800)
 (今井春日社の銘より作成) (1836)

ても支えられた。

第二―四二図はやや時代は下るが、近世後期に今井北町へ転入してきた商家の転入先を判明分について示したものである。その多くは現在の市域内からの転入であり、今井がこの地域の中心地であったことを物語るだけでなく、宇陀、下市、岡、御所などこの周辺地域、さらに伊勢、河内、天王寺、京など畿内から



(『今井町史』より作成)

第2—43図 今井町の人口・戸数の変化

御事」とあり、とくに近世前半は今井が繁栄のピークにあったこと、商圏は吉野川流域から大和高原にまで及び、綿類については遠く関東地方まで取引があったこと、そして町中では銀札が出まわり、取引が活況を呈していたことがわかる。

しかし、同史料末には、その繁栄にかけりが見えはじめたこともわかる。実際、今井の人口と戸数は第二―四三図に示すように、一八世紀に入ると減少傾向を示して、人口は四千人台を切り、さらに一九世紀には三千人台さえ切っている。明らかに前掲文書が指摘した衰退傾向が裏付けられる。

これは宝永四年に銀札の使用が禁止されたこともあるが、天領の治政下が多かった今井にとって、経済活動が強く規制されたためとは考えにくい。むしろ、近世の安定期を迎え、それ自体が各藩によって生み出された各城下町の内

積をみた点に今井の商業力の強さをうかがい知ることが出来る。そして、このような商人の転入先の広がりや商圏の広さを裏付けることにもなったといえる。

今西家の史料によれば、「寛文年中ヨリ宝永年中迄者、銀札多通用仕、米穀ハ吉野郡下市・上市・五條ヨリ銀子持参仕、買ニ参、味噌・醤油・酒・油之類、東山中重ニ引請、二里・三里四方江商売仕候、繰綿並古手・木綿類、武州・相州其外国々江送出シ辺土之場所ナガラ三四拾年前迄ハ、殊之外繁盛仕候

的充実の中で、今井が相対化されたこと、また幕藩体制下での地域経済の自給化が強い原理の中で、畿内は広域が天領下にあり、経済活動が広域化の中で、内陸にあって水運の便に欠ける今井の地理的位置が相対的に悪くなったことがその背景にあったとみることが妥当であろう。そしてまた、近世前期に資本蓄積を実現した今井の商人達は、現業的部門から金融資本へ転換し、資金運用に主力を置くようになった面も大きな影響を与えたといえよう。大名に資金を貸与するケースもみられ、吉野の山林へ投資する商人もあらわれた。このような動きは当然今井における商業労働力需要を縮小する形であらわれ、雇用力を失った今井の人口が次第に減少する結果となったものであろうと考えられる。

このような現業的部分は、街道沿いにおいて近世中期以降、街道町として発展する八木がもっぱら集積するようになった。今井と八木はいずれも商業機能が卓越するが、近世中期からは両集落間に機能分化がみられるようになったことも指摘出来る。

(二) 八 木

八木は条里の基準線といわれる下ツ道（近世には中街道）と横大路の交点に位置し、古代においても小規模ながら集落が成立していたのではないかと考えられている。

『大乘院寺社雑事記』には矢木座の名称がみられ、また同記の文明十八年十一月九日の条には「自十三日至来月十三日矢木市ニ毎日市ヲ可立之由、在々所々ニ札立之、自国・他国可立云々、越智弾正・岸田申合津料可取之云々、數百間ノ屋形打之云々」とあり、立地条件のすぐれたこの場所に着目した越智氏が積極的に市を開設したこと、また市が連続して開催出来るほど人々の往来も多く、この一帯の農村における経済力も上昇しつつあったことをうかがわせる。



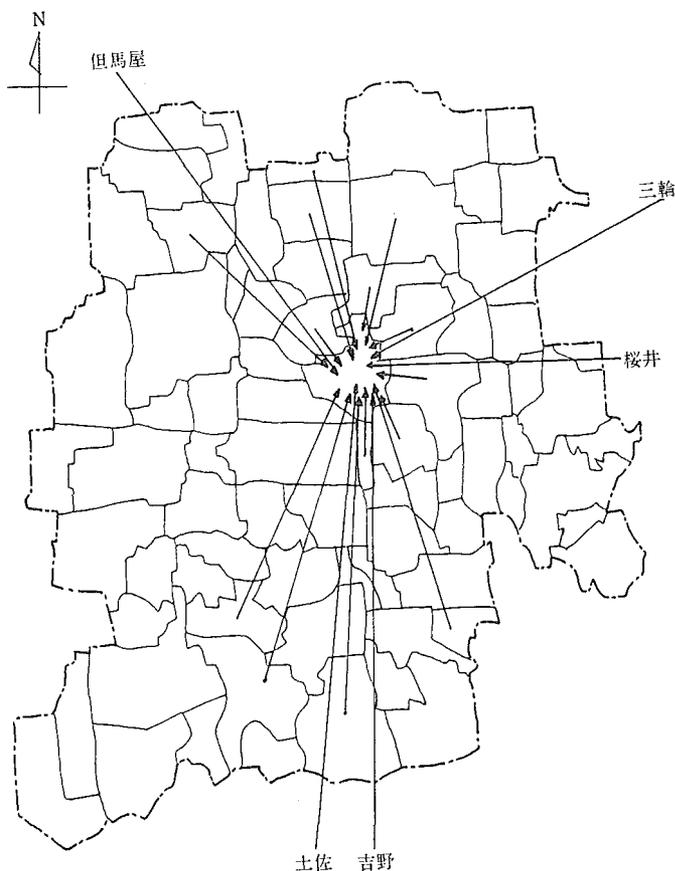
写真 八木の古い街並み～札の辻を中心に

しかし、この八木は横大路をはさんで北側の北八木が十市郡、南側の南八木が高市郡になっていたことからわかるように、中世末にはいくつかの土豪勢力の境界域にもなり、たびたび焼かれたりした。しかし、立地条件のよいことからそのたびに復興し、環濠をめぐらしている。明応二年四月には十市氏によって焼かれている。しかし、「宗長手記」の書かれた時期には「翌日橋寺一見して、大和の府八木に一宿」とあるように、宿屋を含め、短期間に八木が復興したことがわかる。

天正十四年の「興福寺領四条領検地帳」によれば、八木住民の出作もみられ、八木の住民は街道に依存しながらも農業を兼業しており、中世末から近世初期にかけての八木は農商間に分化がまだみられなかったということが出来る。

近世に入ると争乱もなく、八木は安定した発展の基盤をつくることになる。街道沿いの町並みはほぼ連続していたが、北八木（石高一二石二石三斗三升）は郡山藩の本多内記、南八木（四六五石）は高取藩植村出羽守に属し、元禄期に北八木は天領になっている。それゆえ、八木を全体として同時期に统一的に把握することは困難であるが、人口はほぼ千人前後で推移したものとと思われる。

近世中期以降になると、吉野、高野詣や西国三十三ヶ所巡礼の大和巡りや伊勢参りの人々が全国からも訪れるようになり、人々の往来が多くなった八木も街道町として栄えるようになった。初の本格的な大和の旅行記といえる貝原益軒の『和州巡覧記』によれば、八木は次のように紹介されている。



第2-44図 八木における屋号からみた転入先の分布

「八木 町あり。郡山よりすぐにこれに通る中通あり。四里半有。其間に田原本と云町あり。郡山より田原本へ三里、田原本より八木へ一里半有。馬駅也。是より今井へ八町あり。八木の町中より大坂へ行道有。八木より高田へ一

里、高田より立田へ行也。又八木より土佐へゆくは吉野への大道有」

八木が町場の集落であり、諸街道の拠点として盆地南部の地理的な核の位置を占めていたことがわかる。それに対して、今井については「広き町也。富人多し。大和の国中にて豊饒なる所也。道の西、五町にあり。千家道と云。是より大坂へ行道あり」と記され、この段階で今井は資本蓄積を終えた豊かな状況が知られる。

また、『西国名所図会』に

よれば「八木の町の札の辻は：晴雨暑寒をいとわず。平生に旅人間断なく：此辺いづれも旅駕屋にて：所謂近隣において繁花なり」と記され、その賑わいぶりが絵入りで紹介されている。文中の札の辻は中ツ道と横大路の交差点の部分といい、八木のまさに核心部分である。

幕末の文政二年における南八木村と天保十三年の北八木村における「諸色直下げ御請書」に記されている職種は三七に及ぶ。

当時の商店の屋号から判断すると、商人の出身地の一端をうかがい知ることが出来る。第二―四四図はそれを分布図として示したものである。それによればそのほとんどは現在の樫原市内の出身者であり、市域外も吉野の一例外を除くとほとんどが市域の隣接地に限られている点に特徴がある。このことは、八木の商人がほとんど近在農村の出身者によって営まれたことを示し、したがって、八木の商圏もほぼこの範囲に留まっていたことがわかる。また、データ数に問題はあるが、西側には今井、東側には桜井が存在するためか、八木への関係圏は八木を中心に南北軸の方向にあり、横大路の方向よりは中ツ道の方向に広がりをもせていたことがわかるのも興味深い。

㊦ 今井と八木

ところで、『大和巡覧記』中に、八木と今井の間の距離は八町と、わずかであることを示しているように、両方の町場集落はあまりに近接して存在した。自然発生的集落ならば考えられないことである。これは今井町が寺内町として計画的に配置されたことによるものである。しかも今井は中世末から近世初期の段階でその経済力が熟したのに対して、八木は市の開設から出発し、街道の交叉点としてのすぐれた位置がベースになって、近世中期以降活況を呈すことになった。

このように両方の町場は近接した位置にありながら、相互にそれぞれ独自の発展契機と発展経過をもった。それが

両方の町場の機能に相違をもたらし、共存させることになったものと考えられる。

両者の機能分担は、今井が次第に金融資本の町へ転換していったのに対して、八木が街道町としての機能を強めながら、近郷の日常的な中心地として熟していった点に最もはっきりみられる。それは商業の業種にもあらわれ、前述したように商圏の大きさや広がり方にもあらわれている。

第二―一八表は幕末における北八木、南八木、今井における商工業の業種を一覧表として示したものである。それによれば、北八木が二八種、南八木が三〇種、今井が四六種で今井の業種がかなり多く、多様性に富んでおり、その分だけより広域的な中心性を有していたことがうかがわれる。しかも、その業種を比較すると、北八木と南八木ではそのうち大半の二二業種が共通してみられ、その点から、北八木と南八木はほとんど同質で類似した業種構成を示し、ほとんど同一の機能を有する町場であったのに対し、今井については、北八木および南八木と共通する業種は四六種中一四種にしかすぎないことである。この点に今井が八木とは機能の上から大きく異なっていることがわかる。

そこで具体的な業種内容をみると、北八木と南八木は、旅宿屋や茶屋など今井にみられない街道筋の機能をはっきり示す業種のほかは、日常生活に不可欠な日用品を中心とした商店と加工業から大部分が成り立っているのに対して、今井ではそのような業種は少なく、付加価値の高い工芸品や買廻り品を扱う専門店化した業種が多い。しかも、その中に質屋、古物商、両替屋など金融業がみられる点に特徴がある。このような業種構成は、幕末においてもなお今井が近郷の村々だけでなく、盆地南部から大和一円にかけて広い商圏を擁していたことを示すものである。

しかし、明治維新は大名へ多くの資金を貸与していたとされる今井の大商人に大きな打撃を与え、明治中期以降の鉄道建設の中で駅の建設を回避した今井は、その位置的条件を悪化させることになった。それに対して、八木も敵傍駅が出来たとはいえ、それが町を著しく発展させたわけではなかった。八木が発展ぶりを示すのは、戦後の高度経済

成長期以降のことであり、それも八木の町並みの外側の部分であった。その結果、今井、八木とも今日まで近世の建物を多く温存させることになり、その近世的景観が観光資源として、また文化的資源として脚光を浴び、新たな局面を迎えた時代になっている。

(藤田 佳久・三好津代司)

